

49—R008

総合貿易情報システム調査報告書(Ⅲ)

昭和 50 年 3 月



財団法人 日本情報処理開発センター

この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて昭和49年度に実施した「昭和49年度情報流通のシステム化に関する調査研究補助事業」の一環としてとりまとめたものであります。

序

貿易業務の簡易化と貿易情報の経営における総合的な活用を目的にコンピュータを中心とした情報システム形成上の問題について昭和47年度より当財団に総合貿易情報システム調査委員会（COTIS）を設け、国連ヨーロッパ経済委員会（ECE）を初め海外貿易関係機関との情報交換を行ないながら調査研究を進めております。

本報告書は昭和49年度に実施いたしました調査研究の成果をとりまとめたものであります。ここに本報告書のとりまとめにご尽力頂いた委員各位に心より感謝の意を表しますとともに、本報告書が広く各方面に利用され、わが国の情報処理の発展に資することを念願する次第であります。

もとより、本報告書に盛り込まれた内容は調査研究の一部であり、とくに調査研究の過程で収集された内外の資料については、紙数の関係から、十分に掲載することも出来ず、本報告書を掘下げてご利用されるむきは併せてこれらの資料もご利用いただければ幸甚に存じます。

昭和50年3月

財団法人 日本情報処理開発センター

副会長 斎藤 有

総合貿易情報システム調査委員会構成

(五十音順 敬称略)

委員長	鈴木正美	日本商工会議所常務理事
委員	石原尚久	日本貿易振興会企画部長
	伊藤栄一	情報処理振興事業協会理事
	伊藤 皇	大蔵省関税局監査専門官
	梅本章夫	㈱東京銀行事務管理部次長
	尾島 敏	通商産業省貿易局輸出課長
	小畑敏夫	日本船主協会業務部長
	小宅庸夫	外務省経済局国際経済第1課長
	功力喜久男	日本貿易会企画調査部長
	古賀憲介	新日本製鉄㈱情報システム部長
	小林永門	松下電器産業㈱東京支社次長
	児玉幸治	通商産業省機械情報産業局情報処理振興課長
	小松彝三	国際電信電話㈱総合開発センターデータ通信開発担当部長
	近藤時彦	日本国際航空貨物輸送業者協会事務局次長
	坂江正明	㈱三菱銀行外国業務部副部長
	桜井達郎	三菱商事㈱情報開発室長
	芝辻正一	三井物産㈱システム管理部長代理総合企画室長
	高見玄一郎	港湾経済研究所所長
	田中勇一	東京海上火災保険㈱貨物業務部次長
	辻岡 健	日本電信電話公社データ通信本部総括部調査役
	松田季彦	富士通㈱システム部長
	三浦武雄	㈱日立製作所システム開発研究所長
	水野幸男	日本電気㈱基本ソフトウェア開発本部長
	山口孝明	日本航空㈱貨物郵便運送部調査役
	山本康二	通商産業省貿易局輸入課長
吉田 剛	(財)日本情報処理開発センター専務理事	
事務局	財団法人	日本情報処理開発センター総務部調査課

総合貿易情報システム調査専門委員会構成

(五十音順 敬称略)

専門委員長	水 野 幸 男	日本電気㈱基本ソフトウェア開発本部長
委 員	秋 草 直 之	富士通㈱第三システム部第二システム課長
	伊 藤 昭	日本郵船㈱情報システム室チームリーダー
	上 条 史 彦	情報処理振興事業協会開発振興部長
	電 井 慶 紀	三井情報開発㈱社会システム事業本部応用 システム部関連事業課長
	北 野 睦 郎	山下新日本汽船㈱情報システム部次長
	小 林 正 和	通商産業省機械情報産業局情報処理振興課
	斉 藤 彰 夫	東京芝浦電気㈱総合営業部企画情報機器システム 担当部長
	柴 崎 敏 也	通商産業省機械情報産業局情報処理振興課
	酒 井 一 郎	日本電気㈱情報処理市場製品計画本部市場 計画課長
	鈴 木 一 男	大蔵省関税局参事官室統括審査官
	鈴 木 秀 郎	日本郵船㈱情報システム室次長
	塚 本 昭	国際電信電話㈱データ通信開発室調査役
	長 尾 正 和	東京海上火災保険㈱システム部事務能率課
	永 吉 恭 二	㈱東京銀行事務管理部開発第二課長
	南 谷 克 秀	通商産業省貿易局輸入課
	猫 本 春 雄	㈱三菱銀行 外国為替事務合理化グループ 調査役
	藤 田 治 孝	日本航空㈱情報システム部計画課
	儘 田 清	通商産業省貿易局輸出課
	宮 崎 敦 夫	㈱日立製作所ソフトウェア工場電々システムグルー プ
	市 川 隆	財団法人 日本情報処理開発センター総務部 調査課長

総 目 次

はじめに

第1部 海外における貿易情報システム化の動向

1 序 論	1
2 国際貿易におけるメッセージ交換の規準	1
3 チェック・ディジットの研究	3 4
4 通貨コードの標準化	5 3

第2部 輸入貨物及び輸入通関業務フローに関する実態調査

1 総 論	7 9
2 ランディング・パッケージ	9 8
3 カスタムズ・パッケージ	1 3 7
4 デリバリー・パッケージ	1 5 4
5 ま と め	1 7 4

第3部 貿易決済業務の情報フロー分析

1 貿易における外国為替銀行の役割	1 8 0
2 外国為替銀行を中心とした貿易業務フローの現状分析	1 8 3
3 外国為替業務のシステム化	2 0 4

第3部 資 料 編

1 業務分析	2 1 1
2 帳票分析	2 8 9

はじめに

貿易情報のシステム化は、日本国内はもちろんのこと、海外諸国においても積極的に推進している最も重要な問題の1つとなっている。

年々拡大の一途をたどる国際貿易は、IMFの統計によると、1973年の世界の輸出5,100億ドル、輸入5,210億ドルに達し、5年前の1969年に比べ、3.4倍と急激である。わが国の場合は、1973年輸出369億ドル、輸入383億ドルで、同様に1969年対比では2.4倍となっており、世界の中で占める割合も、5年前の6.2%から7.2%と増加を示し、国際貿易において重要な役割を担いつつあるといえよう。

このような貿易量の増大は、取引業務の増加や多様化・複雑化をうながしており、同様に、物資流通の面においても、迅速化や輸送手段の合理化を要請し、コンテナ化、カーゴターミナルの設置、高速で大量の物資を輸送するためのコンテナ船やジャンボ機の登場などである。

このような状況のもとで、従来の法律・制度・商慣習などに拘束される貿易手続の面において、必ずしも最適なものとは言えなくなってきたため、国際的に合理化すべき問題として提起された。国連欧州経済委員会では、貿易手続簡易化事業として取上げ、専門の部会を設置して、貿易関係書類の標準化を始め、各種コード、貿易メッセージの伝送のためのルールなど各種の問題について検討を行なっている。

当財団に設置されている「総合貿易情報システム調査委員会(COTIS)」は、昭和47年5月に発足以来、貿易情報の円滑な流通と効率的な利用を目的にシステム化の問題について、精力的に調査研究を進めている。

上記の目的とするところの貿易情報システム化では、次にあげるシステム形成の一環としても考えられる。

① 貿易関係企業が指向する経営情報システムにおいて、オペレーショナル情

報としてまた、プランニング情報として、貿易情報を有効に活用するためのシステム。

- ② 国内における商取引および物質流通のための社会システムの中核としての総合的な貿易情報システム。
- ③ 国際的に通信回線または媒体を介して、相互交換される貿易情報を処理提供する情報システム。

COTISでは、これらのシステムのために、貿易情報を最も有効に活用する機能として、貿易情報データベース構想を提案した。

データベースは、公共性があり、利用度の高いデータや情報を、コンピュータ・ファイルに蓄積しておき、随時需要者の希望により生データまたは、ソフトウェアによりデータを加工して提供サービスする機能である。

一方、貿易の商取引において、扱われるデータや情報は、多種多様であるが、荷主・品名・数量・金額・送先などのデータは、注文書、船荷証券、信用状、保険証券等の多数の書類作成において、また、商社、代理店、運送会社、保険会社、税関、銀行等の事業体において、ほとんど共通に使用される。

現実的な貿易情報の使用実態とデータベースの機能を結びつけた、貿易情報データベースが実用化される素地は、エアカーゴ・ターミナル、カーゴ・フレート・ステーション等に見出すことができる。貨物の集荷・配送を集中処理するために物理的な場所の提供とともに取引、書類手続および貨物の現状を把握し、作業指令・管理を行なうため、情報処理センターを併置するものである。情報処理センターには、データベースとデータ処理の両機能を持たせるのが一般である。

ここで、カーゴ・ターミナルが地域的に設置され、機能も周辺の地域に限られるが、情報処理センターは、企業活動の範囲や国際的な規模を有するシステムとなる。地域的センターを全国的なネットワークとして通信回線を介して結合

される。

COTISが検討する方向として、次の3つの問題があげられる。

第1は、総合貿易情報システムのコンセプトの検討である。貿易情報を処理するシステムを、1つの事業体の枠を越え業務の流れに沿い、複数の業種・事業体を結びつけるシステムを形成することが可能か。

貿易手続合理化という大目的からのニーズが唱えられ、また、観念的に需要が見込まれていながらも、システム化を困難にする重要な問題が存在する。貿易情報をデータベースにより一元化するためには、現在の法律、制度、取引慣習、各国の事情などで多くの改変を要する点を多数生じよう。また、一元化されたことにより、手続の合理化が相当に進展することが予想される。この場合、特定業種、中小規模企業に不利益なシワ寄せが集中してはならない。さらには、総合システムに結合される事業体の個別システムの独立性を確保することも考慮されなければならない。

総合システムのコンセプトの設計にあたっては、プラス面ばかりでなく、現状で想定されるマイナス要件について、十分に明確に把握することが緊要である。

第2には、国際的な貿易情報システム化の実態と動向の把握である。貿易情報システムは、国内の諸社会システムと密接な関連をもつことはもちろんのこと、海外諸国における貿易情報システム化に関する情報を把握し、国際的に協調するシステム化を行なっていく必要がある。

また、国連、ISOを始め各種の国際機関においても貿易手続簡易化に関して、国際的に標準化や各種ルールの討議が行なわれている。常時これらの動きをとらえ、わが国のシステム化に反映していくとともに、わが国事情による意見を積極的に提出していくようにする必要がある。

第3は、貿易情報システムに関連する情報処理技術の研究である。現在、研

究されている問題として、国連貿易簡易化部会より提案されている「国際貿易における交換メッセージ構成の方法についての予備実験」[※]および「データ伝送のためのチェック・ディジット」があげられる。このほか、貿易データバンクのためのデータファイル・マネージメント・システム、貿易業務処理用端末機などがテーマとしてあげられている。このような方向のもとに、COTISでは、これまで次の項目について調査を行ってきた。

(1) 総合貿易情報システム化の構想

(2) 国内における貿易情報システム化の動向

総合商社、輸送業、海運業、航空貨物、貨物保険業、外国為替業務、通関業務、輸出保険、検数協会、海事検定協会、直接貿易メーカー（家電、プラント）

(3) 海外における貿易情報システム化の動向

LACES（ロンドンヒースロ空港）、SOFIA（パリ3空港）、
AMPS（シアトル港ほか）、INSPECT（オーストラリア）、
RAPID（ハンブルグ港）、ワールド・トレード・センター

(4) 各国専門機関の活動状況

SITPRO（英）、NCITD（北米）、COSTPRO（カナダ）

(5) 国内関係業界の貿易情報フローの分析（ケーススタディ）

貿易業務の簡素化に関する国際的な作業は、国連ヨーロッパ経済委員会（ECE）貿易拡大委員会貿易業務簡易化部会が中心になって進めており、専門的で技術的な問題については、さらに「ADPとコーディング」「データ・リクアイアメントと書類」の2専門家グループが設けられて検討されている。COTISからも委員および専門委員が、日本政府代表の専門的アドバイザーとし

※ 同部会では、本件をINTERFACE(Internationally Recognized Format for Automatic Commercial Exchange の略語)問題と略称されている。

て出席している。

このような国際的な動きとともに、国内主要港湾当局においても、貿易関係手続きの簡易化や港湾業務システム化のための各種調査が実施されており、一部では船舶の入出港を管理する「船舶動静システム」の開発準備が進められている。

昭和49年12月には、大蔵省、通商産業省、運輸省共管の財団法人として、日本貿易関係手続簡易化協会（理事長 水上達三日本貿易会会長）が発足し、貿易手続関係簡易化に関する業務の総合的中心として役割を果たすこととなった。これに対して、当財団の「総合貿易情報システム調査委員会（COTIS）」は貿易業務ADP化の面からこれに協力することとなる。

現在貿易関係業界、諸官庁等で独自に推進・開発されている各種個別システム間のメッセージ交換の方向を探るものとして、今年度COTISでは国連欧州経済委員会でとりあげられているINTERFACE（Internationally Recognized Format for Automatic Commercial Exchange）について研究を行った。

INTERFACEは後に詳述するように、英国の貿易手続簡易化委員会（SITPRO—Simplification of International Trade Procedures）が開発した国際間を含む貿易メッセージ交換の国際規準をめざすものであり、この規準案は国際間の貿易において、国籍が異り各業種にまたがる貿易関係者が誤りなく、多種多数の貿易メッセージを交換するための規準案であり、その名が示すように各種のインタフェースを考慮して作成されたものである。INTERFACEは最初1970年に作成され、英国で種々の実験を重ねた上、1974年にECEに報告された。ECEではこれをより完璧なものとするため、各国の協力を得て検討を重ねている段階である。

現在国内では、各業界、企業内、官庁等において、貿易に関係する各種シス

テムが開発され、利用されているが、これらは必ずしも他のシステムとのインタフェースを考慮して開発されているとは限らない。INTERFACEは、テレックスからADP処理に基づくデータ伝送までを考慮して、メッセージ交換を行うために作成されており、別個に開発された各種システム間のデータやメッセージの交換に力を発揮するものであるとして、COTISでは研究に着手した。ここでの検討結果は、作成主体であるSITPROへ報告されるとともに、ECEの場で討議され、多くの問題点を投げかけている。

貿易情報の総合システム化を図るための基礎研究の一環として、昨年度の輸出手続のフロー分析に引き続き、今年度は港湾経済研究所へ委託して輸入業務の情報フロー分析調査を行うとともに、全国銀行協会連合会よりアドバイザーを得て三井情報開発に委託して銀行を中心とする貿易決済業務の情報フロー分析に関する調査を実施した。

第2部における輸入業務の情報フロー分析に関しては、輸出と違って多くの法的な手続を必要とするとともに、貨物の引渡しが多くの特定点で行なわれているため、一元的なフローの追跡が不可能であるので、一つの典型的フローという形で分析を行い、フローは次の5種に分けて作成した。

- ① 輸入ドキュメンテーションのフロー
- ② 輸入在来貨物管理（総揚）のフロー
- ③ 輸入在来貨物管理（直取）のフロー
- ④ 輸入コンテナ貨物のフロー（CY渡し）
- ⑤ 輸入コンテナ貨物のフロー（CFS渡し）

またこれらを総合してデータ・バンク構想を想定しており、データ・バンクをランディング・パッケージ、カスタムズ・クリアランス・パッケージ等のサブシステムの総合化されたものとして考えている。

第3部における貿易決済業務の情報フロー分析に関しては、現在の貿易にお

ける外国為替銀行の役割を調査して、これらに通商産業省、大蔵省等の諸官庁手続きを含め情報フロー分析を行った。ここでは各帳票毎に流通経路を明らかにするとともに、帳票上の各項目についてその内容、記入時点、情報の原帳票を調査しており、将来のコンピュータ化を想定して、項目毎の記入符号を、邦字、英字、数字等の区分で示している。

そして、これらに基づいて決済業務におけるシステム化の方向、方法等を考察している。

第 1 部

海外における貿易情報システム化の動向

第 1 部 目 次

1. 序 論

2. 国際貿易におけるメッセージ交換の規準 (INTERFACE)

2.1 総 論	1
2.1.1 INTERFACE 計画	1
2.1.2 INTERFACE 計画の経緯	1
2.1.3 諸外国における INTERFACE 研究の状況	2
2.2 INTERFACE の概要	3
2.2.1 総 論	3
2.2.2 必要条件	5
2.2.3 具体的方法	8
2.2.4 推進方法	17
2.2.5 要 約	18
2.3 ま と め	19

付 録	22
-----------	----

A 図 解	22
-------------	----

B メッセージ実例	26
-----------------	----

C フィールド・コード索引	30
---------------------	----

3. チェク・ディジットの研究

	34
--	----

3.1 審議項目として採択された背景及びニーズ	34
-------------------------------	----

3.2 作業経過	35
----------------	----

3.3 研究内容および問題点	38
----------------------	----

付 録	45
-----------	----

4. 通貨コードの標準化

	53
--	----

4.1	通貨コード標準化の動向	53
4.2	ISOの通貨コードに対するECE ADP及びコーディング専門家グループのコメント及び問題点	61
4.3	SWIFTの通貨コード	61
4.4	本邦外国為替銀行における通貨コードの現状	62
4.5	むすび	63

付表 I

付表 II

1 序 論

昭和47年度に、内外の貿易情報システム化の要請に応じて発足したCOTISS（総合貿易情報システム調査委員会）は、貿易情報システム化に関する調査研究を行うとともに、最近とみに活発化している海外の貿易情報システム化の動向を把握し、これらに日本側の事情や意見を反映すべく活動を行っている。

欧州では、戦後の経済共同体（EEC）の形成以来、コンテナの国際間輸送においてヨーロッパ大陸の多数の国境を通過するにあたり、関税、輸送手段、その他輸出入手続等の相違により、各国間の法的、制度的な問題の解決が迫られた。

このような背景のもとに、ヨーロッパ経済委員会（ECE）における貿易手続簡易化の動きを、全世界的なものに広げる努力が図られた。この会議に参加している諸国は、世界貿易の70%を支配し、ヨーロッパ域外諸国の参加を認めている関係もあって、ECEの活動はますます重要なものとなってきた。

ECEにおける貿易手続簡易化部会の中には、ADPとコーディングに関する専門化グループ（GE1）および記載データとドキュメンテーションに関する専門家グループ（GE2）があり、COTISSとしては主にGE1の活動に関心がある。

昭和49年度におけるECE会議（於 ジュネーヴ）への出席は次のとおりである。

GE1第7回会合 昭和49年5月8日～10日

鈴木（孝）、上条両COTISS専門委員

GE1第8回会合 昭和49年9月30日～10月4日

酒井、市川両COTISS専門委員

GE1第9回会合 昭和50年2月17日～21日

北野委員（日本貿易手続簡易化協会の一行として）

GE1の第7回会合では、国際商工会議所（ICC）のワーキング・グループによって以下のようなINCOTERMSのコード化が提案され、ICCで現在実施されている商業用語の全体作業が完了するまで、このコードが使用されることとなった。

この会合ではこの外、フィンランドの代表団がまとめたチェック・ディジットに関する予備報告、国名、船名、包装、通貨等のコードが検討されるとともに、各国での貿易業務ADP化の現状が報告された。

昭和49年9月末に開催された第8回会合では、コード化問題等前回会合の検討項目が引き続き検討されるとともに、英国貿易手続簡易化協会（SITPRO）が作成した、国際貿易メッセージ交換の規準INTERFACE（Internationally Recognized Format for Automatic Commercial Exchange）について討議が行われ、各国よりこのINTERFACEとSITPROに対し、賛賛の言葉と協力の申し出があった。また、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの代表よりなる北欧グループが作成したINTERFACE研究の報告は、各国の注目を浴びた。

このINTERFACEに関する資料は、日本にももたらされ、COTIS専門委員会において翻訳され、検討を開始した。

GE1の第9回会合は、昭和50年2月17日より開催されたが、それまでの間にINTERFACEについてCOTISで検討された項目について発表された。

これらの項目のうちには、エラーによって生じる責任の問題、適用分野、単位コードの問題等が含まれており、これに書類のオーソライゼーション、ADP化の適応の問題等の項目を追加して、SITPROへも文書の形で提出した。

これら検討項目のうち、エラーの問題について、日本が議題提案国となり、

各国の知識・経験を引き出すとともに、とりまとめの役割を引き受けることとなった。

2. INTERFACE 計画

2.1 総 論

2.1.1 INTERFACE 計画

本事業報告に述べるINTERFACE 計画とは、国際貿易に携わる関係者相互間の情報交換の標準的方法を設定することを提案しているものである。これは、従来のドキュメンテーションとは異った媒体により、情報の伝達及び処理を行うこと、即ち、データ・トランスミッション(DT)と自動データ処理(ADP)を行うことにより、コストの低減と、少なからず貿易手続き上の障害となっているものを、取除くことを目標とするもので、これをINTERFACE(Internationally Recognized Format for Automatic Commercial Exchangeの省略語)と呼んでいる。

2.1.2 INTERFACE 計画の経緯

このINTERFACE計画は、ADP及びコーディングに関する英国SITPROのワーキング・グループが、1971年3月に“国際貿易における情報交換用規準の設定”の必要性を認め、その予備的研究に着手したことに始まる。

SITPROワーキング・グループによって上申された研究結果とその経過報告書が、SITPRO会議で検討され、その結果承認されて、1972年9月より、NCC(National Computing Center Ltd.)プロジェクト、並びにIBMより提供されたシステム・エンジニアの協力を得て、最終的研究が進められることに決定したのである。

このINTERFACE問題に関する英国SITPROの提案と、その研究作業とは、ECEのジュネーブにおける、国際貿易に関するワーキング・グループの中のエセ自動データ処理及びコーディングに関する専門家グループ会議に、その都度報告された。

この事によって、貿易手続の簡易化作業に携わる諸国の代表者達が非常な関

心と興味を持ち、英国SITPROの研究を遡及、検討した結果、その重要性を改めて認識するに至り、更に1973年、SITPROの依頼により、NCCがINTERFACEの実験を行い（この研究と実験には40の団体もしくは、企業組織が参加した）、その結果が、SITPROより“INTERFACE予備実験報告書”として、ECE会議にレポートされ、翌1974年初頭には、ECEのADP及びコーディングに関するワーキング・グループの諸国代表団に大きな影響を与えた。

2.1.3 諸外国におけるINTERFACE研究の状況

英国SITPRO以外の国においては、SITPROの予備実験報告書に基づいて、INTERFACE ワーキング・グループを設置して具体的検討及び作業を開始している。中でも北欧においては、1974年4月コペンハーゲンにおける北欧協議会の日程中、デンマークの貿易大臣に依って主催された、貿易業務に関する北欧会議の席上（DANPRO、FINPRO、NORPRO、SWEPROの代表の他に、同国及びアイスランドの政府派遣団も参加した）、このINTERFACE計画は、満場一致にて、北欧共同体の最優先検討案件として議決された。

そして各国の専門家一名づつからなる“北欧INTERFACE ワーキング・グループ”が設立され、このINTERFACE問題を北欧圏全体の視野に立って研究活動を推進することが決定された。

この北欧INTERFACE ワーキング・グループは、SWEPRO、NORPRO、FINPRO及びDANPROから派遣された代表者より構成されており、1974年夏には第一次予備報告書が、ECE専門家グループ会議に報告されている。一方わが国においては、1973年4月の英国SITPRO報告“SITPRO INTERFACE REPORT”を入手したのに引続き、ECE事務局を通じてSITPROから発表された英国の研究予備報告書（1974年7月29日付TRADE/WP.4/GE.1/R38）とに基づき、総合貿易情報システム調査委員会（COTIS）の専門委員会において、“INTERFACE計画”を委員会の

研究課題の一つとして取りあげた、そして48年度事業として1974年3月15日及び3月27日に研究会を開催したのに引続き49年度事業の一環として1974年4月、9月、10月、12月、1975年1月、2月に研究会を開いて検討を重ね現在に至っているが、この間に1974年10月及び1975年2月の2回にわたり、ECE ADP及びコーディング専門家グループのワーキング部会会議に対して、COTIS専門委員会にて研究検討した問題点及び見解の一部を提言した。

2・2 INTERFACの概要

2.2.1 総 論

COTIS専門委員会は1973年4月付の“SITPRO INTERFACE PROJECT 研究報告書”を入手した後、直ちに当委員会の中に“INTERFACE ワーキング・グループ”を設置して研究作業を開始したが、その後ECE事務局を通じて、SITPROから発表された英国に於けるINTERFACE 研究の予備報告書(1974年7月29日付 TRADE/WP.4/GE.1/R38)を基に、1974年4月より、当委員会の研究テーマの一つとして改めて、検討を行って来た。

英国で研究されかつ実験を行った結果作成された基本原則は、当委員会での研究検討の結果との間に多少の相異と、1～2の問題点を残してはいるが、英国INTERFACE ワーキング・グループによって行われた研究と作業は極めて高く評価されるものである。

英国SITPROのINTERFACE予備報告書は

第1部 概 要

第1章 序 文

第2章 必要条件

第3章 具体的方法

第4章 推進方法

第5章	要 約
第2部	実 例
第6章	異なる環境におけるメッセージ
第3部	技術的記述
	提 案
第7章	メッセージ
第8章	フィールド
第9章	データの表現
第10章	グループとリスト
第11章	エラー

付 録

- A 図 解
- B 参加者一覧表
- C メッセージの実例
- D 用語解説の実例
- E フィールド・コード索引
- F プロジェクトの沿革

により構成されており、当委員会研究会は、これらの全項目について検討を行ったが、その全部をここに報告することは膨大な量にのぼるため、INTERFACE 予備報告書の内容全編については、“資料：「国際貿易における交換メッセージ構成の方法についての予備実験」、1974年10月”を参照して頂くとして、本報告では、その要点のみをまとめる。また、問題点等については、報告書の末尾に別途表記する。

なお、INTERFACE 問題を研究、検討するに当って、当委員会は、“現在国際貿易における情報の交換と、その処理について、関係企業間、あるいは個々の企業内ではそれぞれ、それなりに最も良いと思われる方法でシステムを開発し、その利用によって効果を上げて発展しているにもかかわらず、何故に

INTERFACE計画が研究提案されたのか。”という点を改めて見直し、この提案の背景とその研究の経緯を十分に踏まえて研究検討を行った。

2.2.2 必要条件

国際貿易において、貨物が迅速に処理されるためには、貨物よりも、その貨物に関する情報が、先に到着していなければならないことが不可欠の条件であるが、現状においては逆に、貨物の方が先に到着してしまうことがしばしばある。

国際間で商品を売買するという制度や手続きの中には、本質的に複雑な要素は何も含まれていない。問題は、一部において、その活動規模があまりにも大きく、又一部には、それに関係する人員、利害関係、国家、言語があまりにも多いという点から生ずるものである。それ故、最善の解決策としては、これら旧来の制度とか慣習的な手続を打ち破って、新しいものを創造することが必要である。

国際貿易の分野において、書類の作成業務が情報伝達の基礎であるという事実が大きな問題となっている。書類を迅速かつ、効率的に作成するシステムは、長い間に形成されてきたが、これらの書類に表示されている情報の処理および伝達の方法は、容易には機械化され難い状態にある。

しかしながら、商取引における意思決定や、問題点、矛盾などを適切に処理するといった、人間の判断が要求される業務は、将来も当然のことながら存続するものである。その他には、書類の照合・諸チャージの計算、情報の伝達などの純粹に決まりきった業務がある。これらのルーチン・ワークを機械化し、仕事を捗らせることは、輸送と情報流通の時間とのバランスが改善され、費用も低減されることになる。

貿易業界においてある関係者にとっては、きまりきったメッセージであつても、他の関係者にとっては例外的なデータであつたり、またデータを連接するコンピュータからコンピュータへ直接通信している関係者もあり、それに引きかえある関係者はメッセージをコンピュータにより処理しているのにその相手

は手作業で処理しているというケースもある。また種々の規準があつて、ある関係者にあつては古い規準を使用しており、また新しい規準を使用している関係者もいるであろうし、それぞれ地域や国によって異つた取引きの規準や必要条件を処理する上で、種々のメッセージの形式をもっている。

以上の状態からメッセージについて、KEY（キー）の部分と、メッセージ自身の部分を解説し、定型化することが必要となる。

ADPメッセージ方式は、それ自体正確かつ完全なものであるべきであろうし、このことと、最も簡単で厳密なADPシステムと、データ伝送とが幅広く連携した処理方式とは別の問題である。この相異は、ADPシステムの記憶容量や、処理スピードおよびデータ伝送回線の容量は、もはや、かつてそうであったような窮屈な費用の制約もなく、その結果技術的な発達との間に何等不調和にはなっていない。

現在及び将来においても、次のようなことがいえる。即ち、関係者間の通信用に、あらゆる取引き上の手続が調和された規準が必要となり、無駄な費用と障害を取り除いたデータ伝送（DT）とデータ・プロセッシング（DP）が急速に増加する。

これらの規準の特質は、單純に技術的な考察よりはむしろ、國際貿易の環境の観点から述べられる。

この環境の特徴は、異つた業種の利害関係や、技術的資源や、習慣または、政策的な決定をもつた多くの組織間の競争関係を調整するものではない。

メッセージの規準の特質は、大体決められているが、ある程度の要求に応え得るいくつかの解決策をもっており、その最も適切な解決策の選択は、直接取引きに関係する者自身の種々な要求や利害の重要性によって定まるものである。

最終的に認められた必要条件は次のとおりである。

- ① 人間的要素が、多くの機械化されたシステムに行きとどき、機械と同様人間にも取扱い易いように作られたメッセージであること。
- ② いかなる内部通信用の規準の型式も、企業規模とか、通信装置の複雑性

とは関係なく、国際貿易に携わる、どの関係者にも利用しやすいものであること。

- ③ ある特定の要素のみを完璧なものにしようとする専門家の要求を無視しても、利用者のためにメッセージ構造を準備すること。この準備は、平常の解釈と適合し、送信者と受信者相互の協定により使用されるものでなければならない。
- ④ たとえ、最適な技術的な効率を犠牲にしても、規準は簡単で調和のとれた、しかも理解しやすいものであること。即ち、平易で実用に適した解決が目的である。
- ⑤ 規準は、国際貿易手続きにおける現在の不備な点を考慮に入れるべきであり、現行の書類と適合するべきであると同時に、一方ではこの書類にあまりにも拘束されてはならない。また、メッセージの規準は、明らかに不満足な状態のまま固定化するような、導入の仕方はすべきではない。
- ⑥ 規準は費用の割合に比して効果的なものであることが必要である。一つの例として、費用の節約は、個々のメッセージの直接的伝送費として見るよりは、貨物の動きを改善するという見地から考察すべきである。
- ⑦ 規準は、最初から国際的に利用出来るように設計されるべきであると同時に、我々の差し迫った国家的ニーズをも満足するような有効な道具として、規準を開発する作業が行われるべきである。

以上の如き一連の問題は、メッセージの具体的処理方法とは切離して取扱うべきである。即ち、

- ① メッセージの確認
- ② 安全と保護（当事者以外の接触からデータを守ること… SECURITY、及び不正行為からデータを守ること… PROTECTION）等は別の問題である。

しかしながら、前項の①及び②は、非常に重要なことで、考慮すべき注意事項であるが、この問題は、メッセージそれ自体の標準化の議論から切離すことも

出来るし、また切離して取扱うべきである。

2.2.3 具体的方法

A: INTERFACEの役割

- (1) INTERFACE 言語は、前節2・2において記述した必要条件に適合する一つの規準として設計されている。即ち次の如き役割を演ずる。
- ① 国際貿易における関係者のメッセージ交換に使用される。
 - ② メッセージを作るために、送信者が内部の処理手続きを、あらかじめ準備するものではなく、メッセージを伝送、あるいはまた、受信者が受信処理するための手段である。
 - ③ 送信者は、受信者がどのように処理するかを知る必要はなく、むしろ、メッセージを送る媒体が何人であるか、または、受信する媒体が何であるかを知ることが要求される。
 - ④ 関係者の取引費用及び、経済上の必要性から、自からのシステムを最適化するか否かは、関係者自身にまかされており、拘束するものではない。
 - ⑤ これらのシステム間で、中立的な伝達の道具を設け、個々の利用者、それが大企業であれ、中小企業であれ、あるいは、個々の媒体が簡単なものであれ、または複雑なものであれ、利益が片寄らない様に、全ての利用者に対して適正に利用出来るものである。

B: 基本原則

具体的方法として、いくつかの基本的な規則が準備されている。

(1) 簡便さと一貫性

第1原則は、最少限の規則と、これが確実に全体に適用されることである。このことは、毎日メッセージを使用しているものにとって一層使い易いものにする。即ち、手作業による、あるいはコンピュータによるメッセージの処理方法の設計を簡単にし、規準を管理する国内的にも国際的にも困難な事務を容易に軽減させるものである。つまり、すべての段階において

取り扱う言語を易しくしている。

(2) 構造上の独立性

メッセージとフィールドの構成部分は、独立したものでなければならない。そうすることにより、他のすべての部分に影響することなく、一部を変更することが出来る。

(3) 媒体の独立

- ① いずれのメッセージも、どのような媒体によって伝送されようとも、一連の文字の続きとして表示される。高速回線と低速回線、紙テープと磁気テープというような、それぞれの媒体に対する特別な形のメッセージはない。即ちチャンネルの指定とか、テープのヘッダー等、媒体のコントロール部分のみ異なるが、これらのコントロール部分は、はっきりとメッセージから分離されている。

このように媒体の影響を受けないということは、それぞれの媒体を最高の状態で使い易くすることではなく、通信の問題点を単純化することである。この事は、それぞれの媒体が最適な状態で使われないというハンディキャップよりは、経済的利益の方が遙かに重要であるからである。

- ② メッセージの区切における余分な文字には、チェック機能を持たせている。これは通常の転記エラーのような場合に検出できる技法の採用を可能にしている。

(4) 規則の遵守

- ① 文字の桁数を節約したり、その他の節約のために規則を破りたくなる様な個処が若干あるが、手取り早いやり方をしてはならない。調査により、メッセージを短縮しても差支えない場合が指摘されたが、もし一度エラーが発生すると、これの訂正が非常に困難になり、あるいはそれ以上のエラーを誘起する恐れがあった。

- ② 唯一の解決策は、これらの規則が可能な限り使い易いように、特別に

設計されていること、これを厳重に守ることである。規則を守りやすくするために、規則を簡易化することが強調されると同時に、自からも規則を遵守することが強く要求される。

(5) エラーの訂正

メッセージのエラー訂正に関する規則が作られている。しかしながら、このエラー訂正方法は、メッセージにのみ作用し、送信者や受信者の個々の内部システムには一切影響しない。

(6) 結 論

以上述べた諸原則は、いずれも特別に新しくも、また急進的なものでもない。事実非常に複雑かつ変化の激しい環境の中で通信したいと望む場合に、もしも要求される融通性が、論理的に首尾一貫した基本原則によってコントロールされない場合には、どうしても手に負えないものになってしまうことである。

C: メッセージ

- (1) メッセージは、その中に含まれる情報に関する限り、従来の書類とおおよそ同一価値のものである。しかし、時には実際の書類よりも情報が少ないことも、あるいはまた逆に一つの書類より多くの情報を含むこともある。
- (2) 具体的方法として、メッセージを組立てる場合に共通の方法を用意している。これらのメッセージは別々のフィールドから造られている。即ち組立て式ブロックから集められ、構成されている。これらのメッセージの中には、メッセージの形式と内容を示す"ヘッダー"と、メッセージの終了を示す"終止符号"を含んでいる。
- (3) INTERFACE におけるすべてのメッセージは、この基本の形に完全に従っており、メッセージそのものの構成は違わないが、含まれる情報によって内容は異なる。各々のメッセージは、適当なフィールドの組合せを集めることにより作られる。
- (4) 主要な情報に対しては、"標準メッセージ"が設計されており、必ず含

まなければならないものと含めることが出来るフィールドの内容の一覧表が定められている。

- (5) 標準メッセージは、変化する要求に合うように必須の情報に加えて条件付き、もしくは任意の情報を含んでいる。
- (6) 標準メッセージは、どのような情報を送るべきかについて、送信者に指示し、メッセージの目的を確認し、あるべき情報のすべてが正しく受信されたかをチェックする方法を提供して、受信者をも手助けするものである。その上標準メッセージは、検討的の、情報の流れに対する改善的の提供している。
- (7) 更に、厳密に定義されたメッセージの他に、INTERFACE の一般的規則に従う「非標準的メッセージ」があるが、これらは標準的内容の一覧表を持っておらず、
 - ① 特別のまたは、臨時のメッセージとして使用する。
 - ② 国家的、または国際的標準メッセージによっては網羅されない、特別の要求に対する、一つの型式として協定している関係者の小グループ内で使用する
 - ③ 国家的、または国際的標準メッセージによって満されている要求に先立って、新しい要求に対処する関係者間で使用する。
- (8) メッセージの構成
 - ① すべてのメッセージは、通常の処理用か、監査試験用かあるいはエラー訂正用を識別するための、標準ヘッダーと、メッセージ終了の符号をもっている。これらヘッダーと終了符号の間に、一続きのフィールドや関連したフィールドのグループがあつて、メッセージの本文を構成する。標準メッセージには、どのようなフィールドとグループが存在すべきかを規定し、定められたメッセージは次のように分類される。
 - 必須のもの一常に存在しなければならないもの（例えば通関手続き中の貨物の明細）

○ 条件付のもの—ある条件のもとで要求されるもの（例えば貨物が危険品である場合には、危険品である旨の注意）

○ 任意のもの—送信者が希望する場合に含まれるもの

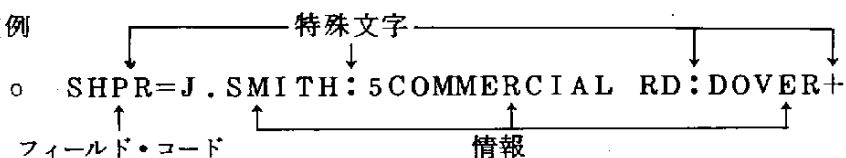
- ② メッセージ内のフィールドとグループの順序は、同じ内容の書類に表示されているものとはほぼ一致するが、標準メッセージの厳密な順序は重要ではない。これは取扱い上の基本的な特徴である。

.D:フィールド

(1) フィールドの構成

- ① フィールドは、メッセージを構成する基本的なブロックであり、フィールドのセットから選択してメッセージを構成する。
- ② フィールドは、それ自身三つの部分から構成されている。即ち
- フィールドを識別するためのフィールド・コード。
 - データ処理のため、フィールドを区切る特殊文字(= : +)。
 - フィールド内の情報

実例



- ③ すべてのフィールドは、一組の同じ規則に従い、フィールド・コードと特殊文字は、どのフィールドにも同じ方法で使われる。フィールド内の情報は独立しており、それぞれ個有の規準にも適合して、解り易い言語、あるいはコードで表示される。

(2) フィールド・コード

- ① フィールド・コードは、ここで提案されている標準の中で最も重要なものの一つである。提案されている通りに使用されることが、標準の全体の構成上、必要条件である。
- ② フィールド・コードは組織間で通信されるメッセージの中に必ず存在するものであり、通常の場合はデータの直前に、長いリストの場合はリ

ストの始まる所に一度表示される。フィールド・コードの存在は、データを識別出来るように保証しているのである。従って、それぞれのメッセージそのものが解り易いものとなっている。

- ③ フィールド・コードは、人間が識別するためのものだけではなく、コンピュータ処理のためにも重要な性質をもっているので、エラーからこれを守ることは重要なことであると同時に、記憶しやすいコードを使うことは、利用者の手助けにもなる。必要最少限の桁数よりも、長い桁数のコードを採用することにより、これ等の事が達成された。

- ④ 上記の結果、優れた記憶コードを選択しやすくし、また通常の転記方式で起るエラーにより、他の既存のコードに変換されないようなコード体系になっている（チェック・ディジットを使用するのと同程度の保護がなされている）。

- ⑤ 記憶コードを使用することは、必然的に言語の問題を含んでいる。本予備報告書では、主として英国で研究が始められた関係で、英語を基礎としている。記憶コードをたんに選択することにより、ある特定の言語にたよることを避けて、広範囲にわたって考慮することは可能である。詳細設計の段階における問題点の一つは、国際的に受け入れられるフィールド・コードを見い出すことである。

(3) コントロール・キャラクター

- ① 三つの文字＝：＋は、コンピュータが、フィールドやフィールド及びデータを探し出す場所を示す目印として使用される。

- ＝ フィールド・コードとデータの間
- ： データの区分に（例 2 0 0 : K G のように重さの数量とその測定単位の間）
- + 各フィールドの終りに

これらの目印は、他の何れの目的にも使用してはならない。

(4) フィールド内の情報

- ① 在来のドキュメンテーションと両立するように定められた目的を達成し、更に基本的な通信業務をコンピュータ化するために、各フィールドに組み入れる情報に対する、唯一の必要な制約は、

- データの長さが、決められた寸法を越えてはならないこと
- 使用される文字が、すべての機械に使用可能でなければならないこと

である。この文字と寸法に関しては、E C E レイアウト・キーあるいはJ L C D (貿易書類に関する共同連絡委員会…SITPROの前身) マスター・ドキュメントに使用出来るものの内、何れか短い方の長さを設定するように提案されており、キャラクター・セットは殆ど一般的に、テレックスに使用されているものである。

- ② フィールドに記載するデータの表現について、ガイド・ラインを要約すると次のとおりである。

- 数量に関するデータ：数量を表わす標準的方法を採用すべきである。
- コード化されたデータ：コードの標準的な翻訳文を使用すべきである。
- 長い普通言語のデータ・フィールド：もし必要ならば、該当するコードに対し、それぞれのフィールドに併せて、普通言語の形式で記載する。
- 短い普通言語のデータ・フィールド：標準的な普通言語の形式を認める。
- 自由型式のフィールド：注釈のため "TEXT" フィールドを使う
(例TEXT=THERE IS DOUBT ABOUT THE
CLASSIFICATION OF THIS CONSIGNMENT+)。

- ③ フィールドの用語解説書が作られなければならない。この用語解説書は、そのフィールドが何であるかを詳細に説明し、その意味を明確に定義して、フィールド・コードを明記すると共に、その型式(普通言語／コード／長さ／範囲等)を指定する。この用語解説書は新しいフィー

ルドを追加したり、古いものを変えることも出来る。各フィールドが独立して、はっきりと識別されておれば、必要に応じて容易に変えることが出来る。

- ④ 複数のフィールドをグループにまとめなければならない場合があるが、これに対しても準備がなされている。

E：特別の形式

- (1) 前2・2節にて示されている必要条件と、調和のとれない組織もいくつかある。これ等の組織は非常に特殊な要求をもっている。このようなメッセージが生じた場合は、融通性はあまり重要ではなく、例えばチャネル等の容量が遙かに重要であり、メッセージに関しては、内容の表現方法がより本質的問題である。
- (2) このような状況にあつては、利用者のグループは、彼等自身の間での通信に関する協定に基づいて、特別な形式を設けることが出来る。その場合には、次の規則を守らなければならない。
- ① 特別の形式に関する全責任は、そのメッセージの利用者にある。
- ② 特別のメッセージも、普通のメッセージに適合しなければならない。また一つのものから他のものへの変換が自動的に処理出来なければならない。
- ③ 特別の形式は、それを使用することを認めた使用者間の任意の手段として履行されるべきで、これを使用する者は、他の利用者からは基本的な形式でメッセージを受け取り、また必要に応じて同様に基本的な形式でアウト・プットしなければならない。

F：利 益

- (1) 以上述べたように、この処理方法は、国際貿易における関係者の代表によって提起された、必要条件に適合するように開発されたものである。ある一つの規準に対する要求が、これ迄以上に差し迫ったものになっている。この規準が、使用者の言う要望事項に応じられるようになり、この方法が本当の利益をもたらすものと期待される。

- (2) INTERFACE が、ある特定の組織によって、特定の利益を求めると
いうような、特別の状態で利用されるとしても、今の段階では利益につ
いて、漠然としか述べられないが、次のような利益が見込まれるであろう。
- ① 機械処理出来る形式に、情報を自由に変換することにより、多量のデ
ータを作成するための準備作業を軽減し、もしくは、回避する。
 - ② 最初の開発費用その後の保守費用を最少限にするような、研究方法が
採用されている。
 - ③ 新しい発展（一層合理化された商習慣や、新しい政治的規制）は殆ど
障害なく調整出来る。
 - ④ 最初のプログラミングの時間と費用は、他のコンピュータ適用事務に
比較してやゝ高いものとなっても、その後のプログラム修正に要する時
間や費用が低くなるはずである。
 - ⑤ 矛盾のない規準は、インプット／アウト・プット用のそれぞれのプロ
グラムが、如何なる機関とのインターフェースにも使用出来ることを意味
している。
 - ⑥ その他システム設計が簡易化される点、非常時（一つのコンピュータ
が故障した場合）における他のコンピュータにより Back up—手作業に
代ってプリントアウト等—出来る等々。
- (3) 實際上、出来るかぎり規準を " 中立化 " するように設計されており、利
益を平等に広く提供している。即ち一つの会社を他のものよりも有利に扱
うようなこともせず、大規模の関係者も、小規模の関係者も特別有利に扱
うこともない。
- (4) 規模の異なる組織の利益として考えられることは、
- ① 小規模の組織：最少の費用で他のシステムと通信出来ること。
 - ② 中規模の組織：必要条件を単純化することによって、データ・プロセ
ッシング（DP）が導入出来ること。
 - ③ 大規模の組織：通信の高度の一貫性は、高性能の装置を効果的に使用

することを可能にし、大規模の組織が扱い難い、非常にまちまちで、量の少ない形式の通信の範囲を極力少なくすること。

- (5) 要約すれば、ここに提案されている規準は、実際の費用が低いこと、開発に際しては、具体化や修正が容易であるという特徴を持っている。更に異った利用者や、環境の変化に対して、最大限の融通性を与えており、一方では非常に簡易化された通信を助成するのに十分な適合性と一貫性を保っている。

2.2.4 推進方法

- (1) 第1章にて、INTERFACE 計画の経緯について簡単に触れたが、

INTERFACE プロジェクトの将来の発展を考慮する前に、更に、これまでの発展経緯を要約すると次のとおりである。

- ① メッセージ規準に対する具体的方法は、国際貿易における関係者のさまざまな部門からの専門家とコンサルタントの共同作業において準備された。
- ② 具体的方法が実現出来るように試験されて、模範的規準が設計された。
- ③ テスト用及び本番用に準備されたデータと、受信確認及びINTERFACE メッセージへの返信用に書かれたコンピュータのプログラムを使用して、実地に(12の形式の約200件のメッセージが14の組織の間で伝送されて)試験が実施された。その結果、これまで促進され十分に評価されている。

- (2) SITPROは、今やINTERFACE 提案が、一層広く公の場で検討され、批評される価値があると考えている。そのためには、現段階において、このINTERFACE プロジェクトの性格が十分に理解されたことが基本的問題である。今迄のところ、まだシステムは出来ていないが、現状において、規則は、多目的のための一つの作業手段を提供することが出来る。しかしながら確定的な勧告が作られる前に、運用可能な環境の、幅の広い範囲から、積極的な研究調査が行われなければならない。

- (3) INTERFACE 発展の次の段階は、力関係の衝突である。国際貿易や輸送の目的で、データの流れを処理するために、ADPシステムを利用せざるを得ない場合、取引数や公共の利益を速やかに増大させるように、実質的な保証と援助が施されるべきである。
- (4) SITPROは現在、INTERFACEの簡略化の原理と振興に積極的に関心を示している他の国内の組織及び国際的な組織と、多角的に検討作業を開始している。
- (5) SITPROは、英国の参加者によって示された国際貿易におけるINTERFACE計画とその実験の概要を、強力にかつ広く推し進めている。他の組織または会社が、将来、どんな設計の作業でも、実行する前に、現在の環境の中でもINTERFACE処理方法を実験しようとするれば、それは可能である。このような場合、最初にSITPROと交渉すれば調整方法を確保でき、さらに実験によって得られた経験が示唆している修正や改善策と一緒に調査することが出来る。
- (6) これらSITPROの調査結果は、適当な間隔をもって、適宜ECEおよびICCの会議に報告される。
- (7) この目的は3年以内に、INTERFACEを国際的に受入れられる内容にすることである。この3年という時間の尺度は、プロジェクトが必要とする支持が、潜在的な利用者からも得られることの原則によるものであり、もしプロジェクト・メンバーの大多数が、作業の中断を余儀なくされた場合は、そのギャップを予測することは出来ない。
- (8) SITPROは、今後ともINTERFACEプロジェクトの全貌を、広く一般に公表する予定であるが、システムの詳細や、国際的協議の発展に関して、多くの修正が必要であることは疑うべくもない。しかしながら基本的な方法が妥当なものであれば、将来の適応性に対する必要性を照し合せて、規則を設計すべきである。

2.2.5 要 約

- (1) INTERFACE のメッセージ規準と原型の具体的処理方法が準備されている。
- (2) この規準と原型は、理論的及び実際の試験に従っている。
- (3) これらの規準は、技術的な重要性を認めてはいるが、技術的な効率よりはむしろ、簡易化、融通性及び広範囲にわたる適応性に重点を置いている。
- (4) 機械化に必要な制約が守られる一方、手作業でも容易に処理出来るような規準の開発に重点が置れている。
- (5) テレックスや、同じような機能をもった機械が、要求に合った最低限の装置として考慮されている。
- (6) すべてのメッセージは、組立ブロックのように、標準的フィールドを組合せて構成される。
- (7) メッセージのどのフィールドも、そのメッセージの中では、別々に識別されなければならないかつ、すべての項目は、それぞれ独立して明確な意味をもつものである。
- (8) メッセージには、“標準メッセージ”と“非標準メッセージ”とが準備されており、いずれも規準に従うものである。
- (9) 完成までには、まだ多くの作業が残っている。とりわけ標準形式を完全に運用出来るシステムに転ずる技術的な作業に取り組まなければならない、更に、国内および国際的協議が行われなければならない。

2・3 ま と め

当調査専門委員会INTERFACE 研究会にて検討した結果をまとめると次のとおりである。

- (1) 情報の交換、処理等は関係企業で独自の発展を遂げているが、INTERFACEではこれに規準を設けて、統一的にどう対処すべきかをその方法について提案している。
- (2) この提案について、SITPROで研究された経緯を十分に踏まえて、そ

の必要性を検討すべきである。

- (3) 情報の機密保護については、別途切り離して検討すべきである。
- (4) INTERFACE は、技術的、機械的結合の問題のみならず、むしろそれに盛り込まれる伝送内容（メッセージ）が主なる問題であり、その面からの検討が重要である。
- (5) 特定の企業、組織にとって利益になるものではなく、業種、企業の規模の大小に関わりなく利用者に有益であり、かつ効率的でなければならない。
- (6) INTERFACE に使用されるキャラクター・セットに関しては、使用する媒体（伝送、処理）に影響するもので、最低のレベルの媒体でも使用出来るものが規準として設定されるべきで、それ以上の高級のレベルを規準にすることには問題がある（INTERFACE 提案通り）。

この問題については別途調査すべきである。

- (7) フィールド・コード設計（組立）の原理を更に検討する必要がある。
SITPRO 提案によれば、フィールド・コードを4桁にしたのは "CHECK DIGIT と同等の機能をもたせた" とあるが、この点についても更に検討を要する。
- (8) エラー訂正に関して、相当に検討されているが、手作業による場合と、ADP による場合とでは、必然的に手続、方法が異なるはずで、この点について、本提案（報告書）だけでは不明な点がある。
- (9) 本報告書（INTERFACE 提案）においては、例として、輸送関係のメッセージ交換の実験結果が報告されているが、これが、更に他業種（例えば、銀行、保険及び日本の場合のような総合商社の商取引）に関わるメッセージ交換に適用する場合、個々の必要情報をすべてフィールド・コード化するとなればこの数が膨大なものとなり、実用的でなくなる恐れがある。
- (10) データ伝送、メッセージ交換において、エラー・チェックシステムが不完全であると、一般的に利用し難い問題がある。一旦受信したものを全部

送信側へ送り返して、原メッセージと照合することも考えられるが、いずれにしても正しく伝送されたか否かを速やかに確認する方法も必要になるであろう。

- (1) 現状では、各国間及び各企業間で伝送されている情報の範囲が明確にされていない。この範囲を明確にし、送受信者双方のメリットが明らかにならないと、異種企業間のメッセージ交換は実施され難い。

以上検討結果の要点をとりまとめたが、上記の項目以外にも細かな点において特に技術的記述（ここでは記載を省略したが）について 疑問点や問題点が指摘されたが、本調査専門委員会としては研究を始めたばかりであり、また机上の検討の域を出ておらず、これ等の諸問題点については今後の研究（出来ればメッセージ交換の実験を行った）結果を待つこととしたい。又、いずれにしても、INTERFACE 提案は、価値のあるもので、これの具体的利用促進は、それぞれ独自の方法で情報の交換／処理を行っている個々の企業が共同統一化するときの一つの基準になるものと判断する。

付録 - 1

付 録

A. 図 解

図 1 - メッセージの実例

典型的なメッセージが、どのように組立てられるかを示す。

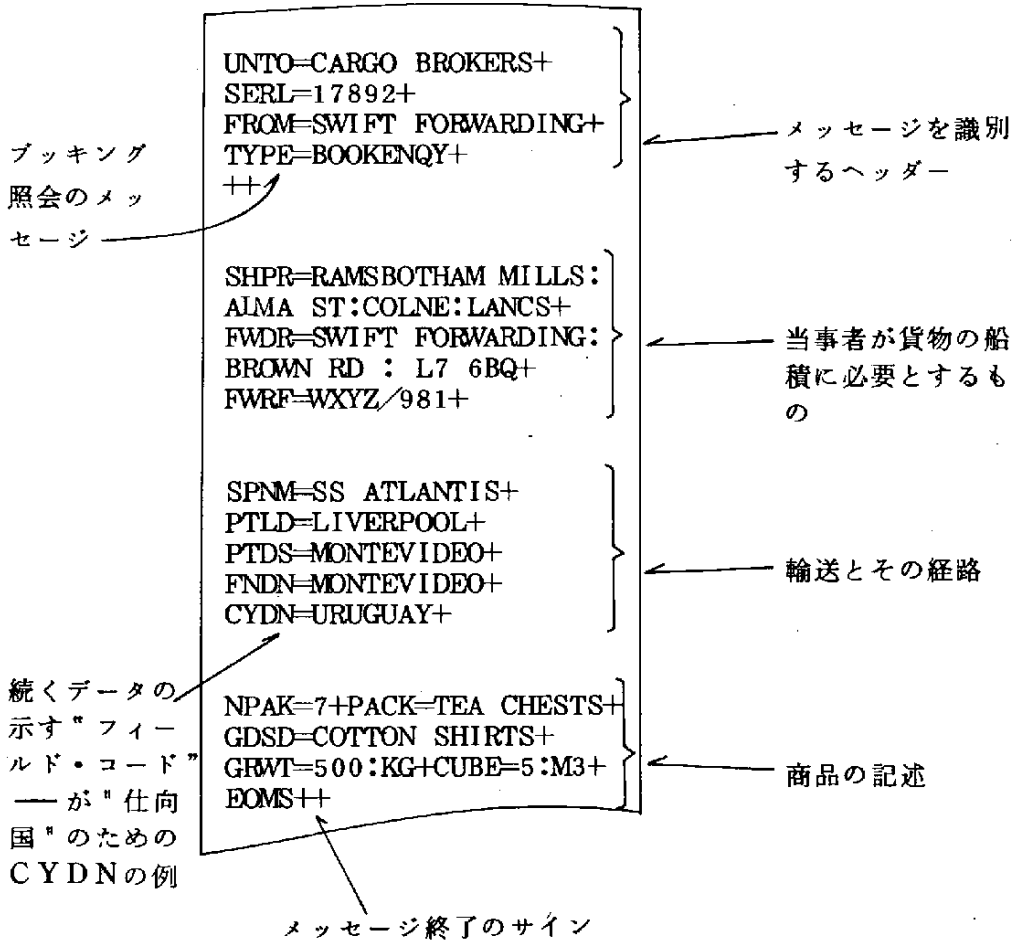


図2 - 構造の独立

INTERFACEの提案で、次のような二つのフィールドによって説明される。

7 NPAK=7+PACK=TEA CHESTS+

(梱包の個数)

(荷 姿)

自己説明的でかつ独立している。これと対照的に、メッセージに関する取り決めの中で、数量と、アルファベットの記述との相違については、その特色が確立されている。

7 TEA CHESTS



数値からアルファベットへの変り目は
次のフィールドが始まることを示す。

後者の場合、この特異性を維持しようとするれば、50 GAL DRUMS のように記述出来ない。従って現状では、次のように二つのフィールドによって表現される。

7 50 GALLON DRUMS



アルファベットから数値への変り目は
誤ってフィールドを分割する。

複雑で変化している状態では、このような制約が増大し、プログラムを複雑にし、進行を妨げる。

INTERFACEは、このような問題を無くするために設計されている。

図3 - 媒体の独立性

メッセージを構成する一連の文字は、どんな装置が伝達しようが同じである。

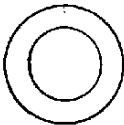
従来の書類のこの部分

GROSS WEIGHT (Specify kilos or lbs.)
500Kg

は、"GRWT=500:KG+"と型式に記入される。
異なる機械は、それぞれ異った方法で、これを伝達する。
すなわち、

テレックス機械の例

コンピュータの例

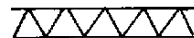


テープの例

伝達された信号



伝送された信号



テープの穿孔



それぞれの信号は次のようになる。

GRWT=500:KG+

図 4- "INTERFACE" データの基本的な構成

同一の論理構造が、メッセージ用に使用され、フィールドには、低い水準で形成する(本報告書の後でグループとリストについても検討されている。)

	識 別 次に何が続くか、またコントロール・キーとして作用する識別文節	データ 伝送されるべきデータ	終 了
メッセージ	Message Header: UNTO=SPEEDWELL+ SERL=12345+ FROM=CARMAKERS+ TYPE=SHIPINST+ ++ IDENTIFYING section to show what follows and act as a key for control	CSEE=LEF GARACE:TOULON+ GDSD=SPARK PLUGS+ PACK=GRATES+ NPAK=2+ NIWT=120:KG+ etc. DATA that is to be conveyed	EOMS++ END
フィールド	Field Code: NIWT=	120:KG	+

図5 - 標準メッセージ

A. 標準メッセージ

- メッセージに関するすべての規則に従うこと
- 公式に定められた内容目録を持っていること

例：ブッキング・メッセージの削除("REJTBOOK")は次のように規定される。

ヘッダー		必須
ユニーク・コンサイメント・リファレンス		条件付き
運送取扱業者証明書		必須
送信者名		任意
終了		必須

次のごとく表示する。

```

UNTO=FASTRTRANSPORT+
SERL=136+
FROM=SEALINE+
TYPE=REJTBOOK+
++
FWRP=SL/1964+
EOMS++

```

図6 - 非標準的メッセージ

A. 非標準的メッセージ：

- メッセージに関するすべての規則に従うこと
- 公式に定められた内容目録を持たない

例：特殊メッセージ（'ESPECIAL'）は次のように表わされる。

UNTO=FASTTRANSPORT+

SERL=137+

FROM=SEALINE+

TYPE=ESPECIAL+

++

PURP=CONFIRM RECEIVING DATES+

SPNM=WAYFARER+PTLD=LIVERPOOL+

DTRC=740417:740421+

EOMS++

B. メッセージの実例

メッセージ明細書の例

メッセージ名： ブッキングの受諾

メッセージ識別符号： ACPTBOOK

メッセージの記述		メッセージのフィールド
これは運送取扱業者からの照会に対する、船会社または代理店の返事 注：相互チェックのため、メッセージで積送証明書の明細が繰返されることもある。	M/C [※]	フィールド名
	M	ヘッダー
	M	主要運送者
	M	船 名
	M	埠 頭
	M	船 積 港
	M	陸 揚 港
	C	運送取扱業者
	C	— " — 証明書
	C	ユニーク・コンサイメント・リファレンス
	M	メッセージの終了

* M = 必須項目, C = 条件項目

使用例

```

UNTO=RTEADY SHIPPING SERVICE+
SERL=24/AL/8+
FROM=ACORN LINE+
TYPE=ACPTBOOK+
++

MNCR=ACORN LINE+
SPNM=ENGLISH ACORN+
QUAY=KINGS+
PTLD=LIVERPOOL+

PTDS=QUEBEC+
UCRN=43846/21+
FWRP=SSS/AL/21+
EOMS++
    
```

メッセージ・明細書例

メッセージ名： 非流通船荷証券

メッセージ・コード MOUNEGBL

メッセージの記述		メッセージのフィールド
	M/C	フィールド名
伝送そのものが、認証の問題とは関係がないので、この非流通船荷証券が表示されている。 ヘッダーによって指名されているように、船会社と運送取扱業者間の伝送例が示されている。	M	ヘッダー
	M	荷送人
	C	荷送人証明書
	C	運送取扱業者証明書
	M	荷受人
	M	着荷通知先
	C	地方輸送
注：メッセージの続き、すなわちデータはメッセージの他のどんな伝送方法にも共通なものである。	C	船積港（国内）
	M	船名（主要）
	M	陸揚港
	M	最終仕向地

M	B/L 牒
M	船会社
M	運賃支払地
M	オリジナル B/L 数 (枚数)
M	マーク及び数
M	梱包の数
M	荷姿の記述
M	品目の記述
M	総重量
M	容 積
C	ユニーク・コメント・リファレンス 牒
M	メッセージ終了

使用例

UNTO=AIR EA FORWARDER BIRMINGHAM+

SERL=730724/21+

FROM=EURASIAN LINE+

TYPE=NONNEGBL+

++

SHPR=MIDLAND MOTORS+SHRF=HK/24/37+

FWRF=MM 347+

CSEE=PRESTIGE CARS CANBERRA+NOTF=AS ABOVE+

LCTR=RAIL+

PTLD=LIVERPOOL+SPNM=ANTHEA+

PTDS=SYDNEY+ FNDN=CANBERRA+

NBLS=6+ MNCR=EURASIAN LINE+

FPAT=LIVERPOOL+ NBLS=3+

GD01=

MKNO=MIDLAND MOTORS+ CANBERRA VIA SYDNEY 3732+

NPAK=2+ PACK=CRATES+

GDSD=M/V SPARE: BODY PARTS+
 GRWT=820:KG+ CUBE=16:M3++
 GD02=
 MKNO=MIDLAND MOTORS CANBERRA:VIA SYDNMY:2740 to 41+
 NPAK=2+ PACK=CARTONS+
 GDSD=M/V SPARES:SPARK PLUGS+
 GRWT=25:KG+ CUBE=2.5:M3++
 TGRW=845: G+ TCUB=16.5:M3+
 EOMS++

C. フィールド・コードの索引例

この索引は、実例に使われたフィールドをすべて網羅しており、また記憶コードがどのようなものであるかを説明している。

ACIN	エア・ウェイビルに関する「会計情報」
AWBN	エア・ウェイビル宛
AWCH	航空料金コード
BLDN	B/L
BTNC	BTN商品コード
BUYR	バイヤー
CANR	通関番号
CHWT	課料重量
CLUS	条項／裏書保証
CNRN	コンテナ宛
CNWT	コンテナ重量
CRLF	キャリッジ・リターン、改行に用いられる略語
CSEE	荷受人
CORF	原産地証明書参照宛
CUBE	立方

CYDN	仕向国
CYRG	原産地
*DLET	削 除
DLVR	引渡先の住所
DNGR	危険品の警告
DTCL	通関日
DTDM	書類発行日
DTRC	搬入日
DUAG	代理店への支払額
DVLC	申告運賃
*ENDX	伝送指示記号のインターフェイスの終了
*EOMS	メッセージの終了
EXBK	輸出者の銀行
EXLN	輸出許可書 _帳
FLNR	フライト _帳
FNDN	最終仕向地
FPAT	支払運賃
FROM	メッセージの発信人
FTAM	運賃の額
FWDR	フォワーディング・エージェント
FWRP	エージェントの身分証
GDSD	物品の説明
GRWT	グロス重量
HAUL	地方運送人または運搬者
IMLN	輸入許可書 _帳
LCTR	地方輸送
*LIST	メッセージにおけるデータ・リスト

MNCR	主要連送人
MPRF	輸入者の身分証
MSGE	メッセージ (DELETEと共に用いる)
MKNO	マークおよび数
NBLS	オリジナル B/L の数 (数値)
NBWD	オリジナル B/L の数 (言葉)
NMXE	NIMEXE (商品コード)
NPAK	梱包品の箇数
NPWD	梱包品の箇数 (言葉)
NSVL	保険金 (数値)
NSWD	保険金 (言葉)
NTFY	着荷通知先
NTWT	ネット重量
ORIG	メッセージ作成者
PACK	梱包品の説明
PDAC	港税預金口座番号
PKCD	梱包品コード
PLDM	船積地 (国内) (地方船積港)
PPWC	前払運賃
PRCE	価 格
PRNV	インボイス価格
PTDS	陸揚港
PTLD	船積港
PURP	メッセージ (非標準) の目的
QUAY	ドック・埠頭または駅
RATE	料率 / 料金
RTCL	料率 / 等級

R U T E	ル ー ト
S E R L	メ ッ セ ー ジ の 通 し 番 号
S H P R	荷 送 人
S H R F	荷 送 人 の 身 分 証
S I T C	国 際 貿 易 の 標 準 分 類
S L O C	積 込 の 位 置 / 船 の 構 造 に 関 す る 参 照
S P N M	船 名 (主 要) (船 舶 名)
S P R G	登 録 船
* S T R X	イ ン タ ー フ ェ イ ス 開 始 指 示 記 号
T C U B	総 立 方
T D L Y	引 渡 条 件
T E X T	自 由 形 式 テ キ ス ト
T G R W	総 グ ロ ス 重 量
T N T W	総 ネ ッ ト 重 量
T P A Y	支 払 条 件
T P P Y	総 前 払 金
T Y P E	メ ッ セ ー ジ の 種 類
U C R F	ユ ニ ー ク ・ コ ン サ イ メ ン ト ・ リ フ ェ レ ン ス 記 号
U N P R	単 価
U N T O	メ ッ セ ー ジ の 受 取 人
V Y G N	航 海 ナ ン バ ー

* I N T E R F A C E コ ン ト ロ ー ル 記 号

3. チェック・ディジットの研究

3.1 審議項目として採択された背景及びニーズ

1974年10月1～2日に開催された国際貿易手続簡易化部会のADP・コーディング専門家グループ第8回会合での議題は大項目で、次のようなものであった。

① INTERFACE 問題 ②特定のADPシステムの紹介 ③ADP関係用語の定義、④チェック・ディジットによるオートマティック・データ・コントロール ⑤コーディング ⑥その他

このようにチェック・ディジットは一つの議題の項目として取上げられ検討されている。実はチェック・ディジットが議題の項目として採択されたのは1973年10月17日～18日のADP・コーディング専門家グループの第6回会合である。

チェック・ディジットが審議項目として採択された背景・ニーズには次のようなことが考えられる。

- ① 基本的に国際貿易情報が国際間、国内間の各企業、各種機関にまたがって伝達される以上は、そのシステム設計にあたって当然のことながらデータの信頼性が社会的にも、経済的にも、法的にも要求される。
- ② 又、上記の情報処理についてADP化をも前提としている以上、ADPは1回のデータ・インプットで何種類ものファイルを更新・作成し、帳票、統計リストを作成する。又ある種のデータは効率を考慮し、コード化が要求される。コード化された場合、人間はその意味をよみとりにくい。従ってADPによる処理を前提とした場合、インプット・データの信頼性が特に要求される。
- ③ ADP・コーディング専門家グループの会合で、数種のデータ・エレメ

ントのコーディング(コード化)について検討が始まっている。チェック・デジットを必要とするデータ・エレメントは、その分を考慮したコーディング(コード化)が必要である。

- ④ 当然のことながら各国、各企業、各機関ともバラバラで異なる方式のチェック・デジットではデータ・コードのチェックに際し解釈ができず役立たない。従ってその標準化の検討が要求される。

以上のようなADP・コーディング専門家グループによる会合での背景及びニーズにもとづき、1973年10月17～18日の第6回会合で審議項目として採択されたものと考えられる。

3・2 作業経過

3.1でも述べたように、チェック・デジットによるデータ・コントロールについて、1973年10月17～18日の国際貿易手続簡易化部会のADP・コーディング専門家グループ第6回会合で作業プログラムの見直しが行われた際に新しく追加項目としてとりあげられることが決定され、フィンランド代表がスウェーデンと米国との協力により検討することを引受けたのである。

1974年5月8日～10日に国際貿易手続簡易化部会のADP・コーディング専門家グループの第7回会合でフィンランド代表よりチェック・デジットの使用によるデータ・コントロールについての検討結果が紹介され、問題の深さについて更に検討する必要性が強調された。第7回の会合にさきがけてフィンランド国際貿易手続委員会の子報告書として1974年4月30日付で、各国の専門家グループに対して「チェック・デジット使用によるデータ・コントロール——フィンランド代表団子報告書——」が配布されている。本報告の研究内容については(3)研究内容及び問題点で述べる。

フィンランド代表は最後にチェック・デジットの使用はエラーをさけるために非常に重要な方法であり、標準的な方法を開発することが必要であると結んだ。これに対し各国の発言は以下に要約される。

- ① スウェーデン代表は（この項目についてフィンランドと責任を分担している。）興味あるフィンランドの研究はチェック・デジットに対する必要性を確立していると発言した。
- ② 米国代表はまたこの項目についてフィンランドと共同責任をもっていることを説明し、非常に興味ある研究に対しフィンランド代表に感謝した。チェック・デジットは高度な技術的問題であり、多くの異った専門家が関連する。次の10月の会合で更にコメントをおこなうと発言した。
- ③ UIC（国際鉄道連盟）の代表は、彼の機関で開発されたチェック方法を説明し、UICの経験に基づく情報を、この項目に責任をもつ3つの機関に送ると発言した。
- ④ 日本代表からはチェック・デジットとハードウェアに組み込まれたチェック・メカニズムとのインタフェースの問題で、どの程度の長さ（データ伝送上のブロックの長さ）を取扱っているかの質問が行われた。更に日本代表は人手によってかけられるチェック・キャラクターの問題についても関心があると述べた。これらは大きな、むづかしい問題であり、更に研究が必要であると答えられた。
- ⑤ 英国代表はチェック・デジットに関して合意された方法の中で更にフレキシビリティをもたせる必要性を主張した。即ち使用者が望む正確性の程度を決めねばならないだろうから。
- ⑥ TRADE FACILITY ADVISERはISO/TC97が、その問題について興味をもっており、そことの連絡をとってみることを約束した。

第7回の会合に引きつづき第8回会合（1974年10月1～2日）の審議の経過は次のとおりである。

チェック・デジットを使用したオートマティック・データ・コントロールに関する予備報告書がフィンランド政府から送附されてきた。フィンランド代表は、この領域で外国からの建設的協力が多数あることを述べ、フィンランドでも専門的に従事するプロジェクト・グループが創設されたことを述べた。

更に各国代表の発言は、下記の如く要約される。

- ① 米国代表はやらねばならない作業が余りにも多いことをまず語り、(i)輸出入に必要な全データ・エレメントが第一に識別されねばならず、(ii)次にこれらのデータ向けに作成されたコードを比較する必要がある。(iii)最後にチェックングを要するコードの識別となる。今回までにデータ・エレメントやコードの識別作業が十分に行われていないことを指摘し、一定の提案をまとめる以前にやらねばならない仕事が山積していると発言した。
- ② I S O代表はI S O / T C 9 7 (コンピュータ部門) で行われた関連作業を発表した。その作業からの主な結論の概要は
 - ・ 単一の体系が望ましい。
 - ・ 1 デジットだけを加えるべきだ。
 - ・ コストが適正な枠内に納まるような体系の容易さが必要である。
 - ・ 人間がエラーをおかす一般的傾向を考慮に入れた体系でなければならない。
 - ・ 体系はエラー検出中心のものであり、自動訂正機能が軸とはならない。
- ③ ドイツ民主共和国 (東独) 代表は、国家的規模の研究からある環境の下でチェックングの必要性は絶対であると確認した。最終的なE C Eの勧告は選択とすべきであろう。即ちある特定のシステムが大部分の専門家の賛同を得たものとして勧告されるかも知れないが、他の方法も除外されるべきではないと述べた。
- ④ 議長は、専門家グループがフィンランドの努力に感謝し、同国の代表から今後も新しい研究報告が出されることを希望した。

専門家グループは、I S Oがその内部の技術委員会を通して情報を恒常的に提供してくれたことにも感謝していると伝えた。

現在までの作業経過は以上のごとくであって、フィンランド代表よりチェック・デジット使用によるオートマティック・データ・コントロールについて基本的研究の報告が行われたが、貿易情報のどのデータ・エレメントに、どの

ような方法でチェック・デジットをもたせるのかの決定の前に、まだまだ多くの作業が残されているようである。

3・3 研究内容および問題点

この項でフィンランド代表によって報告された「チェック・デジット使用によるオートマテック・データ・コントロール」の研究内容を紹介し、最後にその問題点について記述する。

(1) 主題の定義

コード識別に関し次の疑問に答えることが目的であるとまず研究の目的を明確にしている。

① 1つのコードあるいは結合されたコードが、チェック・デジットを含むべきか否か、つまりコンピュータ・チェックをうけるべきか否かを決定するに当って、如何なる要素を考慮しなければならないか。

② 全てのコードに利用しうる単一の手法の採用を考慮すべきか、それとも各ケースを個別的に解決すべきか。単一標準手法の採用は、有利なのか不利なのか。どのような手法が標準として考えられるか。

以上①、②の疑問に答える前に、チェック・エラー 繰返しについて若干の考察を行っている。

i) チェッキングの有無

一つの活動をチェックすることは、同時に様々なリダンダンシー（冗長度）をもたらす。即ちプロセッシング面では検孔、繰返し、フィード・バック、装置面ではバック・アップ・システム、コンポーネントの重複、データ面では繰返し、チェック・デジットなどの考慮が必要である。リダンダンシーを設けることは、コストのみならず、利益、便利さ、等の分野に直接の影響を及ぼす。主要な利点はエラーの早期発見とそれに伴う事後のエラーの回避である。

ii) エラー

如何なるシステムにおいてもエラーは発生する。エラーの発生の防止や検出、訂正はシステム設計の不可欠な要素であり、従ってチェックの有無の問題はシステム・デザインの一部とみなすことができる。コードの処理が多くなればなる程、チェックの利用が正当化される由縁である。

III) 繰り返し

人からコンピュータへのデータの直接入力に端末機が使用される場合に、キー検孔に相当する繰り返しチェックが無視されることになる。コードの場合、この機能はチェック・ディジットによって代行される。キー検孔のような手操作では、思考過程が似ていれば、エラーが検出されずに通過してしまう場合がある。従って検孔はチェック・ディジットの必要性を減ずるものではないが、逆にチェック・ディジットはキー検孔をスピード・アップしたり軽減したり、時には不必要にもする。

CRTのようなバンプ・データ記録システムでは、チェック・ディジットは訂正作業を自動化し、端末オペレータがチェック・ディジットを有しないデータに注意を集中できるようにする。ただしこの訂正は端末オペレータ自身によるためチェック機能としてはむしろ低レベルのものである。

以上チェックの必要性和具体的手段であるチェック・ディジットの有効性について考察を行った後、次に主題に対する疑問についてこたえている。

(2) 要素(ファクター)

次のリストは、コンピュータのチェック・ディジット使用を支持する要素(+)とそれを抑制する要素(-)を列挙したものである。大部分の項目はチェック・ディジットの必要性を自明の理とし、しかもその除外は考えられないとした肯定的な要素(ファクター)である。

- ① + コードの正確さは法的、社会的、経済的側面で顕著な影響を持っている。
- ② + コードは本来間違いを起しやすいもので、エラー頻度が高かったりあるいは変動が激しい性質を持っている。
- ③ ± コードが長い(+), 或いは短い(-)。
- ④ + コードは、長期的に継続され、本質的に恒久的のもので、不断の使用に供される。
- ⑤ - コードは、短期的な継続時間しか持たず、ただ一度あるいは内部的にしか使用されない。
- ⑥ + バリディティ・チェックの条件が他に殆ど存在しない。つまりエラーが他の手段により検出されることは稀である。
- ⑦ ÷ コードはリダンダンシーを殆ど乃至全く含まない。
- ⑧ ± コードの多角的処理の必要性(+), あるいは手操作処理が皆無な場合(-)。
- ⑨ + 手操作処理が急いでやられたり未経験者や不満足な状況下で行われる時。
- ⑩ + 即時的な手操作処理の繰り返しあるいはチェックが利用されない場合、又は除外される必然性・可能性がある時。
- ⑪ + 直接的なデータ入力でターミナルが使用される場合。
- ⑫ + エラーの早期発見及びA D P以前の段階での検出。
- ⑬ + エラーがもたらすコスト高の回避。遅れた訂正作業は困難さを増し経費もかかる。
- ⑭ + アプリケーションの統合。国際化もその一例である。
- ⑮ + 処理速度の均一化、及び平均速度の向上。
- ⑯ + 十分な容量及び価格上で合理的なキャパシティ。
- ⑰ ± データ伝送距離（長+：短-）
- ⑱ + 全データ伝送装置が奇偶検査を含まない。

- ⑲ + 手書き文書の光学式読み取り。
- ⑳ + チェック・デジットを使用した単一エラー自動訂正の可能性、及び正確値決定の可能性。
- ㉑ + 秘密のあるいは時間従属的なアルゴリズムを使った偽造の防止機能。
- ㉒ + コードが文字を含むか簡略記憶コードであること。
- ㉓ - チェック・デジットが非演算的な簡略記号のリダンダンシーで構成されている。即ち、名称の最初の文字、2文字の代替とした3文字国名コード、2文字のアルファベット式国名コード等が簡略国名コードのチェック・ワードとして使用される。
- ㉔ + 信頼性はセールスポイントを持ち親近感も与える。又、コードの使用を促進する。
- ㉕ - 自動チェックは、同一の手法でチェックされる2つの正しい識別コードの転位まで必ずしも発見しない。
- ㉖ - チェッキング手法の誤まった不適当な選択。

以上の如くコードに対してチェック・デジットをもたせる必要性の有無についての具体的な判定要素を眺めた時、コードの重要性、コードが何らかの理由でエラーを起す可能性が高い場合、コードの使用頻度が高く長期的に使用される場合、更に他の方法では検出されない場合チェック・デジットによるデータ・コントロールが特に有効とされるようである。

(3) 標準的手法とその要件

チェック・デジットは、データの不可欠なエレメントであると同様に、技術的な標準化にとっても有効なまた可能性の高い目標である。そして標準化は、事務機器、プログラミングおよび総合システムにとって実に重要な要素でもある。一方、チェック手法に関連した要件には、効率、容易さ、速さ、フィールドの長さ、およびキャラクター・セット、実用性、汎用性等が考えられる。標準的手法となりうるものには、次に示すような

属性が要求または待望されている。

- ① 効率及び信頼度が十分なこと。(エラーの検出率が少くとも99%であること)
- ② 十分に容易さを有し、簡単で記憶しやすく、速く、短かく、しかも経済的に安価であること。
- ③ 計算の容易さ(算術計算的)、一次的であること。チェック・ディジットは、表や他の素材を使わず、簡単な計算法で(公式、定数)、しかも手作業で算定出来るべきこと。
- ④ 汎用性、全てのキーワード、システムに応用出来ること。
 - ・チェック・ディジットを持たない従前の旧型システム
 - ・数式、文字数式及び文字式の全方式
 - ・コードの長短
 - ・単一コード及び複合コード
- ⑤ 数値的であること。即ち単一の数字チェック・ディジットを使用し得る可能性。
- ⑥ 短かさ。単一チェック・ディジットかあるいは1つのリダンダンシー。
- ⑦ キーワードの識別部分(基本コード、データ部分)の全ての値を受け入れ、ある一定の数値を除外しないこと。
- ⑧ 一定不変の効率。チェック機能はあるクラスのコードで他のクラスより効率が著しく小さいとか、絶対的に低いとかいったコードの選り好みをしてはならない。コードの各数値、各パートに等しい効率を与えエラーの未検出が多い部分を作ってはならない。
- ⑨ チェック・ディジット自体がエラー状況を頻繁に生じてはならないしコードの他のよりエラー率が低くなければならない。
- ⑩ 標準手法としての適応性。基本的手法として、しかも単独で適度なセキュリティを保証しADP処理以前に事務用機器で使用し得る、より効率的な多角的チェック技法の体裁を備えていること。このケースで

は、セキュリティはADPの過程で加算されたチェック・ディジットを点検することで増強されることもあるが、一方希望により加算されたチェック・ディジットが省略される場合も起り得る。

⑪ 自動修正出来るチェック・メソッドとして、またエラーを分析し訂正する手段として適合していること。

⑫ 自由自在性：その標準が各々の状況で欲求、要求及び限界を考慮しつつ最良の手法を選び得る機能を提供する一連のメソッドであること。

⑬ エラー分布を基にした、多種多様なエラー向けの効率及び最適特性。
通常のエラー分布は、エラーの種類により非常に不均等であり、むしろ相異なるコードやユーザーを対象とした状況の相違に近似している。ところが状況が違った場合のエラー分布については経験的に殆ど知られていない。手法が異なる時の効率を比較したり、現実のファイルを使用してそれらをテストしたりするためには、かなりの量のエラー分布やエラーの素材を収集することが必要となろう。その一例としては、何らかの手法が現に使用されていて、それ故データ収集が相対的に容易と思われるコード等が挙げられるだろう。

以上標準的手法に対する要件が列挙されているが、要件についてはそれぞれ納得のできるものである。従ってチェック・ディジットの標準手法としては殆どの要件を満たすものでなければならないと考えられるが、実際の標準的手法の採用にあたっては、具体的なデータ・エレメントについてその適用の場で解決を求めていかねばならないと考えられる。

(4) 提案された手法

最後にフィンランド代表によって報告されたチェック・ディジット使用によるデータ・コントロールでチェック・ディジットの標準的手法として2進加重値を一つの解決手段として提案している。

即ち報告書では、可能性が見込まれる手法の数は実に多い。更に代替手段や必要な総数等も膨大であり、エラーの態様も多種

多彩であるため、一体一般的標準としての資格を備えた解決手段が見い出せるのだろうかという疑問を提起する人々もいる。だがこの問いに対する答は肯定的なものであるようだ。として、2進加重値が一つの解決手段であろうと述べている。2進加重値はその便利さ、容易さ、能率および自由自在な活用等の利点があるため、標準化の問題には主要な鍵となると見てよい。そしてこれらは、現在知られている方法の中で使用頻度も高く、標準としても十分効果を発揮していると結んでいる。

以上この節ではフィンランド代表によって報告された「チェック・ディジット使用によるオートマチック・データ・コントロール」の研究内容の概要を紹介したが、(1)主題の定義でも明らかなようにデータ（貿易情報上の）のうちコードのみを対象とし、チェック・ディジットの必要性の要素とその標準的手法の要件について報告されたものである。

(5) 問題点

まず報告書の内容そのものであるが、(2)のチェック・ディジット使用を必要とする要素、必要としない要素、(3)の標準的手法とその要件についてそれぞれ要素、要件が一般的に列挙されているにすぎず、実際の貿易情報に適用する場合にはデータ・エレメント一つ一つについて更につめていく必要がある。

即ちそれぞれのデータ・エレメントがエラーを起こした場合の他への影響度（損失）、冗長度（コスト）を総合的に、具体的に判定していかなければならず、チェック・ディジットの必要性の一般的要素および標準手法の一般的要件のみから、チェック・ディジットの必要性、標準的手法を決定することは極めて困難である。従って今後の作業としては、貿易情報の各データ・エレメントについて、それらのデータを使っていく立場から具体的な検討作業が必要であると考えられる。

次に問題をより広範にとらえた場合、即ちチェック・ディジット使用によるオートマチック・データ・コントロールのうちデータ・コントロール

の方にウェイトをおいた時、コードのエラー検出、防止、訂正としてのチェック・ディジットのみを議題として取上げていてよいものだろうか。データの重要性、信頼性の面からみれば、コードのみにとどまるものではないと考えられる。コード以外のデータとしての数量や金額等の数値的なもの、あるいは説明文や記号的なものについても、データの重要性、信頼性が強く要求されるであろう。

従って全データ・エレメントについて、それぞれエラーが起った場合の社会的、経済的、法的影響度を考慮し、そのエラーに対する検出、防止、回復の具体的な検討、対策が必要であると考えられる。

又その検討、対策にあたっては、データの作成、伝送に端末機の利用を前提と考えた場合、データ作成までのレコーダの帳票への記入ミス、オペレータのデータ作成ミス、および端末機から他の端末機あるいは電子計算機への伝送上のミスの各フェーズに分けて、データのエラー発生の検出、防止、回復のための手法、システムの研究が必要である。

付 録

フィンランド代表による報告書から2進加重値による数種のアプリケーションが例示されているので以下に記述する。

2進加重値(重み)は、以下の例で示される様に数種のアプリケーションがあり、そのどれをとっても独自の長所を有している。従ってその優劣の順位を確定することはまず無理である。様々なファクターを勘案すると次の様な示唆が得られる。

- ・まず第1に例1で示された方法
- ・第2番目にある一定の条件を考慮に入れた例2の方法
- ・第3番目に留保つきの例3の方法
- ・一定の条件下に於けるこれらの方法のより効率的な変形形態
- ・1の変形としての例5及び例6
- ・2の変形としての例7

・ 3 の変形としての例 4

1. 例 1 に示された最初の勧告方法は、1 から 10 までの数が、増加係数 11 に関し一つの代数学的集団を形成しているという事実に基づいている。
2. 例 2 の第 2 番目の方法は、次の様な各場合にのみ使用することが出来る。即ち、チェック・ディジット "10" に帰着するコードの当該値あるいはコードの 11 分の 1 が除外することが出来る場合や、その値 "10" が他の数値とは明らかに違った方式つまり "X" という文字等で表現され得る場合などがこれに該当する。こうしたケースでは、例 1 によりも幾分効率的に処理出来る。例 2 は、国際的なコンテナ・ナンバー・スタンダードに於て使用されていて、コード「連続番号」の部分があれば除外が可能となっている。この方法は、最良の（つまり最も効率的な）係数 11 チェッキング・メソッドである。
3. 例 3 は、例 1 と効率の点ではほぼ同程度であるが、幾分計算しやすい。これは、加重値（重み）例の最初の二つの数字、つまり 1 と 2 が交互に使用される切断形式 (Cut off Version) で利用され、"ルーン (Luhn)"（※著者注参照）"IBM モジュラス 10"、"IBM コード"、"ダブル・アンド・アッド (double and add)" 等の多くの名称で知られている。この切断形式は他に比べてやや容易に処理出来るが、非常に効率が悪く標準としての資格に欠けている。例 3 の変形として、数字の 9 が未使用のまま残されるなら例 4 が利用出来る。しかしながらこのケースでは、ずっと効果的な例 2 が常に適合するので、例 4 が使用されることはまずないだろう。
4. チェッキング面でこれ以上の効率を望むなら、例 5、6 及び 7 の使用が考えられる。例 7 は、その基本型である例 2 の手法とほぼ同様のコンディションで使われる。また例 7 は、全ての 2 数字 (two digit) エラーすら検出し得る能力を持っている。その効率性は少なくとも信頼度 99.9% に達している。更にこの手法は、比較的容易に 1 デジット・エラーの自動訂

正を可能とするだろう。例1に対応した変形も考えられこの場合例1は、
適当な手法を追加された基本メソッドという役割を果たすことになる。だが
効率の点でもそう秀れているとは思えず、単一エラーの完全な自動訂正機
能は持たないだろう。

* * *

※著者注：Luhn(ルーン)

チェック・ディジットの作り方にはいろいろあるが、広く用いられてい
るものの一つにルーンズ・チェック (Luhn's Check)の算出法がある。

例えば、得意先コード4 6 7 8 4 3のチェック・ディジットを算出する
には、次の様な操作を行なう。

コード		4	6	7	8	4	3
		×	×	×	×	×	×
ウェイト		1	2	1	2	1	2
計		4	+ 1 2	+ 7	+ 1 6	+ 4	+ 6

各々のケタごとにウェイトを掛け、その答を横に加える。ただし、乗算
の答が2ケタになれば、1ケタごとに加算する。たとえば、 $12=1+2$ 、
 $16=1+6$ のようにする。

$$4+1+2+7+1+6+4+6=31$$

この合計31を10で割る。

$$31 \div 10 = 3 \quad \text{.....} \quad \text{余り} 1$$

10から余りを引けば、チェック・ディジットが算出される。つまり
 $10 - 1 = 9$ 、この9がチェック・ディジットであるから、コードは
4 6 7 8 4 3 - 9となる。

コードの記入誤りで一番多いのは、次の様な数字の転位によるミスであ
る。 4 6 7 8 4 3 9 4 7 6 8 4 3 9

このような数字の転位については、100%発見出来るし、コンピュー
タのプログラムによって復元も出来る。

例：2進加重値（ウェイト） 2^i

ディジット及びウェイト

ポジション, インデックス i ;	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
例キー・ワード, ディジット d_i ;	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
	(10)										$d_0 = \text{チェック・ディジット}$
ウェイト $p_i = 2^i$	1024	512	256	128	64	32	16	8	4	2	1
ウェイト $p_i = 2^{i \bmod 9}$	7	8	4	2	1	5	7	8	4	2	1
ウェイト $p_i = 2^{i \bmod 11}$	1	6	3	7	9	10	5	8	4	2	1

ディジット及びウェイトの乗積, 並びにその計算例

$$\Sigma d_i (2^{i \bmod 11}) : 0+54+24+49+54+50+20+24+8+2+d_0 = 285+d_0$$

例1 (Colenbrander) (" $0=10 \bmod 11 \bmod 10$ ")

$$\Sigma (d_i 2^{i \bmod 11}) : 10+10+2+5+10+6+9+8+5+2+6=0 \bmod 10$$

まず最初に各 d_i 値を "10" に置き換える。

下線部は, 乗積の剰余部分 ($\bmod 11$) の固定数を表わす。

最小値 > 0 , 即ち "基本エレメント" を表わし, 剰余は $1 \leq C_i \leq 10$

例2 (純粹 $\bmod 11$)

$$\Sigma d(2^{i \bmod 11}) : 0+10+2+5+10+6+9+8+5+2+1=0 \bmod 11$$

$$\text{又は } 0-5+4-2+4-4+9-\dots-0+2+0+1=0 \bmod 11$$

$$\Sigma d_i (2^{i \bmod 9}) : 0+72+32+14+6+25+28+24+8+2+d_0 = 211+d_0$$

例3 (" $\bmod 9 \bmod 10$ ")

$$\Sigma (d_i 2^{i \bmod 9}) : 0+9+5+5+6+7+1+6+8+2+0=0 \bmod 10$$

下線部は, 剰余部分 ($\bmod 9$) の固定数を表わす。最小値 ≥ 0 で, $d_i \neq 9$ 及び2番目に小さな数 ≥ 0 の時は, その剰余が "基本エレメント" である。また $d_i = 9$ の時は 9。

例4 (純粹 mod 9)

$$\sum d_i 2^i \bmod 9 : 0+0+5+5+6+7+1+6+8+2+5 = 0 \bmod 9$$

$$\text{又は } 0+7+2+3+2+1+4+\dots +2+5 = 0 \bmod 9$$

チェック・フィールド(欄)が2ディジットで構成されている場合の追加例

例5

偶数*i*及び奇数*i*の双方を別々にして，“2回”例1を応用すると，他の数値中の2ディジットだけのエラー全部が検出される。これらの2ディジットのために，0,2,4…等の正しいディジットがエラー間に存在する。また他の数値中に，2ディジット・エラーの大部分を構成する各値に隣接するエラーの全部も検出する。

$$\left[\begin{array}{lcl} \text{ウェイト } p_i : & 10 & 0 \ 5 \ 0 \ 8 \ 0 \ 4 \ 0 \ 2 \ 0 \ 1 \ 0 \\ \text{ウェイト } q_i : & 0 & 10 \ 0 \ 5 \ 0 \ 8 \ 0 \ 4 \ 0 \ 2 \ 0 \ 1 \end{array} \right]$$

$$(1) \sum (d_i p_i \bmod 11) : 1+0+7+4+5+4+9 = 0 \bmod 10 \text{ (例1)}$$

$$(2) \sum (d_i q_i \bmod 11) : 0+2+2+7+1+2+6 = 0 \bmod 10 \text{ (例1)}$$

例6 (Colenbrander と100数値体系, mod 100の一変形)

例5に対応するのがこの母数(modulus) 100 チェツキングである。

ここではキーワードを100システムの数と解釈する。

$$\bar{d} = \begin{array}{cccccc|c} 09 & 87 & 65 & 43 & 21 & 76 \end{array} \quad \text{以下同様である。}$$

$$\bar{c} = \begin{array}{cccccc|c} 12 & 72 & 47 & 51 & 42 & 76 \end{array} \quad \text{そして条件を } \sum c_i = 0 \bmod 100 \text{ とする。}$$

例7 (純粹 2倍 mod 11)

シングル・エラーを自動修正するチェックング法である。

$$\begin{array}{lcl} i : & 10 & 9 \ 8 \ 7 \ 6 \ 5 \ 4 \ 3 \ 2 \ 1 \ 0 \ -1 \\ p_i (=2^i \bmod 11 : i \geq 0) : & \left[\begin{array}{cccccc|cc} 1 & 6 & 3 & 7 & 9 & 10 & 5 & 8 & 4 & 2 & 1 & 0 \end{array} \right] = U \\ q_i (=1^i = 1 : i=0) : & \left[\begin{array}{cccccc|cc} 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 0 & 1 \end{array} \right] \end{array}$$

$$S_1 = \sum d_i p_i \bmod 11 : 0+10+2+5+10+6+9+2+5+2+1+0 = 0 \bmod 11 \quad \text{(例2)}$$

$$S_2 = \sum d_i q_i \bmod 11 : 0+9+8+7+6+5+4+3+2+1+0+10 = 0 \bmod 11 \quad \text{(x)}$$

この1組の条件項は、1又は2ディジットに限定される全てのエラーを検出する。加えて先に述べた訂正も行うことが可能だ。コンディションは、どの単一エラーが起っているかを表示する。

$S_1 = 0 (S_2 = 0) \bmod 11$ ならば、 C_1 -エラー $e = S_2$ (C_0 -エラー $e = S_1$) $\bmod 11$ となる。また $S_2 \neq 0 \bmod 11$ なら、エラー e のマグニチュード $= S_2 \bmod 11$ となり、当該エラーの条件 i は、方程式 $S_2 \cdot 2^i = S_1 \bmod 11$ で2進加重値 (binary weights) を S_2 で掛け、どの乗積が $S_1 \bmod 11$ となるかあるいは位置表 (position table) で $i(S_1, S_2)$ を調べて得られる。

正しい値は、 $d_i - e \bmod 11$ である。もしこの数値が $10 \bmod 11$ なら、シングル・エラーは解釈としては意味をなさない。又、 $d_{i+4} = d_{i+3}$ 又は $d_{i-6} = d_{i-7}$ なら、問題となっている条件の中で、ダブルエラー $aa \rightarrow bb$ で、 $a = b - \frac{1}{2} S_2 = b - 6 S_2 \bmod 11$ という説明が可能である。 $S_2 = 0 \bmod 11$ の時、少くとも一つの $i > 0$ で $(d_{i+1} - d_i) 2^i = S_1 \bmod 11$ ならば、誤った順序があると解釈出来る。2つの隣合ったディジットの転位などがその一例である。

もし不必要ならチェック・ディジット C_1 の加算やそれ以上のチェックキングは除外することが出来る。この場合基本的なチェックキングだけが使用されることになる。これは、ADP基本チェックキングやそれ以上の加算チェックキングに優先して行われる。

例7に対応する加算例

例8 2進加重値の代りに、算術例のウェイト1, 2, …, 9, 10つまり $p_i = i$ が使用される時、 $p_i S_2 = S_1 \bmod 11$ の方程式から、シングル・エラーのポジションは $i = S_1 S_2^{-1} \bmod 11$ である。
 $C_i > 1, S_1 S_2 \neq 0$, 基本チェック・ディジット $= d_1$, 加算チェック・ディジット $= d_0$)

S_2 : 12345678910

$S_2^{-1}: 16439287510$

例 9

例 7 (直接総和) を対象とした加算手法の効果は、順序の間違いには皆無である。従って例 7 は、一組みのディジットの転位を必ずしも全部検出するとは限らない。例えば期日等に於ける $ddmm \rightarrow mddd$ あるいは $ddmmyy \rightarrow yymmdd$ の転位がそれに当る。この観点からウェイト・マトリクスを持った 2 重母数 11 の活用が有効である。

$$\begin{bmatrix} 3 & 7 & 6 & 1 & 8 & 9 & 4 & 5 & 2 & \vdots & 1 & 0 \\ 10 & 1 & 2 & 0 & 2 & 10 & 8 & 5 & 10 & \vdots & 0 & 1 \end{bmatrix}$$

これは、ノルウェーの国民識別コードで使用されている。

例 10 (ダブル Colenbrander)

基本メソッドが例 2 の代りに例 1 とされる場合、直接総和 (mod 10) は、最良の加法ではない。より良い解法としては、

$$\begin{aligned} (\sum d_i 2^i \bmod 11) &= 0 \bmod 10 ; p_i = 2^i \begin{bmatrix} 6 & 3 & 7 & 9 & 10 & 5 & 8 & 4 & 2 & \vdots & 1 & 0 \\ 6 & 4 & 1 & 8 & 0 & 9 & 5 & 2 & 7 & \vdots & 3 & 1 \end{bmatrix} \\ (\sum d_i q_i \bmod 11) &= 0 \bmod 10 ; q_i \end{aligned}$$

この方式で隣接したディジット中の $ab \rightarrow ba$ 及び $aa \rightarrow bb$ が全て検出され、その他の 2 ディジット・エラー中では 1 % 以下が発見不能にとどまる。

例 11

BCH メソッド (Bose - Chandhuri - Hocchuenghem - method) やその変成手法である。

2 進ウェイトを一般化すれば、

$$\text{ウェイト } p_{ij} = (2^j)^i = 2^{ji} \pmod{11} \quad \text{となる。}$$

チェック・マトリクスの例をあげると、

$$\begin{array}{rcl}
 i & : & 10 \quad 9 \quad 8 \quad 7 \quad 6 \quad 5 \quad 4 \quad 3 \quad 2 \quad 1 \quad | \quad 0 \quad -1 \\
 2^i & : & \left[\begin{array}{cccccccccccc} 1 & -5 & 3 & -4 & -2 & -1 & 5 & -3 & 4 & 2 & 1 & 0 \end{array} \right] \\
 (2^2)^i = 4^i & & \\
 (i > 0) : & \left[\begin{array}{cccccccccccc} 1 & 3 & -2 & 5 & 4 & 1 & 3 & -2 & 5 & 4 & 0 & 1 \end{array} \right]
 \end{array}$$

この解法は標準としての可能性を有している。

このダブル・チェックは例 7, 8 及び 9 より効率的である。

4 通貨コードの標準化

4.1 通貨コード標準化の動向

通貨コードについてはE C E貿易拡大委員会の国際貿易手続簡易化部会に於ける「ADP及びコーディング専門家グループ」でしばしば討議されてきたが、1974年10月1～2日に行なわれた同グループの会議でかなり具体的な進展をみており、近い将来、最終的な結論が出されてくるものと思われる。

この専門家会議で討議された内容は、ISO技術委員会のTC 68“バンキング手続”(Banking procedures)作業グループが「国際金融取引の簡易化を軸にしたコードの標準化」作業の一環として作成したISO/TC 68/SC 2/WG 2の通貨コードについてであり、その要旨は、(財)日本情報処理センターの資料(12月-4)に邦訳されている。

ISO/TC 68/SC 2/WG 2の通貨コードとは、ISO STANDARD DIS-3166のアルファ2文字の国コードの末尾3桁目に当該国通貨名のイニシャル1文字をつけたもので、アルファ3文字で構成される通貨コードである。

ISO STANDARD DIS-3166のアルファ2文字国コードは、別添表Iに掲げたもので、1974年10月に行われたADP及びコーディング専門家グループの会議で、その採択が決定(finalize)されているものである。

通貨コードの標準化には、他に有力な提案はなく(3桁ニューメリックコードはADP及びコーディング専門家グループで多数意見の同意が得られず取り下げられている)、今後、多少の曲折があるにしても、基本的には、上記ISO/TC 68/SC 2/WG 2のアルファ3文字構成のコードに落ち着くものと思われる。何れにしても、更に、国際金融機関等関係筋の意向を広く聞き、問題

点をつぶした上で採択されることとなろうが、以下に、ADP及びコーディング専門家グループの会議で指摘されたコメント、問題点等について述べる。

4.2 ISOの通貨コードに対するECE ADP及びコーディング専門家グループのコメント、及び問題点

(f), ISO/TC 68/SC 2/WG 2 の通貨コードのアルファ 3 文字の中、最初の 2 文字は、ISOのDIS-3166のアルファ 2 文字国コードと同じであるが、3 文字目の対象通貨のイニシャルについては、考え方が提案されたに止まっており、具体的にすべての通貨のイニシャル文字が明示されているわけではない、例示として、Dは、Dalasi, Deutsche Mark, Dinar, Dirham, Dollar, Dong, Drachma, 等を表わすというに止まっている。(Deutsche Mark, をDと表わす例示はおかしい)。通貨によっては二つの異なる呼称をもっているもの(ギルダー、フローリン)、又、呼称と綴りが異なるもの(MEペソ→ME\$)、等があり、このように、通貨のイニシャルとして如何なる文字を使用するかについては関係各国に委ねられているとはいうものの、最終的には混乱のおこらぬような配慮が必要となろう。

(g), オーストラリア・ドルの如く、ISOのリストに登場する数ヶ国が共通の通貨を使用している場合、WG 2 コードはどのような構成となるのか明示されていない、この場合、支配的な国オーストラリアの通貨コードとなるAUDを、他の国々でもコードとして使用するものと推察されるが、一体、支配的な国とは、どう定義されるのか定かではない。為替決済の上からいえば、オーストラリア・ドルが使用されているパプアニューギニアとの、オーストラリア・ドル建取引に於ける通貨コードはAUDでなければ都合が悪く、PGDではオーストラリア・ドルの為替決済の中心地であるシドニー又はメルボルンに決済勘定を設けている為替銀行の事務処理をいたずらに混乱させることとなろう。

通貨コードは、アルファ 2 文字国コードに対象通貨のイニシャル・アル

ファ1文字をつけるということであるが、この場合、国コードとは、対象通貨を管理コントロールする国（支配的な国）のコードとすべきであり、共通に使用されている地理上の国の国コードによるべきではないと考えられる。

い、アフリカ財政共同体フラン（CFA）、太平洋フラン（CEP）等、単一国の管理（支配）の下にない通貨について、現行のISOアルファ2コードと混乱が生じないように配慮されている旨であるが、例えば、CFAフランについて、カメルーン-CM、チャド-TD、コンゴ-CC、象牙海岸-CI、等とし、これらすべてのコードがCFAフランを示すことをユーザー又はコンピューターに簡単な相関表で知らせる云々等、何故考えなければならないのか疑問である。アフリカ財政共同体フラン、太平洋フラン、あるいはSDR（Special Drawing Right）、ユーロコ、U・A（Unit of Account）等の如く単一の管理（支配）国の存在しない、所謂、複合通貨については、将来創造されるであろうものを含め、国コードの2文字アルファに固執すべきではないと思われる。即ち、CFA、CEP、SDR、ユーロコ、U・A等は、地理上の何れの国で使用されようと、CFA、CED、SDR、（ユーロコ、U・Aについてはコード未定）を通貨コードとしてよいと考える。勿論、これ等複合通貨についてのコードが、ISOアルファ2コードと混同しないよう配慮する必要はあろう。いづれにしても、当該通貨の管理母体が一つ（複合通貨も国際機関が管理母体となっている）なら当該通貨のコードは1つである方がむしろ便利である。

EXCHANGE RATE が同一であり、管理する母体も一つである同一通貨について、共通に使われる国ごとに使われる国の国コードをとり入れた通貨コードは、例え、相関表で簡単に知らせ得るとしても、全く意味のないことといわざるを得ない。元来、複合通貨は国家主権を超越して創り出されたものであり、通貨コードの中に主権を示すが如き一国のアルファ文字を組み込む必要はないものと思われる。

(二)、A D P 及びコーディング専門家グループで指摘された、一国で運用されている複数通貨に関しては、指摘の趣旨が曖昧と思われる。

即ち、ここでいわれている複数通貨とは、コマーシャル及びファイナシヤルの区別であろうが、(イタリア、フランスの例の如く)この区別をもって、複数の通貨が運用されていると定義し、二つの通貨コードを設けることは、コードを複雑化するのみで、少くとも、金融機関から見ると、余り意味のないことといえよう。(Commercial Francs も Financial Francs もその管理母体はフランス当局であり、通常貿易、経常取引勘定と資本取引勘定の相違である、換言すれば、フランス当局の為替管理上の色分けであって、通貨の相違と見るのは行き過ぎではないか、実務上、具体的に異なる点は、凡そ、取引に適用する為替相場 (EXCHANGE RATE) が異なること、対外決済勘定が異なること、(銀行が設けている為替決済勘定の口座が別である)、及び為替管理の規制が異なること等であろう。これは、むしろ取引の分類上の問題であり、通貨コードにこの区別を取り込むことは疑問である。この区別に類することを取り入れるならば、更に、Convertible と Unconvertible の区別、External と Domestic の区別、Non-Resident と Resident の区別、Free と Limited の区別、Open Account の区別、デノミネーション等の時に発生する旧通貨と新通貨の区別、等々通貨コードでは論理的に收拾のつかぬところまで拡大される恐れがでてくる。これ等の区別はむしろ、通貨コードとは別個のデータ (コード) により処理されるべきものと考えられる。

(三)、WG 2 通貨コードと現実の通貨各称との混同を避けるための配慮、及び現在の WG 2 コード、あるいは、I S O - D I S - 3 1 6 6 国コードと混同するような国コードを将来の新興国につけぬよう配慮すべきとの指摘は全く同感である。

(四)、又、WG 2 で提案中の通貨コードが I S O の 3 アルファ国コードと一致することになる場合は、これを回避すべきことの指摘は理解できるが、

混同回避のため、WG 2 の通貨コードの末尾の文字が対象通貨のイニシャルとならず、通貨を意味しなく (denote しない) なる場合はどうするか触れられていない。この点については、余り固執する必要はないだろう。貿易、国際決済取引では、WG 2 通貨コード、及び、ISO の DIS-3166 の 2 文字アルファ国コードを関係者が一致して採択する限り、3 文字アルファ国コードと同じものがあっても大きな支障とならないものと思われる。通貨コードが使われる情報のレイアウトは金額の直前か直後であり、通常国コードと混同することは考えられず、それ程神経質になる必要はないだろう。むしろ、通貨を表わさない (denote しない) イニシャル付け (3 桁目の文字) のマイナスの方が大きいと思われる。

(h)、所定の国で使用されている通貨名の簡略化で、3 文字を用いることは恐らく不必要であろうという指摘については、コードの標準化に逆行するものと思える。すべての通貨コードを 2 文字アルファとすることが可能なら別 (アルファ 2 桁では解り易い表意コードを作るのは難しいと思われるが) であるが、所定の通貨に限り 2 文字とすることは、その通貨のみを取り出してみれば簡略化されようが、実務上は標準化にならず、むしろ、エラー防止上マイナスとなり、金融機関に受入れられぬこととなるだろう。

(i)、先に言及した如く、一国で複数の通貨が運用されているような場合、当該通貨コードの 3 文字目に A、あるいは、X の文字を用いてこれを区別することについては、好ましくない。

(j)、通貨コードの 3 文字目に決済方法を示す文字をつけることについても前記 (e) 以下との関連、及び、次の理由から好ましくないと考えられる。

即ち、決済方法 (Method of payment) は、ADP 及びコーディング専門家グループが指摘しているように、単に、銀行紙幣、個人小切手、銀行手形の如き分類では、金融機関にとり積極的な意味はなく、むしろ無用の混乱を招くこととなりかねないからである。

こゝで決済方法、支払手段、資金の態様、為替管理からくる規制の態様

によるすべての分類を筋道を立てゝ解説する積りはないが、そのいくつかを羅列すれば以下の如くとなり、用語や分類の問題を残すとはいえ、これ等の組合せによって異ってくる金融機関の実務処理を(Procedures を)通貨コードの3文字目で何とかしようとする試みは無益と思われる。それは簡略化ではなく逆に複雑化に結びつき混乱を招くことゝなるう。

現金硬貨

現金紙幣

個人振出小切手

銀行振出小切手

法人振出小切手

中央銀行振出小切手

当店払小切手

他店払小切手

他行払小切手

中央銀行払小切手(日銀チェック等)

国内払小切手

海外払小切手

店頭振出小切手

預金小切手

送金小切手

旅行小切手

個人振出手形

法人振出手形

銀行振出手形

約束手形

為替手形

無担保手形

荷付手形
信用状付手形
信用状無手形
取立手形
一覽払手形
D/P,D/A 手形
期限付手形
割賦手形
商業手形
割引手形
再割引手形
レインバース手形
引受手形（未引受手形）
不渡小切手，手形
保証手形
レシート・請求書
支払指図書
郵便送金為替
電信送金為替
マネー・オーダー
ポスタル・マネー・オーダー
付替 - Transfer
一覽払決済
ユーザンス決済
交換決済
現金決済
中央銀行預け金決済 (Federal Fund)

Cash Rate
At Sight Rate
Acceptance Rate
Usance Rate
Customers Rate
Inter-office Rate
Inter-Bank Rate
Market Rate
Arbitrated Rate
Standard Rate
Gold Rate
Financial Rate
Commercial Rate
Contract Rate
External Rate
Domestic Rate
Selling Rate
Buying Rate
Financial
Commercial
Domestic
External
Convertible
Unconvertible
Resident
Non-Resident
Free, Limited

Open a/c

Clearing Fund

Federal Fund

各種 Deposit

" Loan

C, D, BOND, 配当証, その他債権等有価証券

等々

以上に羅列した如く、ここですべてを記したわけではないが、これ等分類の組合せを通貨コードで簡略化することは到底考えられないことであり、単に現金、小切手、手形の区別では何もメリットは生まれない。

更に、資金の性格や態様は、同じ一つの取引に於いても変わるものであることを理解しておく必要がある。輸出手形でも銀行が買取るときには現金、小切手、あるいは預金、送金ローンの返済等種々の形で代り金が支払われるものであり、時には現金・預金等の複合となることもある。又、Commercial から当局の許可を得て Financial にも変り得るし、我が国の如く、Free Yenから円へと Convert されることもある。このような場合、その都度通貨コードを変える実益は見当らないばかりか、実務上では耐えきれぬ苦痛となろう。

繰り返し記すこととなるが、通貨コードは、その通貨を管理（支配）する国又は機関 (Entity) ごとに1コード宛採択されるべきであり、一国の為替管理上、その他の理由から、いたづらの性格付けは避けて標準化すべきものとする。

SWIFT (Society for Worldwide Inter-bank Financial Tele-communication) で使用される通貨コードは、銀行協会資料 (SWIFT HANDBOOK) によれば次のとおりである。

The Currency Code Consists of the two-letter ISO Country Code followed by a third letter denoting the particular Currency (not yet defined)

即ち、通貨コードは2文字のISO国コードに当該国の通貨を表わす第三番目の文字をつけたもので構成される(第三番目の文字は未確定)。

以上の如く、SWIFTでの通貨コードは、ADP及びコーディング専門家グループで討議されているものと基本的に異なるものではないが、同グループで指摘しているような通貨の性格付け、あるいは、決済方法を表わす(denote)ような通貨コードは考えられていないようである。決済方法等は、取引区分コード(Transaction Code)等により識別される方向にある。

本邦外国為替銀行に於ける通貨コードについて、そのすべてを記すことはできないが、実例として、多くの銀行のうちある銀行で使用されているコードを別表として添付した。現在邦銀間には合意された標準統一通貨コードは存在しないが、使われているコードの種類は2桁ニューメリックコード、及び2桁アルファコードが多いようである。通常外国為替取引で取扱う通貨は主要通貨20種程度であり、稀なケースを含めても30種を超えることはなく、2桁ニューメリックコードでも全く支障はないわけである。なお、将来は、SWIFTとの関係もあり、邦銀間で標準化されるとすればSWIFTの通貨コード、即ち、ISOのWG2コードになるのではなからうか。

又、通貨コードのレイアウト上の位置についてであるがニューメリック・コードの場合は金額と混同せぬよう記載位置を分離するのが一般的であり、アルファ文字コードの場合は金額の直前に記載するのが一般的である。ニューメリック・コード使用の場合は、金額の直前にアルファ文字による通貨の通称を記載するのが殆どである。これは金額の改ざんによる事故防止のためと思われる。

事故防止のためには、次の表示方法もあり、小切手、手形、信用状、支払指図書(P/O)等に使われている。例 \$10,000,00 (Dollars ten Thousand only in U,S, Currency)。

以上通貨コードについて、ADP及びコーディング専門家グループの討議内容(1974年10月)を追いつら、述べてきたが、通貨コードの標準化は、我が国でも、そのもたらす利益は大きく、早期実現が期待されるところである。銀行からみて貿易業界だけでなく、一般大衆にも解り易い表意的アルファ文字コード(旅行者等貿易に関係のない人々にも通貨コードそのままに通貨を容易に識別できるもの)で標準化されることが望ましい。

別表—I I S O STANDARD DIS-3166

004	+	AFGHANISTAN	*AF
008	+	ALBANIA	+AL
012	+	ALGERIA	+DZ
016		AMERICAN SAMOA	AS
020		ANDORRA	AD
024		ANGOLA	AO
		ANTARCTICA	AQ
028		ANTIGUA	AG
032	+	ARGENTINA	AR
036	+	AUSTRALIA	*AU
040	+	AUSTRIA	*AT
044	+	BAHAMAS	BS
048	+	BAHRAIN	BH
050	+	BANGLADESH	BD
052	+	BARBADOS	BB
056	+	BELGIUM	*BE
(084)		BELIZE	BZ
060		BERMUDA	BM
064	+	BHUTAN	BT
068	+	BOLIVIA	BO
072	+	BOTSWANA	BW
		BOUVET ISLAND	BV
076	+	BRAZIL	+BR
080		BRITISH ANTARC. TERRIT.	BQ
086		BRITISH INDIAN OCEAN TER.	IC
090		BRITISH SOLOMON ISLANDS	SB
092		BRITISH VIRGIN ISLANDS	VG
096		BRUNEI	BN
100	+	BULGARIA	+BG
104	+	BURMA	*BU
108	+	BURUNDI	BI
112	+	BYELORUSSIAN SSR	BY
120	+	CAMEROON	CM
124	+	CANADA	CA
128		CANTON & ENDERBURY ISLANDS	CT
132		CAPE VERDE ISLANDS	CV
136		CAYMAN ISLANDS	KY
140	+	CENTRAL AFRICAN REPUBLIC	CF
148	+	CHAD	TD
152	+	CHILE	CL
156	+	CHINA	CN
162		CHRISTMAS ISLAND	CX
166		COCOS (KEELING) ISLANDS	CC
170	+	COLOMBIA	+CO
174		COMORO ISLANDS	KM
178	+	CONGO	CG
184		COOK ISLANDS	CK

188	+	COSTA RICA	+CR
192	+	CUBA	*CU
196	+	CYPRUS	+CY
200	+	CZECHOSLOVAKIA	+CS
204	+	DAHOMEY	+DY
208	+	DENMARK	+DK
212		DOMINICA	DM
214	+	DOMINICAN REPUBLIC	*DO
		DRONNING MAUD LAND	NO
218	+	ECUADOR	+EC
(818)	+	EGYPT	EG
222	+	EL SALVADOR	SV
226	+	EQUATORIAL GUINEA	GQ
230	+	ETHIOPIA	*ET
234		FAEROE ISLANDS	FO
238		FALKLAND ISLANDS (MALVINAS)	FK
242	+	FIJI	FJ
246	+	FINLAND	FI
250	+	FRANCE	*FR
254		FRENCH GUIANA	GF
258		FRENCH POLYNESIA	PF
260		FRENCH SOUTH. & ANTAR. TERR.	FQ
262		FRENCH AFARS & ISSAS	AI
266	+	GABON	GA
270	+	GAMBIA	GM
278	+	GERMAN DEMOCRATIC REP.	*DD
280	+	GERMANY, FEDERAL REPUBLIC OF	*DE
288	+	GHANA	+GH
292		GIBRALTAR	GI
296		GILBERT & ELLICE ISLANDS	GE
300	+	GREECE	+GR
304		GREENLAND	GL
308		GRENADA	GD
312		GUADELOUPE	GP
316		GUAM	GU
320	+	GUATEMALA	GT
324	+	GUINEA	GN
(624)		GUINEA BISSAU	GW
328	+	GUYANA	GY
332	+	HAITI	HT
		HEARD AND MCDONALD ISLANDS	HM
340	+	HONDURAS	HN
344		HONG KONG	+HK
348	+	HUNGARY	*HU
352	+	ICELAND	+IS
356	+	INDIA	*IN
360	+	INDONESIA	ID
364	+	IRAN	+IR

368	+	IRAQ	+IR
372	+	IRELAND	IE
376	+	ISRAEL	+IL
*380	+	ITALY	*IT
384	+	IVORY COAST	+CI
388	+	JAMAICA	+JM
392	+	JAPAN	*JP
396		JOHNSTON ISLAND	JI
400	+	JORDAN	*JD
404	+	KENYA	KE
(116)	+	KHMER REPUBLIC	*KH
408	+	KOREA, DEM. PEOPLE'S REP. OF	*KD
410	+	KOREA, REPUBLIC OF	KR
414	+	KUWAIT	*KW
418	+	LAOS	*LA
422	+	LEBANON	LB
426	+	LESOTHO	+LS
430	+	LIBERIA	LR
434	+	LIBYAN ARAB REPUBLIC	*LY
438	+	LIECHTENSTEIN	LI
442	+	LUXEMBOURG	*LU
446		MACAO	MO
450	+	MADAGASCAR	MG
454	+	MALAWI	+MW
458	+	MALAYSIA	MY
462	+	MALDIVES	MV
466	+	MALI	ML
470	+	MALIA	*MT
474		MARTINIQUE	MQ
478	+	MAURITANIA	MR
480	+	MAURITIUS	MU
484	+	MEXICO	*MX
488		MIDWAY ISLANDS	MI
492	+	MONACO	+MC
496	+	MONGOLIA	MN
500		MONTSERRAT	MS
504	+	MOROCCO	+MA
508		MOZAMBIQUE	MZ
516		NAMIBIA	NA
520		NAURU	NR
524	+	NEPAL	NP
528	+	NEDERLANDS	+NL
532		NETHERLANDS ANTILLES	AN
536		NEUTRAL ZONE	NT
540		NEW CALEDONIA	NC
548		NEW HEBRIDES	NH
554	+	NEW ZEALAND	+NZ
558	+	NICARAGUA	NI
562	+	NIGER	NE

566	+	NIGERIA	NG
570		NIUE ISLAND	NU
574		NORFOLK ISLAND	NF
578	+	NORWAY	*NO
(512)	+	OMAN	OM
582		PACIFIC ISLANDS TRUST TER.	PC
586	+	PAKISTAN	*PK
590	+	PANAMA	+PA
592		PANAMA CANAL ZONE	PZ
598		PAPUA NEW GUINIA	PG
600	+	PARAGUAY	+PY
604	+	PERU	+PE
608	+	PHILIPPINES	PH
612		PITCAIRN ISLANDS	PN
616	+	POLAND	+PL
620	+	PORTUGAL	*PI
626		PORTUGUESE TIMOR	TP
630		PUERTO RICO	PR
634	+	QATAR	QA
638		REUNION	RE
642	+	ROMANIA	*RO
646	+	RWANDA	*RW
654		ST HELENA	SH
658		ST KITIS-NEVIS-ANGUILLA	KN
662		ST LUCIA	LC
666		ST PIERRE & MIQUELON	PM
670		ST VINCENT	VC
674	+	SAN MARINO	*SM
678		SAO TOME & PRINCIPE	ST
682	+	SAUDI ARABIA	SA
686	+	SENEGAL	+SN
690		SEYCHELLES	SC
694	+	SIERRA LEONE	SL
698		SIKKIM	SK
702	+	SINGAPORE	*SG
706	+	SOMALIA	SO
710	+	SOUTH AFRICA	+ZA
716		SOUTHERN RHODESIA	RH
724	+	SPAIN	*ES
732		SPANISH SAHARA	EH
(144)	+	SRI LANKA	LK
736	+	SUDAN	SD
740		SURINAM	SR
744		SVALBARD & JAN MAYEN ISL.	SJ
748	+	SWAZILAND	SZ
752	+	SWEDEN	*SE
756	+	SWITZERLAND	+CH
760	+	SYRIA	*SY
		TAIWAN (PROVINCE OF)	TW
(834)	+	TANZANIA	TZ

764	+	THAILAND	*TH
768	+	TOGO	+TG
772		TOKELAU ISLAND	TK
776		TONGA	TO
780	+	TRINIDAD & TOBAGO	+TI
788	+	TUNISIA	+TN
792	+	TURKEY	+TR
796		TURKS & CAICOS ISLANDS	TC
800	+	UGANDA	UG
804	+	UKRAINIAN SSR	UA
810	+	UNION OF SOVIET SOC. REP.	+SU
(784)	+	UNITED ARAB EMIRATES	AE
826	+	UNITED KINGDOM	UK
840	+	UNITED STATES	*US
		US MISC. PACIFIC ISLANDS	PU
850		US VIRGIN ISLANDS	VI
854	+	UPPER VOLTA	HV
858	+	URUGUAY	*UY
(336)	+	VATICAN CITY STATE (HOLY SEE)	*VA
862	+	VENEZUELA	VE
866		VIETNAM, DEMOCRATIC REP. OF	VD
868	+	VIETNAM, REPUBLIC OF	+VN
872		WAKE ISLAND	WK
876		WALLIS AND FUTUNA ISLANDS	WF
882	+	WESTERN SAMOA	+WS
886	+	YEMEN	YE
(720)	+	YEMEN, DEMOCRATIC	YD
890	+	YUGOSLAVIA	+YU
(180)	+	ZAIRE	ZR
894	+	ZAMBIA	ZM

別表Ⅱ 弊種コードの例

Code		Short Name of IBM	Name of Currency (Country, Currency)
Facom	IBM		
ØØ	31	¥	Japan, Yen
U\$	Ø1	US\$	U.S. Dollar
U£	2Ø	STG.£	United Kingdom, Pound
DM	Ø3	D.M.	Deutsche, Mark
C\$	Ø4	CAN\$	Canada, Dollar
SF	Ø5	S.FR.	Switzerland, Franc
SK	Ø6	S.KR.	Sweden, Krone
FF	Ø7	F.FR.	France, Franc
DG	Ø8	D.GL.	Netherlands, Guilder
BF	Ø9	B.FR.	Belgium, Franc
AS	1Ø	SCH	Austria, Schilling
DK	11	D.KR.	Denmark, Krone
IL	12	LIT	Italy, Lira
NK	13	N.KR.	Norway, Krone
PE	14	ESC.	Portugal, Escudo
A\$	51	\$A	Australia, Dollar
AD			Algeria, Dinar
AF			Afghanistan, Afghani
AL			Albania, Lek
AP	5Ø	\$N	Argentina, Peso
BD	53	B.D.	Bahrain, Dinar
BP	54	\$B	Bolivia, Peso
BC	48	CR.	Brazil, Cruzeiro
BL			Bulgaria, Lev
BK	55	KYAT	Burma, Kyat
BR			Burundi, Franc
BT			Bangladesh, Taka
CR			Cambodia, Riel
CU	56	CEY.R.	Ceylone, Rupee
CE			Chile, Escudo
CY	15	RMB.¥	China, Yuan

Code		Short Name of IBM	Name of Currency (Country, Currency)
Facom	IBM		
CP	57	COL.\$	Colombia, Peso
CZ			Congo, Zaire
CC	58	COLON	Costa Rica, Colon
C£			Cyprus, Pound
CK			Czechoslovakia, Koruna
DP			Dominican Republic, Peso
ES	59	SUCRE	Ecuador, Sucre
EC			El Salvador, Colon
EF			Equatorial Africa C.F.A.
E\$	60	ETH.\$	Ethiopia, Dollar
FM	93	MARKKA	Finland, Markka
GM			Germany East, Mark
GC	61	N.CEDI	Ghana, New Cedi
GD	62	DR.	Greece, Drachma
GQ	63	G.	Guatemala, Quetzal
G\$			Guyana, Dollar
HG			Haiti, Gourde
HL	64	L.	Honduras, Lempira
H\$	42	HK\$	Hong Kong, Dollar
HF			Hungary, Forint
IK			Iceland, Krona
IN	43	I.R.	India, Rupee
IP	65	RP.	Indonesia, Rupiah
IR	66	I.KLS	Iran, Rial
ID	67	I.D.	Iraq, Dinar
IU			Ireland, Pound
IO			Israel, Pound
J\$			Jamaica, Dollar
JD	68	J.D.	Jordan, Dinar
KS	69	K.SH.	Kenya, Schilling
KW	70	WON	Korea, Won

Code		Short Name of IBM	Name of Currency (Country, Currency)
Facom	IBM		
KD	71	K.D.	Kuwait, Dinar
LK	72	KIP	Laos, Kip
L£	73	L.L.	Lebanon, Pound
LP	74	£L	Libya Arab Rep., Dinar
LF			Luxembourg, Franc
MA			Malagasy Rep., Franc
M£			Malawi, Kwacha
M\$	44	M\$	Malaysia, Dollar
MF			Mali, Franc
MD			Malta, Pound
MP	47	P.	Mexico, Peso
MH	76	DH	Moroco, Dirham
ME			Mozambique, Esqudo
MR	75	M.RP.	Mouritius, Rupee
NR	77	N.R.	Nepal, Rupee
N\$	78	NZ\$	New Zealand, Dollar
NC			Nicaragua, Cordoba
N£	79	£N	Nigeria, Naira
PR	45	P.R.	Pakistan, Rupee
PB	94	P.B.	Panama, Balboa
PG			Paraguay, Guarani
PS	49	S/.	Peru, Sol
PP	81	P.P.	Philippines, Peso
PZ			Poland, Zloty
QR			Qatar, Riyal
RL			Rumania, Len
RF	82	R.F.	Rwanda, Franc
SR			Saudi Arabia, Riyal
SL			Sierra Leone, Leone
S\$	52	S.\$	Singapore, Dollar
SS			Somalia, Schilling

Code		Short Name of IBM	Name of Currency (Country, Currency)
Facom	IBM		
SA	83	R.	South Africa, Rand
SP	90	PT	Spain, Peseta
S£	84	L.SD.	Sudan, Pound
SD	85	L.S.	Syria Arab Rep., Pound
T\$	91	NT\$	Taiwan, Dollar
TS			Tanzania, Schilling
TB	46	B	Thailand, Baht
TT			Trinidad & Tobago, Dollar
TD			Tunisia, Dinar
TL	86	LT	Turkey, Lira
US			Uganda, Schilling
UD			United Arab Rep., Pound
UP			Uruguay, Peso
UR	92	RBL	U.S.S.R., Ruble
UA			U.A.E., Dirham
VB	87	B.	Venezuela, Bolivar
VP	88	VN\$	Viet-Nam, Piastre
WF			West Africa, C.F.A.
YD			Yugoslavia, Dinar
ZK	89	K.	Zambia, Kwacha
Ø1	30	F.YEN	Japan, Free-Yen
	25		Financial French Franc
	26		Financial Belgian Franc
	27		Financial Italian Lira
	99		Others

(付) 通貨略名一覧表

通貨 コード	通 貨 名	通貨略名(1)	通 貨 略 名 (2)
01	米ドル	U S D	U S S
02	英ポンド	S T G	S T G • L
03	日本円	Y E N	Y E N
04	カナダ・ドル	C D	C A N • S
05	スイス・フラン	S F R	S • F R •
06	ドイツ・マルク	D M	D M •
07	スウェーデン・クローネ	S K R	S W • K R •
08	フランス・フラン	F F R	F • F R •
09	オランダ・ギルダー	G L	G L S •
10	ベルギー・フラン	B F R	B • F R •
11	オーストリア・シリング	A • S	A • S •
21	デンマーク・クローネ	D K R	D • K R •
31	イタリア・リラ	L I R	I • L I R •
41	ノルウェー・クローネ	N K R	N • K R •
51	ポルトガル・エスクード	E S C	E S C •
61	オーストリア・ドル	A • D	E S C •
62	ホンコン・ドル	H K D	H K • S
63	インド・ルピー	I • R	I • R E •
64	パキスタン・ルピー	P K R	P • R
65	メキシコ・ペソ	M X P	M E X S
66	スペイン・ペセタ	S P T	P T •
67	ボリビア・ペソ	B O P	\$ B
68	南阿・ランド	R N D	R A N D
69	人民元	R M B	R M B
70	ルーブル	R B L	R B L •
71	韓国ウォン	W O N	W O N
72	シンガポール・ドル	S P D	S S
73	マレーシア・ドル	M A D	M S
74	ニュージーランド・ドル	N Z D	N Z S

(備 考)

- 電算機から打ち出される通貨略名には、上記の2種類がある。この使い分けは、次の通りである。

通貨略名(1)……(イ)外国為替相場、並びに持高の照会で画面に表示される場合。

(2) (ロ)事後処理で作成する還元表にプリントする場合

通貨略名(2)……端末機を操作して作成する帳票類にプリントする場合。

第 2 部

輸入貨物及び輸入通関業務 フローに関する実態調査

目 次

はじめに

1. 総 論

1.1 輸入貿易管理の法体系とメイン・システムの設定	79
1.1.1 輸入貿易管理の目的	79
1.2 輸入貿易業務における海貨通関業務の特質と調査対象の限定	86
1.2.1 輸入業務における海貨通関業および乙仲の概念規定に ついて	86
1.2.2 輸入におけるランディング・エージェントの役割	86
1.2.3 貨物管理とドキュメンテーション	90
1.2.4 ソースデータの処理	91
1.2.5 サブシステムへの分割	92
1.2.6 データバンクの構想 — その業務の関連について	94

2. ランディング・パッケージ

2.1 商社業務	98
2.2 在来貨物直取のフロー	109
2.3 在来貨物総揚のフロー	133
2.4 コンテナ貨物のフロー	133

3. カスタムズ・パッケージ

3.1 輸入通関	137
3.2 輸入通関業務のプロセス	139
3.2.1 在来貨物	140
3.2.2 コンテナ	150

4. デリバリー・パッケージ

4.1 輸入貨物の在庫管理	154
4.1.1 在来貨物のフロー	156

4.2	配送業務	163
4.2.1	在来貨物	163
4.2.2	コンテナ	166
5.	まとめ	174

はじめに

(1) 調査の目的

- ① 輸入業務について現状分析を行い、書類の流れ、貨物管理の流れ、その他関連業務の実態を明らかにすること。
- ② 輸入業務に係る海貨通関業の機能について現状分析を行い、その実態を明らかにすること。
- ③ 輸入業務の情報システムの現状および総合システムのうちそのサブシステムの在り方、問題点および対策について調査すること。

(2) 前年度に行った調査は輸出業務であったが、われわれは先ず輸出業務と輸入業務との基本的な相違点を求めることとし、これを第1章総論にまとめ、輸入の特色に沿ったデータバンクの構想(業務の関連)に及んだ。そして先ず業務の流れ、書類の流れを、次のような5種類のフローチャートにまとめた。

- ① 輸入在来貨物直取のフロー
- ② 輸入在来貨物総揚のフロー
- ③ 輸入コンテナ貨物のフロー(Ⅰ)CY渡し
- ④ 輸入コンテナ貨物のフロー(Ⅱ)CFS渡し
- ⑤ ドキュメンテーションのフロー

(3) 輸入業務を分析するにあたって、われわれは、前記のフローチャートの順番に従って行った。この際、概念的には貨物のフローとドキュメンツのフローとは、分離され得るが、実際にシステム設計にあたっては、両者は統一的に処理されなければならないということ、および貨物とドキュメンツとの2つのフローのうち、貨物のフローが基本的なものであるということ、これらの考え方は、前年度に引き続き堅持された基本的なセオリーである。

(4) フローチャートの作成に引き続き、関係する帳票(海貨通関業務を主体とする)を集め、そのデータ・エレメンツを時系列的に配列し、これに一連番

号を付した。この一連番号は、次のように整理されている。

Landing	Package	001 ~ 300
Customs	Package	301 ~ 499
Delivery	Package	501 ~ 699

これらのデータ・エレメントの調査の結果、多くの問題点を見出したが、これは「まとめ」の項に述べられている。

- (5) この調査にあたっては、港湾経済研究所の運営により設けられている港湾業務近代化研究委員会の各社および委員各位の全面的協力をお願いすることができた。また委員の多くの方々が、作業グループとして研究に参加して頂いたので心から感謝の意を表したい。また近代化研究委員会ではないが、次の各氏からは特別のアドバイスを得たので、ここに感謝の意を表したい。

三菱商事株式会社鉄鋼本部付部長代理

佐藤 吉信

株式会社 大森回漕店

松浦 克己

内外日東株式会社

大森 英俊

大森 正夫

宇徳運輸株式会社

鈴木 賢吉

- (6) 輸入貨物の通関は、税関本来の関税および内国消費税の徴収業務を主体とするもので、税関業務の重要な部分である。このため、データ・エレメントの検討は、特に詳細に行ったが、添付書類として必要な他法令関係は、全部の貨物に関係せず、特定のものにだけ関係するものであり、かつ甚だ複雑多岐にわたるためこれをサブシステムと考えてデータ・エレメントの検出を割愛した。税関その他官庁業務については、次の各氏のお世話になったので、感謝の意を表する次第である。

横浜税関統括審査官

長谷川 吉雄

横浜税関輸入部管理課長

佐伯 俊郎

横浜税関統括保税審査官

金子 近雄

横浜通商事務所業務課長

山中 文吾

その他関東海運局，横浜海上保安部，横浜市港湾局，農林省神奈川食糧事務所，農林省横浜植物防疫所，農林省動物検疫所をはじめ多くの官公署，船社では日本郵船横浜支店その他各方面のお世話になった。

ワーキング・グループ（順序不同、敬称略）

五十嵐 誦	日新運輸倉庫（株）
柴田 茂	向南運輸（株）
西沢 孝司	日本貨物検数協会
峯 昌則	”
佐野 英雄	全日本検数協会
熊谷 功	検定新日本社
保坂和登志	日本海事検定協会
遠藤 義宏	丸全昭和運輸（株）
落合 哲夫	日本運輸（株）
堀井 義允	”
高津 政美	東西運輸（株）
高見玄一郎	（主査）港湾経済研究所
千須和富士夫	（助手）港湾経済研究所

1. 総 論

1. 1. 輸入貿易管理の法体系とメイン・システムの設定

輸入は、輸出の場合と異って多くの法的手続を必要とする。基本となる法律は「外国為替及び外国貿易管理法」(昭24,法43)で、その旨とするところは「外国貿易の正常な発展をはかり、国際収支の均衡、通貨の安定、および外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易及びその対外取引の管理を行い、もって国民経済の復興と発展とに寄与すること」を目的としている(第1条)。この法律のもとに、外国為替管理令、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令、標準決済方法に関する省令、その他がある。輸出の場合にも、輸出貿易管理令があるが、輸出に関する法的制約は最少限に止められており、われわれが輸出に関する海貨通関業務のフローを検討する場合には、この間の手続きやフローは殆ど除外してよかった。しかしながら輸入の場合には、輸出の場合にくらべて甚だ複雑であり、一応その概要を総論でとりあげることにした。われわれの調査研究はCOTISの「第2貿易情報システム」であって、商社業務に属するこの部分は当然除外されるのであるが、海貨通関業務のシステムと関連する、それ以前の流れのメイン・システムが何であるかを明確にする必要がある。このメイン・システムは、管理令による有為替輸入であって、無為替輸入、仲介貿易契約による輸入等、今日のわが国の輸入貿易の主流の周辺にあるものは、これをサブシステムと考える。このような定義、ないし規定を行って、極めて概念的ではあるが、総論の中に、輸入貿易管理の法体系の概要を示すことにした。以下述べるところは、有為替輸入を主体とする官庁や銀行に対する諸手続の体系および概要のフロー、事務処理のプロセスに関するものである。

1. 1. 1 輸入貿易管理の目的

(1) 輸入秩序の維持

代金決済の期間、支払条件等の規制。

(2) 国際的義務の履行

国際的協定あるいは国連決議等による規制。

(3) 国内産業の保護

国内産業との競争商品の輸入規制。

(4) 国際収支の均衡

国際収支の悪化をふせぐための通貨および代金決済面からの規制。

(5) 他法令関係による輸入の規制。

1. 1. 2 輸入貿易管理の法体系

以上のような輸入貿易管理の目的にしたがって多くの法的措置がとられているが、基本となるものは外国為替および外国貿易管理法である。

(1) 外国為替および外国貿易管理法

輸入に関する直接的規定は、第52条（輸入の承認）、第53条（制裁）第54条（税関長に対する指揮監督等）、第55条（担保の提供）の四つの条文から成っている。実際の管理方法等は政令以下の省令、告示等によって行われる。その主要なものは次のとおりである。

① 輸入貿易管理令の主なる内容

輸入公表	（第3条）
有為替輸入承認、輸入届出	（第4条）
無為替輸入承認	（第8条）
輸入割当	（第9条）
事前許可	（第10条）

② 輸入貿易管理規則（省令）

輸入貿易管理令を実際に運用する場合の規則で、輸入手続に関する規則が示されている。

③ 標準決済方法に関する省令

輸入貨物代金の決済に関する標準的な方法が示されておりこの方法によらないときは、別に通商産業大臣の許可が必要となる。（標準外決済）

④ 輸入公表（通産省告示）

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入について許可を受けるべき貨物の原産地、または船積地域、その他貨物の輸入について必要な事項を公表するもので、輸入割当てを受けなければならない品目のリストを含んでいる。

⑤ 輸入発表および輸入注意事項（通産省公示）

輸入発表とは、輸入公表により輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目について、輸入割当申請手続を定め、これを公示するもので、輸入注意事項とは、法規の解釈、運用等について一般的な注意事項を発表するものであって、何れも通産省公報、および通商弘報に記載される。

⑥ その他

貨物の輸入に伴って、別個運送契約、積荷保険契約等にもとづき支払いを行う場合は、外国為替管理令、貿易関係貿易外取引の管理に関する省令がある。

(2) 関税法関係

① 関税法

関税の賦課および徴収、ならびに貨物の輸出入に際しての通関手続きを規定したもので、輸入貨物に対する関税の賦課および徴収、船舶および航空機の出入港手続、保税地域および通関手続等が規定されている（現在は申告納税制度が採用されており賦課課税のケースは少い。）

② 関税定率法

関税率、関税を課する場合における課税標準、および関税の減免税等について規定したもので、輸入公表の品目分類は、関税定率法の別表の品目分類に準拠して公表される。

③ 関税暫定措置法

関税定率および関税法の暫定特例が定められており、各種の用途別減

免税措置および関税の特別還付措置等が主たる内容。

④ 上記3法律の施行令

関税法施行令

関税定率法施行令

関税暫定法施行令

(3) 他法令関係。

① 輸出入取引法

② 食品衛生法（輸出国の証明書が必要，輸入手続前に検査）

③ 食糧管理法（政府に売渡すことが義務づけられている）

④ アルコール専売法（輸入者は政府または政府の命を受けた者）

⑤ 阿片法（国の独占権がある）

⑥ 植物防疫法（輸入検査，消毒廃棄処分，輸入禁止品）

⑦ 家畜伝染病予防法（輸入種の制限，検疫，証明書の交付）

⑧ 狂犬病予防法（船舶，航空機からつれ出す前に検疫）

⑨ 塩専売法（輸入者は公社または公社の委任を受けた者）

⑩ 薬事法（輸入販売業の許可がなければ輸入できない）

⑪ たばこ専売法（輸入者は，公社または公社の委任をうけた者）

⑫ 銃砲刀剣類所持取締法（都道府県公安委員会の許可）

⑬ 火薬類取締法（都道府県知事の許可，届出）

⑭ 高圧ガス取締法（都道府県知事の許可，検査）

⑮ その他

1.1.3 輸入手続のプロセス

輸入手続のプロセスは，外貨決済を伴う場合（有為替輸入）と外貨決済を伴わない場合（無為替輸入）とでかなり異って来る。通常の輸入業務は，代金の決済を伴うところの有為替輸入であることと，さらに無為替輸入の場合は，ドキュメンテーション・フローに示したように，複雑な事前手続を必要とせず，無為替輸入承認書だけでよらしいこと，この二つの理由によって，ここでは主とし

て有為替輸入について検討することにする。

(1) 有為替輸入

① 輸入公表の確認

輸入しようとする貨物が、前に示したような法体系の中で、どのような輸入管理を受けているかを知るために、輸入公表をチェックする必要がある。輸入公表とは、輸入貿易管理令第3条に言う「通商産業大臣は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する」という規定により、通産省公報および通商弘報に掲載される。輸入貨物が非自由化品目（I Q品目）であれば、輸入割当てを受けなければならない。また輸入貨物の原産地または船積地域が指定地域であれば、事前許可を受ける必要がある。

② I Q品目の確認

I Q品目については、前記のように輸入の割当てを受けなければならない。I Q品目か自由品目であるかをチェックした後、I Q品目であれば、通産省に輸入割当て申請書を提出して、割当ての許可を得なければならない。I Q品目は、原則として年2回申請期間を定めて割当てを行うが、この場合、事前に輸入発表が行われる。

③ 輸入割当て申請

輸入割当てを受けようとする場合には、定められた様式の申請書3通（又は2通）を通産大臣あて提出する。輸入貿易管理規則第5条によって、通産省が割当てを行ったときは、提出された申請書にその旨を記し、うち1通を輸入割当て証明書として、これを申請者に返す。申請書は、通産省本省、通商産業局または通商事務所に提出するが、どこへ提出すべきかを事前に確かめる必要がある。

④ 事前許可申請

事前許可を必要とするケースは、次の3種類である。

- (a) 輸入公表により指定された地域から貨物を輸入しようとする場合。
- (b) 標準外決済（延払い等）により輸入しようとする場合。
- (c) 委託販売契約により貨物を輸入しようとする場合。

何れも通商産業大臣の許可を必要とする。

⑤ 輸入承認申請，輸入届出

輸入割当および事前許可を受けた後，これらの書類を添付して，外国為替銀行に輸入承認申請書を提出する。輸入割当および，事前許可を必要としない品目の輸入については，輸入届出を外国為替銀行に提出するだけでよい。

⑥ L/C の開設

輸入承認または輸入届出をすませた後，L/C（信用状）の開設を行う。これ以前に，相手国業者との間に契約を締結する。信用状によらないで決済する場合には，この手続を必要としない。信用状によらない決済とは，

- (a) 取立手形
- (b) 送金為替
- (c) 自由円勘定

等である。信用状の内容は輸入承認書，輸入届出受領証の内容と一致していなければならない。

⑦ 船積書類の引取りから通関へ

先づ相手国業者に対して船積の確認を行わなければならないが，これは通常相手国業者（シッパー）から受荷主に対してテレックスまたは電信により「船積通知」として送られて来る（貨物管理のフロー参照のこと）。さらに，相手国輸出業者から相手国銀行を経由して，わが国の銀行に船積書類（原本）が送付されて来るので，受荷主は荷為替手形の決済（又は引受け）を行い，これらの書類を引取り，海貨通関業者に委託して，貨物到着後，通関を行う。

(2) 無為替輸入

無為替輸入とは有為替輸入承認または輸入届出をする必要のない貨物であって、次のような場合に適用される。

- ① 代金の全部について決済を必要としない貨物の輸入。
- ② 代金を円ベースで決済する貨物。但し非居住者自由円勘定を除く。
- ③ 委託加工貿易契約による貨物の輸入。

以上の場合、通商産業大臣に対して無為替輸入の承認を受けなければならない。（輸入貿易管理令第8条）

輸入承認申請書を通産省または通産局、通商事務所に提出し、輸入承認を受けるが、この場合、輸入承認書は、海貨通関業者の手を経て、船積書類、輸入申告書、他法令関係許可書とともに税関に提出される。

無為替輸入は、輸入手続の主流ではないので、報告書に詳述することを省略し、単に総論において、その存在を指摘するに止める。

以上の輸入手続に関するフローチャートを作成すると、次のようになるであろう。

1.2 輸入貿易業務における海貨通関業務の特質と調査対象の限定

1.2.1 輸入業務における海貨通関業および乙仲の概念規定について

この調査は、輸出の場合と同様に、海貨通関業という規定を用いる。海貨通関業とは、前年度の報告書（48-RO18 総合貿易情報システム調査報告書〔Ⅱ〕）に説明したように、港湾運送事業法による海運貨物取扱業と、通関業法による通関業とを、システムの1つのカテゴリーとして扱ったものである。これらの業種は、通常“乙仲”という言葉をもって呼ばれているが、乙仲という概念は、しばしば誤って使用されており混乱を来すので、特に輸入業務を検討する場合には、海貨と乙仲との概念を明確にしておかなければならない。

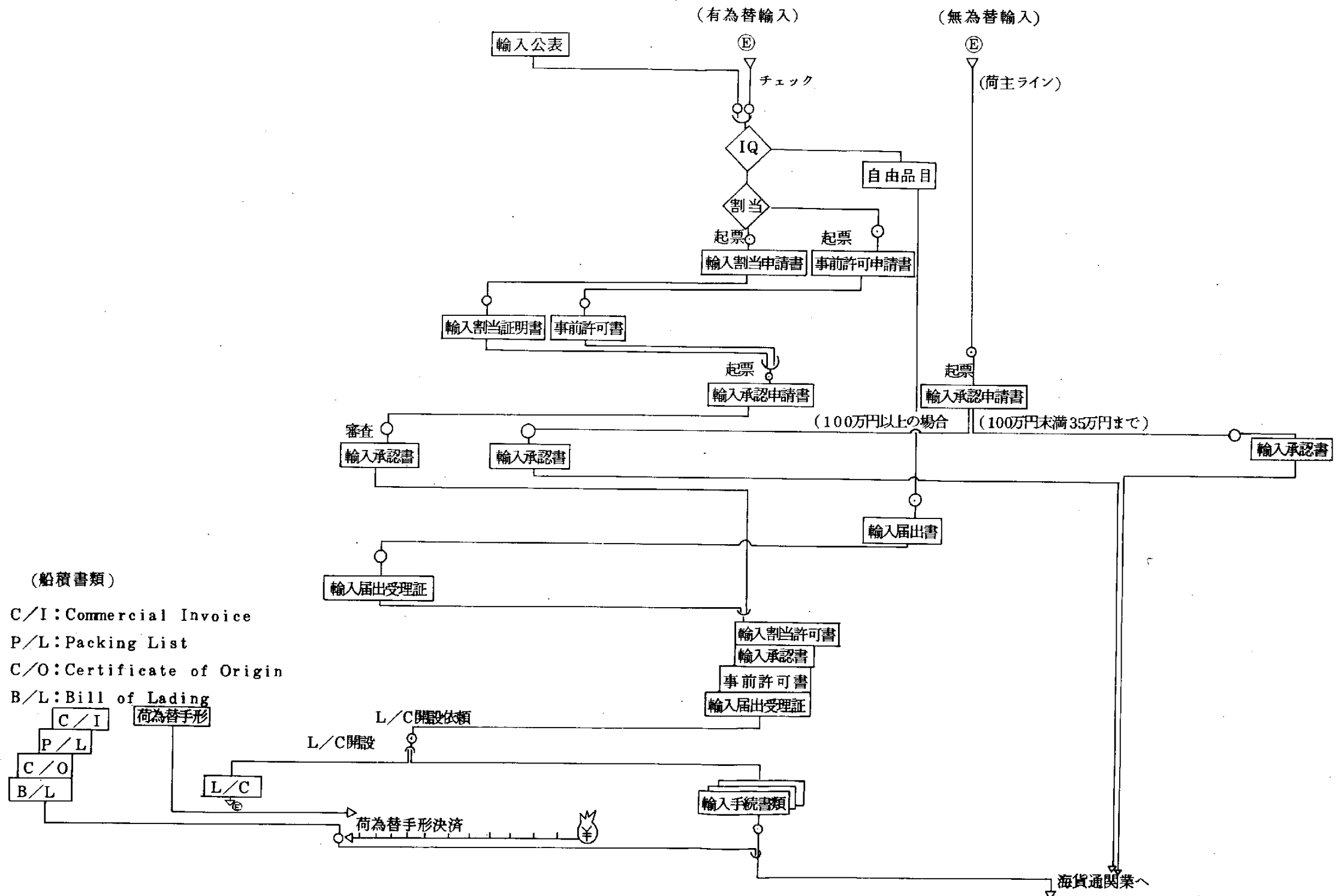
乙仲とは戦前の2種海運仲立業の略であって、Shipping Broker ないし Space Broker という性質であった。これに対して甲仲すなわち甲種海運仲立業というのがあったが、これは船舶の Chartering Broker であった。戦時中に、軍が乙仲を使用して貨物の運送業務を行わせたことから、戦後に港湾運送事業法が制定されたときに、港湾運送事業の中に入れられて、港湾における貨物運送の主体としての業の性格を取得した。これを今日なお乙仲という呼び名をもって呼んでいるが、今日では仲立業の性格がうすくなり、運送業のほうに業務が移っている。以上のように乙仲とは本来船舶のスペース・ブローカーであるので、まず、この点を明らかにして、われわれは、乙仲という言葉は一切使用しないことにした。

1.2.2 輸入におけるランディング・エージェントの役割

輸入における業務の流れを詳細に検討してみると、輸出の場合とかなり異った性質のものであることがわかる。先ずわれわれは、輸出の場合と同じように、定期船業務＝雑貨を主体として考え、不定期船業務＝バルク・カーゴを除外する。貿易情報システムという全般的な広い観点から、われわれは、この両者を区別して考えるのが最も妥当な方法であると考え。その理由とするところは

輸入手続のフロー（この部分は、ドキュメンテーション・フローに組入れられている）

シッパー	外国為替銀行 (国 外)	外国為替銀行 (国 内)	通 産 省 (諸 官 庁)	受 荷 主	海貨通関業 (海貨手庫)	税 関
------	-----------------	-----------------	--------------------	-------	----------------	-----



定期船業務とは、船社が特定の航路について特定の配船スケジュールをたて不特定多数の荷主の貨物を運送するところの、いわゆる Common Carrier であるのに対して、不定期船は荷主が船舶をチャーターして、特定貨物を特定地域間で運送する業務である。時として1船に対して数10社の荷主が存在する場合もあるが、荷主が運航の主導権を持っていることに変わりはない。以上のような性質のちがいは、情報システムの立場から考えると、前者の運送形態は、完全に船社の情報システムの支配を受けるが、後者の運送形態は、むしろ荷主側の情報システムが支配すると考えられるのである。

われわれは先ずこのようにして、船舶の運航形態から第1の限定を行った。つぎに、定期船による輸入業務の港湾における形態を検討しなければならない。在来貨物に見ると、輸出の船積みの方法に「直積」と「戸前受」の2種類があったように、輸入においても「直取」と「総揚」の2種類がある。前者は海貨通関業者が受荷主を代行して本船船側で貨物を受取る方法であり、後者はランディング・エージェントが船社を代行して本船貨物を一度に全部陸揚げし、これを総揚倉庫に保管し、倉庫戸前で各受荷主を代行する海貨通関業者に引渡す方法である。外国では、貨物に対する船社の責任はバース直背の専用上屋まで及んでおり、ここで貨物を受渡しするのが原則であるが、わが国ではこれまで公共埠頭制度の法的制約があって、特定の船社あるいは業者が特定のバースないし上屋を専有ないし専用することを拒否して来た。したがって、わが国の場合には貨物は「船側渡し」を原則とし本船船側で貨物の受渡しが行われるという変則的な形をとっている。

ところで、輸出の場合の貨物の主要な流れ、とりまなおさず情報量の大部分が直積（はしけ直積およびエープロン渡し＝GoDown）にあるのと同様、輸入の場合には、直取を主とするが、なおかなりのものが「総揚」にある。輸出の場合には貨物は少量づつ港に搬入されるが、輸入の場合には貨物は本船1ばいにまとまって到着する。したがって貨物を一度に大量に船卸しを行い、且つその保管業務があるので、倉庫業と直結している。このような関係で、過去にお

いては、倉庫業者が船社のエージェントとして陸揚業務を代行して来た。この傾向は今日でも強く残っており、臨港倉庫の大部分が、この輸入貨物の保管を目的として営業している。これに反し、輸出貨物は、海貨手庫または公共上屋を利用し、輸入貨物は殆ど上屋を利用せず、輸出貨物は殆ど営業倉庫を利用しないのが原則となっている。(上屋は行政上、輸出貨物用として規制されている。)

ところで、今日の船社のエージェントは、港荷運送事業法による無限定一種業者であって、海貨通関業の免許を持っている。それは海貨通関業界のメンバーであるが、過去の「乙仲」出身である海貨通関業者とは、自ずから立場を異にしている。こうして、同じ海貨通関業務の中にあつて、輸出においては、乙仲出身の限定業者が主導権を持っているが、輸入においては、その情報量の大きな部分をランディング・エージェントが握っているのが現実である。輸入のシステムにおいては、この区別を明確にしておかなければならない。

次にコンテナ貨物についてみると、フル・コンテナ船→コンテナ・ターミナルという形式を報告の対象とし、在来船およびセミ・コンテナ船によるコンテナ貨物の扱いは、この報告書から除外されている。これらのものは、何れもサブシステムとして考えられるべき部分である。

コンテナ貨物のオペレーションは、先ずCY渡しとCFS渡しとに区別した。CY渡しとは、コンテナ・ヤードにおいてコンテナを受荷主を代行する海貨通関業者に引渡す方法でこれがさらに、CY通関で直接受荷主ないしはユーザーに引渡される場合と、一度海貨通関業者の倉庫に入り、そこでデバンニングをして通関するケースとにわけた。CFS渡しとは、陸揚げされたコンテナを、コンテナ・ヤードからコンテナ・フレート・ステーションに移し、デバンニングおよび仕分をして受荷主を代行する海貨通関業者に引渡す方法で、直接受荷主ないしユーザーに配送されるケースと、一度海貨業者の倉庫に入れられる場合と2種類がある。これらのものをメイン・システムと考えることにした。実際には、コンテナの動きもなかなか複雑であつて、必ずしも、このような類型的な動きをしない場合もあるが、それらのものは何れもサブシ

システムと考えて、この報告書から除外されている。

コンテナ・ターミナルは、わが国においては、原則として船社の専用埠頭であって、CY、CFSともに船社の責任が及んでいる。この点、在来貨物の埠頭とは全く異っている点である。そして、コンテナ・ターミナルをオペレートしているのは、船社直属のランディング・エージェントである。それは、在来埠頭における総揚げ形式よりも、もっと完全な船社支配の形であって、輸入貨物の取扱量および情報の量におけるランディング・エージェントの主導性が強い。

1.2.3 貨物管理とドキュメンテーション

輸出に関する現状分析（前年度報告書）と同じように、われわれの立場は、貨物のフローと書類のフローとを一体として考えるという立場をとっている。それにもかかわらず、このように概念的な区別をしたのは、事態を明確にするためのものである。輸出入事務のように、多数の業者や官庁が関係し、複雑なプロセスを経て業務が進行する場合、たとえそれがメイン・システムの概要であってもこれを一枚のフローチャートにあらわすことは困難である。したがって、その内容をカテゴリー別に分割しなければならないが、われわれは、これを次のように5種類に分割した。

- ① 輸入在来貨物直取のフロー
- ② 輸入在来貨物総揚のフロー
- ③ 輸入コンテナ貨物のフロー（Ⅰ）CY渡し
- ④ 輸入コンテナ貨物のフロー（Ⅱ）CFS渡し
- ⑤ ドキュメンテーションのフロー

貨物のフローとドキュメントのフローを統一的に処理するということは、われわれの一貫した考え方であるが、その何れが基本的なものであるかという選択をしなければならない。この選択にあたって、われわれは、輸出の場合と同様に、貨物のフローを基本的なものであると規定している。何故ならば、われわれの外国貿易に対する定義が、次のようなものであるからである。

定義： 外国貿易とは生産面に投下された生産資本の回転の現象的形態である。この資本の回転は商品（貨物）という形態をとって国境を越え、海外において販売され、銀行を通じて貨幣（荷為替手形）という形態で生産者に還流する。このすべての資本の回転に含まれるプロセスが、貿易情報システムであると規定する。

この定義にしたがって、われわれは商品すなわち貨物を主体的なものとしてとらえ、ドキュメンテーションとは、その商取引の事務処理であると考え。したがって、われわれの記述は、輸出の場合と同様に、貨物のフローからはじめる。貨物のフローに、在来貨物のフローとコンテナ貨物のフローとがあるが「歴史的に先行するものが本質的なものである」という理論に基づいて、われわれは在来貨物のフローの分析からはじめる。現実にはコンテナ貨物のオペレーションが先にシステム化され、今後の貿易情報システムの開発も、その接点からはじめられるのであろうが、システムズ・アナリシスにおいては、その順序を変更すべきではないと考える。

次にドキュメンテーションの範囲であるが、われわれの立場からすれば、前記の定義にしたがって、事務処理に必要な基本帳票をすべて包含しなければならない。かつて、貿易関係書式標準化委員会がCommercial InvoiceにはじまりBill of Ladingに到る一連の統一書式を開発し、この処理をドキュメンテーションとしたが、これは船社主導型のB/L メーキングのシステムであって、貿易情報システムにおけるドキュメンテーションとは、おのずから性質を異にする。したがって、われわれの場合には、貨物送状、タリーシート、ポートノートのようなものが、基本帖票として取り入れられている。その範囲はシステム開発の意図によって異って来るであろう。報告のフローチャートに輸入手続に関する部分が含まれているが、これは、COTIS の第2貿易情報システムの前段のメイン・システムを示すために加えられたものである。

1.2.4 ソースデータの処理

輸出の場合のソース・データは、Commercial Invoice および Pac-

king List , さらにメーカー・サイドからの貨物送状 (Cargo Invoice) である。輸入の場合は相手国荷主 (輸出者) が発送する船積書類、船社側からもたらず Cargo Manifest ないしは "Container Load Plan" である。ところで、輸出の場合と異って、輸入の場合には、ソース・データの出所が、多国籍に広がっており複雑である。しかしながら、幸いにも E C E の国際会議において、B/L フォームの統一が行われ、ポートとポートとの間のデータ・トランスミッション・テストも行われている。おそらく、この 2, 3 年以内に、データ・ベースでの統一処理が可能であろうという見通しであるので、輸出の場合のように、多くの帳票をあつめ、データ・エレメンツを比較検討することを行わなかった。そのかわりに、国際的に妥当であると考えられるもの、および国内の輸入業務に必要なエレメンツを考慮して処理した。

これらソース・データの入手の方法およびその形態も多様である。

- ① 航空便による船積書類の送付
- ② 航空便による M/T の送付
- ③ 社内的な、データ・トランスミッション
- ④ 補足的なテレックス通信その他

しかしながら、われわれの分析は、基本帳票によるデータ・エレメンツの抽出を行うにとどめた。これは、システムズ・アナリシスにおいては、その伝達の形態、方法よりも、むしろその内容が重要であると考えたからである。また東南アジア等の近海航路においては、書類よりも本船の方が先に到着するというようなケースもあるが、これらの事態は、情報の内容分析にさいしては考慮の外に置いても差支えないことである。

1.2.5 サブシステムへの分割

輸出の場合と同様に、いくつかのサブシステムに分けることができる。それらのものは、Landing-Package (揚荷のパッケージ) , Customs Package (通関のパッケージ) , Delivery Package (配送のパッケージ) であって、その順序は、輸出の場合とは逆になっている。さらに周辺システムとして諸官

庁への届出，許可，承認事務のシステムおよび銀行の手形決済のシステムが考えられるが，これは本調査の対象外である。また，港湾のオペレーション情報は，港湾管理者のシステムから得ることができるが，管理者のシステムも，ここでの調査対象外とする。

(1) Landing Package

わが国の輸入作業の特殊性から，このシステムは，さらに三つに分けられるであろう。

① 直取のシステム

これは，本来の海貨通関業者のシステムである。大口のまとまった貨物は，通常荷主（海貨通関業者が代行）が本船船側において直接引取る形の直取方式によって揚げられる。したがって，それは船社の外に受荷主の情報システムとの直接的な関連を生じる。

② 総揚のシステム

これは，船社の責任において，ランディング・エージェントが一括して貨物を陸揚げして，これを自社倉庫（総揚倉庫）に搬入し，通関後荷主業務を代行する海貨通関業者に引渡す方法である。比較的小口の貨物が多く，データ量からすると，直取の場合よりも多くなる。船社の責任で行う作業であるので，直接的に船社のシステムとの関連を生じる。

③ C Y, C F S のシステム

C Y, C F S は，直接的に船社の管轄下にある。したがって，コンテナ輸送の集約的性質からして，それは船社のコンテナ・オペレーションのシステムの一部であり得るし，代行者としてのターミナル・オペレーターのシステムとしても成立する。この部分においては，さらに検数業者や検量業者が現場作業および情報業務において有力な役割を果たしている。

(2) Customs package

これは，輸出の場合と同様に，本来税関それ自体のシステムであるべき

であるので、輸出の場合と同様に省略する。海貨通関業者の関与する部分は、主としてドキュメンテーションである。

(3) Delivery Package

① Inventory System (在庫管理システム)

在庫管理のシステムは、入出庫および残高の管理、貨物のステータスマネジメント等から成り立っている。輸出の場合には、荷主(輸出者)別に入ってきた貨物を船名別に仕分けし、通関をすましてレディ・カーゴに仕立てる作業があったが、輸入の場合には、本船別に入ってきた貨物を受荷主(輸入者)別に仕分けする仕事となる。通関をすませた後、受荷主がこれを引取るのであるが、大手の輸入業者にあつては、輸入貨物の在庫管理を自らのシステムで行うとともに、デリバリーおよび保管料の計算まで行い、倉庫業務の情報システムを自己のコンピュータで処理しているケースがある。輸出の場合には、メーカーの情報システムが港頭まで延びて来ているケースを見たが、輸入の場合には、商社の情報システムが港頭まで延びて来ている例として、対照的なものである。

② Delivery System (配送のシステム)

受荷主が、直接貨物を引取する場合と、貨物が受荷主を経由せずに、直接ユーザーに配送される場合とがある。その他、港頭あるいは第3の地点への一時保管、その他のケースがあるが、これは基本的形ではないので、こゝに省略する。輸入のデータバンクにおいては、特にこのデリバリー・システムが重要な部分となり、自己の貨物に対する Inquiry-System がなければならないと考えられる。

1.2.6 データバンクの構想 — その業務の関連について

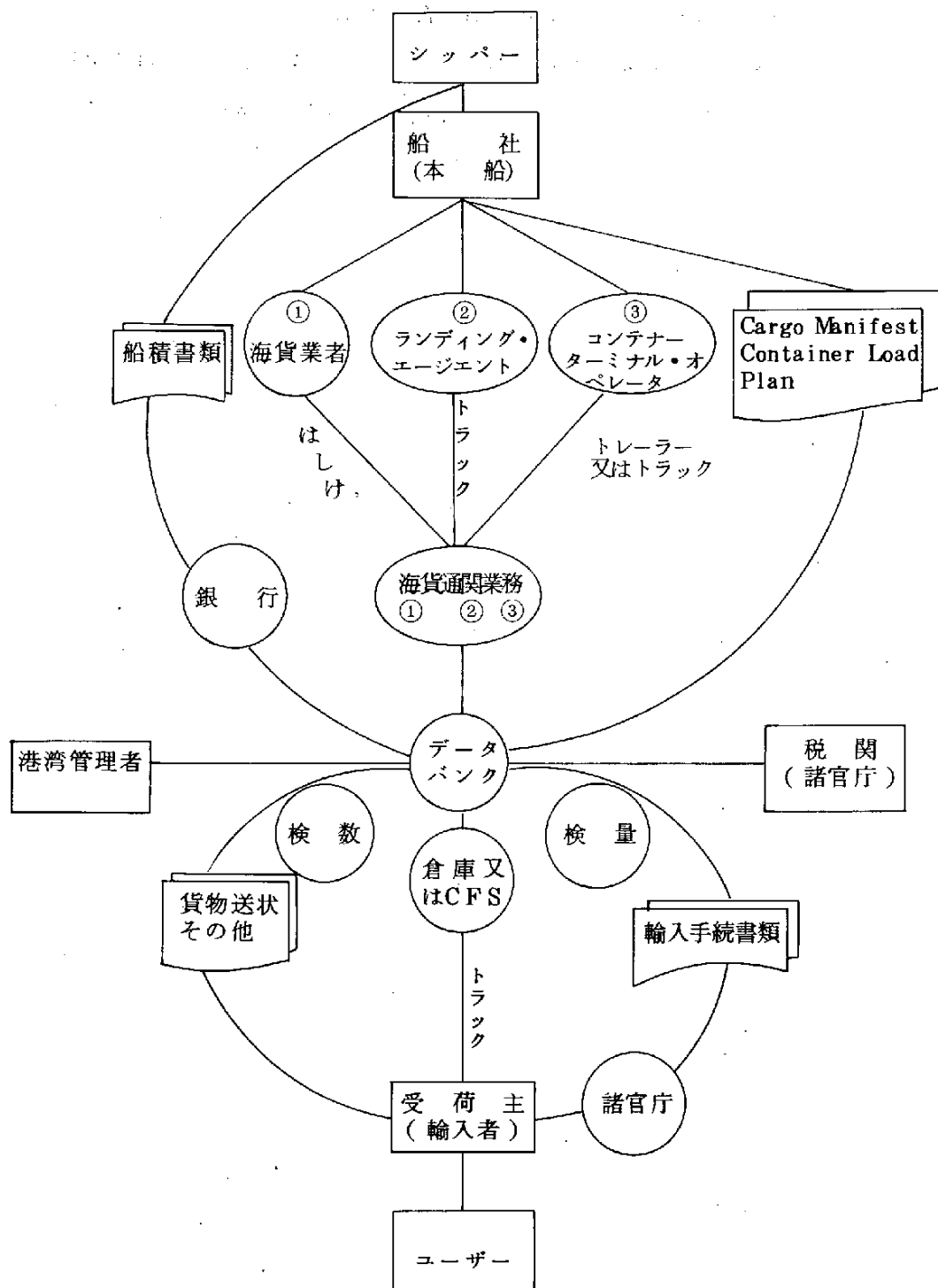
輸入業務の情報処理についても、輸出の場合と同様に、データ・バンク構想が必要である。輸出の場合と異って次のような点に特色が求められるであろう。

- ① 諸官庁の直接的関与が輸出の場合よりも広汎且つ強力なものとなる。前年度の報告に示された輸出業務のデータ・バンク構想図にはこの点が省略

されている。

- ② 銀行の関連が船積書類の伝達、荷為替手形の決済を通じて、より直接的なものとなる。
- ③ ランディング・エージェントおよびコンテナ・ターミナル・オペレータの直接的関与が現われる。但しこれらのものは何れも海貨通関業の免許を持っている。
- ④ 倉庫（総揚倉庫および海貨倉庫）およびC F Sの直接的関与が必要となる。
- ⑤ データ・バンクの核をなすものは、海貨通関業（図に示す①②③）、検査業、検量業であるがこの外に倉庫又はC F Sが加えられなければならないであろう。税関および港湾管理者が加わらなければならないことは輸出の場合と同様である。
- ⑥ 輸出の場合には、旧乙仲出身である海貨通関業者を主体とする比較的単純なものでよいが、輸入の場合にはこれが上記のように更に複雑なものになるであろう
- ⑦ 輸入の場合特に注目すべきことは、商社の売渡し業務と結びつくところの輸入貨物の在庫管理と配送業務である。ある場合には、これは商社の情報システムの完全な一部分となっている。他の場合にも、商社の販売業務と不可分の関係を示している。このため輸入の場合にはInquiry Systemをつけ加えることが重要な課題となる。
- ⑧ 輸出のデータバンク構想においては、荷主別にばらばらに到着する貨物データを配合整理して船名別にまとめて、船積のためのReady Cargoをつくりあげること（Cargo Inventory System）、および船積書類の作成（Documentation System）がその主たる機能であった。輸入においては、貨物は1船ごとにまとまって到着し、船積書類は一括して銀行から受荷主のもとに到着する。したがって、輸出のようなドキュメンテーションは存在しない。このような事態のもとで輸入のデータバンクの主たる

輸入業務関連略図（データバンク構想）



役割は、貨物の在庫管理とその配送のシステムにあると考えられる。貨物は、受荷主別に仕分けされ、配送される。

- ⑨ いま一つ重要な問題は通関のシステムであるが、これは本来税関のシステムであるべきであって、大蔵省（税関）自体の業務が主体となる。海貨通関業務の立場からすれば、これをサポートするためのサブシステムとなるであろう。ここで重要な問題は、関税評価、内国消費税の評価のシステムであると考えられる。

2. ランディング・パッケージ

2.1 商社業務

輸入業務のフローが、海貨通関業者のところまで到達する前に、多くの受荷主（輸入者）の多くの事前の業務が存在することは、総論に述べた通りである。輸出にも、もとよりこの部分が存在するが、輸出のレポート（総合貿易情報システム調査報告書（Ⅱ））では、この部分は省略されている。しかしながら、われわれは、輸入の場合には若干この部分の問題について触れなければならないことは、総論に示した通りである。われわれは、これを商社業務としてこゝに一括する。

① 船積通知

相手国シッパーが発送貨物を船積した段階で、当方の受荷主（輸入者）あてテレックスまたは電信によって、積荷の概要が通知される。もとより、輸出者によって、あるいはケース・バイ・ケースでその内容は若干異って来るが、基本的データ・エレメントは、次のようなものである。（ワクで囲んだ部分は、そこで新しくつけ加えられるデータを示す。）

0 0 1	シッパー名（輸出者）
0 0 2	受荷主名（輸入者）
0 0 3	約定書契約NO.
0 0 4	品 名
0 0 5	数 量
0 0 6	価 格
0 0 7	B/L NO.
0 0 8	船積船名（船社名）
0 0 9	船積日時

0 1 0	積港名
0 1 1	揚港名
0 1 2	出港日時

この船積通知は作業の準備をするための予備的インフォメーションであ
って、この通知のすぐあとで、船積書類のコピーが航空便で送られて来る。

② 船積書類

船積書類は、通常 Commercial Invoice, Packing List, Certificate of Origin, Bill of Lading 等である。このうち基本となる Commercial Invoice と Bill of Lading の各種フォーマットの比較検討は、前年度報告書附録に詳述されているので、こゝで再び検討することはしない。また、Certificate of Origin は特殊のもの、あるいは地域に限定されているので、すべての貨物に必要な基本帳票ではない。

さらに、これらの船積書類およびデータは、国際的に標準化が進行しているの
で、われわれは、輸出の場合と同様に、Commercial Invoice, Packing List および Bill of Lading について、標準フォーマットにもとづくデータ・エレメントの検出にとどめることとする。

(a) Commercial Invoice

0 0 1 Shipper(輸出者) + Address

0 0 2 Consignee(受荷主, 輸入者) + Address

0 1 3 Notify Party(着荷通知先)

0 1 4 Invoice No(送状番号)

0 1 5 Place & Date(作成地及び月日)

0 1 6 Amount Insured on Cargo(貨物保険金額)

0 1 7 Amount Insured on Duty(輸入税保険金額)

0 1 8 L/C No.

0 1 9 L/C 発行日

0 2 0 Expiry Date(有効期限)

0 2 1	Issuing Bank(L/C開設銀行名)
0 2 2	Terms/ Method of Payment(売買決済の方法, 条件)
0 2 3	Reference No.(照会番号)

0 0 8	Ocean Vessel(船名)
0 1 0	Port of Loading(積込港)
0 1 1	Port of Discharge(揚港, 荷卸港)

0 2 4, 0 0 9	Date of Shipment(積込年月日)
0 2 5	For Transhipment to / Place of Delivery (最終荷卸港名/ 配送場所)
0 2 6	Final Destination for the Merchant Referencee(最終荷渡地)
0 2 7	Marks & Nos, (記号及び番号)
0 2 8	No.& Kind of Packages(貨物個数及び荷姿)

0 0 4	Description of Goods(品名)
0 0 5	Quantity(数量)
0 0 6	Amount(価格)

0 2 9	Unit Price(単価)
0 3 0	受渡条件(FOB, CIF, C&F等)
0 3 1	Total Amount(合計金額)

(b) Packing List

Packing List は, Commercial Invoiceの商品引上の送り状であるのに対して, その名称の通り, 貨物の包装明細書であって, 輸出入の貨物処理のそれぞれの段階で, このリストと貨物の照合(チェック)が行われる。(前年度報告書43, 44頁参照)。こゝでつけ加えられるのは, 次のものである。

0 3 2	包装内容品名
0 3 3	入数(包装内容個数)

0 3 4	Case No.
0 3 5	Measurement
0 3 6	Weight(重量)

(c) Bill of Lading

B/Lすなわち船荷証券は、海上運送の基本帳票で、荷為替手形の付属書類の中で最も重要なものである（前年度報告書，60，61，62 頁参照）。そのデータ・エレメントは、次のとおりである。

0 0 8 船社名

0 3 7	Forwarder(輸出地のフォワードナー名)
-------	-------------------------

0 0 1 Shipper

0 0 2 Consignee

0 1 3 Notify Party

0 0 8 Ocean Vessel

0 3 8	Voyage No.
0 3 9	Local Vessel
0 4 0	From to

0 1 0 Port of Loading

0 1 1 Port of Discharge

0 2 6 Destination

0 4 1	Unit No.
-------	----------

0 2 7 Marks & Nos

0 3 4, 0 2 8 No. of Units or Pkgs

0 2 8 Kind of Units or Packages

0 0 4 Description of Goods

0 4 1, 0 3 6 Gross Weight

0 3 5 Measurement

0 4 2	Freight and Charges
-------	---------------------

0 4 3	W/M
0 4 4	Rate
0 4 5	Prepaid
0 4 6	Prepaid at
0 4 7	Collect
0 4 8	Collect Payable at
0 0 7	B/L No.
0 5 0	For the Master(署名)

③ 輸入業務依頼書

受荷主は、さきに船積通知があり、引続いて船積書類コピーが到着すると、これと照合しながら、海貨通関業者に対する輸入業務依頼書を作成し、船積書類にアタッチして海貨通関業者に渡す。この輸入業務依頼書とは、総括的な名称で、受荷主(商社)によって、それぞれ別個のフォームがあり、内容もまちまちである。われわれが輸出業務のフローを分析したときに貨物送り状の内容がまちまちで、一種の混乱状態を呈していることを説明したが、この場合も荷主ワイズの考え方で業務が行われているので、標準的なフォーマットとデータを選定して、実際にそれを使用することが望ましい。いまここには、代表的な二つの例をかかげることにする。

(a) Import Instructions(輸入指図書)

0 5 1	(Instruction)No.
0 5 2	Date(書類発行日附)
0 0 2	Consignee
0 5 3	Section of Consignee(担当部課)
0 5 4	Messrs(受荷主現場業務課)
0 5 5	Copy to(海貨通関業者名)
0 0 7	Vessel
0 5 6	Arrival Date(on or about)

0 1 0	Loading Port
0 1 1	Landing Port
0 0 4	Description of Goods
0 0 5	Quantity
0 3 4	Packages
0 2 7	Marks & Nos.
0 5 7	Import Duty(Free or %)
0 5 8	Internal Tax (Free or %)
0 5 9	Works to be Partaken (作業内容)
0 6 0	Deliver to (Name)
0 6 1	Deliver to (Address)
0 6 2	Marine Insurance Applicant (Ourselves ,Shipper)
0 6 3. 0 1 6	Marine Insurance Conditions
0 6 4	Insurer
0 6 5	Coverage (From to via)
0 6 6	Inland Insurance(If necessary) Applicant(Ourselves,Yourself)
0 6 7	Inland Insurance(If necessary) Conditions
0 6 8	Amount
0 6 9	Coverage(From to)
0 7 0	Enclosures Import License(No.及び枚数) B/L (") Invoice (Original or Proforma)

	Ins. Policy(Original or Copy)
	Ins. Premium Note(枚数)
	Packing List (")
	Weight List (")
	Etc. (")
0 7 1	Remarks
0 7 2	In Charge(印)

(b) 輸入貨物荷捌通関指図書

前掲インストラクションが、商社の本社担当部課から、港湾所在地の支店への指図書であり、そのコピーを海貨通関業者に渡すという方法をとって、支店を主体とする業務の考え方であるのに対して、この場合は、商社が直接海貨通関業者に対して輸入の現場業務を依頼する形式をとっている。そして、ワンライネイングの別紙「受託書」を附し、海貨通関業者がこれに署名して商社に返送することを要求している。このように、受荷主の業務の規模、組織形態、商習慣等によって、これらの内容にはかなりのニュアンスのちがいが見られる。

- 0 5 1 指図書No.
- 0 5 2 年月日
- 0 0 2 Consignee
- 0 5 3 担当部、課(係、課長印)
- 0 5 5 海貨通関業者名(御中)
- 0 0 3 契約番号
- 0 0 7 本船名
- 0 5 6 入港予定日
- 0 1 0 積地(港)
- 0 1 2 出港月日
- 0 1 1 揚地(港)

004 品 名
005 数 量
027 マ ー ク

073,030 契約(F.A.S., F.O.B., C&F., C&I., C.I.F.)

006 インボイス金額(上記各契約別)

042 運 賃

063, 016 保 険 料

074 買入条件

品質(積地, 揚地)最終

075 買入条件

重量(積地, 揚地)最終

076 通関方法(保税, 保税運送, 通関場所, 無為替輸入
通関)

077 荷捌明細

(060) 荷渡先

(078) 品種, 規格

(079) 数 量

(080) 荷渡条件

081 輸送方法(解, 貨車, トラック)

082 検定(要, 否)

083 検定機関(指定)

084 検定種類

085 検定場所

070 添付書類

B/L, L/G, D/O, No.

I/L No. 若しくは I/D No.

Invoice (Shippers or Proforma)

Freight(Receipt or Debit Note)

Insurance Debit Note

Packing List

W/C or W/L

Certificate(of Origin etc.)

願 書

Cable

(以上枚数またはセット数)

0 8 6	個別評価申告
0 8 7	包括申告番号
0 8 8	定率法基本通達4 - 1 2 - ()
0 8 9	評価なし

この指図書は、そのデータ・エレメントを見て明らかなように、輸入荷捌の依頼書と通関依頼書を1つにしたものである。通関依頼書および評価申告書は、もっと後の段階で、別個に受荷主から海貨通関業者に提出するケースがある。

④ I / L (輸入承認申請書) および I / D (輸入届出書)

Import Licence は、事前の輸入者の業務であって、輸入貿易管理令第4条1項の規定により、通産省を主務官庁とし、3通を外国為替銀行に提出するもので、直接海貨通関業者の業務には関係しない。但し、通関のさい、あるいは貨物の移転にあたっての必要添付書類となるので、ここにその概要を示すこととする。但し、そのデータ・エレメントに番号を附して整理することは、この帳票が、調査のカテゴリーの外にあると見られるので、ここでは省略する。この帳票は、申請様式の別表第1、T2010であって、その内容は、次の通りである。

申請者名

住 所

電話番号

記名押印または署名

資 格

申請年月日

輸入の申請はⅠ，輸入の内容，Ⅱ，決済方法となっており，右上に
輸入承認事項を示す欄が設けられており，申請書がそのまま承認書
として帰って来る。まずⅠの輸入の内容についてみると

関税率表の番号等

分類符号

商品名

型および銘柄

数量および単位

原産地

船積地域および船積港

外国為替金額

総 計

備 考

となっており，Ⅱの決済方法は，それぞれ書類に示された該当番号
に○印を附することになっている。

（決済の種類）

1. 信用状
2. 取立手形
3. 送金為替
4. その他（ ）

つぎに決済条件としては

（決済条件等）

1. 前 払

2. 一覽払

3. 通関後 日

4. その他 ()

さらに輸入割当の日付および番号を附し、この申請書が正規の割当
手続をすませていることを示す欄がある。

輸入割当証明書の日付および番号

特別条件

また通商産業大臣の許可もしくは承認または条件の付与として

申請受理月日

許可等の日付および番号

許可等の内容

資 格

記名押印

以上のように、官庁の諸手続が完了していることを明示した後承認
が与えられる。

承認番号

承認年月日

有効期間満了日

延長後有効期間満了日

内容変更（有効期間延長を含む）に係る通商産業大臣の承認の内容、

年月日および番号

承認外国為替公認銀行名

資 格

記名押印

I/D.すなわち Import Declaration（輸入届出書）は、輸入貿易
管理令第4条第1項ただし書の規定による書類で、別表第1の2、T2011
号に定められている書式である。前項のI/Lとの関連で、その内容を示

すと、次のようになる。

申請者名

住 所

電話番号

届出年月日

次にⅠ／Ⅱと同様Ⅰ，輸入の内容，Ⅱ 決済方法にわかれ，輸入の内容
容としては

関税率表の番号

分類符号

商品名

型および銘柄

数量および単位

原産地

船積地域および船積港

外国為替金額

総 計

備 考

とⅠ／Ⅱの場合と全く同様。Ⅱの決済方法の記入事項もⅠ／Ⅱと全く同じであるので，ここでは省略する。この書類は届出だけでよい（承認申請を必要としない）性質のものであるので，次のようになっている。

届出受理月日および番号

外国為替公認銀行記名押印

2.2 在来貨物直取のフロー

以上に示したような船積書類のセットと，さらに受荷主の輸入業務依頼書とがセットされて，海貨通関業者に送られることから，ランディング・システ

ムがはじまる。これらの書類のピックアップは、通常海貨通関業者の仕事である。海貨通関業者はこの時点で社内各部に対する作業依頼書を発行する。この方法は企業の規模や業務の組織のちがいによって、それぞれの海貨通関業者は、異った方式を持っている。しかしながら何等かの方法で情報は伝達されている筈である。口頭で指示する場合、黒板等に記す場合、あるいは、この例のように一定のドキュメントとして書類を発行する場合等々、さまざまな方法で行われるであろうがこゝでは、内容が最も整備されているものの一つと考えられる1社の作業依頼書の分析を行う。他社の場合も、大体において、これと同じような内容のものである。

① 作業依頼書

こゝに示す作業依頼書はワンライティングによる6枚セットになっており、営業控、機械処理用、倉庫手配用、船、ドレイジ手配用、受渡用、通関用に分けられている。この6枚に共通するデータ・エレメントは次のとおりである。

090	日付(年月日)
091	台帳番号
092	直 取
093	総 揚
094	F. O.
095	C. Y.
096	C. F. S.
097	内 貨

002 得意先名(受荷主)

098	担当者(電話番号, コード番号)
-----	------------------

004 品 名(コード)

005 数 量

027 個 数

036 重量

099 重量系数

100 寄託価格

049 B / L No.

101 受注条件

102 検査の種類(植・食・動・薬)

103 検査月日

104 合格, 不合格

027 書類記載マーク(B / L記載)

105 搬入マーク

008 本船名, 船社名

056 入港月日

106 船内(荷役業者名)

107 解旗振(業者名)

108 パース, ターミナル(横浜・東京 _____)

109 検数・検量

110 荷 直

111 倉 庫

112 解 名

113 沖取日

114 搬入月日

115 事故の有無

116 通関種別

086 個別評価申告

087 包括申告番号

088 定率法基本通達4-12-()

089 評価なし

1 1 7	補正率
1 1 8	通関申告日
1 1 9	同検査日
1 2 0	同許可日

0 7 0 添付書類

1 2 1	注意事項
1 2 2	作業内容
1 2 3	営業部，課
1 2 4	営業担当者，責任者
1 2 5	受渡担当者，責任者

以上の6枚セットの共通項目の外に，2枚目の機械処理用には，支払明細のコードおよび数量，金額を記載する。（・印はマシンにインプットするデータ）。

1 2 6	・ 支 払
1 2 7	支払先名
1 2 8	・ 支払先コード
1 2 9	作業工程
1 3 0	・ 同コード
1 3 1	数量（作業別）
1 3 2	・ 確 ・ 概
1 3 3	・ 金額（作業別）
1 3 4	処理月日
1 3 5	照 合

上記作業依頼書は，受荷主側からの船積書類コピーおよび輸入業務依頼書を照合して作成せられるものであるが，この間，船社側から本船入港（貨物の到着を知らせる Arrival Notice が送られて来る。船社のアライバル・ノーティスは，通常デリバリー・オーダーと同一のフォーマット

でセットになっており、船社によってその形式や内容は若干ずつ異っているので、ここにその2、3の例を示すことにする。

② Arrival Notice(a)

(a)の場合はアライバル・ノーティスをデリバリー・オーダーの体系の中に組入れた形をとっており、したがって9枚セットのうちアライバル・ノーティスは4枚目に組込まれている。

- | | | |
|----|--------------------------------|-----------------------|
| 1. | Delivery Order(Non-negotiable) | Office Copy |
| 2. | Delivery Order(Non-negotiable) | Original |
| 3. | Delivery Order(Non-negotiable) | Customs Use |
| 4. | Arrival Notice(Freight Bill) | |
| 5. | Freight Memo | Office Copy |
| 6. | Freight Memo | Cashiers Receipt |
| 7. | Freight Memo | Treasury Div.Use |
| 8. | Freight Memo | 他店入金用 |
| 9. | Cargo Delivery Order | For Cargo Expense A/C |

このうち1.から4.までは完全に同一フォーマットで、5.から8.までは、入金年月日、形、P/C、Payable at、の記入欄が設けられている。また9枚目は船内荷役料金の計算をコンピューターにのせるための帳票で、必要事項が細かくコード化して処理される。この体系を見てよくわかるように、アライバル・ノーティスに運賃請求書の意味を持たせ、それを社内の経理事務につなぎ、さらに船内荷役作業料金の計算をからませているところが特色である。アライバル・ノーティスのデータ・エレメントは、次のとおりである。

0 0 8	船社名
1 3 6	Date
1 3 7	D/O No.
1 3 8	to (配布先)

1 3 9	Messrs
-------	--------

0 1 1 揚港 (到着地)

0 5 6 入港年月日 (tn or about)

0 0 2, 0 1 3 貨物引渡相手 (受荷主)

1 4 0	貨物引渡日時 (on or about)
-------	----------------------

0 0 8 Name and Vessel

0 3 8 Voy.No.

0 1 0 積 港

0 1 1 揚 港

0 2 6 Destination

0 3 9 Local Vessel

0 4 0 From

0 0 7 B / L No.

0 2 7 Marks and Numbers

0 2 8 Packages

0 0 4 Description

0 3 6 Weight and Measurement

1 4 1	Remarks
-------	---------

0 4 5 Prepaid

0 4 7 Collect (¥)

1 4 2	Ex. ④ ¥
1 4 3	署 名

③ Arrival Notice (b)

この場合は前者よりもっと簡単なもので、作業の時系列的に、アライバル・ノーティスを最初に出し、デリバリー・オーダーと、同一フォーマットで4枚セットとなっている。(A/N D/O Original, Custom Use Office Copy)

008	船社名
136	Date
011	到着地(港)
056	入港年月日(on or about)
002, 013	貨物引渡相手
008	Ex" "
038	Voy No.
040	From
011	To
007	B/L No.
027	Marks & Nos.
028	Number of Packages
004	Description
141	Remarks

④ Arrival Notice (c)

第3の例は、D/OおよびA/Nを船社が発行するのではなくて、船社のエージェンシーが発行している例である。前者と同じ簡単なもので同一フォーマットによる5枚セットになっている。すなわち

Delivery Order	Original
Arrival Notice	
Delivery Order	Copy
Delivery Order	Copy
Delivery Order	Office Copy

データ・エレメントは次のとおりである。

144	エージェント名
136	日付
007	B/L No.

0 1 1 Port
 0 0 2, 0 1 3 Messrs
 0 0 8 M. S.
 0 3 8 Voy #
 0 4 0 From
 0 2 7 Marks
 0 0 4, 0 2 8 Contents
 1 4 3 署 名

次の段階の作業は、受荷主からの船積書類原本の受取、B/L裏書、B/LとD/Oとの交換、揚地払運賃の払込、各種作業手配と続いてゆく。(フローチャート参照)。この場合の作業あるいは書類の流れかたも、企業によつて、あるいはケースによって異なることが多い。フローチャートには、最初に船積書類のコピーが受荷主を通じて海貨通関業者の手もとに流れて来、さらに原本が再度受荷主を通じて海貨通関業者の手もとに来る形をとっているが、時として船積書類のコピーは受荷主(商社)が保管し、原本のセットがI/Lとセットされて、いきなり海貨通関業者のもとへ流れる。I/L, I/Dすなわち Import Licenseおよび Import Declarationについては、すでに前段の商社業務において述べたので、こゝでは省略する(ドキュメンテーションのフローチャート参照)。

銀行経由で、荷為替手形とともに送付されて来た船積書類(原本)のうちB/Lは海貨通関業者が裏書(署名)して船社に持ってゆく。この裏書とは、船社に対して取扱い海貨通関業者名を明確にする目的のものであってネゴシアルな意味を持つものではないが、必要事項として認められている。運賃の払込、受領書の受取りは、銀行払込等により受荷主が直接行う場合と、海貨通関業者が代行する場合と2通りの方法があるので、フローチャートでは赤色の点線で示してある。運賃の払込が終ると、船社は入手したB/Lはファイルし、これと交換に、D/Oを海貨通関業者に渡す。

D/Oのピックアップは、通常海貨通関業者がこれを行う。この間、海貨通関業者の営業、受渡、はしけ、通関の各部門は、さきの社内発行の作業依頼書にもとづいて、それぞれの部門で作業の打合せ、および準備を行う。
(フローチャート参照)。

⑤ 検数依頼書

本船貨物のはしけ取および陸揚にさいしては、海貨通関業者(総揚げの場合にはランディング・エージェント)がオーダーシート(全検)または作業依頼書(日検)によって検数の手配を行う。日本貨物検数協会と全日本検数協会とは、その様式は若干異なるが、大体において記入事項は同じようなもので、データ・エレメントの検出にあたっては、両者を総合して記述することにする。

オーダーシート(作業依頼書)のフォーマットは検数業者が印刷し、これを得意先に配布する。記入は得意先で行い、1枚をオフィス・コピーとし、必要枚数を検数業者に渡す(4~5枚)。

0 0 2 受荷主(輸入者)

0 5 5 扱店社(海貨通関業者名)

1 4 5 扱店社コード

1 4 6 発行日

1 4 7 発行担当課

1 4 8 担当者

1 4 9 電 話

0 0 8 本船名

0 5 6 入港月日

1 5 0 本船コード

0 3 8 Voyage No.

1 0 8 Berth

1 4 4 Agent

1 5 1	Steve
1 5 2	Steve コード
1 5 3	Line コード
1 5 4	作業の種類
	(155) Devanning
	(156) Vanning
	(157) 沿岸回漕
	(158) 輸 入
	(159) 輸 出
1 6 0	斛中扱
1 6 1	京浜間 待ち
1 6 2	京浜間船側
1 6 3	検数業者名 (支部名)
1 6 4	整理番号

0 0 7 B / L No. (S / O No.)

0 1 1 仕向港

0 2 7 Marks

0 0 4 Commodity

165,004	Commodity コード
---------	---------------

028,034 No. of Pkgs.

0 2 8 Kind of Pkgs

0 3 6 Weight

0 3 5 Measurement

1 1 2 斛船名

1 0 7 斛旗振

1 6 6	Progressing-
-------	--------------

(167) Date

(168) Hatch

(169) Commenced Time

(170) Completed Time

(171) No. of Packages (作業毎の個数)

(172) Grand Total

(173) Trand (作業毎のトン数)

(174) Grand Total

175 貨主注意事項

(176) ボートノート (件数)

(177) ボートノート (仕向先)

(178) 施封 個所

(179) 警備 (乗船, 沿岸, 有無)

(180) その他 N/S

181 祝祭日 ____ N

182 日曜日 ____ S

⑥ タリーシート (Tally sheet)

タリーシートは、貨物の移転にさいして、その個数およびステータスを証明するところの帳票であって、貨物の受渡しにさいしての基本帳票となる。作業はD/Oと対照しながら、船社を代表するシップサイドのタリーマンと、海貨通関業者またはランディング・エージェントを代表するドックサイドのタリーマンとの立合のもとで行われ、両者の合意が成立して貨物の引渡しが行われる。このような検数のありかたは、わが国独得のもので、これはわが国の検数制度発達の歴史的背景から生じたものである。検数は本船のハッチごとに行われ各ハッチごとのタリーシートは本船に派遣されている主任検数員のもとに集められ、ボートノートおよび沖取報告書作成の基礎データとなる

163 検数業者名

008 M., S.S. (本船名)
 011 Port
 167 Date
 168 Hatch No.
 169 Working Time, From
 170 Working Time, to

183	Weather
184	Lighter / wharf

108 Berth
 055 Forwarder

185	Discharge
186	Load
187	Shift
188	Reload

007 B/L
 027 Mark
 028 Style

189	Tally(各巻ごとの個数)
190	Total, Pkgs(シート毎の合計)
191	Total, W/T (")
192	Total, M/T (")
193	Checker(Shipside) 署名
194	Registered No.
195	Receiver(Dockside) 署名
196	Registered No.
197	Sheet No.

⑦ ボートノート (Cargo Boat Note)

ポートノートは、本船（船社）と海貨通関業者（総揚の場合にはランディング・エージェント）との間における貨物の受渡を証明する書類であり、検数業者がタリーシートにもとづいて作成する。これには貨物のマーク、番号、品名、個数、ハッチNo. B / L No., はしけ船名、揚荷日付等の外に、貨物に故障があればリマークを附し、本船一等航海士と貨物受取側（海貨通関業者もしくはランディング・エージェント）を代表して通常主任検数員が署名する。このポートノートは、はしけ別に、本船扱い、舢舨扱い、その他通関手続のちがう貨物ごとに、区別して作成される。

このポートノートは、本船からはしけ回漕を経て水切、陸揚後倉庫に搬入されるまでの船卸し通知票となり、保税運送の証明書ともなる。陸上の税関吏はこのポートノートによって積荷目録の消込みを行い、船卸の確認をする。

1 6 3	検数業者名
0 0 8	Received From M, ss. (本船名)
0 5 6	Arr. Date
1 9 8	Landing Place (河岸)
1 0 8	Berth
1 6 8	Hatch No.
199. (112)	Lighter No.
2 0 0	Date
0 0 7	B / L
0 2 7	Marks and Nos.
1 7 1	No. of Pkgs
0 2 8	Style
0 0 4	Description of Goods
2 0 1	Remarks
0 5 5	扱店社名

1 0 7 解旗振

1 9 3 Checker

2 0 2 Chief Checker

2 0 3 Chief Officer

2 0 4 Sheet No.

上記ポートノートは、解船長にたくして陸揚場所の倉庫にもたらされ、1部は海貨通関業者にファイルされ、1部は税関に渡される外、そのコピーは1部が船社ファイル、1部が受荷主ファイルとなり、その他必要個所に配られるので通常4～5枚作成される。

⑧ 沖取報告書

検数業者が作成する書類であって、タリーシートに基づき、検数業者オフィスにおいてD/O毎に集計して作成し、海貨通関業者（又はランディング・エージェント）を通じて受荷主に送られる。

1 6 3 検数業者名

0 5 5 海貨通関業者名（扱店社）

1 4 5 扱店社コード

0 0 8 本船名

1 5 0 本船コード

0 5 6 入港月日

1 8 3 天 候

1 0 8 Berth

1 5 1 Stevedore

2 0 0 Date

1 1 2 解船名 (No.)

0 2 7 荷 印

0 0 4 品 名

1 6 5 品名コード

028, 034 個 数

036 重量屯

035 容積(屯)

198 仕向先(河岸)

205 同コード

168 艀 番

200 月 日

169 荷役開始時間

170 荷役終了時間

206 摘要(D, H, A)

176 B/N 件 数

178 施封 個所

179 警備(乗船, 沿岸, 有無)

181 祝祭日 N

182 日曜日 S

193, 195 現場出張員

⑨ 陸揚報告書

同じく検数業者が作成する帳票の中に、陸揚報告書がある。この帳票は、河岸において、はしけ水切立合検数を行って、確かに所定の貨物を陸揚したということの証明を行うもので、ドックサイドの検数業務に属するものである。この場合にも、陸揚地点で検数を行い、そのタリーシートにもとづいて、検数業者オフィスにおいて作成され、海貨通関業者に送付され1部は海貨通関業者がファイル、1部は最終的に受荷主に届けられる。

163 検数業者名(担当事務所)

055 海貨通関業者名(扱店社)

145 扱店社コード

008 本船名

150 本船コード

1 9 8 作業場所 (河岸)

1 1 2 船名

0 2 7 荷 印

0 0 4 品 名

1 6 5 品名コード

028, 034 元個数

2 0 7⁽⁰²⁸⁾₍₀₃₄₎ 揚個数

2 0 8 過不足

2 0 9 着日時

2 1 0 作業時間

2 1 1 摘要 (作業完了か否か)

2 1 2 当初陸揚予定数量

2 1 3 前日迄陸揚数量

2 1 4 累 計

2 1 5 差 引

2 1 6 祝祭日 N

2 1 7 日曜日 S

2 1 8 現場出張員

2 1 9 Sheet No.

2 2 0 年月日

⑩ 輸入検量依頼書

輸入検量は、輸出の場合と異って、部分的な業務である。輸出の場合には海事検定機関が測定して作成するメジャー・リストおよびS/Oスリップが、船社の海上運賃計算の基礎データとなるので、原則としてすべての輸出貨物について検量を行うが、輸入の場合、個品については、積港でのメジャー、ウェイトが、そのまま使用されることが多いが、貨物の重量に不足があった場合の課税標準決定等通関のため、又はバラ物、袋物のよう

に、トン当りいくらと重量で取引される貨物等の受渡のため、又はシッパ
ー、保険会社等に対する求償のため、検量が行われる。

海貨通関業者が発行する輸入検量依頼書の内容は、次のとおりである。

2 2 1	海事検定業者名	
0 5 5	海貨通関業者名	
0 0 2	商 社（輸入者）	
0 0 1	出荷主（輸出者）	
0 6 0	受荷主（荷渡先、最終消費者）	
0 0 7	B / L No.	
0 1 4	C / I No.	
0 0 8	本船名	
0 5 6	入港月日	
0 1 0	積出港	
0 1 1	荷卸港	
2 2 2	検量月日	
2 2 3	時間（時，分）	
2 2 4	検量場所	
0 0 4	品 名	
0 2 7	マーク及び番号	
0 2 8	個 数	
0 3 6	重 量	
2 2 5	Gross wt, 証明書	通
2 2 6	Gross wt, 明細書	通
2 2 7	Net wt, 証明書	通
2 2 8	Net wt, 明細書	通
002, 055	扱店及び担当者	
229,	料金請求先	

以上、輸入検量依頼書の主文の外に、下欄に社内業務用として、検量員の作業の進行を記入する日時、検量場所、実費等の記入欄が設けられている。但しこれはA協会の場合でB協会ではこの欄がWeight Listの中に設けられている。

2 2 2	月 日
2 3 0	協会発 (時間)
2 3 1	現場着 (")
2 3 2	作業開始 (時間)
2 3 3	作業終 (時間)
2 3 4	協会着 (")
2 2 4	検量場所
2 3 5	氏名 (検量員)
2 3 6	実 費
2 3 7	出張費
2 3 8	日 当

輸入者 (受荷主) またはその代理人である海貨通関業者が、輸入検量を検定機関に依頼する場合には、Commercial Invoiceのコピーを添付することになっている。また重量欄には、インボイスのGross, Tare, Netのウェイトが記入される。

⑪ Weight List

輸入検量を行う現場の作業リストであって、各貨物のケース番号毎にその重量がKgsで記入され、1枚の帳票で100個以内の貨物のWeight List が作成される。

0 5 5 Customs Brokers
 002, 055 Applicants
 0 0 8 Vessel
 0 5 6 Arrived on

0 1 0	From
0 1 1	To
2 2 2	Date
2 2 3	Time
2 2 4	Place
0 2 7	Mark, Original Nos,
0 0 4	Description
1 1 2	Lighter
2 3 9	Temporary Nos, (新記入番号)
2 4 0	Nos, 1, 2, 3.....100
2 4 1	Kgs, 1, 2, 3.....100
2 4 2	No. (Sheet No.)
2 4 3	Total Pkgs
2 4 4	Total kgs
2 4 5	Seal (No., Max., Min.)
2 3 5	Weigher
2 4 6	Calclater
2 4 7	Cheeker

前項に示したようにB協会の場合には、このウエイト・リストの中に社内業務用のデーターを記入するようになっており、且つ双方ともにRemarks欄が設けられている。

⑫ Certificate of Weight and / or Measurement(検量証明書)

Weight Listが作成された後、これはオフィス(支部)に集められて計算され、Commercial Invoice毎に集計されて、現地(支部)のマネージャーが署名のうえ、依頼人に渡す。この書式は、同文のものが3～4枚のセットになっている。

2 4 8 Date

2 4 9	No.(Certificate No.)
-------	----------------------

002, 055 Applicants, Messrs.

0 0 2 Buyers/Consignees: Messrs.

007, 014 B/L No. and/or Invoice No.

004, 005 Commodity & Invoice Quantity

0 0 8 Name of Vessel

010, 011 Ports of Shipment and Discharge

012, 056 Date of Sailing/Arrival

222, 224 Date and Place of Measurement and/or
Weighing

0 2 7 Marks and Nos.

0 0 4 Description of Goods

035, 036 Weight and Measurement

2 5 0	署名 (Manager)
-------	--------------

この証明書は、A協会、B協会ともに同じ内容のものであるが、B協会では別に主任検量員の署名欄が設けられている。検量証明書は、“The particulars, as per attached list”として検量リストを添え、依頼者に渡される。この後に検定機関の作業料金の請求業務が続くが、こゝでは省略する。

⑬ 入庫伝票、入庫報告書、寄託申込書

検数、検量の後、海貨通関業者の入庫事務処理がある。これは各店社によって、それぞれの方式で行われているが、こゝでは、(a)寄託申込書→入庫伝票→入庫通知書の体系で、作業料および保管料の請求書に続いてゆく。

(b)Landing Memo → 請求書の体系の二つの例を示すことにする。

(a)は、入庫伝票(控)、(正)、入庫通知書(正)、(副)、(写)、寄託申込書(正)、(写)の7枚セットで、最初の入庫伝票(控)、(正)にはそれぞれ保管料、荷役料が記入されるが、入庫通知書および寄託申込

には、これらの料金は記入されない。

2 5 1	伝 票 No.
2 5 2	入 庫 No.
2 5 3	倉 号

002.055 寄託者

2 5 4	部 課
2 5 5	営 台 No.
2 5 6	貸 区
2 5 7	運搬便(具)

0 0 4 品 名

0 2 7 マーク

0 2 8 荷 姿

2 5 8	区
2 5 9	単 位 (M.T.)
2 6 0	量 (k)
2 6 1	テアー
2 6 2	単 価
2 6 3	保管料
	(264) 区 分
	(265) 従 価
	(266) 重 量
	(267) up %
	(268) Less %
2 6 9	荷役料
	(270) 区 分
	(271) Less %
	(272) 種 別

(273)	単 価
2 7 4	摘 要
2 7 5	内容不検査
(276)	入庫年月日
(277)	入庫高(個数, 数量)
(278)	附保価格

なお, 入庫報告書, 寄託申込書には

0 5 5 海貨通関業者名
 2 5 3 倉庫名(倉号, 倉番)
 0 0 2 受荷主名

が記載される。(フローチャート参照)

⑭ Landing Memo, 請求書セット

(a)が入庫事務処理を主としているのに対して, (b)のLanding Memo は, 通関料の請求を含む, より直接的な請求事務につながるもので, 事務処理の時間帯も亦, 出庫までを含むより広い範囲をカバーしている。

2 7 9	Date of Declared
2 8 0	P/No.

0 0 8 Vessel

1 4 5 Agent

2 8 1	Flag(国籍)
-------	----------

0 5 6 Arrived on

0 1 0 From

0 0 7 B/L No.

0 1 3 Messrs

0 0 2 Consignee

0 1 4 Inv./No.

0 2 7 Marks & Nos,

0 0 4 Description

0 2 8 P'kgs

0 6 0 Final consignee

2 7 6 入庫月日

2 8 2 出庫月日

2 8 3 容積 (M / T)

0 3 5 容積 (m³)

0 3 6 重量 (W / T)

2 8 4 保管日数

2 8 5 保管期数

2 8 6 C I F 価格

1 5 1 ステペ

2 8 7 扱倉庫会社

2 8 8 許可年月日 (通関)

2 8 9 陸揚料

2 6 3 保管料

2 9 0 はしけ運送料

2 9 1 検数料

2 9 2 入出庫賃

2 9 3 通関料

2 9 4 税関検査諸掛

2 9 5 臨時開庁料及諸掛

2 9 6 取扱手数料

2 9 7 書類作成料

2 9 8 運 賃

2 9 9 Total

以上の内容は、Landing Memo, 請求書 (控), (正), (控), (写)

の5枚セットについて全く同じ様式のものであり、それぞれの書類に、海貨通関業者名、あて名（受荷主）が記され、請求書（正）、（写）の2枚には、取引銀行名が印刷されている。

⑮ 自主記帳、又は搬入届

輸出の場合と同様に、保税地域に貨物を搬入したときには、税関に対して、自主記帳、または搬入届を提出しなければならない。但し輸入貨物は、殆ど公共上屋を利用しないので、港湾管理者に提出する搬入届は、極めてまれなケースとなる。自主記帳とは、税関長が指定した保税地域設営者に限り、搬入届を提出せず、自主管理記帳をもってこれに替え、必要あるときに税関がこれをチェックする方式をさしている。そのデータ・エレメンツは下記の通りである。

3 0 0	年月日（届出年月日）
-------	------------

0 5 5 海貨通関業者名

2 5 3 搬入場所

2 7 6 入庫年月日（又は予定日）

3 0 1	搬入に関する許可又は承認の種類、番号、年月日
-------	------------------------

0 0 8 本船名

1 0 8 バース名

0 2 7 記号及び番号

0 0 4 品 名

0 2 8 荷 姿

2 8 3 容積トン

0 3 6 重量トン

0 1 0 積出地

0 1 1 仕向地

0 0 2 荷主名

2 5 7 運搬具

2.3 在来貨物総揚のフロー

総揚げとは、船社を代行するランディング・エージェントが、本船の貨物を、船社の責任において一括して陸揚げを行い、これを自己の総揚倉庫に入れることをいう。荷主が直接的に、本船船側で貨物を引取る直取の場合には、比較的まとまった大口の貨物を主とするが、総揚の場合には、多数の荷主の小口の貨物が多い。したがって、情報量からすると、かえって総揚の方が多くなる性質を持っている。

ところで、ランディング・エージェントは、海貨通関業の認可を受けているので、自らが受荷主から船積書類を入手し、前に示したような各種の帳票を作成し、同じような作業の手順を経て貨物を陸揚することができる。但し、フローチャートにおいては、荷主の業務を代行する海貨通関業と、船社の業務を代行するランディング・エージェントとを明確にするために、別々の線を引いてある。作業の手順や帳票の内容は全く同じであるので、こゝで再度説明することを省略する。

2.4 コンテナ貨物のフロー

輸入コンテナ貨物のフローについて、われわれはこれを次のように区分した。

(1) CY渡し

- (a) CYデリバリー→USER (CY通関)
- (b) CYデリバリー→海貨倉庫 (海貨倉庫通関)

(2) CFS渡し

- (a) CFSデリバリー→USER (CFS通関)
- (b) CFSデリバリー→海貨倉庫 (海貨倉庫通関)

これらの区分は、何れも原則的区分であって、現実には、コンテナおよびコンテナ貨物のフローは、更に複雑なコースをとる場合がある。また、これらのものは、フルコンテナ船、コンテナ・ターミナルのシステムに限定され

ており、セミコンテナ船および在来船積みコンテナの取扱いについては、こゝでは説明から除外されている。またコンテナ・オペレーションに特有なフィーダー・サービスについても触れていない。この原則は、輸出の場合にも同様であって、前年度の報告書から除外されている。われわれの研究は、何れも、輸出入のメイン・システムの現状分析であって、多くの細かいサブシステムを詳述する必要はないと考えられるからである。

つぎに、輸入コンテナ貨物のフローで注目すべき点は、海貨通関業者が直接タッチする部分が、何れも通関業務からはじまることである。フローチャートに詳細に示してあるように、受荷主（輸入者）側からのソースデータである船積書類の到着、船社側からのA/Nの到着、社内向け作業依頼書の発行、B/L裏書、船社におけるB/LとD/Oとの交換、揚地払運賃の支払、船社からの運賃受領書の受取という過程は、在来貨物の処理と全く同じである。海貨通関業においては、社内の作業帳票では、通常コンテナ貨物も在来貨物も扱えるようになっている。ただコンテナの場合には、コンテナNo.であるとか、シールNo.であるとか若干の、コンテナに特有のデータを記入するだけで事足りるからである。

さらに、船社側からターミナル・オペレーターに渡される帳票は、CLP (Container Load Plan), M/F (Manifest) であるが、これらの帳票ないしデータは、海貨通関業務のルーチン・ワークに入って来ない。コンテナ船からコンテナがCY (Container Yard) に揚げられて後C/L (Container List) が作成されるが、これはCLP, M/Fと共に、直接税関に提出されて、海貨通関業者の手もとには来ない。以上の荷主側からの帳票の流れ、船社側からの帳票の流れは、CY渡し、CFS渡しの区別にかかわらず、全く同じである。したがってLanding Packageにおけるシステムは、海貨通関業務に関する限り、全く同じであると考えてよいので、ここでは詳述しない。ただ船社側の基本帳票であるContainer Load Planについては、参考までにそのデータ・エレメンツを列記するが、前に述べたように、海貨通関業のルーチ

ン・ワークに入らないので、一連番号を附することは省略する。

C L P のデータ・エレメンツ

Container Load Plan とは、コンテナの積荷明細で、前年度報告書に述べてあるように、邦船 6 社は C L P という名称に統一しているが、外船の場合には Container Detail Report その他異った名称のものがある。記載データは、大同小異で、それぞれの船社の社内用と考えられるデータに若干のちがいがあるが、基本的データは、ほぼ同じである。これらのデータは、国際的に統一の気運にあるので、こゝでは前年度の輸出に関するレポートと同様に、邦船 6 社のものを示すに止める。

Ocean Vessel

Voy, No.

Port of Loading

Port of Discharge

Place of Receipt(Pick-up Place)

CY, CFS (受)

Place of Delivery(渡し地名)

CY, CFS (渡)

Door(渡し地名)

Shipper

Dry, Reef, Dang., Bulk, Liquid(種類)

No. of Packings

Kind of Packages

M/T (cft)

W/T (Lbs)

コンテナの種類

コンテナのサイズ

貨物詰込場所

Remarks

Consignee

Notify Party

D/R No.

Container No.

Seal No.

Marks & Nos.

Reefer Temperature

Dangerous Class

B/L No.

New Seal

Reason for Breaking Seal

Total No. of Packages

Total Weight & Measure

Tare Weight (コンテナ自重)

Gross Weight(Lbs)

Drayman(運転手サイン)

CY(サイン)

Packed by (Shipper/CFS)(サイン)

その他の帳票については、前年度報告書に詳述してあるので参照されたい。

3. カスタムズ・パッケージ

3.1 輸入通関

関税法にいう輸入とは、外国から「本邦」に到着した貨物、また輸出の許可を受けた貨物を「本邦」に引取ることをいう。本邦とは領海または領海の上空をさすもので、外国船舶が公海で採捕した水産物を本邦にもたらす場合を含み、引取るとは、税関における法的拘束から解放されて、国内で自由流通の状態に入ることをさして言う。

輸入は輸出の場合と異って、多くの法的拘束がある。この中で基本的なものは、「外国為替及び外国貿易管理法」であって、輸入貿易管理令、標準決済方法に関する省令等によって詳細に規定されている。輸入通関にさいしては、先ずこれらの法令による許可、承認がなされていることを必要とする。税関に輸入申告書を提出するさいに、これらの書類が添付されなければならない。税関では、輸入申告書を受理すると、外国為替法令上の審査確認を行う。これは通常「為替確認」といわれるもので、有為替輸入承認証、無為替輸入承認証、輸入自由品に該当の事実等の審査、貨物との対照確認を行う。委託販売（加工）貿易についてはその契約書を提出（又は呈示）しなければならない。これらには Commercial Invoice がアタッチされる。この外、他法令関係の許可書が、該当品目については必要となる。また税関が特に必要とするときには、外貨資金割当証明書、輸入契約書、その他税関が必要とする書類を呈示することが要求される。

次に輸入申告であるが、申告者は当然輸入者である。但し海貨通関業者が輸入者を代理することができる。このときには、輸入者が特定の海貨通関業者に業務を委任したことを証明する委任状、あるいは依頼書を持っていなければならない。この委任状ないし依頼書は、その都度発行される場合もあるし、特定

の荷主と海貨通関業者が連続的に業務を委任または引受ける場合には、一度発行された委任状あるいは依頼書がそのまま有効となる。

輸入申告書の中には納税価額を申告する欄が設けられている。現在は申告納税制度が行われており通常この方法によって通関が行われ、関税を納付することになっている。この方法は次のとおりである。

1.) 申告価格 (C I F)

関税定率法第4条による課税価格 (C I F) を円貨に換算して記入する。

円貨換算の方法は、外国為替相場による場合、I M F 平価による場合、その他がそれぞれ定められている。

2.) 税表番号・税率

関税率表に定められている税表番号を記入し、その下に適用される税率を記入する。この税率にしたがって基本税率、協定税率、暫定税率の何れに該当するかを○印でかこむ。

3.) 関税額

従価税の場合には申告価格に税率を掛けた数字、従量税の場合には正味数量に税率を掛けた数字を記入する。

4.) 減免税条項の適用

輸入貨物が減免税適用条項に該当するときは、その適用条項を記入する。

関税額の計算方法等については、従価税の場合、従量税の場合、それぞれ詳細な規定があるが、こゝでは省略する。なおコンテナについては、わが国ではこれを輸送用具でなく商品として扱っているので、外国製コンテナで貨物が輸入される場合には、コンテナ自体について申告しなければならない。

上記のような、申告納税制度を補うものとして評価申告制度がある。近年貿易取引形態が複雑化し商品が多様化した結果、商品価格の構成要素が非常に複雑になった。それで通関事務を迅速化するため、あらかじめ輸入者が商品価格がどのような要素から成り立っているか、どんな契約で取引されるか等を税関に申告する制度が設けられている。申告の内容は、その主なものを拾ってみる

と次のとおりである。

評価申告の内容

- 1.) 貨物取引当事者間に特殊な関係があるかどうか。たとえば本支店関係あるいは同系列資本の関係等。
- 2.) 価格が値引されているかどうか、あるいは特殊関係による特別の価格であるかどうか。
- 3.) 輸入取引の対価として、仕入書価格の外に別決済があるかどうか。
- 4.) 輸入申告価格と仕入書価格との関係がどうなっているか

評価申告は、従価税品目について輸入申告書の提出と同時に、附属書 1 および附属書 2.として提出することになっている。

関税の賦課徴収

以上の申告納税方式は、輸入者（海貨通関業者）の自主納付をたてまえとしているが、申告納税方式によらない場合には、税関が納税の告知を行い、これによって納税することになっている。また郵便物の関税など、納税告知なしに関税が徴収されるケースがある。

輸入検査

輸入貨物は、輸入申告書等の審査を受けた後、検査を受けなければならないことになっている。但しコンテナー貨物等、取扱いに迅速を要するもの、ないし内容が間違いなく書類と一致していると思われるものについては、書類審査だけで輸入が許可されるケースがある。輸入検査の目的は、輸出検査と若干異っており、書類記載事項と貨物が一致しているかどうか、貨物の性質、数量を検査、ないし鑑定して税率を決定しあるいは減免税の手续をとることについての諸条件を確認することにある。原則として全品検査であるが、貨物の形状や内容が同一である場合、ないしはバラ物のような場合には、一部検査が行われる。

3.2 輸入通関業務のプロセス

3.2.1 在来貨物

⑩ 事前教示願書

輸出の通関業務は、輸出貨物が保税地域に搬入されたときから始まるが、輸入の場合はもっと早い時点、すなわち相手国シッパーとこちら側のインポーターとの間に契約が成立した直後から、税関に対する事前教示願書の提出からはじまる。この内容は関税率表番号、関税率、統計品目番号、内国消費税、輸入制度等に関して税関に照会するもので、複雑な関税を事前に確認し、且つ法令改正、通達その他の決定によって変更された手続等を確認するためのものである。

3 0 1	年月日
3 0 2	税関長（あて名）

002, 055 照会者

3 0 3	* 関税率表番号
3 0 4	* 関税率（基，協，特，暫）
3 0 5	* 統計品目番号
3 0 6	* 輸入制度
3 0 7	* 内国消費税（種別，番号）
3 0 8	* 税 率
0 0 4	品 名
3 0 9	銘 柄
3 1 0	製造者
3 1 1	国
3 1 2	商品説明
0 2 9	単価（F O B，C & F，C I F）
0 0 2	輸入者
3 1 3	輸入予定税関官署名
3 1 4	* 税関記入欄

3 1 5	*回答番号
3 1 6	*回答年月日
3 1 8	*税関署名

(註) *印は税関記入

⑰ 他法令関係の輸入承認、許可等

第1章Ⅰの(3)に示したような、多数の他法令関係の承認、あるいは許可の事務手続がある。これらのものは、甚だ多岐にわたり、多くの官公署に関係し、且つその内容が種々雑多であるので、メインシステムから外して、これをサブシステムとして扱うのが妥当であると考えられるので、海貨通関業務の中に組入れられてはいるが、その内容を詳述することは、ここでは省略する。

⑱ 輸入貨物の評価(個別・包括)申告書 Ⅰ

評価申告書は、本来受荷主(輸入者)が作成する。但し個別の場合には海貨通関業者がこれを作成することもあるので、ここに示すこととする。

3 1 9	新規申告
3 2 0	変更申告
3 0 2	あて名
3 2 1	評価申告年月日
3 2 2	変更申告年月日
3 2 3	*包括申告受理番号

004, 309 品名・銘柄

0 0 2	輸入者住所氏名印
0 5 5	代理人住所氏名印
3 2 4	輸入申告番号
3 1 3	包括申告の関係税関名
3 2 5	業務上特殊関係(無)
3 2 6	業務上特殊関係(有)

- | | |
|-------|---------------------|
| (327) | 本支店関係(交計許可有・無) |
| (328) | 同一資本系統の関係(本支店関係を除く) |
| (329) | 代理店又は特約店の関係 |
| (330) | 技術援助関係 |
| (331) | 業務提携その他 |

- | | | |
|-------|-----|----------------|
| 0 0 2 | 輸入者 | } この相互関係を図示する。 |
| 0 5 5 | 代理者 | |
| 0 0 1 | 輸出者 | |

- | | |
|-------|--|
| 3 3 2 | 輸出代理者 |
| 3 3 3 | 値引価格でなく、特殊関係もない |
| 3 3 4 | 値引された価格、その内容 |
| 3 3 5 | 貨物取引当事者間に販売促進の取決めや別決済、債権、債務がない。 |
| 3 3 6 | 上記の事実がある |
| (337) | 販売促進義務者 |
| (338) | 別決済又は債権、債務の関係者 |
| (339) | 別決済又は債権、債務の内容 |
| (340) | 別決済若しくは債権、債務又は販売促進の額または率
(輸入貨物について) |
| 3 4 1 | 輸入申告の価格について仕入書等の価格の外課税対象となるものがない |
| 3 4 2 | 輸入申告価格に算入する課税対象となる金額 |
| 3 4 3 | *税関記入欄 |
| 3 4 4 | *担当者印 |

⑱ 輸入貨物の評価(個別・包括)申告書Ⅱ

評価申告書のⅡは、輸入貨物が損傷貨物、長期蔵置貨物、加工貨物、無償貨物である場合、それぞれ課税価格の計算の基礎を申告するものである。

3 1 9 新規申告
 3 2 0 変更申告
 3 0 2 あて名
 3 2 1 評価申告年月日
 3 2 2 変更申告年月日
 3 2 3 * 包括申告受理番号
 0 0 4, 3 0 9 品名・銘柄
 0 0 2 輸入者住所氏名印
 0 5 5 代理人住所氏名印
 0 0 1 輸出者
 3 3 2 輸出代理者
 3 1 3 包括申告の関係税関名

3 4 5	損傷貨物
(346)	課税価格計算の基礎
3 4 7	長期蔵置貨物
(348)	課税価格計算の基礎
3 4 9	加工貨物
(350)	課税価格計算の基礎
3 5 1	無償貨物
(352)	課税価格計算の基礎

3 4 3 税関記入欄

3 4 4 担当者印

以上に示したものは「包括」申告といわれ、これに対する「個別」の評価申告があつて、これは輸入申告のときに行われる。包括申告の時期は、船積書類の受領、他法令関係の輸入承認、許可等の取得の時点で行われるが、輸入申告（個別申告）は、B/L裏書、D/Oとの交換、D/Oの取得後に行われる。

評価申告（包括）から輸入申告に至る間に、必要により税関に提出しなければならない多くの書類がある。これらのものは次のようなものである。

船名数量等変更申請書

臨時開庁承認申請書

関税修正申告書

本船扱，舢舨中扱，搬入前申告扱，承認申請書

関税更正請求書（内国消費税更正請求書兼用）

指定地外貨物検査許可申請書，他所蔵置貨物許可申請書

輸出貨物の製造用原料品に係る関税の払いもどし申請書（別表第2品目用）の総括表

違約品についての関税払いもどし申請書

違約品廃棄承認申請書

輸出貨物の製造用原料品に係る関税払いもどし申請書（品表第1品目用）

違約品保税地域搬入届

輸入許可前貨物引取承認申請書

その他税関が必要とする書類

② 輸入（納税）申告書（内国消費税課税標準数量等申告書兼用）

輸入申告書は、申告納税制度の実施により、納税申告書を兼ねている。税関様式C5020号によるもので、輸入（納税）申告書、輸入（納税）申告書（つづき）のセットから成り、軍関係貨物については輸入（譲受）申告書を提出する。輸入（納税）申告書を提出するに当っては、第2章に述べた仕入書類の外、輸入貿易管理令第4条第1項による輸入承認証（通産省所管）、前記の評価申告書Ⅰ、Ⅱ、さらに後に述べる関税納付書・領収書のセット9枚、その他税関が必要とする書類を添付して提出する。輸入（納税）申告書のデータは次のとおりである。

353	IC（直輸入）
354	IS（倉入れ）

3 5 5	I M (移入)
3 5 6	B P (許可前引取)
3 5 7	R E - I M P (再輸入)
3 5 8	I S W (倉出輸入)
3 5 9	I M W (移出輸入)
3 6 0	I B P (輸入許可前引取貨物の輸入)
3 6 1	あて先 (税関の現場所長)
3 6 2	申告年月日

1 1 1 蔵置場所
0 1 1 船 (取) 卸港
0 1 0 積出地
3 1 1 原産地 (国)
0 4 9 船荷証券番号

3 6 3	倉入又は移入先 (承認申請の場合のみ)
3 6 4	申告番号
3 6 5	船 (取) 卸港符号 (コード)
3 6 6	船 (機) 籍符号 (コード)
3 6 7	貿易形態別符号 (コード)
3 6 8	原産国 (地) 符号 (コード)
3 6 9	輸入者符号 (コード)
3 7 0	調査用符号 (コード)

以上は申告書上段の記載事項である。次に中段は関税に関する記載欄である。

3 7 1 - 0 0 4	品名 (輸入統計品目表による)
---------------	-------------------

3 0 5 統計品目番号 (6 桁のコード)

3 7 2	単位 (輸入品目統計表に定める価格および数量の単位)
3 7 3	正味数量 (上記単位による数量)

3 7 4 (341)申告価格

3 0 3 (342)

3 0 3 税表番号

3 0 4 税 率

3 7 5 関税額

3 7 6 減免税条項適用区分(定率, 暫定)

3 7 7 税額合計

以上関税に関するものであるが, 次に内国消費税に関する記入欄が設けられている。

3 7 8 1 / 酒

3 7 9 2 / 砂

3 8 0 3 / 物

3 8 1 4 / 揮

3 8 2 5 / ト

3 8 3 6 / 石

3 8 4 単位(従 価, 従量によって異なる)

3 8 5 正味数量

3 8 6 内国消費税課税標準額

3 8 7 種別等・税率(種別, 類別, 号別, 級別・税率)

3 8 8 内国消費税額

3 8 9 減免税条項適用区分

(390)7 / 輸

(391)8 / 租

3 9 2 税額合計

申告書下段の記載事項は次のとおりである。

3 9 3 個数・記号・番号(品名欄に対応する個数記号, 番号,
および総個数)

394	添付書類（許可，承認，申請等） 輸入承認又は契約許可番号
(395)	仕入書
(396)	仕入書に代る他の書類
(397)	原産地証明書
(398)	本船扱，斛中扱，搬入前申告扱
(399)	輸入貿易管理令別表1，2，第 号
(400)	許可・承認等（食品，植物，家畜，薬事，その他）
401	* 税関記入欄（税関の各種承認等，申告書（輸入許可書）面に記載を必要とする事項
402	* 許可・承認印
403	* 許可・承認年月日
404	* 受理（印）
405	* 審査（印）
406	* 収納（印）
407	通関士記名押印

輸入（譲受）申告書は，譲渡人の住所，氏名，印，譲受人の住所，氏名，印を記入するのみで，他の部分は同一様式により輸入（納税）申告書と全く同じである。

408	譲渡人（住所，氏名，印）
409	譲受人（住所，氏名，印）

⑪ 国税収納金，整理資金納付書・領収証書

関税納付に用いる書類であって，納付書は納税者交付用，日銀統轄店送付用，税関送付用，税関用の4枚，領収証書は納税者交付用，日銀統轄店送付用，税関送付用，領収済通知書，税関用の5枚が，同一様式によるワンライティングとなっている。

002 納税者（受荷主）

055 代理人

410 受入科目(関税)

411 納付の目的

(412) 当初申告

(413) 修正申告

(414) 納付通知

(415) 更正通知

(416) 決定通知

364 申告番号

417 昭和 年度

418 本 税

419 延滞税

420 利子税

421 合計額

422 取扱庁名

423 領収年月日

424 税関印(領収日付)

425 領収者

但し2枚の税関用帳票には延滞税の計算基準、収納済額、還付加算金充当
済額、収納未済額が記入される。

検査指定票

輸入申告書および添付書類を税関に提出した後、税関はこれを受理、審
査の後で必要と認めた場合検査を行う。このさい検査指定票が作成される
が、これは申告者用、運搬用、派出職員控と同一様式の3枚セットになっ
ている。

426 検査指定票 No.

004 (309) 品名、銘柄

008 船 名
 056 入港年月日
 049 B/L No.
 002 輸入者
 364 申告番号

427 見本検査
 428 検査場検査
 429 採取する見本の種類
 430 同数量
 431 指定貨物のケースNo.又は袋数

027 記号, 番号

432 発送確認(日, 時, 庫主又は派出職員印)
 433 到着確認(日, 時, 検査場管理職員または検査職員印)
 434 発送確認(日, 時, 検査場管理職員または検査職員印)
 435 到着確認(日, 時, 庫主又は派出職員印)
 436 見本採取, 採取者氏名 印
 437 派出職員見本採取
 438 要派出職員立合

㊦ 見本採取票

採取した見本を, どのように処理したかを記録する帳票で, 合格すればそのまゝ申告者に返却し, 必要により, 保存または分析を行う。この帳票も原本, 通知用, 派出職員控と同様式の3枚セットになっている。

439 整理番号
 440 年月日

055 あて名

441 所属官署, 氏名, 印

004(309) 品名・銘柄

4 3 0	数 量
0 0 8	船 名 (機名)
0 5 6	入港年月日
0 4 9	B / L No.
3 6 4	申告番号
1 1 1	蔵置場所

4 4 2	採取年月日
4 4 3	採取職員所属氏名 印
4 4 4	分 析
4 4 5	保 存
4 4 6	返 却
4 4 7	申告者受取印
4 4 8	受取年月日
4 4 9	備 考

3. 2. 2 コンテナー

コンテナー貨物の通関は、在来貨物の通関と全く同様に行われる。異なる点とすれば、多くの場合、検査が省略されて書類通関となることである。但しコンテナー自体が若し外国貨物である場合には、コンテナーに関する通関条約（昭和46年条約第6号 コンテナー条約）適用に関する輸入申告を行わなければならない。また国際道路運送手帳による担保のもとで行う貨物の国際運送に関する通関条約（昭和46年条約第7号 T I R条約）についての手続きも必要となる。もちろん、これらに関する特例をも含んでいるが、ここでは特例については省略する。

コンテナーの輸入申告は、コンテナー条約第2条（免税一時輸入）の適用を受ける場合はコンテナー・リストを提出する場合と輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書（C-5220）を提出する2つのケースがある。前者は、国際的にコンテナーの流通を容易にし、コンテナー本来の特色である一貫輸送の業務

を容易にするためにとられた方策で、国際条約により、各国内部におけるコンテナの流通を無税にするためのものである。したがって保税運送の承認を税関からとりつけなければならない。

1.) コンテナの輸入申告

a) コンテナ・リストによる場合

外国から本邦に到着したコンテナで、コンテナ条約第2条（免税一時輸入）に規定する免除の要件を満たすものについては、その輸入申告のさい関税を免除する。船社が外国から外国製のコンテナを輸入する場合にも、そのコンテナが反復して国際輸送に使用される場合には、この条項が適用される。

在来船からコンテナを陸揚げする場合には、これを関税法上の「本船扱い」とする。この場合には、コンテナ・リストに、標題の下に「本船扱い承認申請書兼用」と併記しなければならない。

輸入するコンテナであって、船社が実質的にこれを管理する場合には、船社が一括して輸入申告を行う。但しコンテナ・ヤード（又はこれに類する保税地域）において、船社に代ってコンテナの操作を行う者（ターミナル・オペレータ）が船社に代って申告することができる。この場合、当該オペレータは、通関業の許可を受けていなければならない。

コンテナ・リストは、当該ヤードの派出職員に提出し、口頭で申告を行う。派出職員がコンテナ・リストを受理したときには、前記の口頭申告があったものと認める。派出職員は、提出されたコンテナ・リストの一部に受理印を押し、コンテナ条約により関税免除の旨、および受理官署別の一連番号を押捺して申告者に交付する。

b) 輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書（C-5220）による場合

輸入コンテナが、非居住者のシップヤーズ・コンテナ等である場合には書面による申告が必要であって、この場合には「輸出入貨物の容器

輸出入（納税）申告書」を税関に提出して、無税扱いとなる。但し、当該コンテナは3ヶ月以内に再輸出されなければならない。やむを得ない理由によって、再輸出期限を延長する必要がある場合には、「免税コンテナ等の再輸出期間延長承認申請書」（A-1030）を提出して、更に3ヶ月間、期間を延長することができる。書類による申請の場合には、何れも2通を作成し、1通は税関がファイルし、1通は押印して申告者に返し、承認書とする。

以上の外、免税コンテナの用途外使用、免税部分品の使用確認、免税コンテナの亡失又は滅却、変質、損傷その他の各種の場合の手続きがあるが、こゝでは省略する。またコンテナは船社の管理に属するもので、原則として船社が申告するのであるが、通関業の範囲に含まれるので、帳票のデータ・エレメントに一連番号を付して処理することにした。

②④ 積卸コンテナ一覧表（コンテナ・リスト）

4 5 0	提出番号
4 5 1	年月日
3 0 2	あて名（税関長）
4 5 2	提出者（ターミナル・オペレーター）住所、氏名印
0 0 8	本船名（機）
4 5 3	本船（機）登録記号
4 5 4	コンテナの種類
4 5 5	記号及び番号
4 5 6	国産コンテナ等の表示の有無

②⑤ 輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書

この帳票は、輸出、輸入の双方に使用されるので、それぞれ、輸出および輸入の記入欄が設けられている。また標題の下に「再輸出免税申請書兼用」と記されており、再輸出の場合は、この書類によってそのまま免税措置がとられる。

4 5 7	申告番号（許可番号）
4 5 8	申告年月日
3 0 2	あて名（税関長）
4 5 2, 0 5 5	申告者氏名
4 0 7	通関士記名
4 5 5	記号番号
4 5 9	数 量
4 6 0	価 格
4 6 1	免税額
0 0 8	船（機）名
4 5 3	登録記号
2 8 1	国 籍
4 6 2	輸出入の予定時期
4 6 3	予定積出地，輸入地
4 6 4	使用の場所
4 6 5	備 考
4 6 6	輸入（出）許可年月日

4 . デリバリー・パッケージ

4.1 輸入貨物の在庫管理

輸入貨物の在庫管理の目的は、大別して二つある。一つは、本船毎に輸入貨物はまとまって来るが、これを受荷主（輸入者）毎に（Commercial Invoice 毎に）仕分けをして、受荷主の指示を持って配送できるように作業を進めることである。輸出の場合は、荷主毎に集まって来た貨物を、本船毎（Bill of Lading 毎に）まとめて、レデイ・カーゴとすることであったが、輸入の場合には、これが逆になる。輸出の場合のデータバンクの役割は、実にこの間の貨物管理（Cargo Inventory.）と船積書類の作成（Documentation）に対するデータの整理にあるが、輸入の場合にこのようなドキュメンテーションは存在しない。そのかわりに、貨物管理と配送（Delivery）業務に関するデータの整理が主体となるのであろう。さらに自己の貨物に対する受荷主からの問い合わせのシステム（Inquiry System）がこれに連結されなければならない。こうしたことから考えて、在庫管理のための基本的データは、インボイス毎の品名、個数、マーク、輸出者および輸入者名、特定の輸入者の貨物の所在地、貨物のステータス、作業の進行状況、通関の情報、トラックなどの手配、発送条件や発送の日時などの予定等々が管理されていなければならない。

輸入貨物の在庫管理の目的の第2のものは、各店社の請求業務に最終的に結びつくところの作業や情報の管理にある。前年度の報告書にも述べたとおり、在庫管理の一般的目的は、次のように規定することができるであろう。

- 1.) 入庫、出庫、在庫（残高）の確認
- 2.) ワン・シップメント（Commercial Invoice）毎の貨物の確認（数量と内容）
- 3.) 貨物が蔵置されている場所の確認（特にこれは貨物の種類が多い場合に

必要なことで、何号倉庫のどこにあるかを明確にしておく必要がある。) ステータスの確認。

- 4.) 出庫指図における作業場所の確認。
- 5.) トラック等輸送手段の手配の確認。荷役手配の確認。
- 6.) 請求書の作成。

請求書の作成は、各店社における在庫管理の最終目的であるが、これには次の事項を必要とする。

- a) 貨物のステータス・チェック
- b) 作業工程別の原価のチェック
- c) 下払いのチェック
- d) 仕切単価の正当性のチェック(原価の把握)

ところで、輸出の場合には、荷主を代理する海貨通関業者の在庫管理だけで、ほぼその目的を達することができた。また海事検定機関の入庫報告書、出庫報告書が海貨通関業者の在庫管理のデータとなり、かつこの間の業務がコンピューター化されていることは、前年の報告書に述べたとおりであるが、輸入の場合には海事検定機関の情報システムは、一切関係しない。これは輸入貨物、特に個品貨物についての全般的な検量制度が存在しないからである。つぎに、輸入の場合には、海貨通関業者だけでなくランディング・エージェント(総揚倉庫)、コンテナ・ターミナルのターミナル・オペレータ(フレート・ステーション)で、それぞれの在庫管理が行われるが、これらのものの業務の違いから、統一的な在庫管理のシステムを考えることは、輸出の場合より更に複雑となる。輸出の場合においても、海貨通関業者の倉庫の性質、貨物の性質、経営組織のちがい等によって、多くの問題点があるが、この違いは、輸入の場合には、更に大きくなるであろう。

また輸入貨物については、受荷主が入庫以後の在庫管理の業務を、請求書の作成業務まで含めて、荷主のコンピュータで処理するケースも存在する。これは、輸出における自動車や家電のメーカーが、港頭における在庫管理を、メー

カー自身のコンピュータで処理しているのと全く同じ性質のもので、荷主が港湾業務まで進出している例である。

また輸入貨物においては、貨物が在庫のまま売買されて荷主が変わる場合がある。このさいには、寄託申込書の再発行その他が必要となって、輸出の場合よりもさらに複雑となり、入庫、出庫も一段と厳密にチェックされる。

4.1.1 在来貨物のフロー

在庫管理のソースデータとなるものは、第2章に述べた6枚セットの作業依頼書である。これは一つの例を示したものであるが、これが貨物の到着後、入庫伝票、入庫通知書、寄託申込書のセットに接続する。これは第2章⑬に詳述されているのでここでは省略する。店社によっては、保管台帳に記入する場合もある。貨物の在庫管理は、入庫、出庫、残高（在庫）の詳細を確認することからはじまるが、こゝに例示するケースは、入出庫、残高の情報、保管料、荷役料等の請求業務がシステム化されており、入庫伝票と出庫伝票とが、統一フォームになって、ただ出庫伝票には、出庫月日、出庫高、残高が記入される欄がある。各店社によって、在庫管理の方法や帳票の様式はまちまちであるが、在庫管理の原則は変わらないので、以下に示す一つの例をもって、これを代表せしめる。

⑬ 出庫伝票

251 伝 票 No.

252 入 庫 No.

253 倉 号

002, 055 寄託者

501, 369 寄託者コード

254 部 課

255 営 台 No.

256 貸 区

257 運搬便（具）

502, 品目コード

0 0 4 品 名
 0 2 7 マ ー ク
 0 2 8 荷 姿
 2 5 8 区 分
 2 5 9 単位 (M . T .)
 2 6 0 量 (K)
 2 6 1 テ マ ー
 2 6 2 単 価

503, 002 請求先

5 0 4 D / O No.

2 6 9 荷役料

(270) 区 分

(271) Less %

(272) 種 別

(273) 単 価

5 0 5 出庫年月日

5 0 6 出庫高

(507) 個 数

(508) 数 量 (M , T .)

(509) 数 量 (K .)

(510) 附保価格

5 1 1 残 高

(512) 個 数

(513) 数 量 (M . T .)

(514) 数 量 (K .)

(515) 附保価格

5 1 6 摘 要

以上の内容の出庫伝票は、控、正、出庫通知書正、副、写の5枚セットになっている。在庫中に、荷主により一部売渡し、その他の理由で数量に訂正があったときは、現場から数量訂正伝票が本社の営業部にあがって来る。

2枚セットで、うち1枚はマシンへのインプット用となる。

②7 数量訂正伝票（在庫）

2 5 3 倉 庫（倉号）

5 1 7 年月日

2 5 1 伝 票 No.

2 5 2 入 庫 No.

2 5 8 倉 所

503, 002 寄託者

5 0 2 品目コード

2 7 7 訂正前個数

(277) 数 量 (M. T.)

(277) 数 量 (K.)

(278) 附保価格

5 1 8 訂正後個数

(519) 数 量 (M. T.)

(520) 数 量 (K.)

(521) 附保価格

5 2 2 差 額

(523) + 個 数

(524) - 個 数

(525) + M. T.

(526) - M. T.

(527) + K.

(528) - K.

	(529) + 附保価格
	(530) - 附保価格
5 3 1	責任者 印
5 3 2	担当者 印
5 3 3	昭和 年 月 日より適用

②8 変更伝票

変更伝票とは、名義変更伝票であって、連絡用、控の2枚セットからなり、1枚はインプット用である。名義変更とは、在庫中に貨物が売買されたことを意味する。輸入貨物の売買には、凡そ次のような時系列的段階がある。

- 1.) 本船渡し
- 2.) 入庫渡し
- 3.) 置場（在庫）渡し
- 4.) 出庫渡し
- 5.) 工場持込渡し

これらの売渡時点は、それぞれ取引の内容によって異なるもので、輸入貨物の売渡しの場合には、その時点で貨主の名義が変更される。もし通関前に名義変更が行われた場合には、税関に申請してその承認を得なければならない。この輸入貨物の売渡しこそ、商社業務の独壇場であって、商社の情報システムが、輸入貨物の在庫管理にまで延びてくるゆえんもまたそこにある。

通常最も多い売渡し方法は4.)の出庫渡しであるが、ここに示す例は、在庫中に名義変更が行われ、在庫管理データを修正するケースである。倉荷証券を発行している場合には、その裏書きによって譲渡が行われる。

2 5 3	倉庫（庫号）
5 3 4	年月日
5 3 5	旧 7 0
2 5 1	伝票 No.

2 5 2 入庫 No.

2 5 8 倉 所

503, 002 寄託者名

501, 369 寄託者コード

5 3 6 変更数量

(537) 個 数

(538) 数 量 (M. T.)

(539) 数 量 (K.)

(540) 附保価格

5 4 1 変更事由

(542) 名 儀

(543) 庫 番

(544) 品 目

(504) D / O No.

5 4 5 出庫料請求先

5 4 6 同上コード

5 4 7 残数量

(548) 個 数

(549) 数 量 (M. T.)

(550) 数 量 (K.)

(551) 附保価格

5 5 2 保管起算日

5 5 3 新 6 0

2 5 1 伝 票 No.

2 5 2 入 庫 No.

2 5 8 倉 所

5 5 4 寄託者名

5 5 5	同上コード
5 5 6	変更後の品目
	(557) 同上コード
5 5 8	保管料
	(559) 従 価
	(560) 従 量
	(561) up %
	(562) Less %
5 6 3	荷役料
	(564) 区 分
	(565) Less
	(566) 種 別
	(567) 単 価
5 6 8	摘 要
5 6 9	責任者(印)
5 7 0	担当者(印)

以上のように536の変更数量、547の残数量、556の変更後の品目、558保管料と、入庫時との変化の内容を詳細に記録する。

②9 雑荷役報告書

在庫中に、一部売渡しその他の事情で、倉替え、はい替等を行った場合には、雑荷役報告書によって、その明細を記録する。

2 5 3	倉 庫
5 7 1	年月日
2 5 1	伝票 No.
2 5 2	入庫 No.
2 5 8	倉 所
5 4 5	請求先

5 4 6 同上コード

554, 503 寄託者名

2 7 0 荷役種別 (荷役料区分)

5 7 2 個 数

(573) 数 量 (M . T .)

(574) 数 量 (K .)

5 7 5 請 負

(576) 種 別

(577) 単 価

(578) Less %

5 7 9 作業人員

(580) 常 傭 (男) 人

(581) 常 傭 (女) 人

5 7 5 請 負

(576) 種 別

(577) 単 価

(578) Less %

5 8 2 摘 要

5 8 3 責任者

5 8 4 担当者

③⑩ 倉荷証券

倉荷証券の発行は本来倉庫業務であるが、この証券の裏書によって在庫貨物の売買が行われるので、ここに併記することにした。

002, (055) 寄託主

585, (004) 種 類

5 8 6 品 質

2 7 7 個 数

0 2 7 記 号
 0 2 8 荷 造 (荷 姿)
 2 5 3 保管場所 (倉 号)
 2 7 7 数 量
 2 7 6 入庫日

5 8 7 保管期限

2 6 3 保管料

5 8 8 火災保険

(589) 金 額

(590) 単 価

(591) 期 間

(592) 保険者

5 9 3 年月日

5 9 4 倉庫会社名

以上が表面であるが、裏面裏書欄は次のようになっている。

5 9 5 日 附

503, (002) 譲渡人氏名 (寄託者, 受荷主)

596 (554) 譲受人氏名 (新寄託者)

5 9 7 受取高

5 9 8 日 附

5 9 9 受取人氏名

6 0 0 残 高

6 0 1 倉庫会社印

4.2 配送業務

4.2.1 在来貨物

輸入貨物の配送業務は、さきに述べたように、受荷主 (輸入者) の売渡し業

務と結びついている。販売業務について社内の情報システムを完備している大手の商社では、ある特定の大宗貨物については、輸入貨物の在庫管理から売渡し、これに関する経理事務まで、完全に商社のシステムの一部をなしている。

そうでないものは、商社の荷渡指図書によって、保管倉庫からの搬出、配送が行われる。荷渡指図書が発行されない場合には、電話等により簡単に処理される場合もあるが、何れにしても、受荷主（輸入者）の指示が、配送業務に先行する。

配送業務とは、輸入した貨物を倉庫から搬出し、最終消費者に引渡すまでのプロセスを指す。貨物は通関を終って内貨になっているが、輸入許可書（税関）のコピーによって搬入台帳を消し込む作業があるので、自主記帳、または搬出届を出さなければならない。

③ 荷渡指図書（商社）

6 0 2	帳票番号
-------	------

503, 002 商社名

6 0 3	年月日
0 0 4	品 名

585, 004 ●品 種

0 2 8 ●包 装（荷姿）

6 0 5	●仕様，規格，寸法
-------	-----------

5 0 7 ●員 数（個数）

508, 509 ●数 量

0 0 8 積来本船

2 5 3 保管場所（倉号）

6 0 6	備 考
6 0 7	指図書有効期間
6 0 8	●受渡条件
6 0 9	受領証

6 1 0 受領者 (印)

6 1 1 年月日

以上のように指図書下欄に受領者名、年月日を記入して受領証となる仕組になっており、指図書、正、副、写のように、2枚ないし3枚のセットになっている。上記のものは、一つの例であるが、●印を附したものは、商取引に用いられる用語または概念であって、運送上用いられる用語または概念と若干異っている。このへんの調整が必要であると考えられる。

③② 荷渡指図書 (倉庫)

商社から荷渡指図書が到着すると、倉庫会社は現場の倉庫 (倉庫会社は通常複数の倉庫を持っている) に対して荷渡指図書を発行する。または電話等で指示し、あるいは本社から係員が現場に出張して指示することもある。

5 9 4 倉庫会社名

6 1 1 年月日

612, (253) 現場責任者 (あて名)

荷渡先

503, 002 荷 主

6 1 3 貨物の種類 (輸入品, 輸出品, 国内品)

0 0 4 品 名

5 0 7 ⁽⁵⁰⁸⁾
(509) 数 量

0 2 7 マーク

③③ 貨物送状

貨物送状は、通常荷主 (輸入者) から最終消費者 (又はメーカー) に向けて発行するが、この送状に附して倉庫が発行する送状がある。

594 倉庫会社名

6 1 4 年月日

612 (253) 現場責任者 (あて名)

6 1 3 貨物種別

0 0 8 本船名

0 0 4 品 名

5 0 7⁽⁵⁰⁸⁾
(509) 数 量

6 1 5 納入方法

0 2 7 マーク

6 1 6 記 事

③4自主記帳（搬出届）

6 1 7 届出年月日

055 (594) 海貨通関業者名

2 5 3 搬出場所

5 0 5 搬出年月日

3 0 1 搬入に関する許可又は承認の種類、番号、年月日

0 0 8 船舶名

0 2 7 記号及び番号

5 0 7 個 数

0 0 4 品 名

0 2 8 包装の種類（荷姿）

5 0 8 容積トン

5 0 9 重量トン

0 1 0 積出地

0 1 1 仕向地

002 (503) 荷主名

2 5 7 運搬具

513, 514 残数量

4.2.2 コンテナ

輸入コンテナのデリバリーは、通常CYおよびCFSにおいて行われる

(フローチャート参照)。デバンニング後の貨物処理は在来貨物と全く同じであり、前記の倉庫への搬入、搬出の帳票は、コンテナ貨物にも適用できるようになっているので、デバンニング後のプロセスは、ここでは省略する。

C F S 渡しの場合には、原則としてC F Sにおいてデバンニングを行い、貨物は個品として海貨通関業者に渡されるので、ここで特別に記述する必要はない。但しC F S 渡しでも、海貨倉庫通関の場合には税関の保税運送承認書が必要である。C Y 渡しの場合には、C Y 通関の場合にも、海貨倉庫通関の場合にも、コンテナ自体の事務処理のためにターミナル・オペレータが出すE/R (Equipment Receipt) が必要であり、かつ海貨倉庫通関の場合には、保税運送承認書を必要とする。

③⑤ Equipment Receipt (機器受渡証)

Equipment Receipt またはEquipment Interchange Receipt と呼ばれるもので通常3枚ないし4枚のセットから成っており、機器受渡しの証明のみに、Equipment Condition (機器状態) およびコンテナ自体のInspection Report (検査結果) を記入することになっている。

6 1 8	Date of Interchange / Time (受渡時)
0 0 8	船社名
6 1 9	Place of Interchange (受渡場所)
4 5 5	Unit No. (コンテナNo.)
4 5 7	輸入許可番号
4 6 6	輸入許可年月日
6 2 0	Trailer No. (トレーラーNo.)
6 2 1	Reefer Unit No. (冷凍機番号)
6 2 2	Generator No. (発電機番号)
6 2 3	Seal No. (封印番号)
6 2 4	Label (ラベルの有無)
6 2 5	Attached Yes/No. (有無)

6 2 6	Empty(空)
6 2 7	Full(身入り)
6 2 8	In Depot(搬入)
6 2 9	Out Depot(搬出)
6 3 0	From(出発地)
6 3 1	To (行先)
6 3 2	Discharged
6 3 3	To be Loaded

0 0 8 Vessel

0 1 1 Port of Destination

0 3 8 Voyage No.

0 5 6 Arrived(入港日)

6 3 4	Sailing(出港予定日)
-------	------------------

0 0 1 Shipper

0 0 2 Consignee

6 3 5	Inland Carrier(搬出／搬入業者)
6 3 6	Stuffed(パン詰)
6 3 7	Stripped(パン出し)

以上は受渡しに関するデータであるが、次に機器状態の検査に関する部分があり、コンテナのそれぞれの部分が図示されており検査結果が、それぞれの記号で記入される。

6 3 8	C - (Cut)(切傷)
6 3 9	B - (Bruise)(スリ傷)
6 4 0	H - (Hole)(破れ)
6 4 1	M - (Missing)(紛失)
6 4 2	B R - (Broken)(破損)
6 4 3	D - (Dent)(凹損)

6 4 4	R - (Repaired)(修理跡)
6 4 5	Left Side
6 4 6	Right Side
6 4 7	Front(前面)
6 4 8	Top(屋根)
6 4 9	Floor(床面)
6 5 0	Rear(扉面)
6 5 1	Remarks
6 5 2	Reefer Hour Reading
6 5 3	Attention Terminal Check-in(搬入時注意)
6 5 4	Repairs Required(要修理)
6 5 5	Cleaning Required(要掃除)
6 5 6	上記検査の結果を附し署名(船社)
6 5 7	" (扱い業者)

③⑥ 保税運送承認申請書(外国貨物運送申告書-C-4000)

輸入貨物の保税運送申告は、当該貨物発送のさいに、運送手段および運送先を異にするごとに、「外国貨物運送申告書(目録兼用)」(C-4000)を3通(原本、承認書、到着証明用)税関に提出しなければならない。また輸入貨物を保税倉庫または保税工場に蔵する場合には「倉入承認申請書」または「移入承認申請書」を兼用することができる。

3 0 2 申告税関名

6 5 8	発送場所
6 5 9	発送年月日
6 6 0	最初倉入年月日

3 1 1 原産地

6 6 1	運送の目的
-------	-------

2 5 7 運送具

6 6 2 (111)	運送先
6 6 3	申告年月日
6 6 4	申告番号
6 6 5	承認年月日
6 6 6	運送期間
6 6 7	担保の種類

0 0 8 船 名

0 5 6 入港年月日

0 2 7 記号及び番号

0 0 4 品 名

0 2 8 個 数

0 3 6 数 量

3 4 2 申告価格

6 6 8	備 考
-------	-----

0 5 5 申告者（住所氏名）

③⑦ 検数依頼書（Order Sheet）

C F S デバンニングの場合は、ここでは省略する。コンテナが海貨倉庫に持ちこまれてデバンニングされる場合には、海貨通関業者は、通常検数業者に対してオーダー・シートを発行する。これによって検数業者は、コンテナの中に詰められていた貨物についてのタリーシート（前出）を発行し、コンテナ報告書を作成する。又は、コンテナ詰め貨物についての Certificate（証明書）を発行して、報告書にかえる。

0 5 5 扱店社名

1 4 5 扱店社コード

0 0 8 本船名

1 5 0 本船コード

0 3 8	Voy. No.
1 5 1	Agent
1 5 2	Steve
1 5 3	Steve コード
1 5 4	Line コード
0 0 7	B/L No. (So.Noをもっていることがある)
0 1 1	仕向港
0 2 7	Marks
0 0 4	Commodity
1 6 6	Commodity Code
028.034	No. of Pkgs
0 2 8	Kind of Pkgs
0 3 6	Weight
0 3 5	Measurement
1 1 2	船名
1 6 4	検数業者名
6 6 9	署 名
6 7 0	Remarks

以上については、第2章の「検数依頼書」を参照されたい。またタリーシートについても、ここで省略するので、やはり第2章を参照されたい。

③⑧コンテナー報告書(出)

1 6 4	検数業者名
0 5 5	扱店社名
6 7 1	年月日
1 8 4	天 候
6 7 2	作業場所
4 4 5	コンテナーNo.

0 0 7 B / L No.

0 1 0 仕出地

0 0 4 品 名

0 2 8 個 数

0 3 5 容 積

0 3 6 重 量

6 2 3 シール番号

6 7 2 荷役時間

6 7 3 適 用

1 9 6 検数員署名

③ Certificate of Containerized Cargo

1 6 4 検数業者名

6 7 4 Date

6 7 5 Certificate No.

0 5 5 Applicants, Messrs

002. 055 Consignee / Forwarder

0 0 7 Name of Vessel

0 3 8 Voy. No.

0 1 1 Arrived at

0 5 6 on

0 1 0 Port of Shipment

6 7 6 Place of Unstuffing & Date

4 5 5 Contaiuer No.

6 2 3 Seal No.

0 0 7 B / L No.

0 2 7 Marks

0 0 4 Commodity

028. 034 P'kgs

6 7 7	Unstuffing P'kgs
6 7 8	Over
6 7 9	Short
6 8 0	Total P'kgs
6 8 1	in (個数) Container
1 9 6	検数員署名

貨物がデバンニングされて以後の過程は、在来貨物のプロセスとなるので、これは既に述べたとおりである。したがって、ここでは省略する。またコンテナが、CY通関でそのまま受荷主のヤードに持ちこまれて、そこで開けられる過程がある。業務のプロセスは、海貨倉庫で開けられるのと全く同じであるが、これは海貨通関業者の業務というよりは、むしろ荷主の業務となる（フローチャート参照）。

なお、この Certificate の名称は、Devanning Report とよばれることもある。

まとめ

(輸入業務の情報システムの現状および総合システムのうちそのサブシステムの在り方、問題点および対策)

1. 以上、われわれは輸入業務のフローを通観し、時系列的に帳票を配列し、そのデータ・エレメンツを検討して来た。この全過程を通じて輸入業務に関する情報システムが、現在わが国においてどのようなになっているかを見ると
 - ① 船社は輸出入(コンテナ)業務について、ほぼシステムを各社別につくりあげている。
 - ② 商社は、輸入貨物の在庫管理をその社内システムとしてつくりあげている。但しこれは大手の商社(輸入者)に限られ、また鉄鋼その他の大宗貨物に限られている。
 - ③ 税関は輸入申告書のある項目をコード化し、コンピュータで処理している。
 - ④ ランディング・エージェントおよび、コンテナのターミナル・オペレータは、独自の立場で業務の情報システム化を実施しつつある。
 - ⑤ 海貨通関業者のシステム化については、前年度報告のとおりであるが少数の大手業者は、在庫管理および請求業務をシステム化している。
 - ⑥ 港湾管理者は、横浜、神戸、名古屋において、それぞれ港湾の情報センター設置の研究を進めているが、その考え方、アプローチの方法は必ずしも一致していない。
2. われわれは、このような中で輸入貿易の総合システムを考えなければならない。したがって、輸出の場合と同様に、ある種の選択が必要である。先ずわれわれは、システム化の当面の対象を、定期船業務(コンテナ船

を含む)に限定した。(総論参照)。次に、定期船貨物のフローを検討し、これを3つのPackage およびサブシステムに分割した。

(1) Landing Package

- ① 直取のシステム
- ② 総揚のシステム
- ③ CY, CFSのシステム

(2) Customs Package

(3) Delivery Package

- ① 在庫管理のシステム
- ② 配送のシステム

3. 以上のうちDelivery Package は、商社の売渡し業務と不可分に結びついている。輸入貨物を商社が売渡す方法は

- (1) 本船渡し
- (2) 入庫渡し
- (3) 置場(在庫)渡し
- (4) 出庫渡し
- (5) 工場持込渡し

等に、わかれており、何れも商社の取引政策がこれを決定する。貨物の売渡しが行われても、荷主の名義変更が行われるだけで、通関業務も、貨物管理の業務も内容が変化するわけではないので、システム的には名義変更のデータの処理で事たりる。しかしながら、このような取引ないしは貿易管理上の便宜を供与するために、輸入の場合には特に

(1) Inquiry System

(2) Statistics System

が必要となるであろう。前者は商社および最終消費者が、自己の貨物の所在地、個数、ステータス、および作業のプロセスおよび時間を確認するうえから必要なものであり、後者は諸官庁が輸入貿易管理のうえから必要と

するであろう。Statistics System は、輸出においても当然追加せられるべきものであろうが、その必要度は、輸入の場合が、はるかに大きいと考えられる。

4. 輸入における海貨通関業の役割は、輸出のそれよりも限定された立場にある。輸出においては、海貨通関業の標準的システムを開発することによって、定期船貨物の輸出業務の処理は、ほぼ完成する。しかし、輸入においては

(1) 海貨通関業

(2) ランディング・エージェント

(3) ターミナル・オペレーター

の3者の業務が平行して通関業務に接続する。これは、われわれが、総論のデータバンク構想において示したとおりである。

5. 輸入における通関業務は、関税および内国消費税等、国税の徴収事務がある。これは税関本来の業務であって、税関の関係する範囲は輸出の場合よりもはるかに広範囲で、かつ複雑である。したがってわれわれは、輸入の情報システムの開発は、税関の通関システムからはじめるべきであると考え。これはまた、海貨通関業務の主要な部分をなすものであるとは、フローチャートに示されたとおりである。輸入における海貨通関業務は Landing Packageにおいて、前記のように、部分的なものであり、Delivery Package においては完全に商社の支配をうける。ただ通関業務だけが、自主的なシステムとなるであろう。このような関係で、通関の Package は

(1) 税関自体の業務のシステム

(2) これをバックアップする海貨通関業務のシステム

となるであろう。

6. データバンクの構想は、さきに示したとおりである。輸出におけるデータバンクの基本的役割は、荷主別にばらばらに港頭に入って来た貨物を船

名別に仕分けし、通関をすまして船積のための Ready Cargo をつくりあげることであった。この流の中で、船積書類の作成 (Documentation) と貨物管理 (Cargo Inventory) とが、統一的に処理されなければならないことは、前年度報告書の通りである。輸入においては、輸出のような Documentation は存在しない。ドキュメントは、銀行をとおして受荷主 (輸入者) に一括して到着し、貨物もまた本船別に一括して到着する。このような事態のもとで、輸入のデータバンクは、通関と配送とのパッケージであるが、通関のシステムは、本来の税関のシステムが先行することが必要である。この開発とともに受荷主の管理下に Delivery を主体とするシステム・フローが考えられなければならない。ここで、本船別に入ってきた貨物は、通関をすまして、受荷主別に整理保管させて配送される。かつその Inquiry System と Statistics System がこれに追加されるであらう。

7. 輸入における基本帳票は Commercial Invoice である。これは通関はもとより、貨物処理の方々の場所で、C/I コピーの添付を必要としていることから明らかである。B/L は、早い段階において、D/O と交換して、船社にファイルされる。輸出においては B/L の作成が、ドキュメンテーションの頂点であったが、輸入においては、B/L はいち早く姿を消してしまう。この関係は、Commercial Invoice が、国際貿易の基本帳票であり、B/L は海上運送の基本帳票であるという性格による。輸入業務の分析において、この事態は極めて明確にあらわれる。したがって、国際的な貿易情報システムの開発における E C E レイアウト・キーの設定そのものに一つの疑問を生じる。なるほど、現実には C/I のフォームの統一はなかなか困難で、B/L のフォームの統一は比較的に容易であった。しかし、貿易情報システムとして考えるとき、すべての帳票を B/L フォームにあらためることでよいかどうか。国際貿易における B/L 優位の考え方でよいかどうかという疑問である。

8. データバンクの核となるべき業種は、輸入の場合には輸出の場合よりも更に複雑となる。輸出の場合には、海貨通関業、検数、検量が核であった。もとよりこれには税関、港湾管理者、船社、荷主が加わらなければならない。輸入の場合には、総論に示したような更に多くの業者を包含する。ランディング・エージェント、ターミナル・オペレータ、倉庫、銀行等々である。そのデータバンクへの関連の度合は、それぞれ異なるが、注目すべき点は、輸出においては検量が、メジャーリストの作成、S/Oスリップの作成を通じて、すべての貨物に関連したが、輸入においては、個品貨物の検量は、原則として存在しない。したがってその立場は輸出とはかなり異って来るであろう。

9. 次に全体のフローの分析の結果、多くの問題点を発見した。輸入における関係帳票を通観して最初にわかることは、商取引のための用語および概念、運送のための用語および概念、税関の用いる用語および概念が、ある場合には甚だしく異っていることである。これは、通産省、大蔵省、運輸省の統計分類のちがいと共に、情報システムを開発する上からの大きな問題点となるであろう。理想的に言えば、貿易情報システムとしての統一用語、その定義および概念の設定が望ましい。

また港湾業務の中でも、店社を異にするにしがって、用語のちがいが著るしい。貿易情報システムの統一用語の開発を、まずこの分野からはじめるのが妥当であるように考えられる。

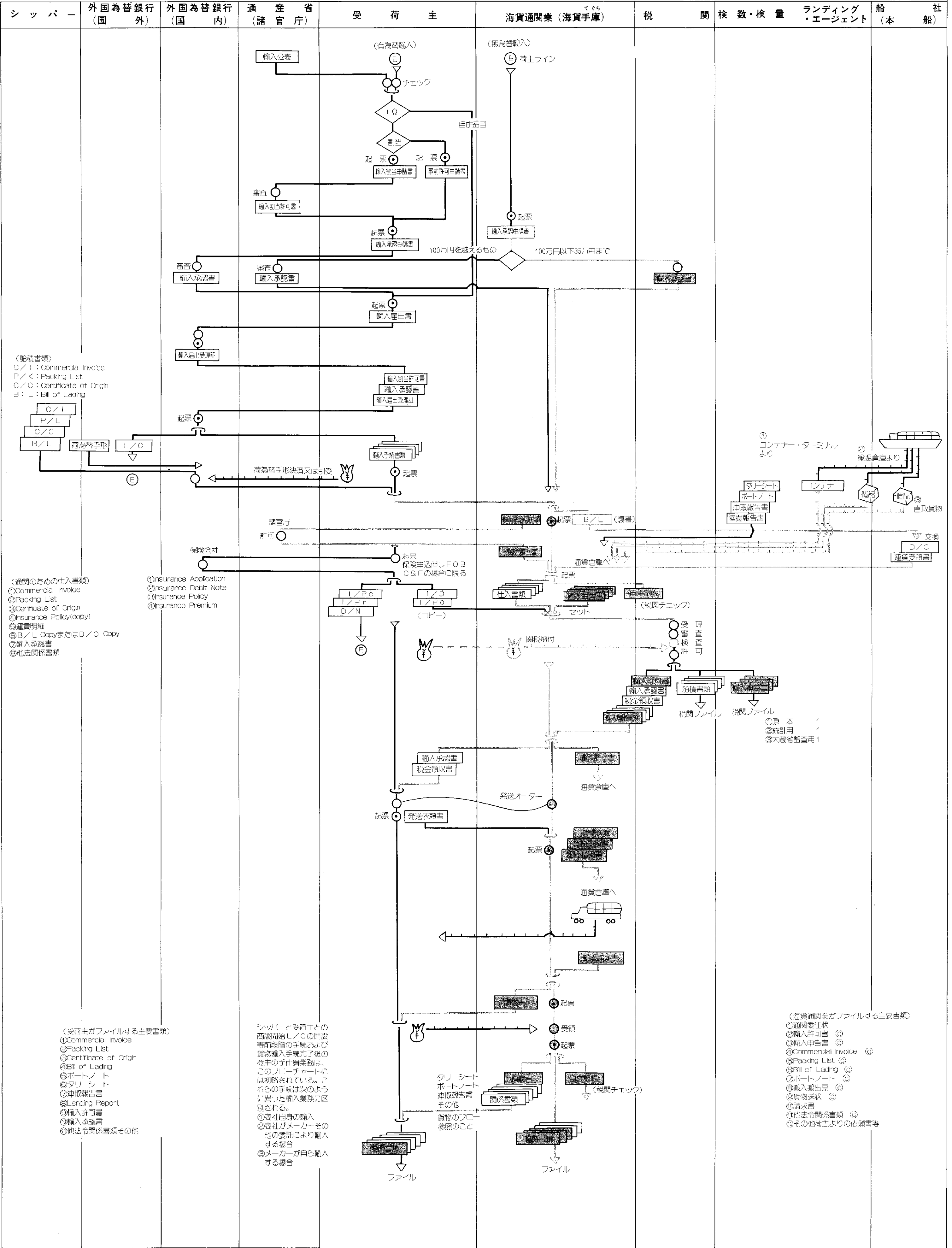
10. 輸入通関に際しては、多くの法体系の承認、許可の書類を添付しなければならない。これらのものも、当然のことながら用語と概念の統一の問題に含まれるが、特に他法令関係の事務は甚だ複雑多岐であって、用語の統一だけでなく、事務の簡素化が望まれる。他法令関係は、特定の貨物にだけ関係するものであり、かつ、これを検討すれば甚だ膨大な量になって限りが無いので、この報告書に詳述することはとりやめた。

11. 貿易情報システムの開発については、各種のアプローチが考えられる。

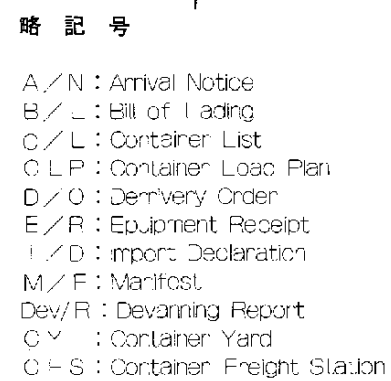
輸入については、さきに述べたような税関を主体とする通関のシステム、受荷主を含めての在庫管理、配送、Inquiry のシステム、輸出においては昨年度の報告書で述べたような、荷主側の貨物発送のシステム、船社業務に続くところのドキュメンテーションのシステム等々、各方面に可能性が存在する。輸出貨物の統一在庫管理のシステムは、税関にも、港湾管理者にも、ともにメリットがあるであろう。これらのうち、どのようなアプローチを求めるかは、これからの課題であるが、貿易情報システムの開発にあたっての基本的原則は、関係する官庁、業界が、それぞれメリットを得るということが前提でなければ、システムは成立しない。メリットの配分を明確にして関係者のコンセンサスを得ることが基本的問題となるように思われる。

輸入ドキュメンテーションのフロー

(財)日本情報処理開発センター
港湾経済研究所
昭和50年3月 港湾業務近代化研究委員会



(註) は海貨通関業者が100%その業務に従事することを意味する。
 は海貨通関業者が部分的にその業務に従事することを意味する。

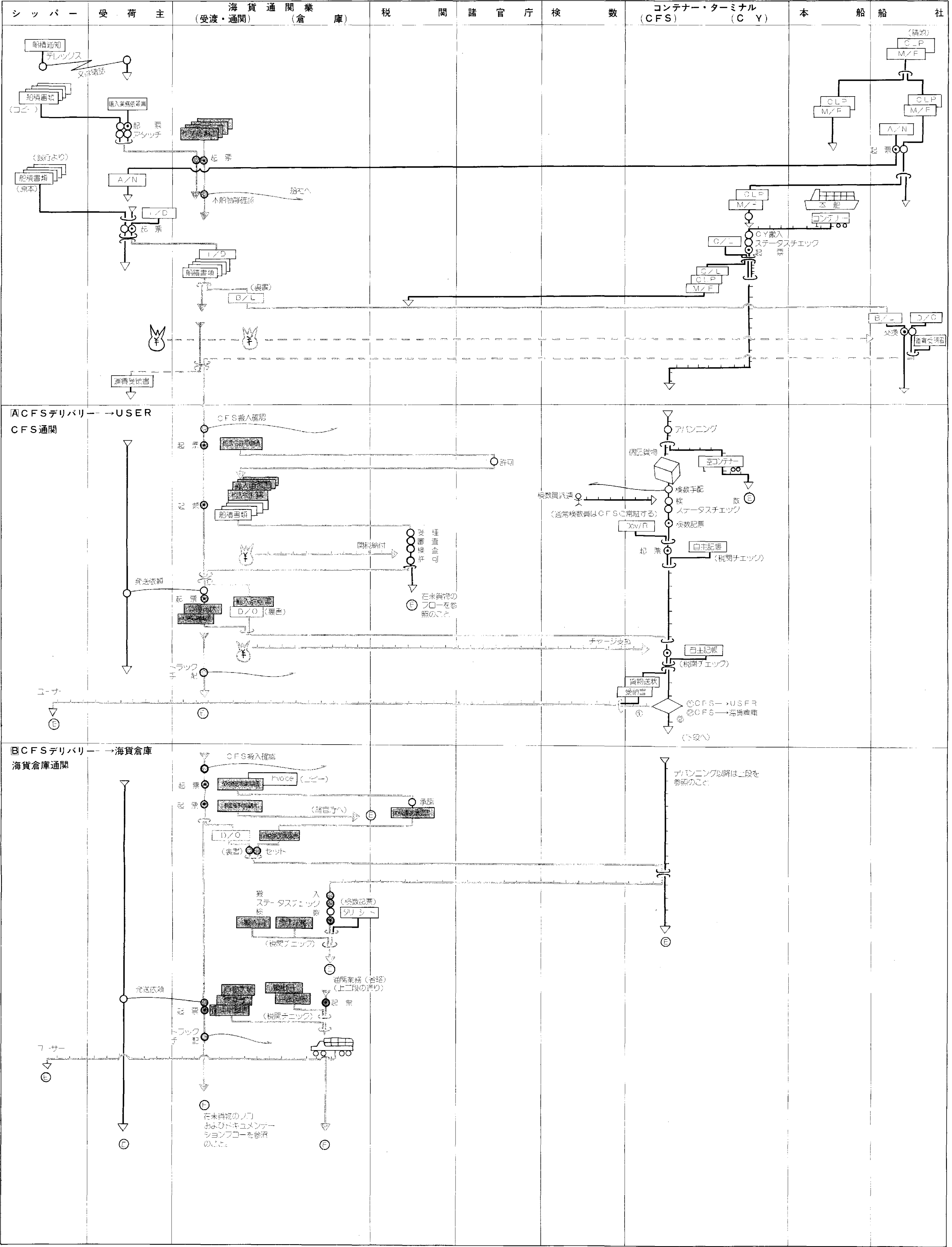


(註)  — — — — は海貨通関業者が100%での業務に従事することを意味する。
 — — — — は海貨通関業者が部分的にその業務に従事することを意味する。

輸入コンテナ貨物のフロー(Ⅱ)CFS渡し

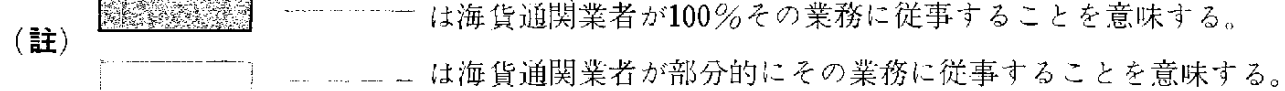
昭和50年3月

(財)日本情報処理開発センター
港湾経済研究所
港湾業務近代化研究委員会

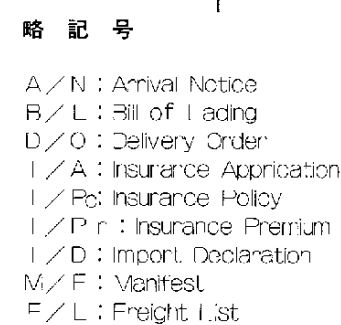


(註) は海貨通関業者が100%その業務に従事することを意味する。
 は海貨通関業者が部分的にその業務に従事することを意味する。

港灣業務近代化研究委員会



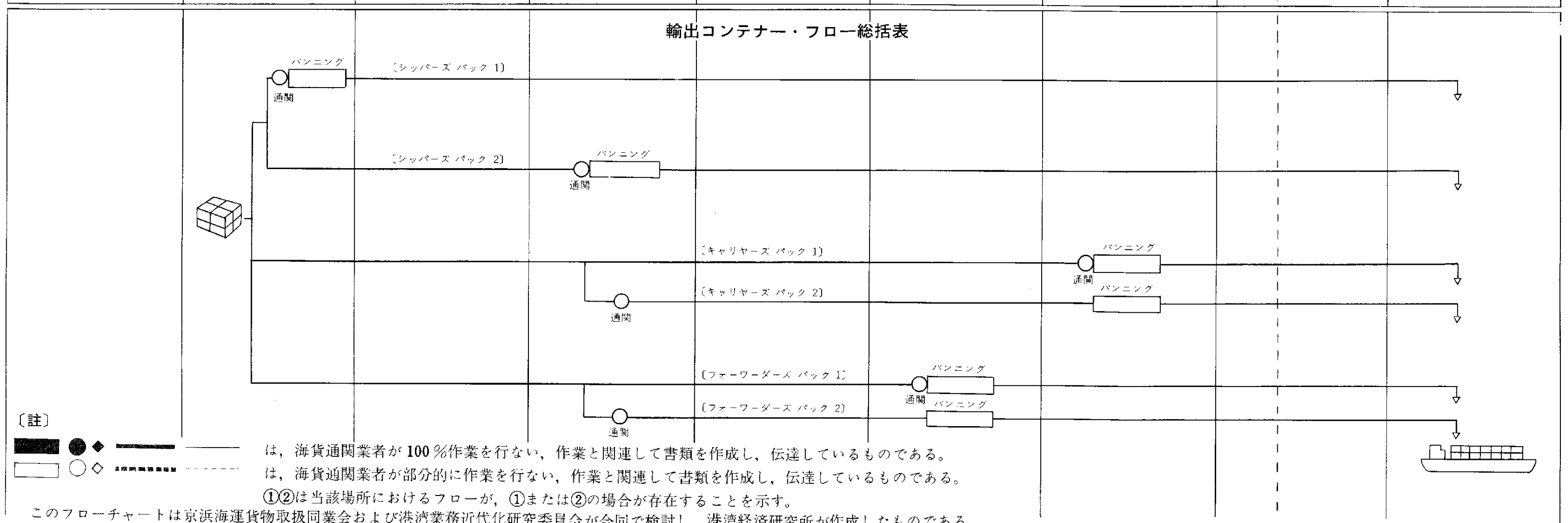
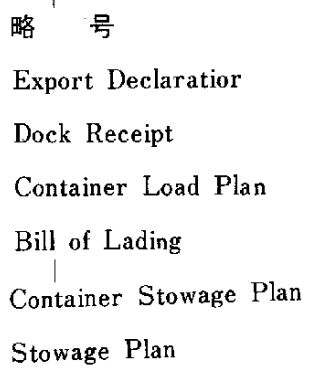
昭和50年 3 月



(註) は海貨通関業者が100%その業務に従事することを意味する。
 は海貨通関業者が部分的にその業務に従事することを意味する。

輸出コンテナのフロー I シッパーズ・バック

1978.3.20. 港灣業務近代化研究委員會

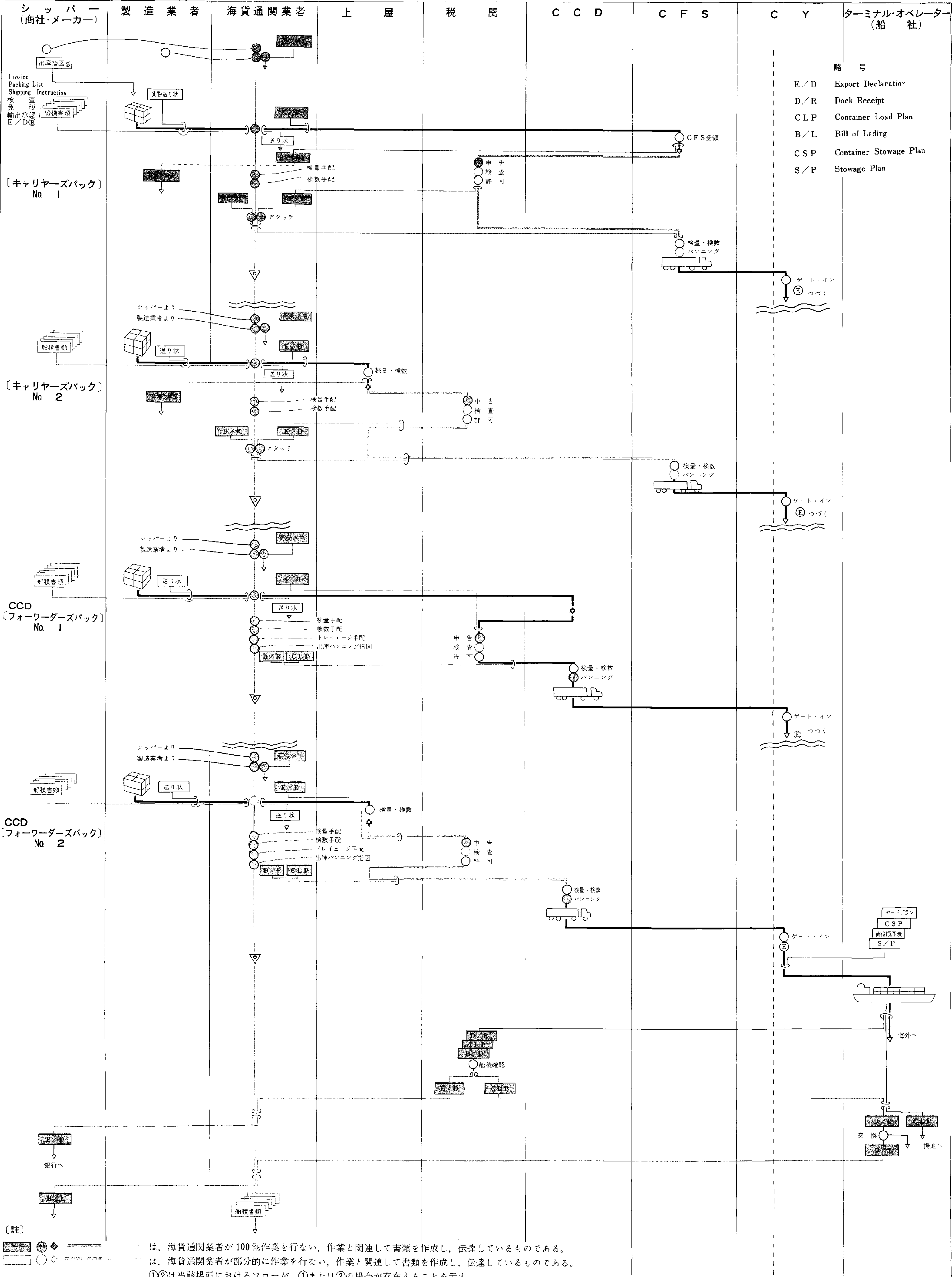


Outbound Container Cargo Flow (The cases of Carrier's and Forwarder's Pack)

輸出コンテナのフローII キャリアーズ・パック及びフォワーダーズ・パック

京浜海運貨物取扱同業会

1978.3.20 港湾業務近代化研究委員会



第 3 部

貿易決済業務の情報フロー分析

目 次

1 貿易における外国為替銀行の役割	 180
1.1 貨物代金決済	 180
1.2 外国為替管理	 183
2 外国為替銀行を中心とした貿易業務フローの現状分析	 183
2.1 現状分析の範囲	 184
2.2 現状分析の方法	 184
2.3 現状分析の結果	 185
2.3.1 輸出入手続と外国為替銀行の位置づけ	 185
2.3.2 外国為替銀行を中心とした官庁・企業との業務関係	 197
3 外国為替業務のシステム化	 204
3.1 現状の問題点	 204
3.2 システム化の方向	 206
3.2.1 システム化のメリット	 206
3.2.2 システム化の方法	 207
第3部 資料編	
1 業務分析	 211
2 帳票分析	 289

1. 貿易における外国為替銀行の役割

貿易により、貨物を輸出または輸入しようとする時に、普通の場合は貨物代金がこれと反対の方向に移動する。そして、その代金は通常外貨、あるいは外貨に裏づけられた円により支払われるが、わが国では、これらの代金決済は外国為替公認銀行（以下「外国為替銀行」という）を通じて行うように法で定められている。

この結果、外国為替銀行はわが国の外国為替管理機構のなかで、主務官庁である大蔵省、通産省から委任をうけて一定の範囲内で決済面から外国為替管理の一翼をになっている。

すなわち貿易における外国為替銀行の役割とは、貨物代金決済の仲介を行い、必要に応じて代金決済の支払のための保証を行うとともに決済面においては外国為替管理を行うことである。以下これについて簡単な説明を加える。

1. 1 貨物代金決済

輸出入貨物代金の決済は大きく分けて荷為替手形（決済用の手形に船積書類が添付されているもの。なお支払地国側などの事情により単に船積書類だけが外国為替銀行を通じて送達されるものもこれに準じる）を用いるものと手形を用いないものがある。手形を用いないものは送金と呼ばれるもので、我国より外国向に送金するものを仕向送金、逆に外国から受取るものを被仕向送金と称する。送金は貨物の輸送とは独立した代金決済行為であるが、船積書類作成完了時を基準にすれば前払送金と後払送金に分類できる。輸出者にとって船積書類発送前に代金を受けとれば前払送金であり、発送後に受取れば後払送金となる。逆に輸入者にとっては船積書類到着前に代金を決済すれば前払送金であり、到着後に支払えば後払送金となる。一般に貨物代金の前払は輸出者にとって有利

であり輸入者にとって、不利であると考えられる。反対に後払は輸出者にとって不利であり、輸入者にとって有利である。一般的に言えば、送金による決済は荷為替手形による決済を行う場合に比較して、事務手続も単純であり、外国為替銀行にとっても事務負担が小さいものと考えられる。即ち外国為替銀行は、①我国から送金を行う場合は送金人の依頼に基づき送金の対価と引換えに海外に送金を行い、②わが国向けの送金は、海外の銀行から送金支払指図および当該送金の代り金を受領して受取人に送金代り金を支払う。従って上記の様に輸出入業者のどちらか一方が不利となることを容認できるならば、決済に要するコストは比較的低くて済むことになる。

通常の場合は、不利な方の負担を軽減するために荷為替手形が用いられる。この手形は通常輸出者が輸入者に向けて振出すもので、輸入者はこの手形が外国為替銀行より呈示された時点で貨物の所有権を化体する船荷証券などの船積関係付属書類と引換に支払または手形の引受を行なう。この場合輸入者にとって貨物の代りである船積書類と引換に代金を支払うのであるから不利はない。一方輸出者にとっても代金が支払われなければ船積書類は輸入者に渡されないものであるから、後払よりは安心できる。荷為替手形（以下単に「手形」という）を用いる輸出貨物代金の取立ては、通常次の方法で行なわれる。

- ① 輸出者は手形と付属書類をとりそろえ、輸出地の外国為替銀行に持ち込み、輸出地の銀行はこれを輸入地の銀行に送付する。
- ② 輸入地の外国為替銀行は輸出地の銀行の指図に従い、荷為替手形を輸入者に呈示し貨物代金の決済をもとめ、決済代り金を受領しだい、輸出地の銀行に取立代り金の支払（送金）を行う。
- ③ 輸出地の銀行は取立代り金が自行の勘定に入金されたことを確認できしだい、取立代り金を輸出者に支払う。

このように荷為替手形を用いて外国為替銀行経由で貨物代金の決済を行う方法は、一般に「取立手形」と呼ばれている。この場合、輸出入業者が信用のおけるものであれば、取立代り金の送金を待つまでもなく、輸出地の銀行で手形

を買取ってもらうことができる。荷為替手形を用いて貨物代金の決済を行う場合、輸入者が書類と引換えに代金を支払う場合はD/P (Documents against Payment)、手形を引受ける場合はD/A (Documents against Acceptance)と呼ばれている。

手形の買取は外国為替銀行が輸出者に対し行う金融のひとつである。従って外国為替銀行は手形の買取を行う場合、当該手形の元本を回収するのみならず手形の買取時から買取り代金回収までの期間における銀行の資金負担に対応して利息を輸出者又は輸入者から求める必要が生じる。また万一、買取った手形の代り金が回収不能の場合は、輸出者に買い戻しを求めることになる。荷為替手形を用いる貨物代金の決済は、後払による被仕向送金の場合に比較して危険度はより小さいといえるが万全ではない。なぜならば、もし手形の支払あるいは引受が得られなかった場合、すでに貨物の積出は終わっているにもかかわらずその代金を回収することができなくなり、他に転売の手段を講じなければならぬからである。

こうした輸出者に不利な状態をなくすために考えられたのが商業信用状 (Commercial Letter of Credit, 通常単にL/Cという)を用いる方法である。この方法は本質的には通常の荷為替手形と同様であるが、支払に対して銀行の保証が付されているという点で異なる。すなわちL/Cは輸入者の依頼にもとづいて、銀行が発行 (Open)するもので、輸出者に対し指定した条件の船積書類を整えれば、貨物代金の支払を行う旨確約するものである。輸入地の銀行がL/Cを発行することをL/Cの開設という。輸入者は通常輸入地の外国為替銀行にL/C開設を依頼する。L/Cを開設した輸入地の外国為替銀行は、これを輸出地の外国為替銀行を通じて輸出者に送付する。輸出者は輸出貨物代金の支払に対する輸入地の銀行の保証があるので安心して取引を行うことができる。このL/Cにもとづいて輸出者が振出す荷為替手形をL/C付荷為替手形と呼び、その名宛人 (支払人) は通常開設銀行またはその指定する支払銀行となっている。なお輸入者宛に振出すことを要求されることもある。

L/Cによる決済はいわば書類取引であり、商品（貨物）取引とは独立して行われる。即ちL/Cの開設銀行は輸出地の外国為替銀行を経由して送付された荷為替手形および船積書類がL/C条件に合致している限り貨物代金の支払に応じ、またこれを輸入者に請求する。従って、万一船積内容が売買契約通りのものでない場合でも、当該売買契約によって裏打ちされたL/C条件通りの荷為替手形および船積書類が呈示されている限り、信用状開設銀行および輸入者は代金決済を行わなければならない。この意味で信用状取引は幾分輸入者に不利であると言われている。

1.2 外国為替の管理

外国為替銀行で行う外国為替管理業務のうち直接貿易手続に関係するものは、輸出の認証と輸入承認および輸入届出受理および輸出入にともなう代金決済の証明等である。これらの大部分は金融機関としての銀行本来の業務ではなく官庁から委任をうけて行っている事務である。従ってこれら官庁委任事務に従事する銀行員は刑法上などにおいて公務員と同様の取扱をうけることになる。

輸出の認証、輸入の承認および届出は通関の前に貨物代金の決済が正しい方法で行なわれるかどうかをあらかじめ銀行においてチェックするためのものである。これらの業務は日本の外貨事情が悪くかつ世界各国の輸出入制限が多かった時代においては、国際収支の均衡、通貨の安定および外貨資金の有効利用にきわめて重要な役割を果たしてきたが、貨物及び資本の自由化が進むにつれその機能は変化することが求められ、現行のものと異った管理手法がとられることになるものと予測される。

2. 外国為替銀行を中心とした貿易業務フローの現状分析

本分析は、外国為替銀行が貿易活動において果している業務の現状を調査分析したものである。

2.1 現状分析の範囲

いうまでもなく、貿易活動における外国為替銀行の機能は極めて重要であり、また業務も広範にわたっているので、現状分析を実施するにあたっては、次のように範囲を設定し、調査対象を明確にした。

- ① 今回の調査分析は官庁、企業間情報システムを前提としていることから、外国為替銀行と関連官庁、関連企業間で行なわれている貿易業務を調査対象とした。したがって、外国為替銀行内業務は調査対象から除外した。但し、調査業務の意味を理解する上で外国為替銀行内業務の説明を必要とする場合は、当該銀行内業務も調査範囲に含めた。
- ② 一般の貿易取引について発生する外国為替銀行業務を調査対象とした。したがって、仲介貿易、委託加工貿易等の特殊貿易にかかわる外国為替銀行業務は調査対象から除外した。
- ③ 貿易取引のつど発生する外国為替銀行業務を調査対象とした。したがって、特殊な業務、たとえば輸出入業者が外国為替銀行と初めて取引するにあたって行なう外国向為替手形約定業務等は調査対象から除外した。
- ④ 原則として標準決済にかかわる外国為替銀行業務を調査対象とした。
- ⑤ 帳票については、以上の調査範囲内での外国為替銀行業務において関係する帳票を調査対象とした。

2.2 現状分析の方法

以上のような範囲を設定し調査を実施したが、調査方法については次に述べるような方法に基づいた。

- ① 業務分析については、大きく輸出業務、輸入業務に区分し、それぞれについて輸出入貿易活動の中心である輸出業者、輸入業者が行なう手続単位ごとに外国為替銀行業務の分析を実施した。
- ② 業務分析を行なうについての決済方法の区分は、輸出の場合は
L/C付輸出、B/C(D/P・D/A)輸出、代金前受輸出

また輸入については

L/C付輸入、B/C(D/P, D/A)輸入、代金前払輸入

とした。

- ③ 帳票分析については、貿易手続全体のなかにおける外国為替銀行業務の位置を明確にする目的から、帳票の流通系路を調査した。また、データ・エレメントについては、帳票の大部分が標準化されていないことから、できる限りの多くの帳票を参照し、データ・エレメントの網羅性を目指した。

2.3 現状分析の結果

調査結果については、次の4項目に分けた。

- ・ 輸出入手続と外国為替銀行業務の位置づけ
 - ・ 外国為替銀行を中心とした関係官庁、関係企業との業務関係
 - ・ 業務分析
 - ・ 帳票分析
- } 資料編

尚、業務分析は外国為替銀行業務を各業務手続毎に書類フローを中心に詳細説明した。

帳票分析は、業務分析でリスト・アップされた帳票を、帳票別にその流通系路を図示すると同時にデータ・エレメントの調査結果を示した。

以上2項目は量的に多いため、資料編として別に綴じた。

2.3.1 輸出入手続と外国為替銀行の位置づけ

外国為替銀行業務を貿易手続全体の流れのなかで位置づけを行ない、資料編「業務分析」の一層の理解に資する目的から作成した図が本節の終に掲げる「輸出入手続フロー」及び「輸出入手続前後関係図」である。本節では、「手続フロー」及び「前後関係図」を解説することにより、貿易手続の流れのなかにおける外国為替銀行業務の位置づけを行なう。なお、「手続フロー」及び「前後関係図」は、以上のような目的から作成した図であり、貿易手続全体を説明

しようという意図をもって作成したものではない。したがって、外国為替銀行業務の位置づけに関係のない手続等は省略しており、また外国為替銀行業務についても作成上困難なものは省略している。さらに、貿易手続は必ずこうであると断言できる一定したパターンはなく、「手続フロー」及び「前後関係図」はあくまでも標準的な一例を説明している。

(1) 輸出入手続フロー

本調査分析の中心である外国為替銀行が行なっている貿易業務を、業務主体別に貿易手続全体の流れのなかで位置づけた図が、図2.1輸出手続フロー、図2.2輸入手続フロー(WITH L/C)、図2.3輸入手続フロー(D/P, D/A)である。

これら各図は、貿易業務に携わっている官庁、企業間で行なわれている貿易業務を、業務主体別に手続フローとして表わしたものであり、左から右へ時間の経過を示している。各図では、外国為替銀行が貿易業務において直接関係している官庁、企業を明示するために、関係官庁、企業を横線で表示すると同時に、外国為替銀行業務の種類及びその位置を貿易手続全体の流れのなかで、マクロ的に把握できるようにした。以下、各フローの見方を輸出手続フローを例として説明する。

「必要手続」とはL/C付輸出、B/C輸出に関係なく輸出貿易において原則として発生する手続を意味している。たとえば、「輸出認証」は、輸出貿易について必ず発生する業務であり、したがって「必要手続」である。

「L/Cのみの手続」とは、原則として信用状付輸出の場合に限り発生する手続を意味している。たとえば「信用状の通知」という手続などが発生する。

「B/Cのみの手続」とは、信用状なし輸出、いわゆるB/C(D/P, D/A)輸出の場合にのみ原則として発生する手続を意味している。たとえば、「輸出手形保険の付保」が輸出手形保険制度本来の意味からいってそ

うである。

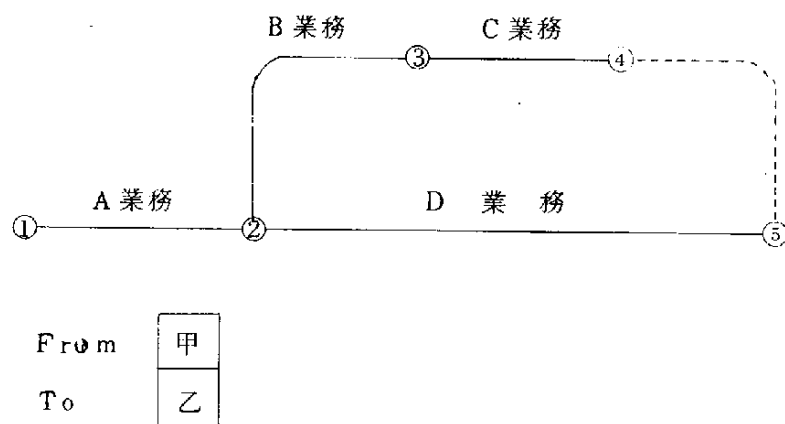
「条件により必要となる手続」とは、輸出貿易において必ずしも発生しない手続を意味している。たとえば、「為替予約」は決済通貨が外貨であり、しかも通常決済時点に円高が予想される場合にのみ実行される手続であり、必ずしもどの輸出貿易においても発生する手続ではない。

最後に「L/Cのみの必要手続」とは、信用状付輸出の場合に限り発生する手続であり、しかもどの信用状付輸出においても発生するとはいえない手続を意味している。たとえば、「信用状の変更通知」は、信用状の変更がどの信用状付輸出においても発生するとはいえず、むしろ例外的な手続であることからL/Cのみの特殊手続となる。

(2) 輸出入手続前後関係図

輸出入手続フローは、貿易業務に携わっている業務主体別に手続関係を明示した図であり、手続の前後関係は特に明確にはなっていない。そこで、手続の前後関係を中心として外国為替銀行業務の位置づけを行なったものが、図2-4輸出手続前後関係図、図2-5輸入手続前後関係図(WITH L/C)、図2-6輸入手続前後関係図(WITHOUT L/C)である。

まず図の見方を下図を例として説明しよう。○印は業務の着手及び完了



を示している。たとえば、②はA業務の完了を示していると同時に、B業務及びC業務の始まりを示している。この図の意図しているものは、A、B、C、D各業務の前後関係である。つまり、B業務とD業務はA業務が完了しない限り着手できないこと、またC業務はB業務が完了した後着手され、D業務の完了前に完了していなければならないことを上図は表わしている。またA業務につきFROM 甲 TO乙とは、A業務は甲が乙に対して行なう業務であること、そして甲、乙がその業務主体であることを意味している。

さて、前後関係図が意味するところを、「輸出手続前後関係図」を例として簡単に説明する。なお、 付の業務は全て外国為替銀行が関与する業務である。

まず本邦にある外国為替銀行が最初に関係する業務は「信用状の接受」である。「信用状の接受」は輸入国において信用状が開設された後に行なわれる業務であり、したがって「信用状の開設」後に位置している。接受銀行は、信用状を接受すると受益者となるSHIPPERに対しては「信用状の通知」を、また同時に日本銀行に対しては「接受報告」を行なっている。そこで、「信用状の通知」及び「接受報告」は「信用状の接受」から派生することとなる。以上の諸業務は信用状付輸出の場合にのみ必要となる業務であり、そこで他の業務と区別するために図上の（注）で示した通り1点鎖線を表示した。

既に述べたように、通常SHIPPERは決済時に円高が予想される場合に限り「為替予約」を行なう。為替予約を行なう時期は、L/C付輸出については信用状金額確定後、またB/C輸出については契約成立後であることから、「信用状の通知」後、つまり信用状金額確定後に位置させた。ただし、「為替予約」は先物相場の予約であることから、荷為替手形の買取依頼（NEGOTIATION）前、一般には1ヶ月前に完了していなければならない。ず、「為替予約」の完了はNEGOTIATION 前とした。「為替予約」を

受けた買取銀行は、以後毎月、予約残高の確認をNEGOTIATION 時まで行なうことから、「予約残高確認」を「為替予約」から派生させた。以上の業務は、決済通貨が外貨であり、しかも決済時に円高が予想されるという条件の場合において発生する業務であることから、他の業務と区別するために長い破線で表示した。

SHIPPERは、商業送り状金額が確定し、輸出申告書の「建値及び総価格」欄に正確な金額を記入できるようになると外国為替銀行に輸出申告書を提出し、銀行認証を依頼する。そこで「輸出認証」を商業送り状の作成が可能となる「生産又は集荷」の完了後から派生させた。そして、銀行認証済輸出申告書が「通関」に際して必要であることから、輸出認証は通関前に完了していなければならない。そこで、輸出認証の終了は通関前に示してある。認証銀行は、輸出認証を行なうと「認証報告」を所属の通産局に対して行なっていることから、「認証報告」を「輸出認証」から派生させた。

さて貨物の船積みが終り、荷為替手形の買取依頼に必要な書類がそろくと、SHIPPERは外国為替銀行に手形の買取を依頼する（NEGOTIATION）買取依頼に際し必要な船積書類のなかで船荷証券以外は原則として「船積み」前に全て作成可能であり、したがって「NEGOTIATION」は船荷証券が発行される「船積み」後とした。外国為替銀行は荷為替手形を買取ると、L/C付輸出の場合には開設銀行に対して、またB/C輸出の場合には取立銀行を通じBUYERに対して、手形代金を「求償」する。また日本銀行に対しては「決済報告」を、さらにB/C輸出の場合は通産省に対し「輸出手形保険の付保」を行なっており、そこで「求償」、「決済報告」、「輸出手形保険付保」を「NEGOTIATION」後から派生させた。なお、「輸出手形保険付保」については、原則としてB/C輸出について発生する業務であることから、2点鎖線で表示し他の業務と区別した。

以上簡単に「手続フロー」および「前後関係図」の見方を説明したが、両図

はあくまでも「業務分析」の一層の理解のために作成した図であり、「業務分析」の各業務を理解する際に全体的な位置付けを参照する意味で作成したことを再度述べておきたい。

図2-1 輸出手続フロー

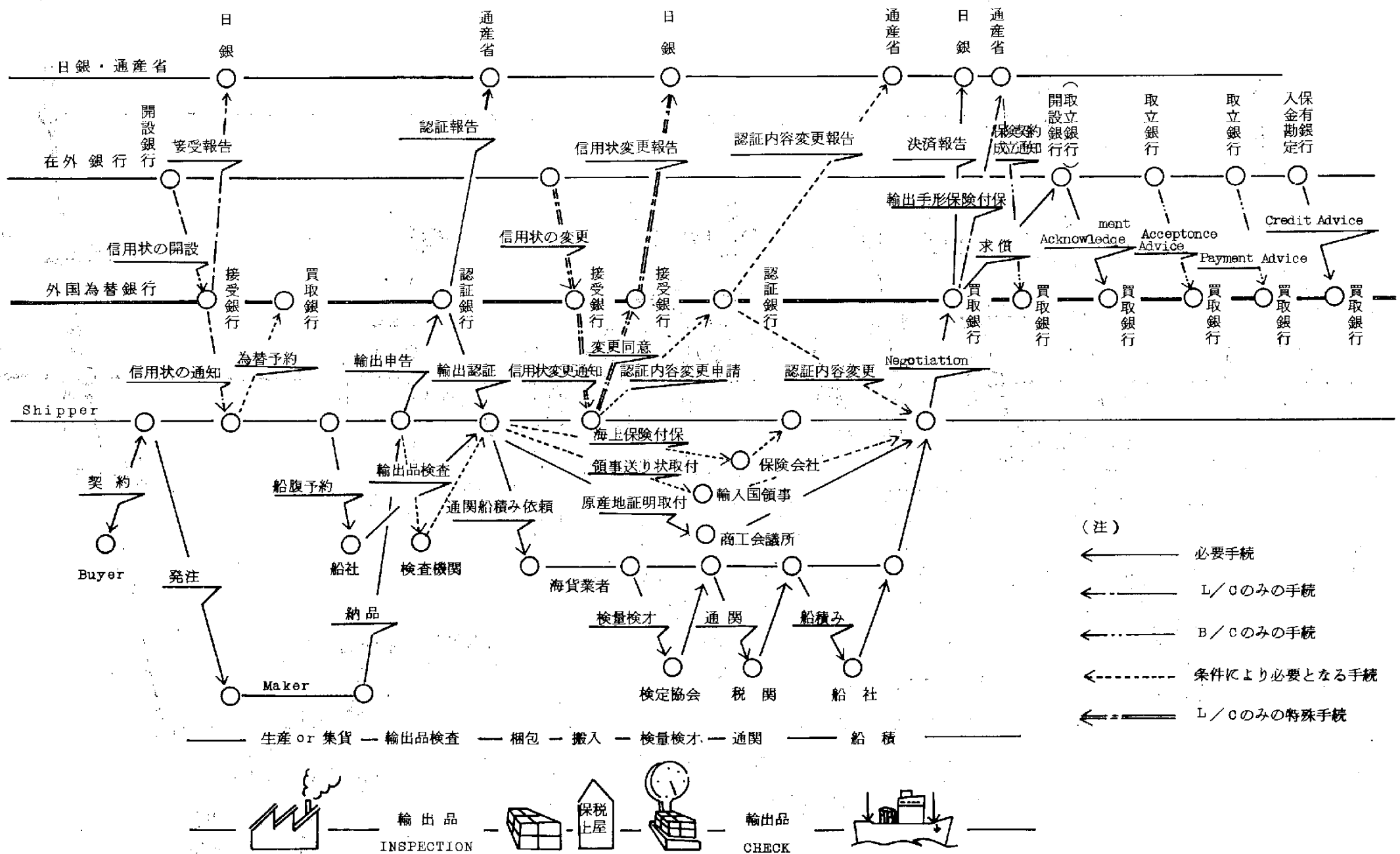


図2.2 輸入手続フロー - (WITH L/c)

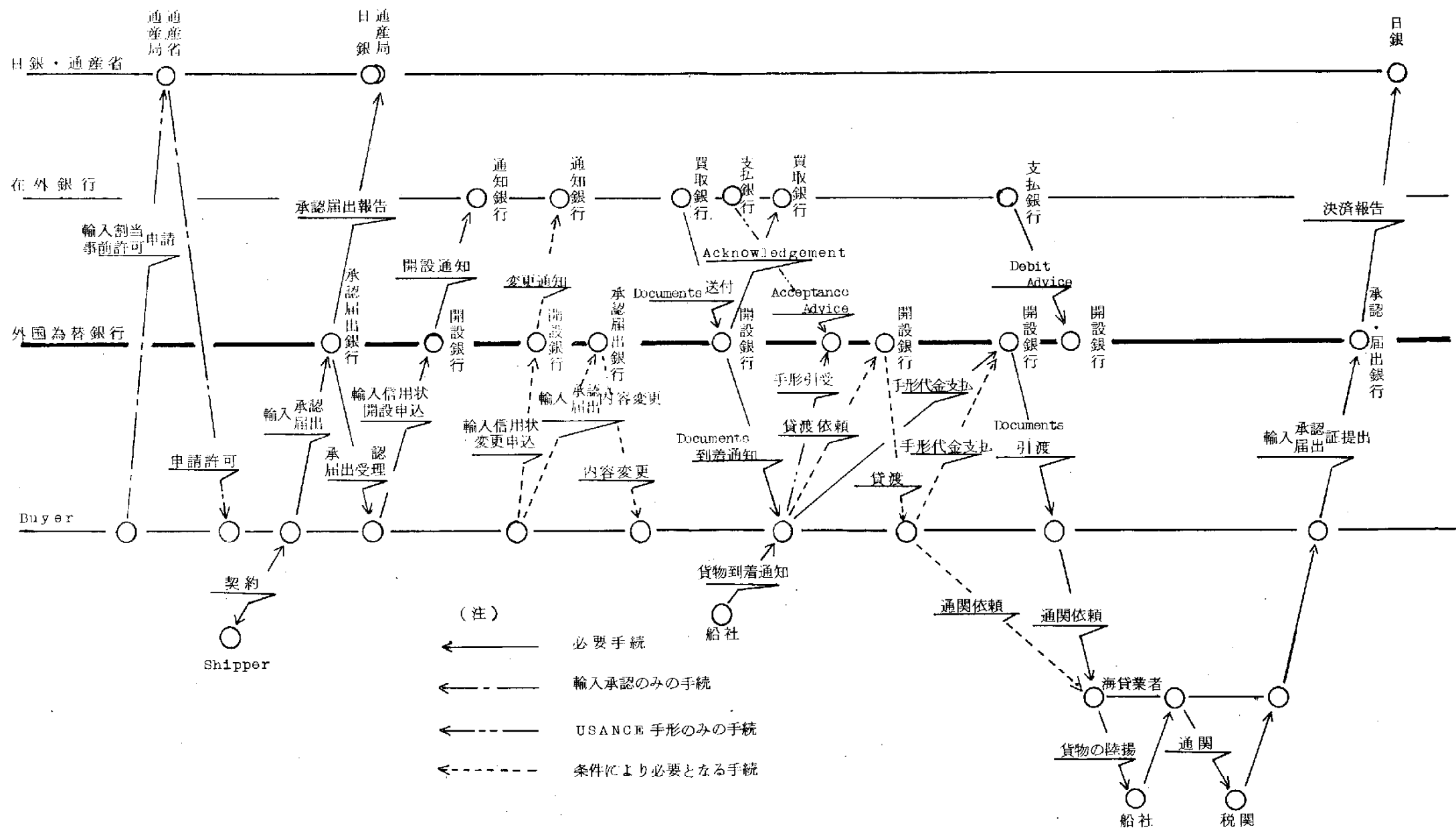


図2.3 輸入手続フロー (WITHOUT L/c)

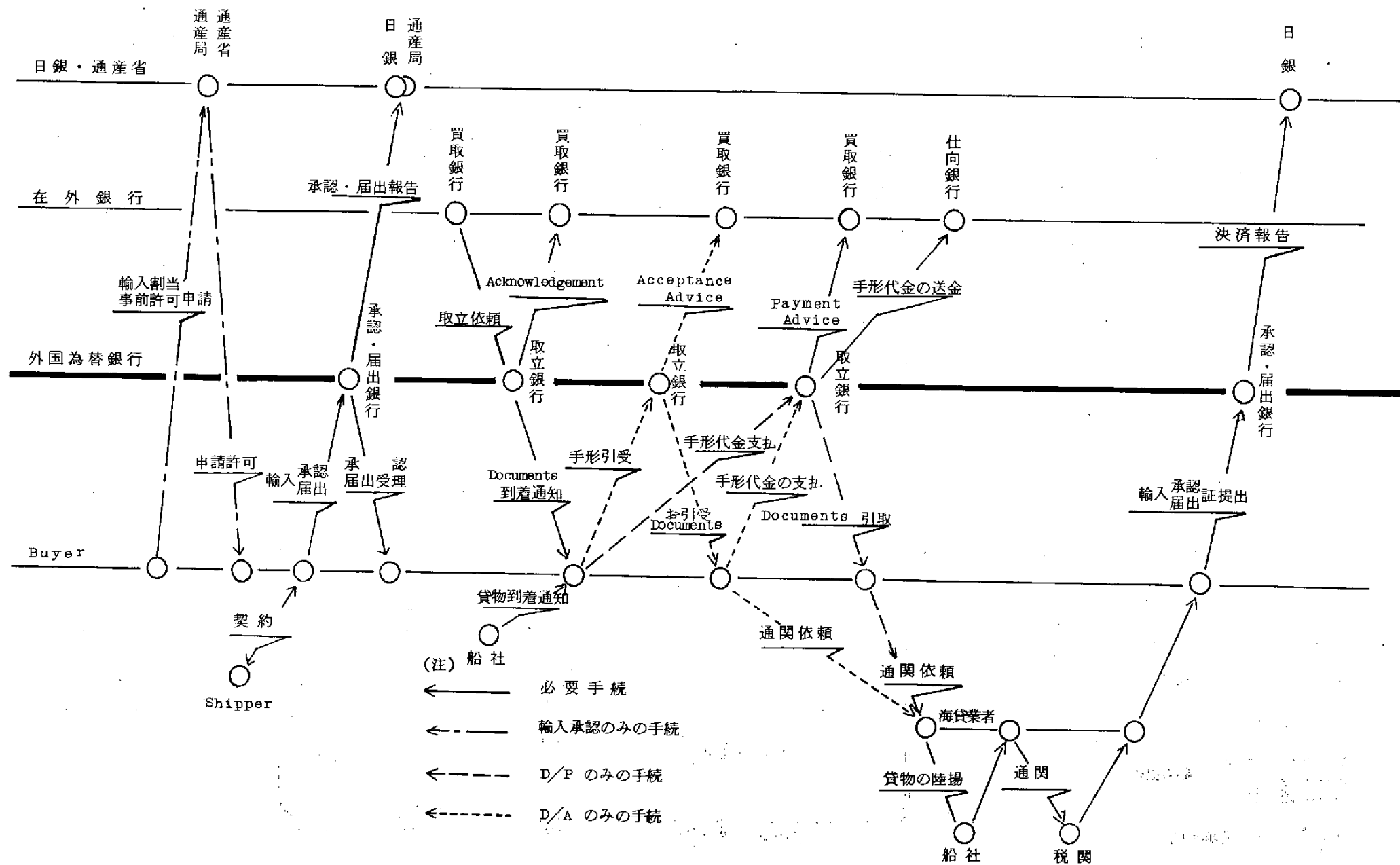


図2.4 輸出手続前後関係図

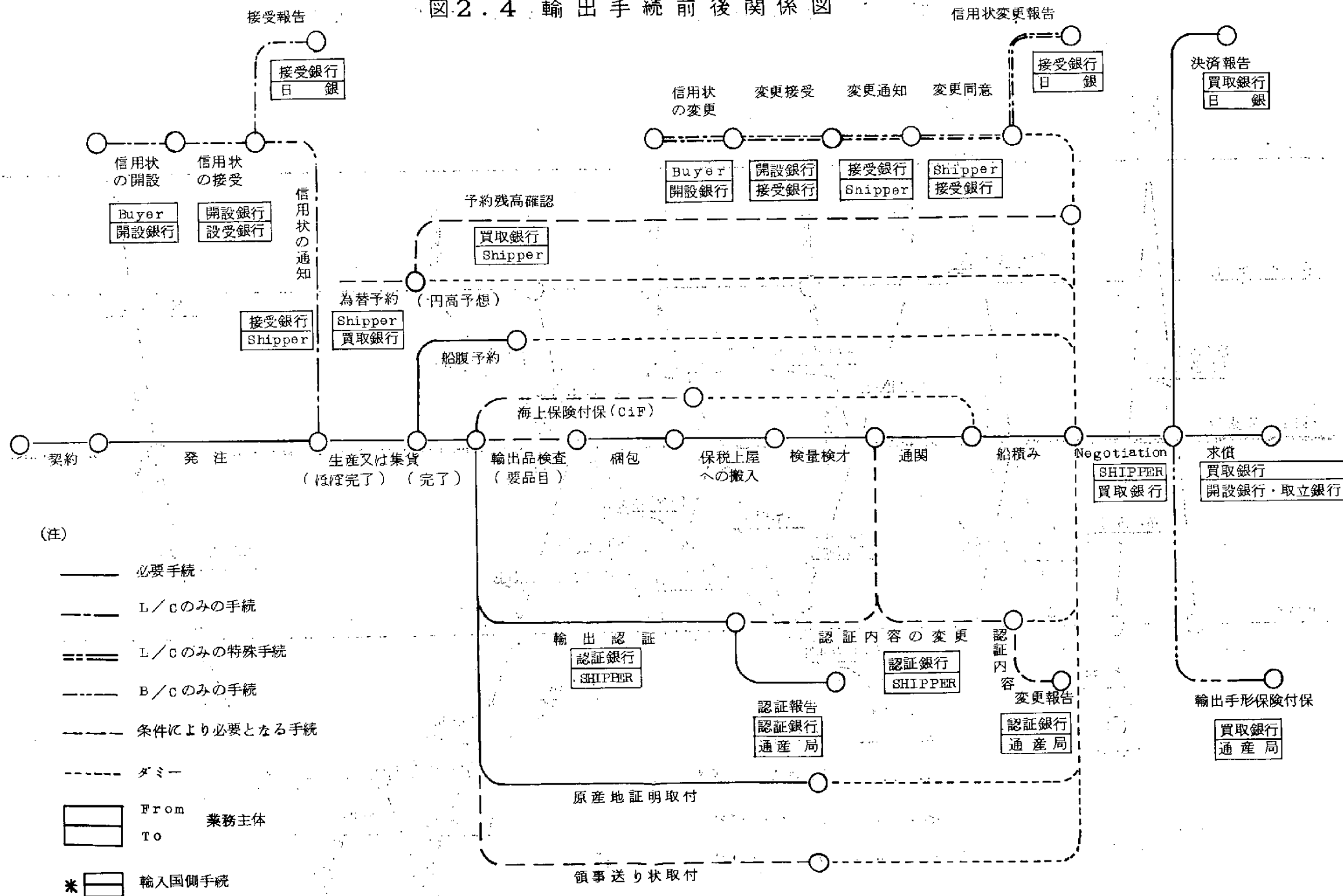
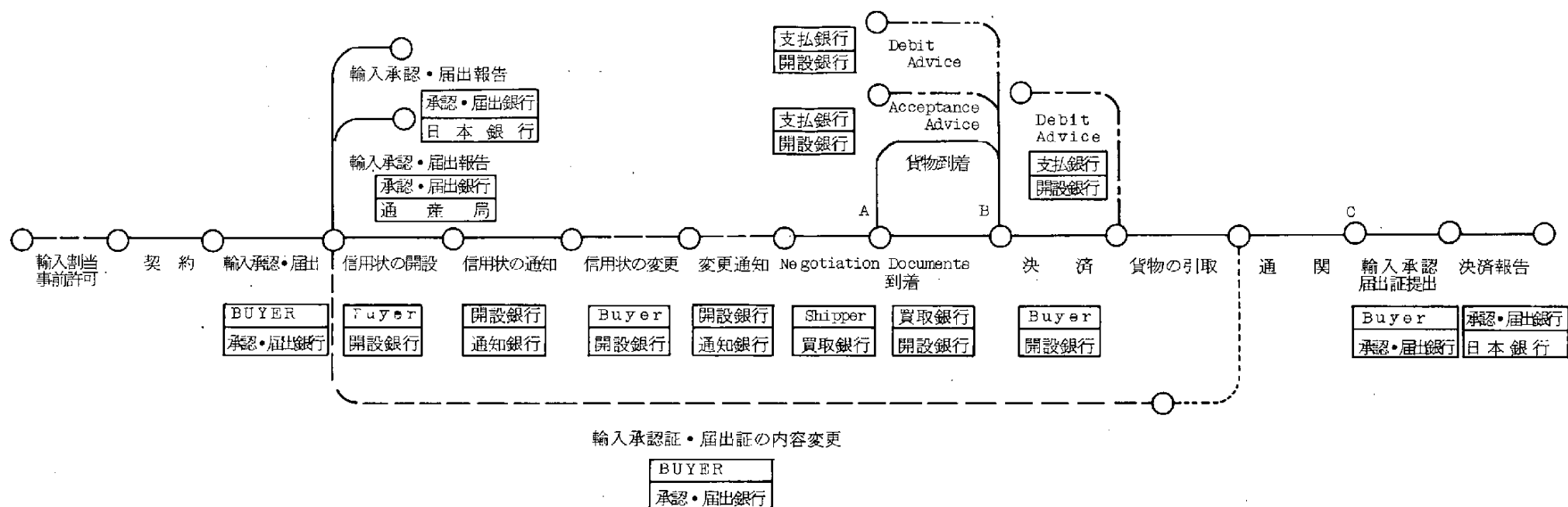


図2.5 輸入手続前後関係図 (WITH ^L/_C)



(注)

- ← 必要手続
- ← 条件により必要となる手続
- ← USANCE手形のみの手続
- ← U/S手形のみの手続
- ← ダミー

From 業務主体
To

* 輸出国側手続

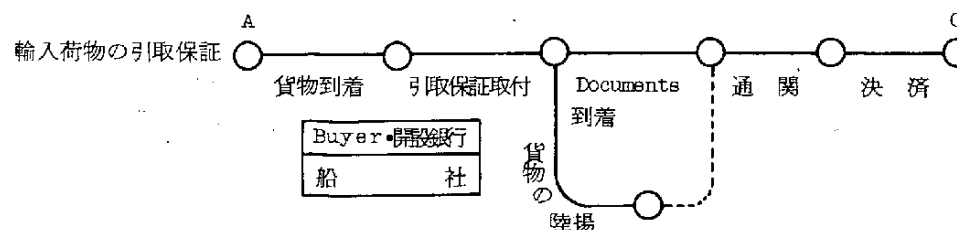
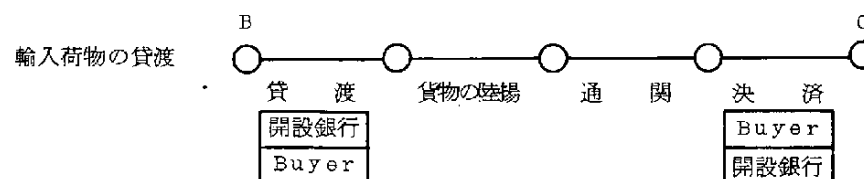
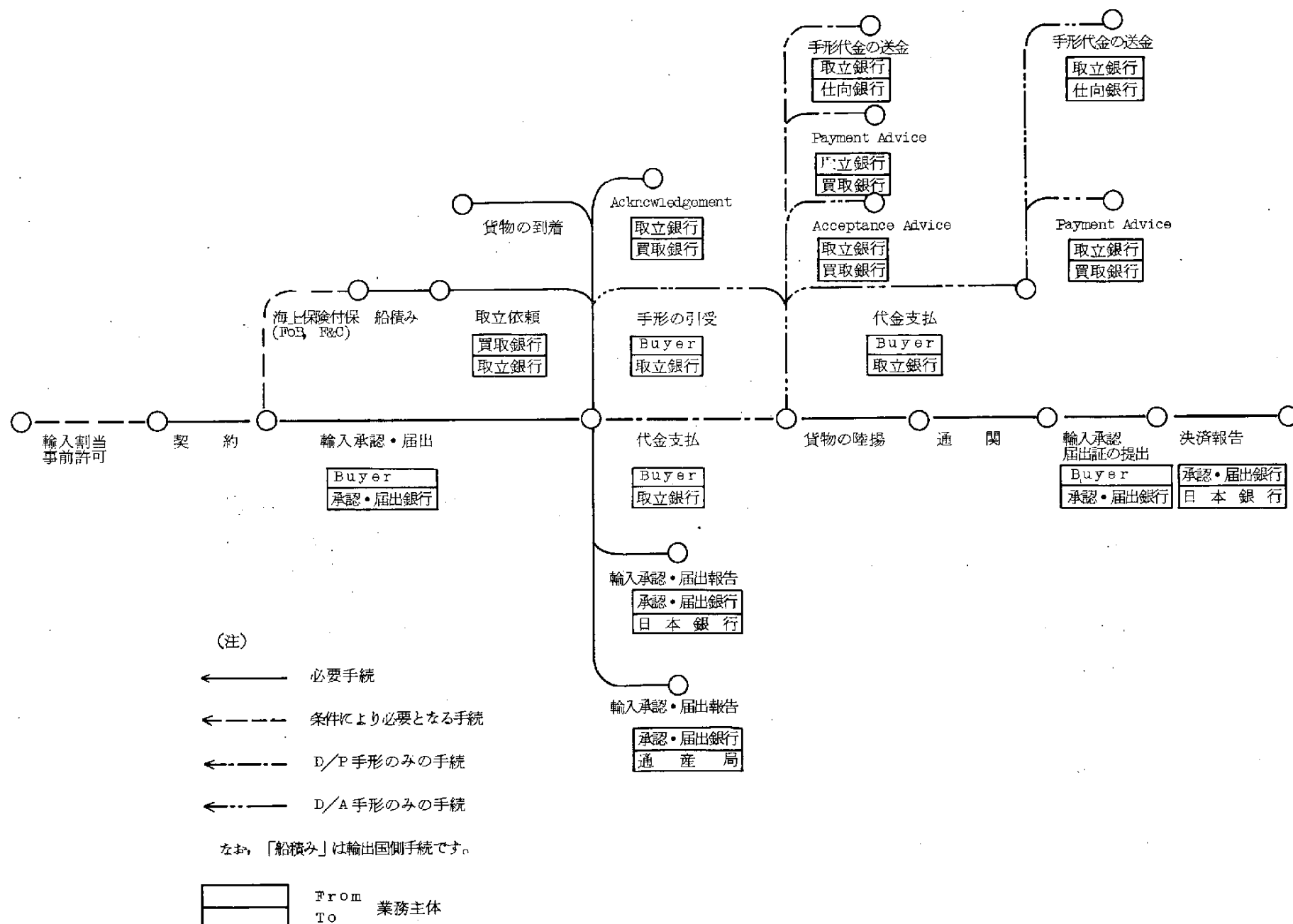


図2.6 輸入手続前後関係図 (WITHOUT^L/_c)



2.3.2 外国為替銀行を中心とした関係官庁・企業との業務関係

次に輸出入諸業務を外国為替銀行を中心として関係する官庁及び企業別に整理すると次のようになる。

まず関係する企業は、SHIPPER及びBUYERたる商社、メーカーと在外銀行であり、官庁は日本銀行と通産省（通産局）である。それぞれの企業、官公庁との業務を対象先別に列記し、主要なものを簡単に説明する。尚、詳細に関しては、業務分析（資料編）を参照されたい。

1) 対SHIPPER又はBUYER

輸出業務（対SHIPPER業務）

① 信用状関係業務（通知銀行業務）

輸出信用状の通知、輸出信用状の変更通知、輸出信用状の譲渡

② 輸出認証関係業務（認証銀行業務）

輸出認証、（銀行認証済）輸出申告書の訂正変更

③ 輸出決済関係業務（買取銀行業務）

為替予約、荷為替手形の買取、故障付荷為替手形の処理（L/G
NEGO）

④ 代金前受関係業務

代金前受証明、外貨交換済証明

・ 輸出信用状の接受及び通知

輸出の場合、外国為替銀行がまず関与する業務は「輸出信用状の接受及び通知」である。この業務を行なう外国為替銀行を「接受銀行」または「通知銀行」という。接受銀行は、開設銀行（後述）又は輸入者（以下「BUYER」という）の意思により決定され、開設銀行の海外支店がコルレス先である。接受銀行は、信用状を接受するとコルレス契約により受益者となる輸出者（以下「SHIPPER」という）に信用状を引渡す義務を負う。

・ 輸出認証

SHIPPERから銀行認証用輸出申告書の提出を受けた外国為替銀行は、

SHIPPER に対して輸出認証を行なう。この業務を行なう外国為替銀行を「認証銀行」という。輸出認証は、輸出貿易管理令に定められた行政業務であり、それ自体は銀行にとって無収益業務である。

- ・ 荷為替手形の買取 (NEGOTIATION)

荷為替手形の買取を依頼された外国為替銀行は、特に問題がなければ買取に応じる。この業務を行なう外国為替銀行を「買取銀行」という。荷為替手形の買取は、銀行の立場からすれば一種の金融であり、したがって買取銀行はふつう SHIPPER の取引銀行である。

輸入業務 (対 BUYER 業務)

- ① 信用状関係業務 (開設銀行業務)

輸入信用状の開設、輸入信用状の変更、輸出信用状の譲渡通知

- ② 輸入承認・届出受理関係業務 (承認・届出銀行業務)

輸入承認・届出受理、輸入承認証又は届出証の内容訂正、輸入承認証の有効期限延長

- ③ 輸入決済関係業務 (開設銀行又は取立銀行業務)

為替予約、輸入決済、輸入荷物の貸渡、輸入荷物の引取保証

- ④ 代金前払関係業務

輸入貨物代金支払証明

- ・ 輸入信用状の開設及び通知

BUYER から輸入信用状の開設依頼を受けた外国為替銀行は、BUYER の信用力に問題がなければ輸入信用状の開設を行なう。この業務を行なう外国為替銀行を「開設銀行」という。輸入信用状の開設は、SHIPPER に対する支払保証となり、与信行為であることから、開設銀行はふつう BUYER の取引銀行である。なお、旧乙種外国為替銀行はコルレス網及び海外支店網が不備であることから開設力が乏しく、旧甲種外国為替銀行に再依頼するケースが多い。

- ・ 輸入承認 届出受理

外国為替銀行は、BUYERから輸入承認書又は輸入届出書の提出を受けた場合、当該BUYERに対し輸入承認又は届出受理にかかわる業務を行なう。この業務を行なう外国為替銀行を「承認銀行」又は「届出銀行」という。承認又は届出受理は、L/C付輸入の場合は信用状の開設前に、またB/C輸入の場合は、D/P条件については代金支払前、D/A条件については手形引受前に完了していなければならない。なお、輸入承認又は届出受理は、輸入貿易管理令に定められた業務であり、輸出認証同様に無収益業務である。

・ 輸入決済業務

船積書類（以下「DOCUMENTS」という）を受けた開設銀行又は取立銀行は、その旨BUYERに通知すると同時に輸入代金の支払請求又は手形引受を要求し輸入決済業務にはいる。ここで開設銀行の行なう決済業務は自行のもつ債権の回収業務であり、取立銀行の行なう決済業務は輸出者又は買取銀行のもつ債権の回収業務である。輸入決済業務はBUYERの輸入代金支払をもって完了する。なお、「取立銀行」とは、B/C輸入につき海外にある買取銀行から輸入代金の取立依頼を受けてこれを行なう外国為替銀行をいう。

2) 対在外銀行

輸出業務

① 信用状関係業務（接受銀行業務）

輸出信用状の接受，輸出信用状の条件変更接受，輸出信用状の譲渡実行通知

② 輸出決済関係業務（買取銀行業務）

故障付荷為替手形の処理（Cable NEGOTIATION），求償

輸入業務

① 信用状関係業務（開設銀行業務）

輸入信用状の通知，輸入信用状の条件変更通知 輸出信用状の譲渡通知

接受

・ 輸出決済業務

買取銀行は、L / C 付輸出の場合は輸出信用状の指図に従い DOCUMENT を開設銀行ないしは支払銀行を送付し、手形代金の求償を行なう。また B / C 輸出の場合には、自行の判断により在外銀行（取立銀行）に DOCUMENTS の送付を行ない手形代金の取立を依頼する。

② 輸入決済関係業務（開設銀行又は取立銀行業務）

対外決済、送金等

3) 対通産省（通産局）

輸出業務

① 輸出認証関係業務（認証銀行業務）

輸出認証報告、（銀行認証済）輸出申告書の訂正変更報告

② 輸出手形保険関係業務（買取銀行業務）

輸出手形保険の付保

・ 輸出認証報告

認証銀行は、輸出認証をした場合、認証後ただちに輸出申告書の写し 1 通を所轄の通産局に送付し、輸出認証報告をしなければならない。

・ 輸出手形保険の付保

買取銀行は、B / C 輸出荷為替手形を買取った場合、不渡となった時の危険に対処するため、輸出手形保険を付保する。また、L / C 付輸出荷為替手形を買取った時にも、開設銀行が信用できないなど代金回収に危険がある場合には、輸出手形保険を付保する。付保については、買取銀行の判断で決めるのが普通であるが、SHIPPER の依頼により付保することもある。

輸入業務

① 輸入承認又は届出受理関係業務（承認又は届出銀行業務）

輸入承認又は届出報告、輸入承認証有効期限延長申請

- ・ 輸入承認又は届出受理報告

承認銀行又は届出銀行は、輸入承認又は届出受理を行なった場合、ただちに所轄の通産局に輸入承認報告書を送付し、輸入承認又は届出報告をしなければならない。

4) 対日本銀行

輸出業務

- ① 信用状関係業務（接受銀行業務）

輸出信用状接受報告、輸出信用状内容変更報告

- ② 輸出決済関係業務（買取銀行業務）

輸出決済報告

- ・ 輸出信用状接受報告

接受銀行は、輸出信用状を接受した場合、ただちに当該信用状の写しか接受報告書を日本銀行に送付し、輸出信用状の接受報告をしなければならない。

- ・ 輸出決済報告

買取銀行は、輸出荷為替手形を買取った場合、当該買取用輸出申告書の所定欄に必要事項を記入した上日本銀行に送付し輸出決済報告をしなければならない。

輸入業務

- ① 輸入承認又は届出受理関係業務（承認又は届出銀行業務）

輸入承認又は届出報告

- ② 輸入決済関係（承認又は届出銀行業務）

輸入決済報告

- ・ 輸入承認又は届出報告

承認銀行又は届出銀行は、輸入承認又は届出受理後ただちに輸入承認証又は届出証の写し1通を日本銀行に送付し、輸入承認又は届出報告をしなければならない。

・ 輸入決済報告

承認銀行又は届出銀行は、BUYERから使用済となった輸入承認証又は届出証の提出を受けた場合、ただちに日本銀行に送付し輸入決済報告をしなければならない。

以上で説明を終えるが、これらの業務関係を表にすると表2-1、表2-2となる。

表2-1 輸出業務における外国為替銀行と関連官公庁、企業との関係

	在 外 銀 行	SHIPPER	日 本 銀 行	通産省(局)
接 受 銀 行	信用状の譲渡実行 通知	1 信用状の通知 2 信用状の条件 変更通知 3 信用状の譲渡	1 信用状接受 報告	
	1 信用状の通知 2 信用状の条件変更 通知	1 信用状の譲渡依 頼 2 信用状の条件変 更同意		
認 証 銀 行		1 輸出認証 2 (銀行認証済) 輸出申告書の訂 正変更	前受報告, 外 貨交換済報告 (使用済証明 書の送付)	1 認証報告 2 認証内容訂 正変更報告
		1 輸出申告 2 (銀行認証済) 輸出申告書の訂 正変更		
買 取 銀 行	1 求 償 2 故障付荷為替手 形の処理 (Cable Nego)	1 荷為替手形の買 取 2 為替予約 3 予約残高確認	輸出決済報告	輸出手形保険 の付保
		1 為替手形の買取 依頼 2 上記 L/G Nego 3 為替予約 4 予約残高承認		輸出手形保険 の契約成立通 知
前支 払銀 行		1 代金前受証明 2 外貨交換済証明	前受報告, 外 貨交換報告	
		前受証明依頼		

凡 外国為替銀行から
例 外国為替銀行へ

表 2. 2 輸入業務における外国為替銀行と関連官公庁、企業との関係

	在 外 銀 行	BUYER	日 本 銀 行	通 産 省(局)
開設銀行	1 信用状の通知 2 信用状の条件 変更通知	1 信用状の開設 2 信用状の変更 3 対内決済 4 貸渡 5 引取保証		
	1 信用状の譲渡 実行通知 2 求償	1 信用状の開設 依頼 2 信用状の変更 依頼 3 輸入代金の決 済 4 貸渡依頼 5 引取保証依頼		
承認届出銀行		1 輸入承認届出 受理 2 輸入承認届出 証の内容訂正 3 輸入承認証の 有効期間延長	1 輸入承認・届 出報告 2 輸入決済報告 (使用済 I / L I / D の事後審 査)	1 輸入承認・届出 報告 2 輸入承認証の有 効期間延長依頼
		1 輸入承認又は 届出 2 輸入承認届出 証の内容訂正 依頼 3 輸入承認の有 効期限延長依 頼		輸入承認証の有効 期限延長の承認
取立銀行	1 決済関係諸通 知 2 取引代金の送 金	1 輸入代金の取 立 2 貸渡		
	輸入代金取立依 頼	1 輸入代金の決 済 2 貸渡依頼		
前取組 金送金行				輸入貨物代金支払 報告

凡 例 外国為替銀行から
外国為替銀行へ

3. 外国為替業務のシステム化

貿易手続において外国為替銀行が関与する範囲、すなわち輸出認証、輸入の承認、届出および貨物代金の決済業務は総合貿易情報システムの中でも重要なサブシステムの一つとして考えられる。

この章では、貿易手続における現状の問題点のうち外国為替銀行が関与するものを取り上げ、これについて考察するとともに、総合貿易情報システムのサブシステムとして外国為替業務システム化の方向をさぐることにする。

3.1 現状の問題点

貿易における外国為替銀行の主な業務は、貨物代金の決済と、輸出認証、輸入承認届出等の官庁より委任された外国為替管理業務の二つである。以下この二種の業務について、その問題点を検討する。

1) 貨物代金の決済業務

総合貿易情報システムの開発を行うにあたっての基本的な問題認識のひとつは、貨物の移動は物流技術の発達により迅速になったにもかかわらず、これともなう事務手続は貿易量の拡大にもなった事務量の増大に追いつくことができず遅れがちになっており、このアンバランスを手続の簡素化、システム化により解決をはかる点にある。

貨物代金の決済業務についても同じことが言えよう。輸入貨物が到着しているにもかかわらず、船積書類が到着しないために、正規の手続を踏んでいては貨物を引きとるということができないという問題がある。これについては輸入者は船社に対し、外国為替銀行の発行したL/Gを差し入れることにより、貨物を引取ることが可能となる制度が運用されており、輸入者の信用力がある場合は船積書類の到着が遅れていても、当該貨物が輸入者宛であることが確認で

きる場合には貨物を引取ることができる。しかし、銀行にとって信用のおけない輸入者の依頼による場合は、L/Gの発行を行うことができないため、輸入者は貨物を船積書類到着前に引き取れないこともでてくる。またL/G差入れという制度があるとはいえ、本来B/Lにより引渡すべき貨物をB/Lなしで引渡すことは、銀行あるいは船会社にとって危険負担が全くないというわけではなく、例えば善意の第三者がB/Lを持参すれば船会社は貨物を引渡す義務があるため、仮にこれ以前にL/Gによる貨物の引渡が行なわれているような場合にはトラブルの発生を含んでいる。

輸出者の作成した船積書類が輸入者に引渡されるまでには、まず輸出地の銀行に書類を持ちこんで買取ってもらう、買取銀行は書類相互間の整合性およびL/C条件との一致をチェックし、輸入地の銀行に郵送する。輸入地の銀行は更に同様のチェックを行ってから、決済条件に従って船積書類を輸入者に引渡す、という手続が必要である。これらの手続は現在の決済システムのもとでは、省略できないものである。が、それぞれの手続自体はそれほど複雑なものではない。然しながら郵送期間を除けばそれぞれの手続に要する時間を短縮することは、人手によっているかぎりには限界がある。

即ち、輸出代金決済に関する重要な問題点のひとつとして銀行の買取代り金等の取立に要する時間を短縮し、外貨資金の回収をはやめることにより銀行の資金負担の軽減をはかり、このメリットを顧客へ還元することが考えられているが、現状ではこれは大幅に実現することは困難と認められる。

II) 輸出認証、輸入承認、届出

この制度は輸出あるいは輸入しようとする貨物の代金決済が品目あるいは決済方法に応じ、正しい手続により行われているかどうかを、通関前に外国為替銀行でチェックを行い外国為替および貿易の管理を円滑に行おうとするものである。これらの手続を行うためには外国為替管理法規上の事務的な知識を必要とする点を除けば手続自体に時間を要するものではない。

しかしながら、大部分の貨物が通関前にこれらの手続を必要とすることは、

それだけ貿易手続を複雑にしていると認められ、貿易手続の簡素化という立場からは、むしろこの手続そのものが最小限必要なものに限定する方向でみなおしをはかることが必要であると考えられる。貿易の自由化は世界的な時代の要請であり、日本も貿易を盛んにすることによりその経済を成り立たせなければならないのであるから、むしろ積極的に自由化に向って努力すべきであると言われている。そして自由化ということは品目による数量制限の緩和あるいは関税の引下げということにのみ行なわれるものでなく、貿易決済上の制限の緩和あるいは、必要な手続の簡素化によっても行われなければならないのである。

輸出認証、輸入承認又は届出証の受理を外国為替銀行で行う制度は、原則として貿易の決済方法を標準決済に制限することが目的であり、この意味から言えば、この制度は将来廃止すべきであるとする意見を、関係業界から聞かれる。

また、この制度はそれが通関前に必ず行われるところから、これに関する統計が貿易の先行指標として利用されている。しかしながら届出にしても、認証にしても、通関前に行われるものもあり、数ヶ月前に行われるものもあるので、これらの統計をとってもどの程度信頼できるものかという疑問がある。むしろ通関システムがオンラインリアルタイムで行われ、通関統計が即時に得ることができるようになれば、この方が信頼できるものになるだろう。

したがって官庁委任業務として外国為替銀行が行っている輸出認証や輸入承認又は輸入届出証の受理のシステム化は制度面からのみなおしを行いつつ検討されることが望ましいと考えられる。

3.2 システム化の方向

以上、述べたように認証届出関係の業務は現行制度を前提とするシステム化は効率的でないと考えられるので、こゝでは貨物代金決済業務のシステム化について検討することとしたい。

3.2.1 システム化のメリット

3.1で述べたように、貨物代金の決済に要する期間は現行の入手を中心と

した処理方式を前提とする場合は困難である。(注、特殊な決済方法として T T リンパース即ち電信により買取代金を求償する方法はあるが、一般的ではない)もし ADP システムを導入し、データ伝送を行うことによりこの期間が短縮されるならば、関係者にとってどのようなメリットが生ずるであろうか。

まず、データ伝送による決済システムが実現するとすれば、どのような形をとるかを考えてみよう。

輸出者は B / L その他決済に必要なデータを外国為替銀行に伝送する。銀行では受取ったデータを ADP システムにより自動チェックし、問題がなければ、そのデータを即時輸入地の銀行に伝送する。輸入地の銀行は、これを輸入者に通知し、一覧払であれば輸入者が支払った金額から手数料を差引いて、輸出地の銀行に送金する。送金を受けた輸出地の銀行は更に自行の手数を差引いて輸出者に支払う。

このようなシステムができれば、輸出者は代金をその日の内または翌日に、おそくとも 3 日以内に回収できるであろうから、従来のように輸出地において手形を買取ってもらわなくともよく、金利負担が少なくてすむであろう。銀行にとってはサービスの向上とともに、買取という行為がなければ危険負担が少なくなり、輸入者には必要な情報が早く得られるため、あらかじめ荷さばきの態勢をととのえておくことができる。

3.2.2 システム化の方法

さて、それではどのようにすれば上記のようなシステム化が可能であろうか。現在の書類をただ単にデータ伝送におきかえただけでは通用しない。書類は単なる情報の伝達よりももっと別の機能をもっているからである。最も重要な機能として署名の問題がある。書類上に記された署名は、その書類上のデータがたしかにその署名者の権限と責任にもとずいて作成されたものであることを証明するものである。

また B / L あるいは保険証券のような有価証券の場合にあっては、これを占有するものに対して何らかの経済上の権利を有することを保証するものであり

証券自体に価値が付与されていると考えられる。

このようなデータがどこで誰によって作成されたものであるかを保証し、また書類に付与されている価値を交換することは、単なるデータ伝送システムで実現することは不可能である。したがって貿易決済業務システム化をデータ伝送によって行おうとすれば、伝送システムにこれらの機能を付加することが必要である。

問題を海外とのデータのやりとりにしよれば、輸出地の銀行から伝送される船積書類のデータについて輸出地の銀行がその内容の同一性および真実性を保証し、さらに輸入地の銀行がこれにもとずいて銀行保証B/Lを発行することにすれば、国際間のデータ伝送に関しては、この問題を解決することが可能であろう。しかしながら、この方法はデータの内容を保証するという新たな機能を銀行が持つことになり、これによって生ずる危険を銀行が受入れるかどうかは疑問である。もし、銀行が受入れられる程度にその責任範囲を限定すれば、こんどは輸入者あるいは船会社にとってそのデータが信頼できなくなるおそれがある。

以上の考えは、伝送システムに付加すべき機能を、それを利用する者（例えば銀行）に持たせることにより、現在利用できる伝送システムにより貿易決済業務のシステム化を計ろうとするものであるが、このような考え方は、保証するものが銀行であるから信用できるのであって、他の企業による保証では一般に受入れられそうになく、貿易の他の手続に対しても応用することは難しいであろう。

それでは伝送システム自体にこのような機能を付加することは可能であろうが、もしそれができれば、保証を行うものによって信用の程度が違う等の問題は生じてこない。（もちろん技術的問題のことで、取引相手そのものが信用できるかどうかの問題は残るであろう。）また利用者のシステムもデータの信頼性をチェックするための複雑な機能を必要としないであろう。

まず署名の機能に代替する機能について考えてみよう。これは以下のようにし

て実現することもできよう。

例えば買取を依頼する場合に原産地証明書（C/O）が必要であるとする。（これは買取の時に必須の条件ではないが、輸入者が通関するために、必要な場合があるので、しばしばL/Cにこの書類を買取の時に必要な書類として指定することがある。）C/Oが必要な場合、輸出者は商工会議所にインボイスデータを伝送して、C/O発行を依頼する。商工会議所がC/Oを輸出者に伝送すると同時に、C/Oデータはそのまま伝送システムのファイルに登録される。輸出者が買取依頼データを銀行に伝送するとき、同時に伝送システムに登録してあるC/Oデータをも銀行宛に伝送する。この時伝送システムは輸出者からのデータには輸出者からのものであることを、C/Oデータにはもともと商工会議所より発信されたものであることを何らかの方法で表示すれば、銀行は確かに商工会議所がC/Oの証明を与えたことを確認することができる。もちろん、買取銀行がC/Oを確認できてもそれだけで買取を行うことはできない。C/Oは最終的には輸入者を通じて輸入地の税関に提出しなければならないので上記のシステムがこれらの関係者全員の参加を条件としていることはいうまでもない。

さて、以上の機能を買易データ伝送システムに持たせることができればこれにより有価証券取引を行うことも可能である。

例をB/Lにとってみよう。船会社はB/Lを発行すると、輸出者に伝送する。この時B/Lデータはその船会社が発信したものとして伝送システムに登録される。輸出者は登録済B/Lデータに裏書データを付与して買取銀行に伝送する。この時裏書データは輸出者が発信したものとして、伝送システムに登録され、それはB/Lの所有権が輸出者から買取銀行へ移されたことを証明するものである。買取銀行は、船会社のB/Lデータ輸出者の裏書データに自行の裏書データを加えて輸入地の銀行に伝送する。後は同様で、最終的には輸入地の船会社がB/Lデータと一連の裏書データを受取ることにより、手続は終了する。

有価証券取引の機能は、また有価証券登録センターを設けることにより可能である。これは、いわば不動産取引の登記所と似た機能を持っており、有価証券の発行者および所持人の管理を行うセンターである。再びB/Lを例にとると、船会社はB/Lを発行すると、伝送システムを通じて有価証券登録センターに登録すると同時に、これを輸出者に連絡する。輸出者は買取時にB/Lの名義変更をセンターに依頼することにより、B/Lを買取銀行に渡すことができる。国ごとにこのようなセンターが存在すればセンター同士が連絡することにより国際的にこのような取引を行うことも可能である。

さて、以上は現行の制度を例に挙げて貨物代金決済のシステム化に必要な条件を論じてきたが、このようなシステムがもし実現すれば、データのチェック郵送等による代金決済の遅れはなくなり、荷為替手形の買取という制度は一覧払のときは必要なく、ユーザンス付きの場合もその形を変えざるを得ないであろう。このようなシステムが実現した場合には、どのような決済方法が考えられ、それらのうちどの決済方法がどのような場合に利用されることが望ましいかを論ずることは非常に興味深い問題である。しかし、各関係者すべての利害に関係し、特にこのようなシステムではどのような不都合が生ずる可能性があるのか、そして、そのような不都合が生じた時の責任問題まで考慮すると、この問題は早急に結論を出せるものではなく今回の研究範囲を越えると考えるので、後の研究課題としたい。

資 料 編

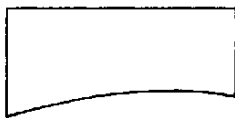
業 務 分 折

1. 輸出貨物代金の前受(1)	213
2. 輸出貨物代金の前受(2)	215
3. 輸出信用状の接受	217
4. 輸出認証	220
5. 輸出信用状の変更及び取消	224
6. (銀行認証済) 輸出申告書の訂正変更	226
7. 信用状の譲渡	230
8. 為替予約及び予約残高確認	232
9. 輸出手形の買取	234
10. 故障付輸出為替の処理	239
11. 為替買取後の処理 (WITH L/C)	241
12. 為替買取後の処理 (D/P, D/A)	249
13. 少額輸入	253
14. 輸入承認・届出	255
15. 輸入信用状の開設	259
16. 輸入信用状の変更	262
17. 輸入届出証・輸入承認証の内密変更	264
18. 輸入承認証の有効期間の延長	270
19. 輸入為替の決済 (WITH L/C)	274
20. 輸入為替の決済 (D/P, D/A)	278
21. 輸入荷物の貸渡	283
22. 輸入荷物の引取保証	287

英 字 説 明

	SHIPPER	輸出者
	BUYER	輸入者
C/N	Contract Note	契約書
L/C	Letter of Credit	商業信用状
③ E/D	③ Export Declaration	(銀行認証用) 輸出申告書
E/L	Export Licence	輸出承認証
Nego	Negotiation	買取依頼
Inv.	Comercial Invoice	商業送り状
B/L	Bill of Lading	船荷証券
I/P	Insurance Policy	海上保険証券
	Documents	船積み書類
L/G	Letter of Guarantee	保証状
③ I/D	③ Import Declaration	輸入届出書
③ I/L	③ Import Licence	輸入承認書
	CHECK	小切手

記 号 説 明



帳票

(N)

帳票通致、但しNは数字



関係官庁・企業 (当該業務主体)

通数 (IN, OUT)

IN 当該業務の中心となる外国為替銀行にINPUTされる通数。

OUT 当該業務の中心となる外国為替銀行からOUTPUTされる通数。

決済区分

輸出 L/C決済, B/C決済, 前受決済

輸入 L/C決済, B/C決済, 前払決済

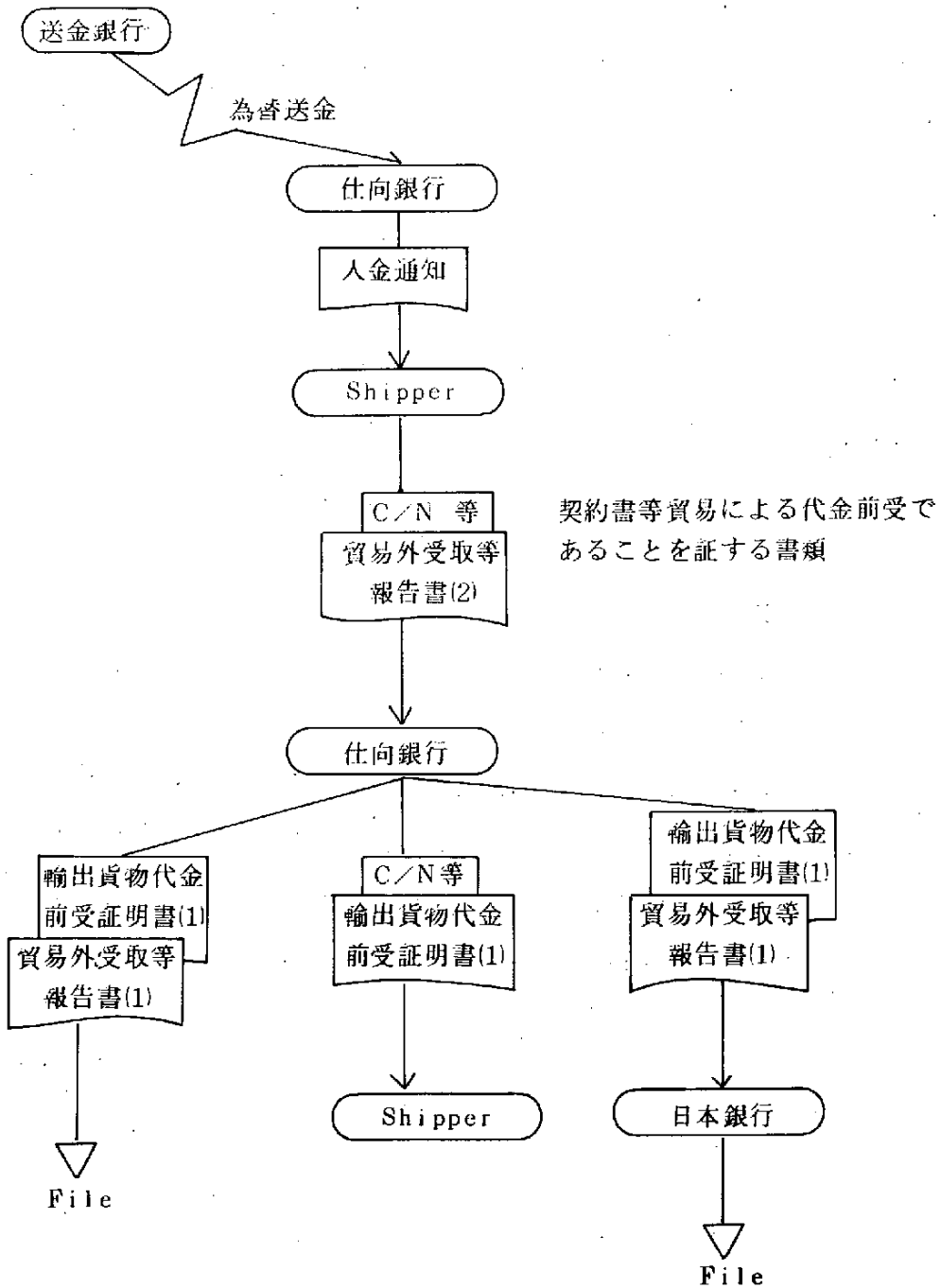
決済区分欄の○, △, ブランク

○ 当該業務につき, 当該決済区分の場合に必要。

△ 当該業務につき, 当該決済区分の場合に条件により必要。

ブランク 当該決済区分の場合, 当該業務は不必要。

1. 輸出貨物代金の前受(1)



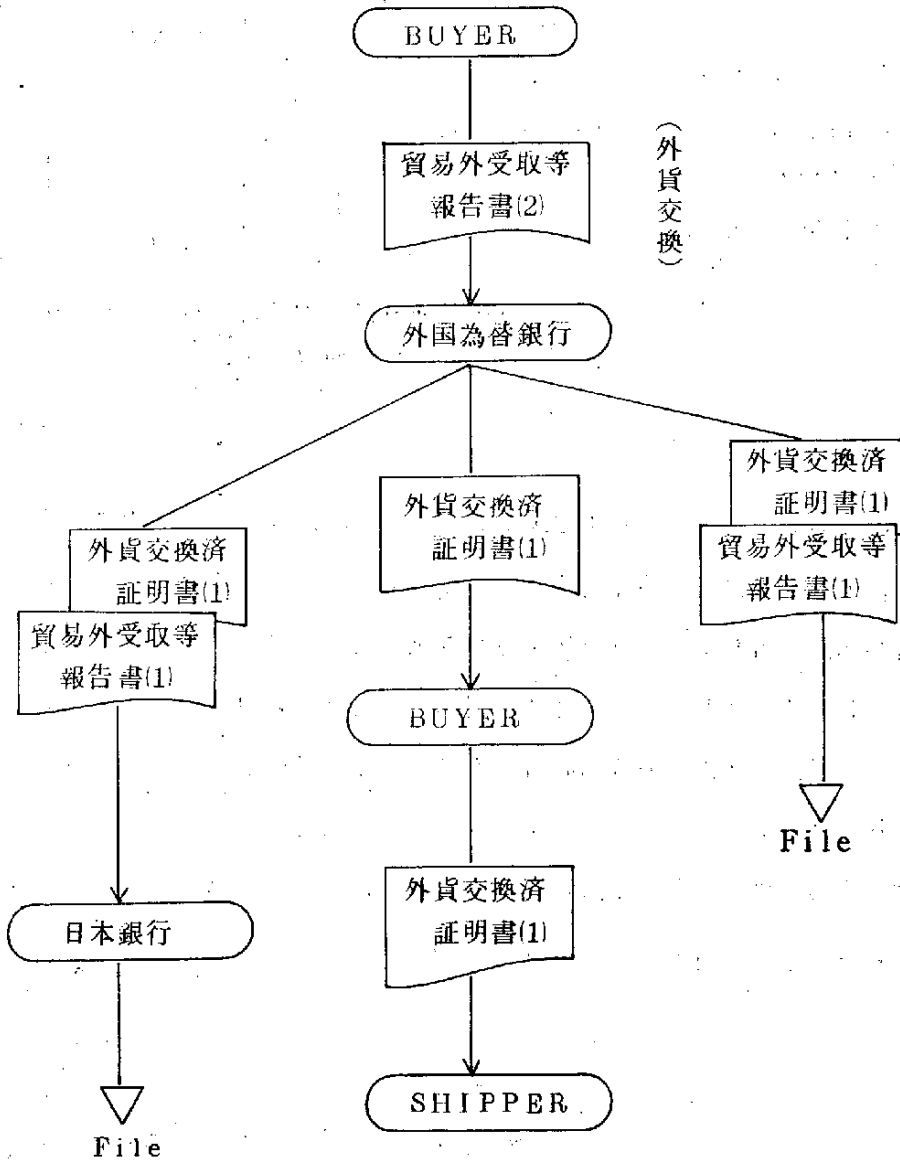
帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・貿易外受取等報告書	2	1			○
・輸出貨物代金前受証明書		2			○

(注) 通数は仕向銀行に IN, OUT される通数です。

説明

- ① 輸出貨物代金前受証明書は、輸出認証において SHIPPER が貨物代金の一部又は全部を、貨物の輸出認証前 1 年（設備輸出の場合は 3 年）以内に受領したことを証する書類として発行される。
- ② 輸出貨物代金前受証明書の有効期間は、対外支払手段の買取等の翌日から起算して 1 ケ年である。
- ③ 外国為替銀行は、輸出貨物代金の前受金を取得した SHIPPER から、当該前受金にかかわる対外支払手段を買取ったときには、当該 SHIPPER から貿易外受取等報告書を徴求のうえ、日本銀行へ送付しなければならない。

2. 輸出貨物代金の前受(2)



(注) ここでBUYER は
非居住者, SHIPPER
は居住者です。

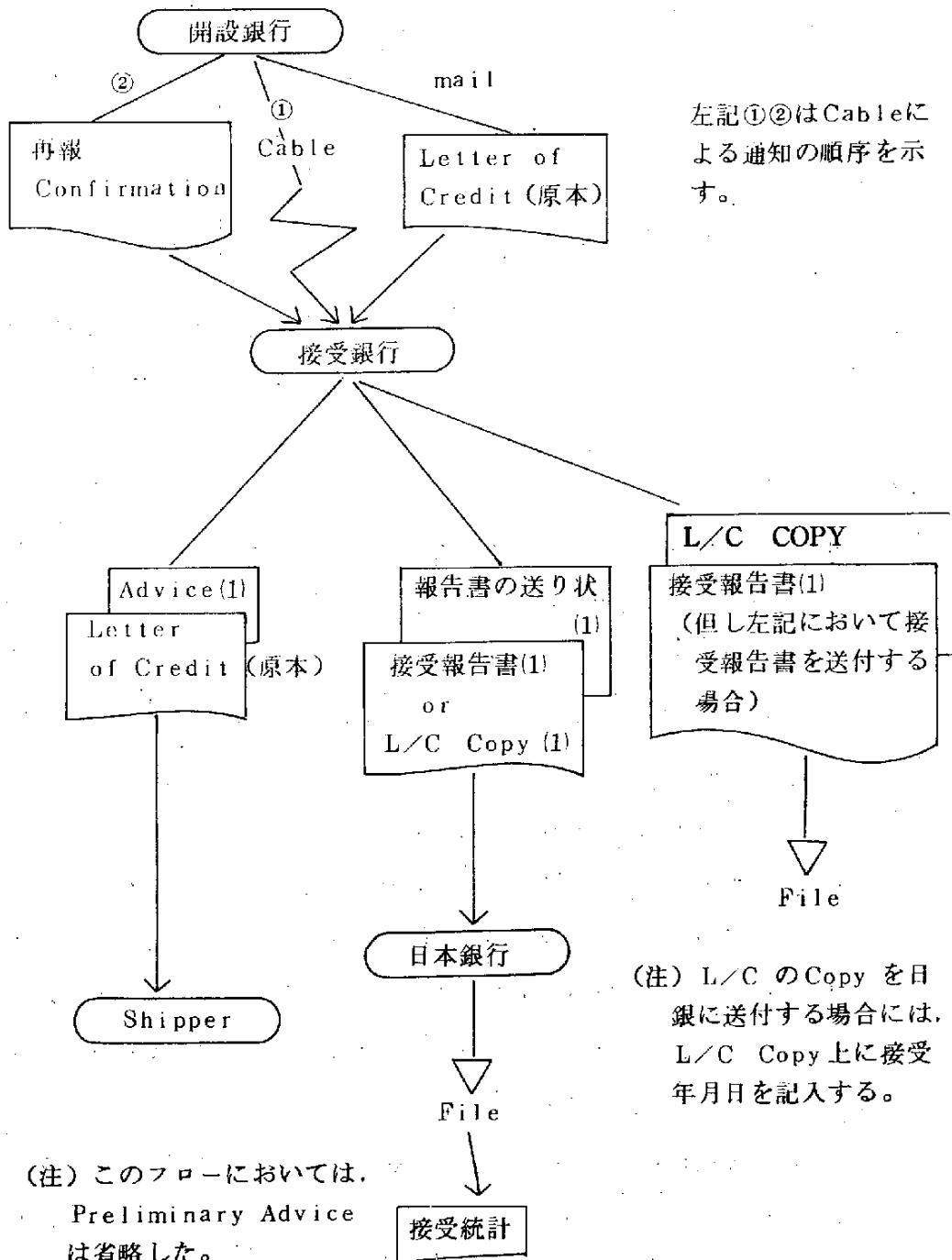
帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・外貨交換済証明書 (Foreign Currency Conversion Certificate)		2			○
・貿易外受取等報告書	2	1			○

(注) 通数は外国為替銀行にIN, OUT
される通数です。

説明

- ① 外貨交換済証明書は、輸出認証において、SHIPPERが輸出貨物代金の支払として本邦にある非居住者から受取った内国支払手段が、当該非居住者が適法に所有する対外支払手段を外国為替銀行に売却したことにより取得されたものであることを証する書類として発行される。
- ② 外貨交換済証明書の有効期間は、対外支払手段等の買取日から起算して3ヶ月である。
- ③ 対外支払手段を買取った銀行は、当該非居住者から貿易外受取等を徴求し、日本銀行へ送付しなければならない。

3. 輸出信用状の接受



帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・輸出信用状接受通知書 (Advice)		1	○		
・輸出信用状 (Letter of Credit)	1(原本)	1(原本)	○		
・輸出に関する信用状接受報告書		1	△		
・輸出信用状等に関する報告書の送り状		1	○		

(注) 通数は接受銀行に IN, OUT
される通数です。

説明

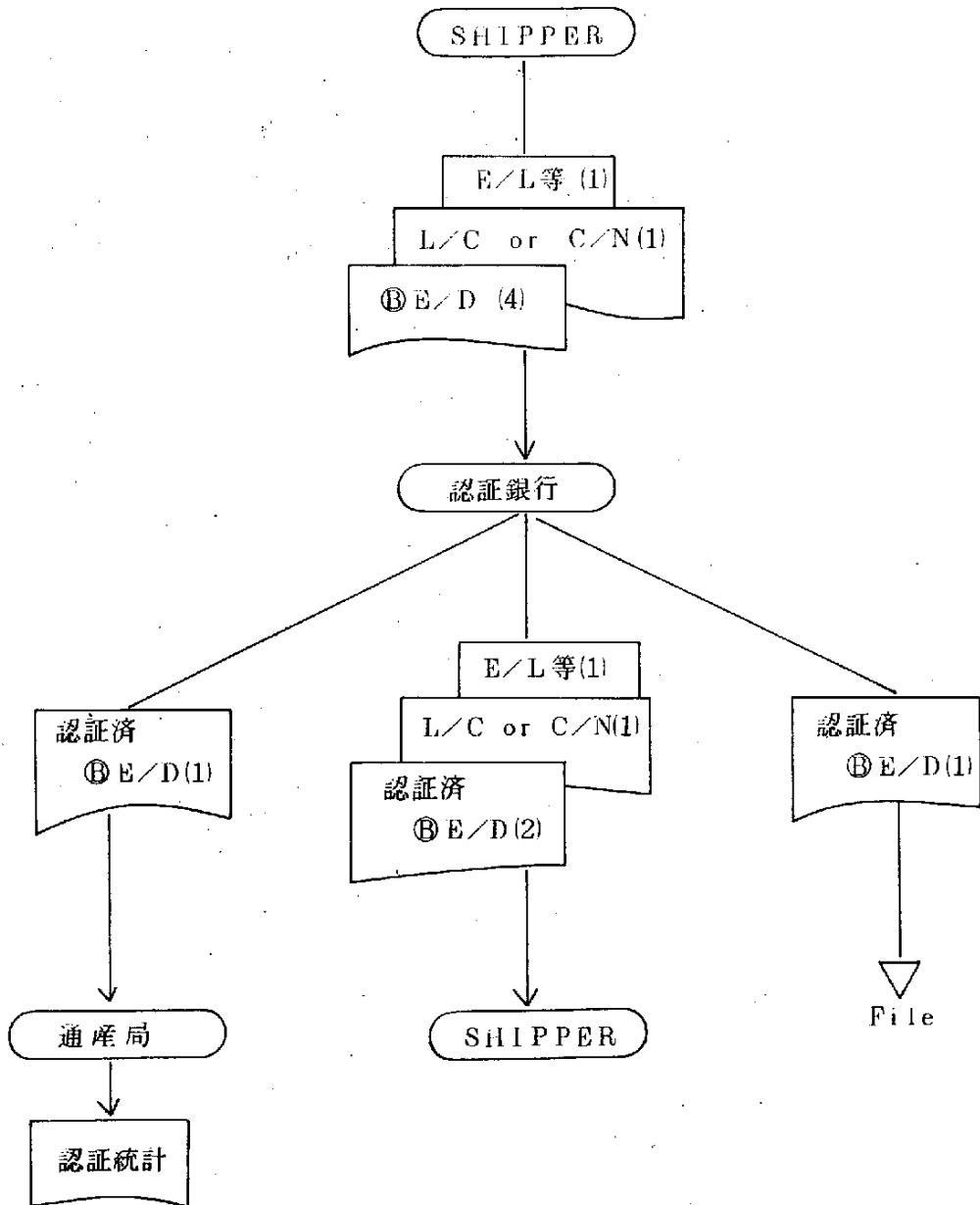
- ① 開設銀行から接受銀行への通知方法は、郵便により信用状原本を送付する場合と電信により信用状の内容を打電する場合の2種類ある。
- ② 電信による場合には、接受銀行において、所定のフォームにより電文を翻訳し信用状を作成し、これを原本として受益者たる SHIPPER に引渡すことになる。
- ③ 電信により通知されるものは、送信中に生ずる Mutilation その他の誤謬による不測の事態をさける為、打電後、郵便により同一内容の再報 (Confirmation) が発行銀行から送付される。もし、電信内容と再報との間に相違があれば、再報が正当とされる。この再報は、当該信用状原本に添付して使用することになっているが、原本そのものではないので、再報のみで取引することはできない。
- ④ 輸出信用状の確認 (Confirm) は、普通接受銀行が行なっている。
- ⑤ 接受銀行は、接受簿 (Register) に信用状の接受記録を行ない、通知番号 (Advice Number) を付し、SHIPPER に送付する。
- ⑥ 接受銀行は、接受日の翌営業日中に日本銀行に接受報告することを義務

づけられている。

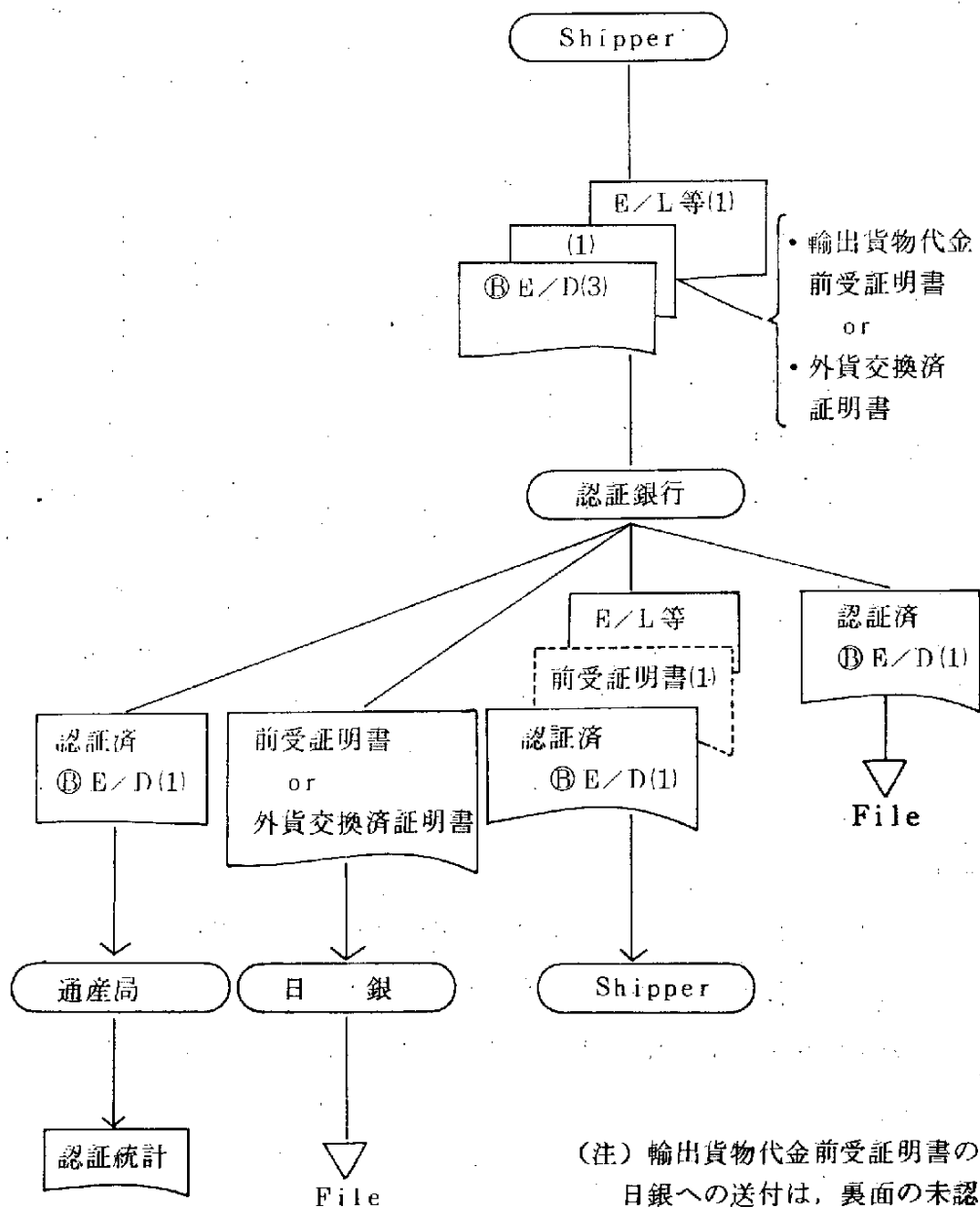
- ⑦ なお、本年（1975年）10月に信用状統一規則が改正される予定であり、改正項目のひとつとして電信指図による信用状通知を行った場合のMail Confirmation の位置づけがある。すなわち、電信又はテレックスに「Airmailing Details」等の表示がある場合、又はMail Confirmationを実際の取引に使用する信用手段とする旨を明示していない場合を除き、その電信またはテレックスは実際の取引に使用する信用手段とみなされるものとし、この場合は開設銀行は接受銀行に対してMail Confirmation を送付する必要がない取扱となる見込である。

4. 輸 出 認 証

(1) L/C, B/Cの場合



(2) 輸出代金前受の場合



(注) 輸出貨物代金前受証明書の
日銀への送付は、裏面の未認
証残高がなくなった時に行わ
れる。

帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・（銀行認証用）輸出申告書 （⑬ Export Declaration）	4 (L/C) B/C	3	○	○	
	3（前受）	2			○
・輸出信用状 （Letter of Credit）	1（原本）	1	○		
・契約書 （Contract Note）	1（原本）	1		○	
・輸出貨物代金前受証明書	1	1			○
・外貨交換済証明書 （Foreign Currency Conversion Certificate）	1	1			○
・輸出承認証 （Export Licence）	1（原本）	1	△	△	△

（注）通数は認証銀行にIN、OUTされる

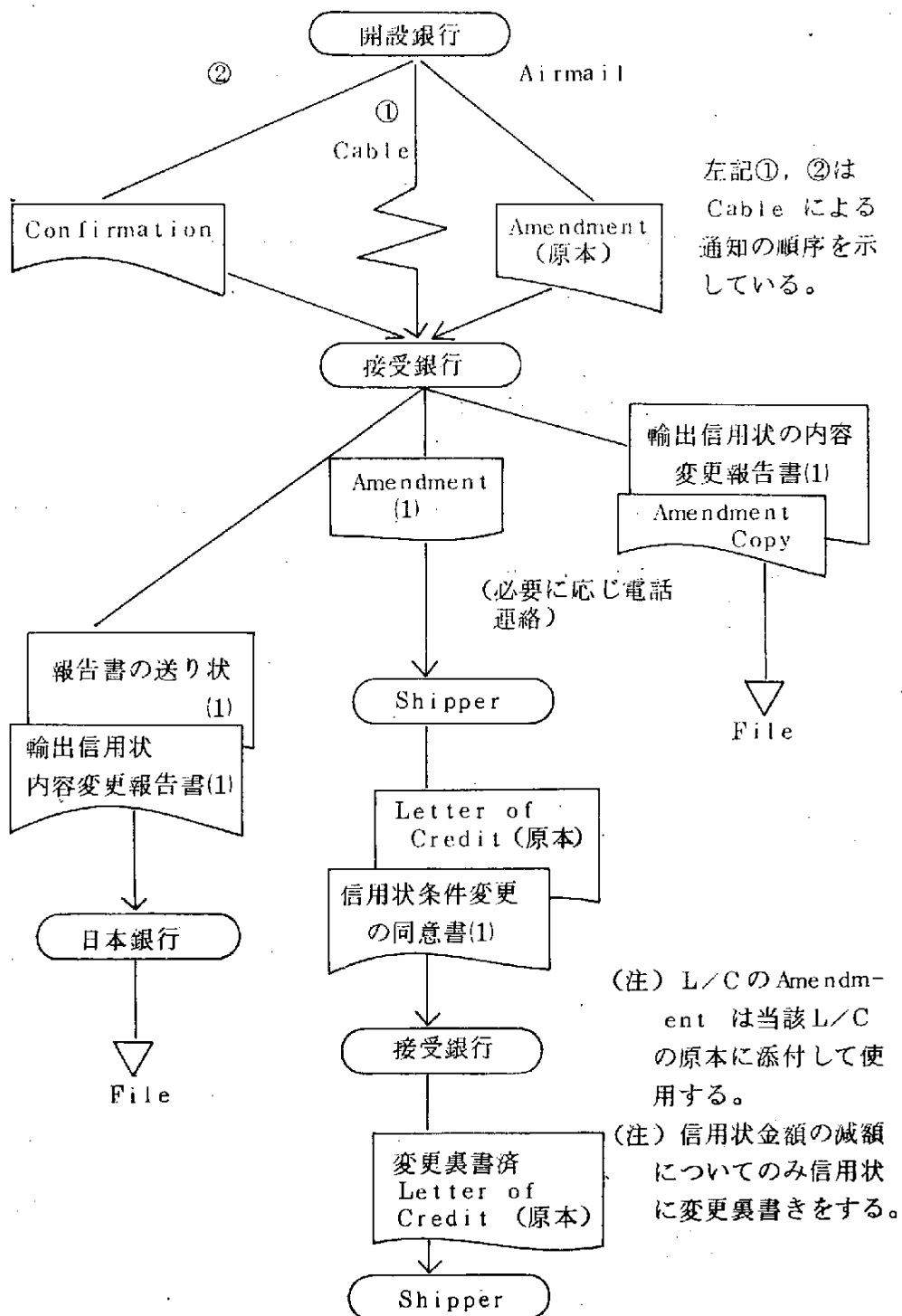
通数です。

説明

- ① 輸出認証とは、管理法49条及び輸出法令第3条により定められた、外国為替公認銀行の支払方法に関する証明である。
- ② 輸出申告は、船積単位ごとに行ない、申告時期は通関前でなければならない。
- ③ 審査内容
 - ㊦ 関係貨物の輸出について、銀行認証を要するものかどうか。
 - ㊧ 輸出貨物代金の決済方法が、標準決済方法かどうか。
 - ㊨ 輸出貨物代金の決済方法が、標準外決済方法である場合は、当該輸出にかかわる通産大臣の承認又は契約の許可を受けているかどうか。

- ③ 輸出申告書の内容が信用状、輸出契約書、輸出貨物代金前受証明書等ならびに関係許可書もしくは承認書に定められた条件に合致するか、またはその範囲内であるかどうか。
- ④ 輸出者の記名押印または署名が個人の場合は本人、法人の場合は代表権を有する者以外の者により記名押印または署名が行われている場合には、委任状の添付があるかどうか。
- ⑤ 審査した結果問題がなければ、認証銀行は認証年月日、認証番号を付し署名した後、L/C、B/C 輸出の場合は2通、代金前受の場合は1通を、Shipper に返却する。
- ⑥ 同時に、所轄の通産局に1通送付し、1通は認証銀行においてファイルする。
- ⑦ なお、代金前受の場合には、使用済となった輸出貨物代金前受証明書又は外貨交換済証明書を日銀へ送付する。

5. 輸出信用状の変更及び取消



帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・輸出信用状変更通知書 (Amendment)	1 (原本)	(原本)	○		
・輸出信用状内容変更報告書		1	○		
・輸出信用状等に関する報告書の送り状		1	○		
・信用状変更の同意書		1	△		
・輸出信用状 (Letter of Credit)		1	△		

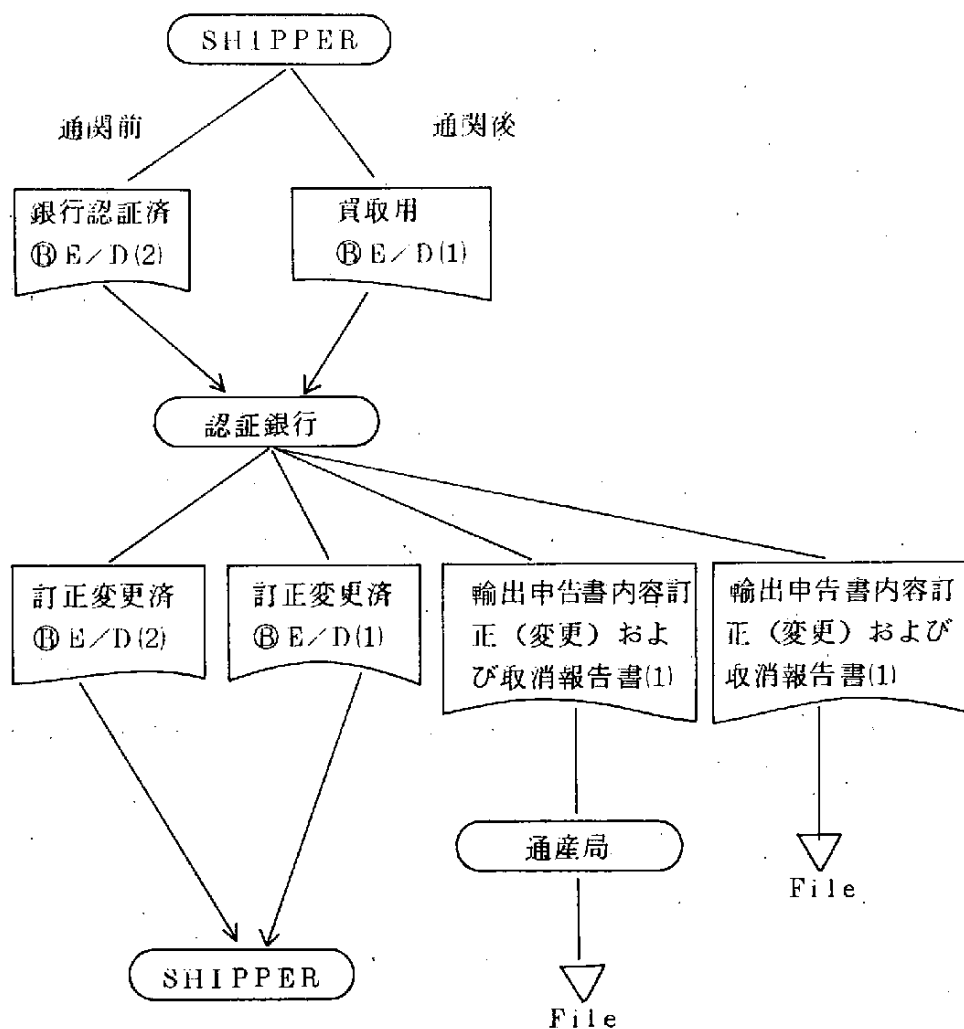
(注) 通数は接受銀行に IN,
OUT される通数です。

説明

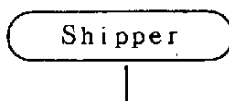
- ① 接受銀行は、開設銀行から信用状の条件変更の通知を受けると、輸出信用状変更通知書を受益者たる SHIPPER に渡すとともに、翌営業日中に日本銀行へ輸出信用状内容変更報告書を送付しなければならない。
- ② 取消不能信用状 (Irrevocable Letter of Credit) の変更については、信用状統一規則第 3 条の定めにしたがって、接受銀行は、Shipper から同意書を徴求する。
- ③ しかし、この同意書徴求には、手間がかかるので、実務では船積み有効期限の短縮、信用状金額の減額、商品単価の引下げなど、Shipper に不利と思われる条件変更の場合に徴求している。
- ④ 信用状金額の減額については、接受銀行は Shipper から信用状原本の提出を求め減額裏書きをする。
- ⑤ なお信用状の取消については①～③までは変更の場合に準じて行い、SHIPPER から取消に関する同意書とともに信用状原本を回収する。

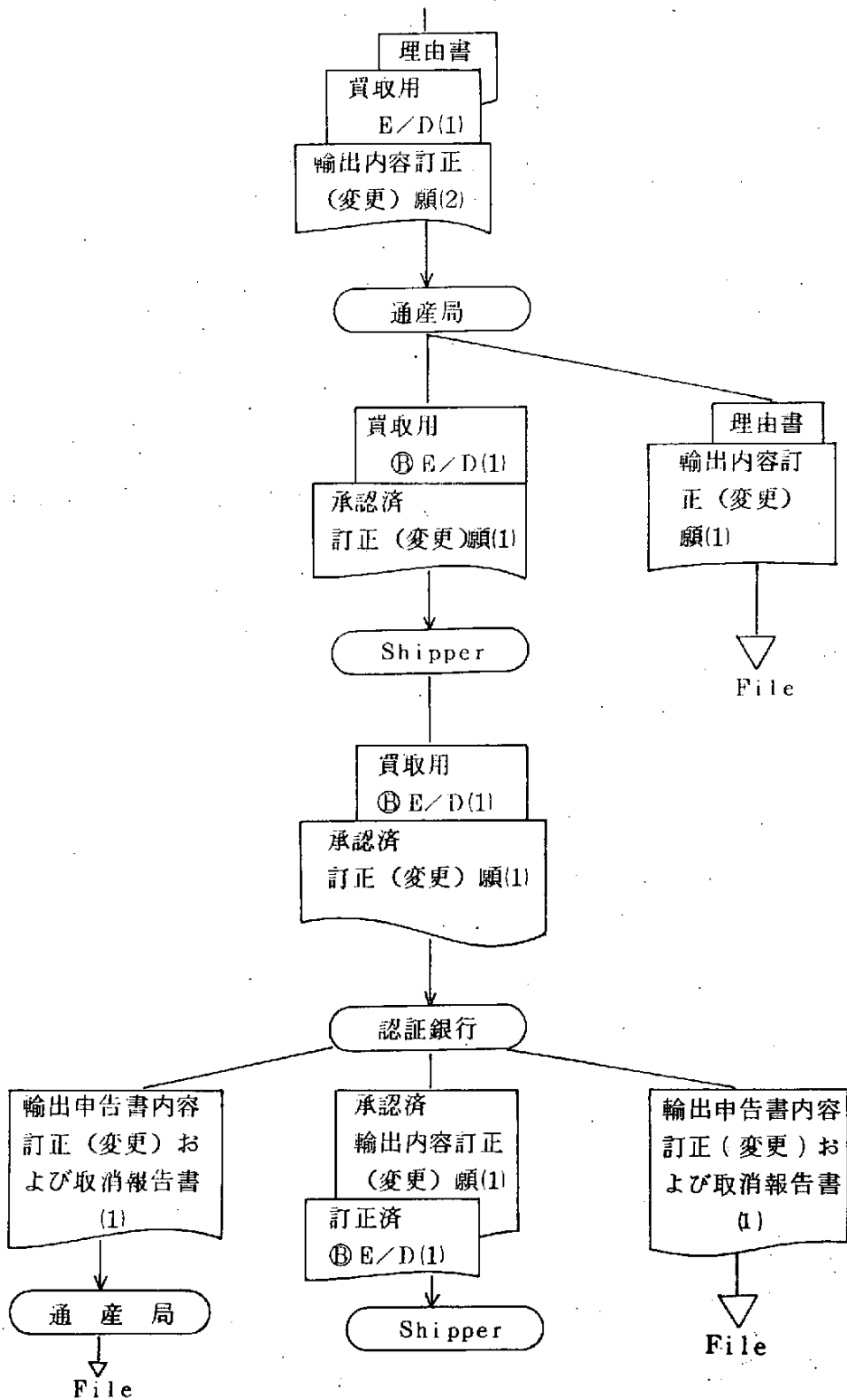
6. (銀行認証済)輸出申告書の訂正変更

(1) 為銀限りで訂正変更可能な場合



(2) 通産大臣の許可を必要とする場合





帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・（銀行認証済）輸出申告書 （③ Export Declaration）	2 1 1	2 1 1	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
・輸出内容訂正変更願	1	1	△	△	
・理由書			△	△	△
・輸出申告書内容訂正（変更）および取消報告書		1	○	○	○

(注) 通数は認証銀行に IN, OUT される
通数です。

説明

(1) 外国為替銀行限りで訂正変更可能な場合

④ 条件

① 税関の輸出許可前の訂正変更

② 税関の輸出許可後の訂正変更であっても

(イ) ミスタイプ、誤記又は記載もれ。

(ロ) 運賃又は保険料の変更及びこれに伴う価額の変更。

(ハ) 船積数量の変更（貨物積残しの場合も含む）に伴う数量及び価額の変更。

(ニ) 標準決済方法の範囲内における決済方法の変更。

以上 4 事項の場合。

⑤ 手続き

① 輸出申告者の訂正変更は、原則として、その認証を行った為替銀行の店舗で行う。

② 訂正変更を行った為替銀行は、当該輸出申告書の余白に銀行店舗名及び日付を記入し、責任者が押印又は署名して申請者に返却する。

③ 為替銀行は、訂正変更により標準外決済方法の要素が加わる場合は、新たに輸出の承認若しくは契約の許可又は輸出承認書等の訂正変更の許可を受けたことを確認のうえ、訂正変更を行うものとする。

④ 認証銀行が輸出申告書の訂正変更又は認証取消しを行った場合には、その管轄の通産局に「輸出申告書内容訂正（変更）および取消報告書」を遅滞なく送付して報告しなければならない。

(2) 通産大臣の許可を必要とする場合

① 条件

税関の輸出許可後の訂正変更であり、しかも上記(イ)～(ロ)以外の場合。

② 手続き

① 認証銀行による訂正変更を受ける前に、通産局又は通産本省の許可を得る以外は(1)と同様。

② 通産局又は通産本省に提出を要する書類は、

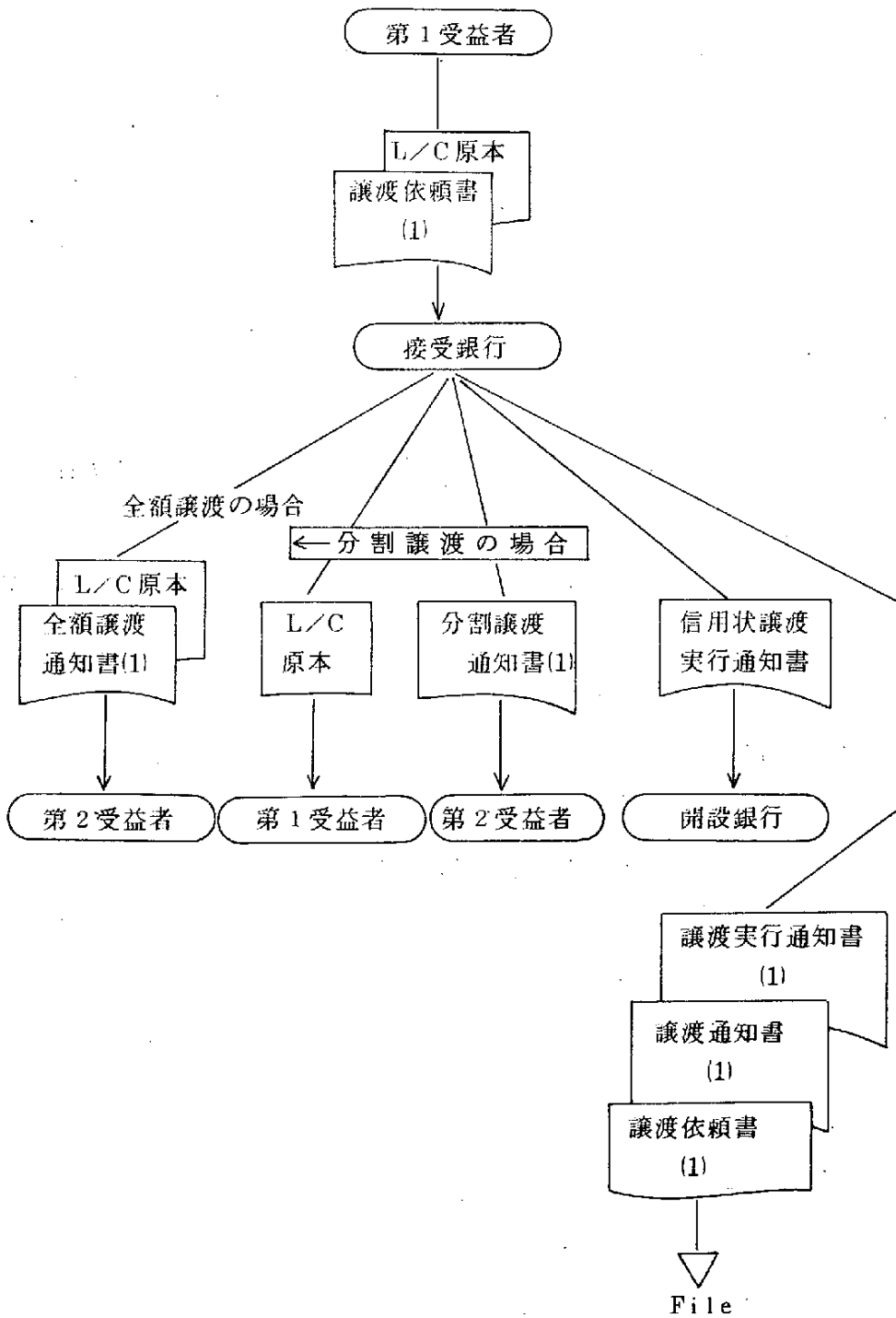
(イ) 輸出内容訂正変更願 2通

(ロ) 買取用輸出申告書 1通

(ハ) 訂正変更の必要を証するに足る書類

③ 許可を得た場合、(イ)1通および(ロ)が返却されるので、これを認証銀行に持込むと(1)と同様の手続きになる。

7. 信用状の譲渡



帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・輸出信用状譲渡依頼書	1		○		
・輸出信用状	1(原本)	1	○		
・信用状全額譲渡通知書		1	△		
・信用状分割譲渡通知書		1	△		
・信用状譲渡実行通知書		1	○		

(注) 通数は接受銀行に IN, OUT
される通数です。

説明

① 譲渡可能な条件

- ・信用状に transferable(譲渡可能)と明示があること。
- ・譲渡は第1受益者から第2受益者に対し1回限りである。
- ・信用状が分割船積みを許容しているときは、分割譲渡が可能である。
- ・受益者名の変更のほかは、原信用状に明示の条件にもとづいてのみ譲渡が可能である。ただし、信用状金額の減額、単価の減額、有効期間・積出期間の短縮および原信用状の発行依頼人の氏名の第1受益者名への変更は可能である。

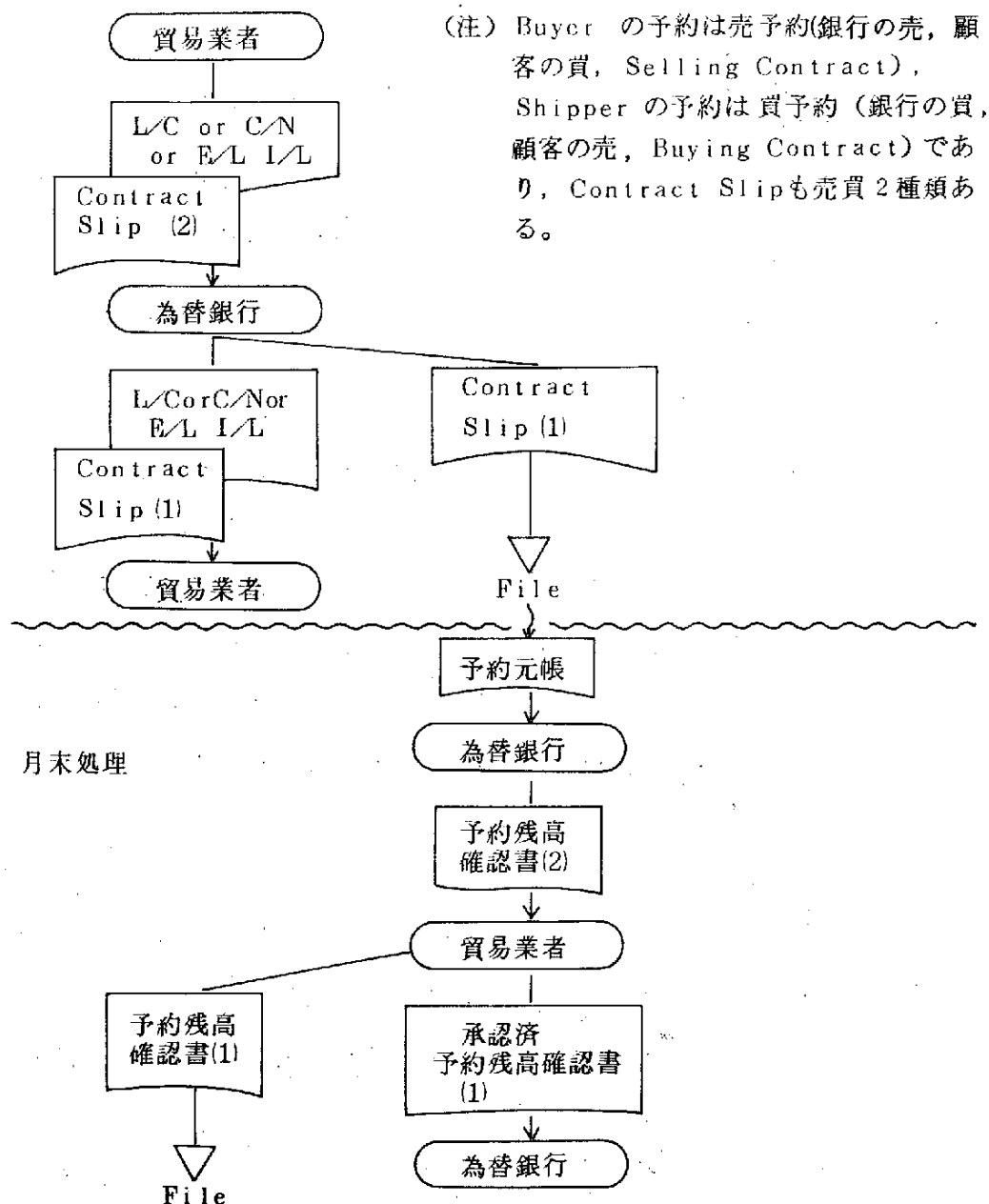
② 譲渡の手続き

- ・全額譲渡の場合＝第1受益者は、銀行所定の依頼書に信用状を添えて提出する。銀行は、依頼人が第1受益者本人であることを確認した後、信用状全額譲渡通知書をつくり、信用状には全額譲渡済みの文言を記載し、通知書と信用状を第2受益者に渡す。
- ・分割譲渡の場合＝銀行は、依頼人の確認後、信用状分割譲渡通知書をつ

くり、原信用状には、譲渡した金額、商品数量など必要事項を裏書きする。そして、通知書は第2受益者に渡し原信用状は第1受益者に返す。買取時の裏書きは通知書に行なわれる。

8. 為替予約及び予約残高確認

為替予約



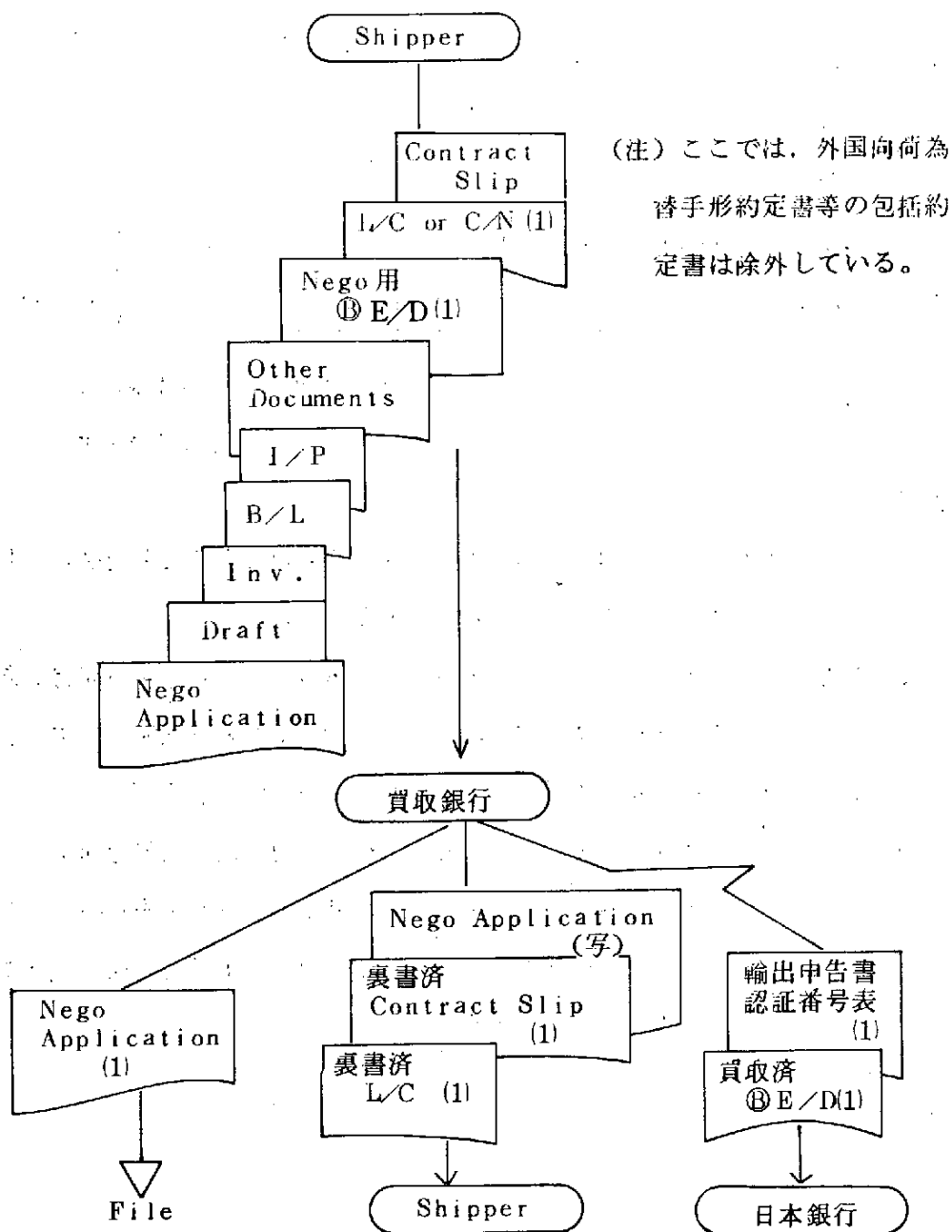
帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・ 為替予約票 (Contract Slip)	2	1	○	○	
・ 商業信用状 (Letter of Credit)	1 (原本)	1	○		
・ 契約書 (Contract Note)	1 (原本)	1		○	
・ 輸出承認書 (Export Licence)	1			△	
・ 輸入承認書 (Import Licence)	1			△	
・ 予約残高確認書	1	2	○	○	

(注) 通数は外国為替銀行に IN,
OUT される通数です。

説明

- ① 現行管理法上、予約の申込みは実需に基づくものであることを必要とし、予約締結の時期も輸出入契約成立時以降となっている。
- ② したがって、為替銀行は実需による予約であることを確認する義務があり、予約の申込に際しては実需に基づく予約であることを証する書類—信用状、契約書、輸出入ライセンスのいずれか—の提出を求める。
- ③ 為替銀行は、対顧客の予約について、自行の予約記帳の正確を期する為に、毎月末その残高を各顧客別、売買別に算出し、これを予約残高確認書に記載のうえ顧客に 2 通送付する。顧客はその内容の正否を点検したうえ、1 通に署名して為替銀行に返却する。

9. 輸 出 手 形 の 買 取



帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・ 荷為替手形買取依頼書 (Application for Negotiation)	Full Set		○	○	
・ 荷為替手形 (Draft, Bill of Exchange)	2		○	○	
・ 商業送り状 (Commercial Invoice)	Full Set		○	○	
・ 船荷証券 (Bill of Lading)	Full Set		○	○	
・ 保険証券 (Insurance Policy)	2		○	○	
・ 原産地証明書 (Certificate of Origin)	2		△	△	
・ 包装明細書 (Packing List)	2		△	△	
・ 重量・容積証明書 (Measurement &/or Weight List)	2		△	△	
・ 検査証明書 (Inspection Certificate)	2		△	△	
・ 領事送り状 (Consular Invoice)	2		△	△	
・ 税関送り状 (Customs Invoice)	2		△	△	
・ 買取用輸出申告書 (Export Declaration)	1	1	○	○	
・ 輸出信用状 (Letter of Credit)	1	1	○		
・ 契約書 (Contract Note)	1	1		○	
・ 為替予約票 (Contract Slip)	1	1	△	△	

(注) 通数は買取銀行に IN, OUT
される通数です。

説明

L/C にもとづく銀行の買取

- ① 買取銀行は、依頼書に記載の Documents の各通数が合致しているか、
手形等必要なものに輸出者の届出済みサインがなされているかを点検する。
- ② 通数サイン等において誤りがなければ、依頼書の 1 通を受付書として輸

出者に返却する。同時に輸出為替手形受付帳に記帳する。

- ③ 信用状の点検。点検項目は概して①一流銀行の発行または確認した信用状であるか。②取消不能信用状であるか。③信用状統一規則の適用文言あるいは信用状発行銀行の確約文言があるか。④自行で買取可能の信用状であるか。⑤信用状は原本が提出されているか。以上5項目である。

いづれかの条件が満たされていない場合には、銀行は普通買取らず、代金取立手形として代金の取立をすることになる。

- ④ 荷為替手形の点検 振り出された手形の手形要件の点検および信用状条件との一致の確認を行う。

- ⑤ 船積書類の点検 船積書類の点検は、船積書類が信用状条件に合致していること、および文面上船積書類相互に矛盾がないかどうかチェックされる。以下主要船積書類のチェック・ポイントを列挙する。

商業送り状；①名宛人が信用状の発行依頼人となっているか。

②作成者の署名はあるか ③商品名は信用状面記載の商品名と一致しているか ④合計金額は、信用状金額を上回っていないか ⑤その他の記載事項に不備はないか。

船荷証券；①発行通数全通が提示されているか、②本船積込済（ON Board）の表示があるか ③無故障船荷証券（Clean B/L）であるか ④荷受人は信用状条件どおりになっているか

⑤建値と運賃の表示の関係は正当であるか

⑥船積期限内に船積されているか ⑦Stale B/Lではないか ⑧甲板積ではないか ⑨傭船契約にもとづく船荷証券ではないか ⑩その他の法定記載事項がすべて記載されているか。

保険証券；保険証券はC I F系列の価格建の場合のみ船積書類として要求される。

- ①保険会社またはその代理人もしくは保険引受会社によって発行されかつ署名されているか ②保険金請求権が買取銀行に譲渡されているか ③付保金額は信用状条件どおりとなっているか ④運送行程の全区間が担保されているか ⑤保険証券の発行日付が船積書類の日付より後ではないか ⑥信用状面で付保を要求されている危険はすべて担保されているか ⑦保険証明書ではないか ⑧その他要項が記載されているか。
- ⑥ 以上の点検を終え、問題がなければ銀行は手形を買取り、Shipper 名義の預金勘定に買取り代り金を入金する（円貨払、外貨払の方法がある）。
- ⑦ Shipper が円貨受領を希望する場合、適用相場が問題となってきますが、為替予約がない場合には直物相場が適用される。
- ⑧ 為替予約がある場合には、買取依頼に際して為替予約票も添付する。ただし為替予約票の受渡期間内になれば、為替予約は有効ではない。
- 銀行は、約定相場により換算した円貨の支払をすると同時に、予約票裏面に①実行日、②金額、③Rate ④邦貨換算額等を記入し、署名あるいは、記名押印のうえ Shipper に返却する。
- ⑨ 銀行は、買取りが終わると、信用状に次の事項を裏書きし、Shipper に返却する。①買取日 ②買取金額 ③残高、必要に応じ ④荷物の品名 ⑤数量 ⑥積期
- ⑩ 日本銀行への報告として為替銀行は、買取日の翌々営業日までに買取済輸出申告書に輸出申告認証番号表を添えて提出するように義務づけられている。

L/C にもとづかない銀行の買取

- ① D/P, D/A 手形の場合信用状付輸出手形に比べて、代金回収上の危険が大きいため、信用状付輸出手形取引の場合以上にSHIPPERの信用状態が重視されかつ保証人や担保徴求もきびしくなる。

② D/P, D/A 手形の場合、銀行は買取手続きを始める前に買取可否の審査を行なう。買取可否のポイントは次の通り

① SHIPPER の信用度、② BUYER の信用度、③ 輸出手形保険付保可能か否か、④ 輸出相手国の国情、⑤ 契約書条件との一致 ⑥ 管理法上の適法性 ⑦ BUYER が輸入為替許可を取得しているか ⑧ FOB, C & F 建の契約の場合、BUYER が海上保険を付保しているか。

③ 買取が不可となった場合、銀行は手形を取立扱とする。

④ DOCUMENTS の点検。DOCUMENT のチェックは L/C ベースと同様に次の点に注意する。

① 契約条件に合致した書類および通数があるかどうか

② 各書類は有効かつ適正なものであるか

③ 手形および書類相互間の関連性および記載に矛盾はないか

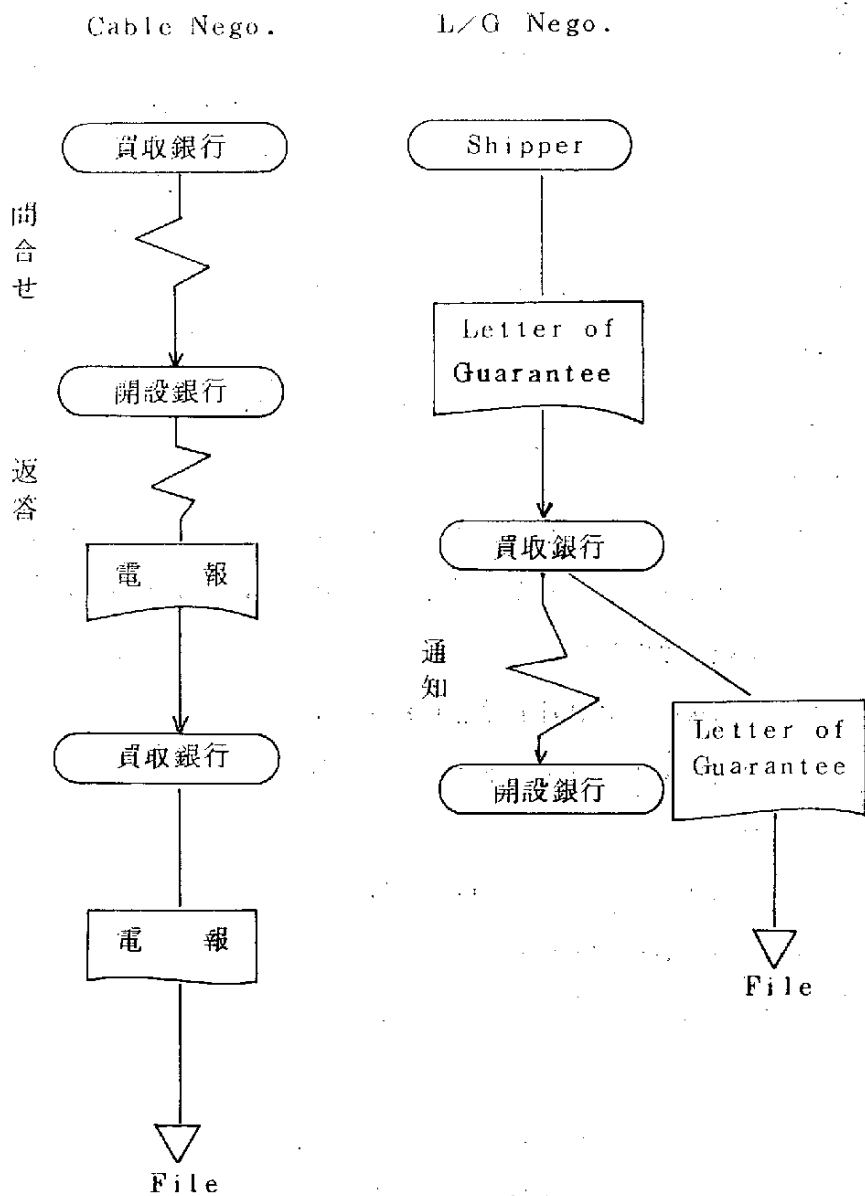
輸出手形保険付保の場合には、特に次の点に留意する。

① 手形支払人が「海外商社名簿」に登録されているか否か、つまりブラックバイヤーではないか。

② 同名簿における商社格付が「F」となっている場合は通産大臣の承認書が添付されているかどうか。

⑤ 手形代金の支払、為替予約、日銀への報告は L/C ベースの買取りの場合に準ずる。

10. 故障付輸出為替の処理



帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
・保証状 Letter of Guarantee	1		○		

(注) 通数は買取銀行に、IN、OUT される通数です。

説明

- ① 為替銀行が信用状付輸出為替を買取の場合は輸出者から提出された船積書類が信用状条件等と一致しているか否かを点検する。

その結果発見された不一致の箇所を Discrepancy という。

② 故障の形態

- ① 信用状自体の問題から発生する場合

たとえば支払確約文言が欠けているとか、信用状の内容自身が矛盾している等の問題。

- ② 信用状統一規則関連で発生する場合。

- ③ 船積書類が信用状条件と不一致の場合。

③ 処理

- ① 買取りを行わず取立扱とする。

- ② 信用状条件の変更を求める。

- ③ Cable Nego を行なう。

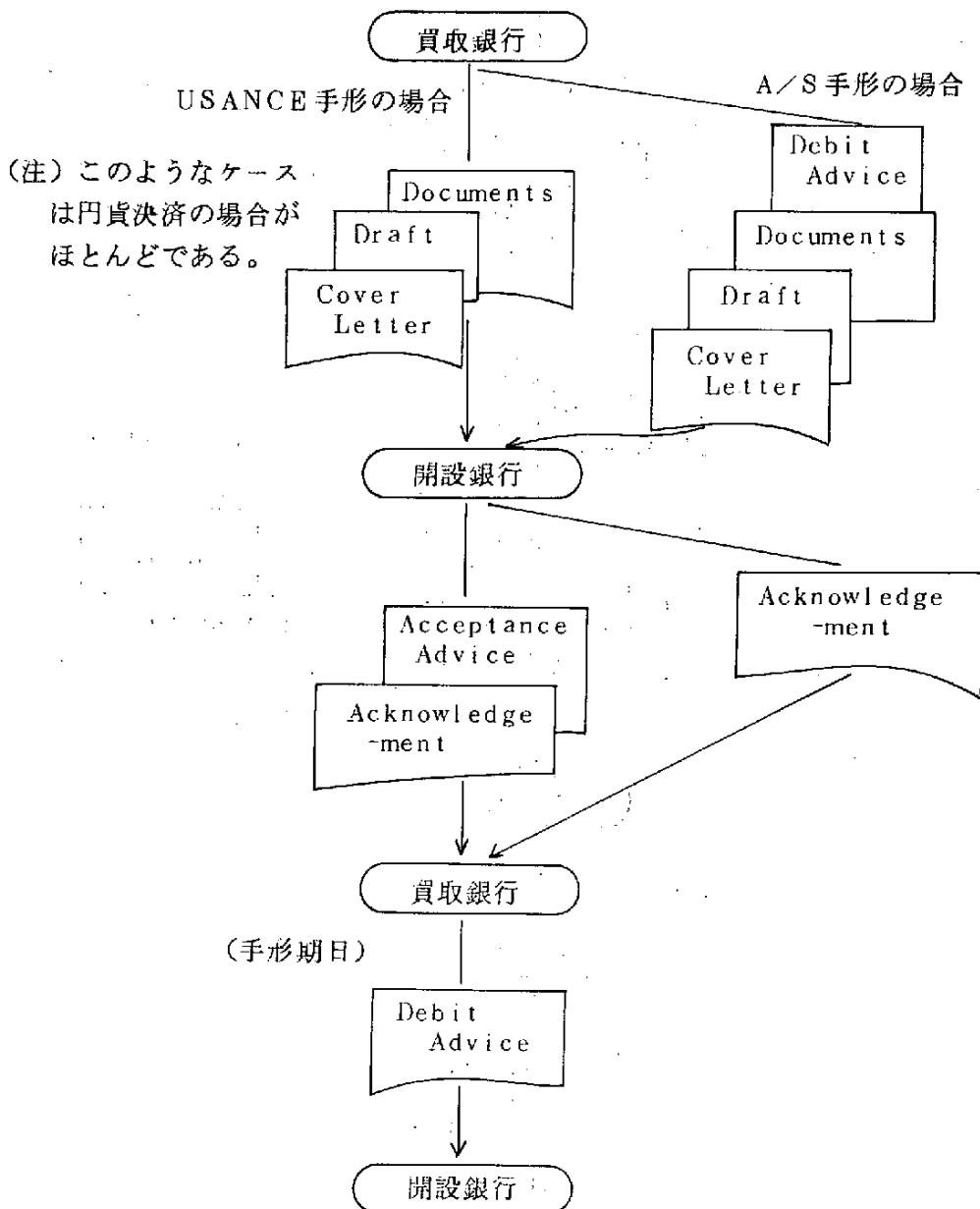
故障の内容を信用状発行銀行に電信により連絡し、買取りの可否を照会し、応諾をえれば買取りを行なう方法。

- ④ SHIPPER から条件不一致につき L/G (保証状) を徴求し買取りを行なう。

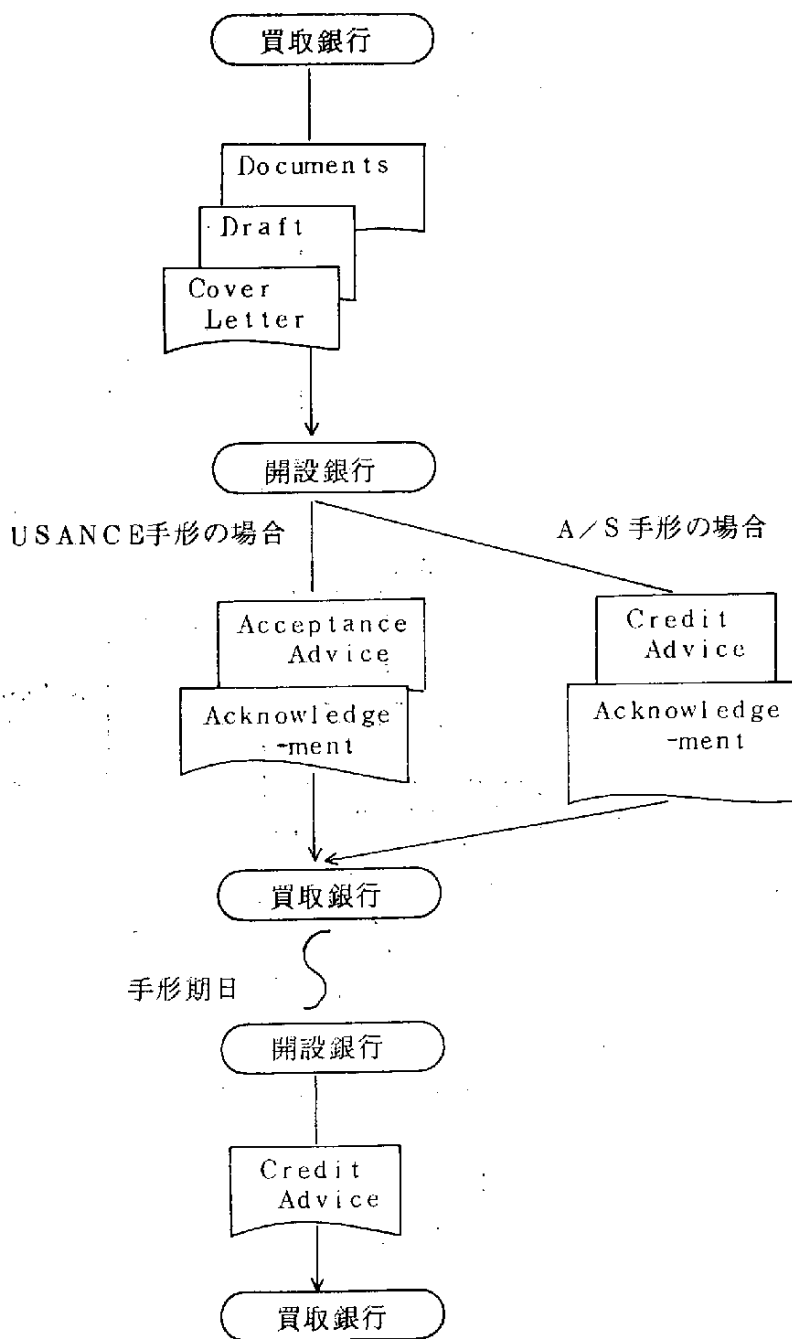
この場合は、故障の内容そのものは解消されず、SHIPPER の信用に基づいての買取となる。

11. 為替買取後の処理 (WITH^L/_C)

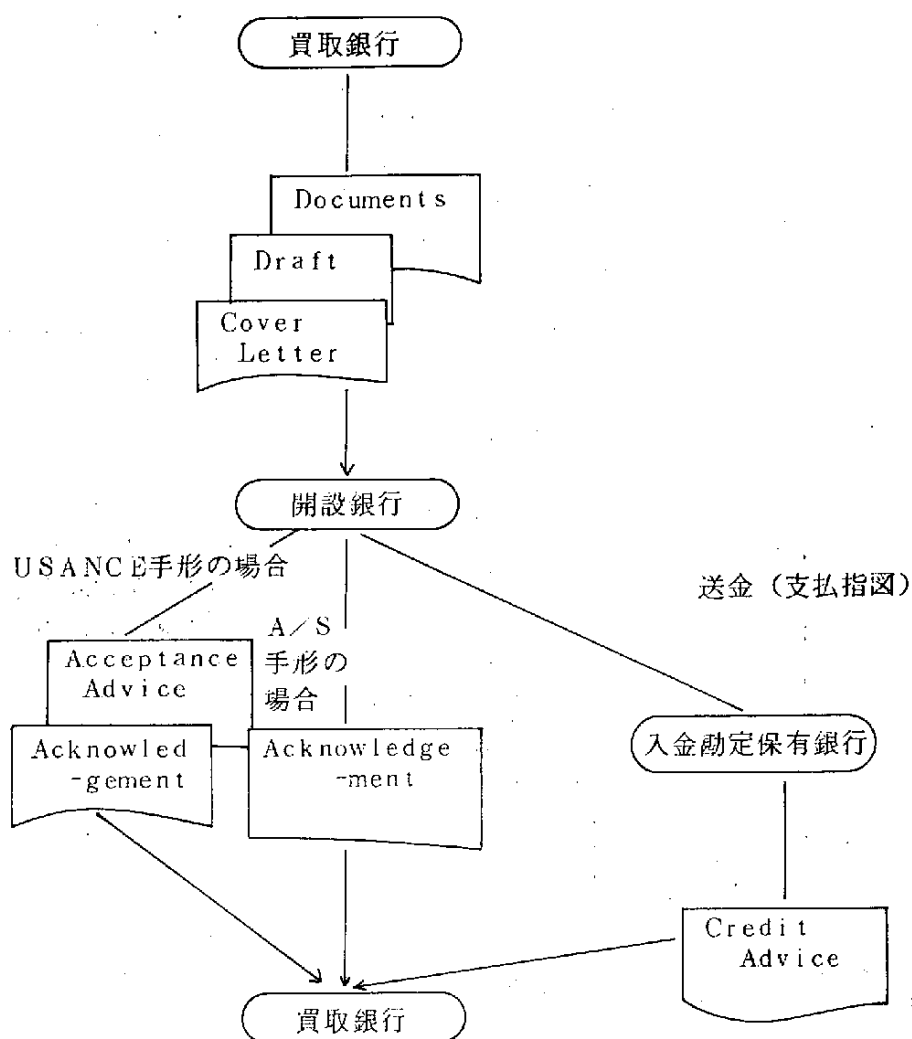
(1) 買取銀行に開設銀行の決済勘定がある場合



(㊦ - 2.1) 開設銀行に買取銀行の決済勘定がある場合

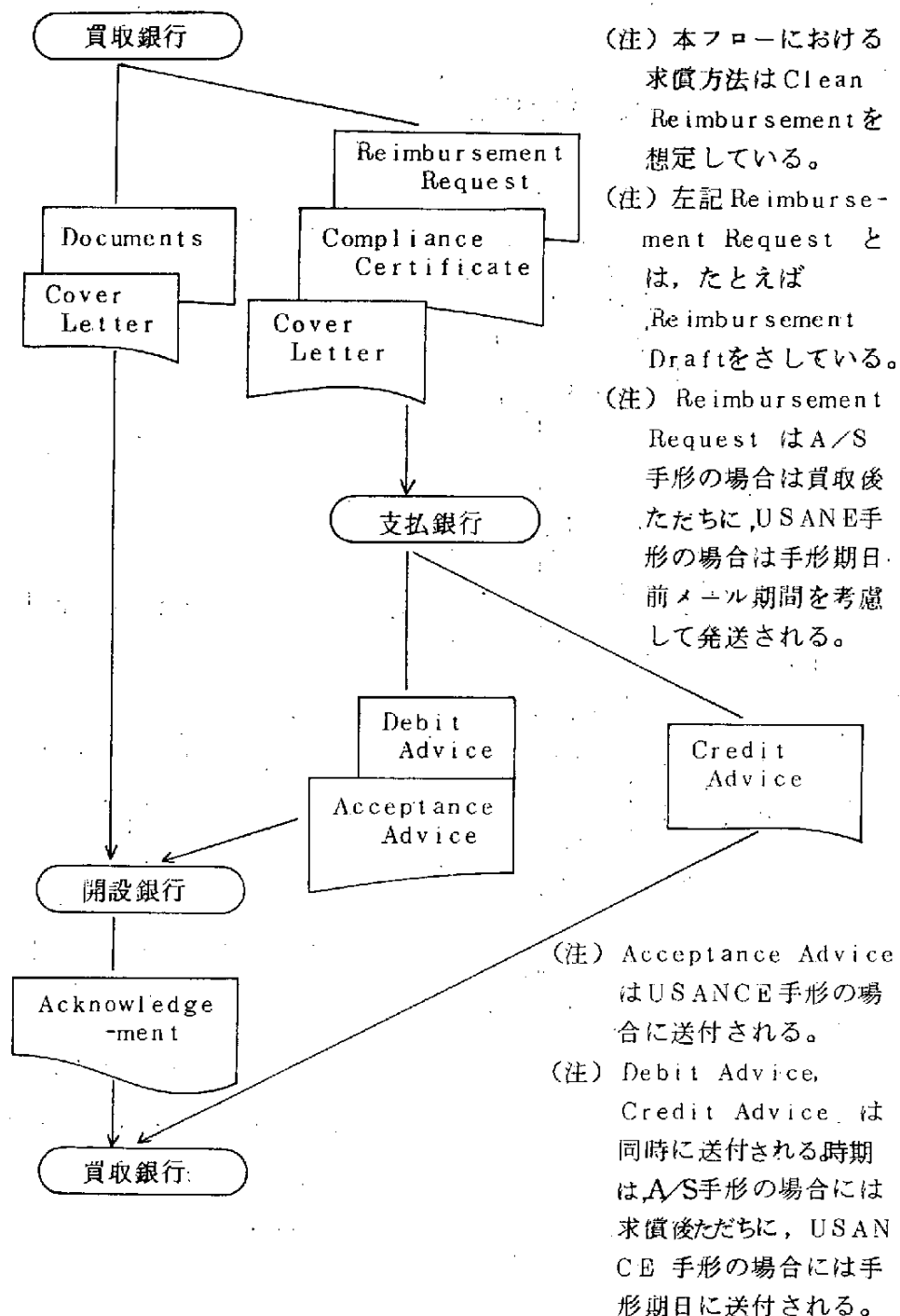


(ロ-2.2) 買取銀行と開設銀行の間には決済勘定がなく、送金により
決済する場合。

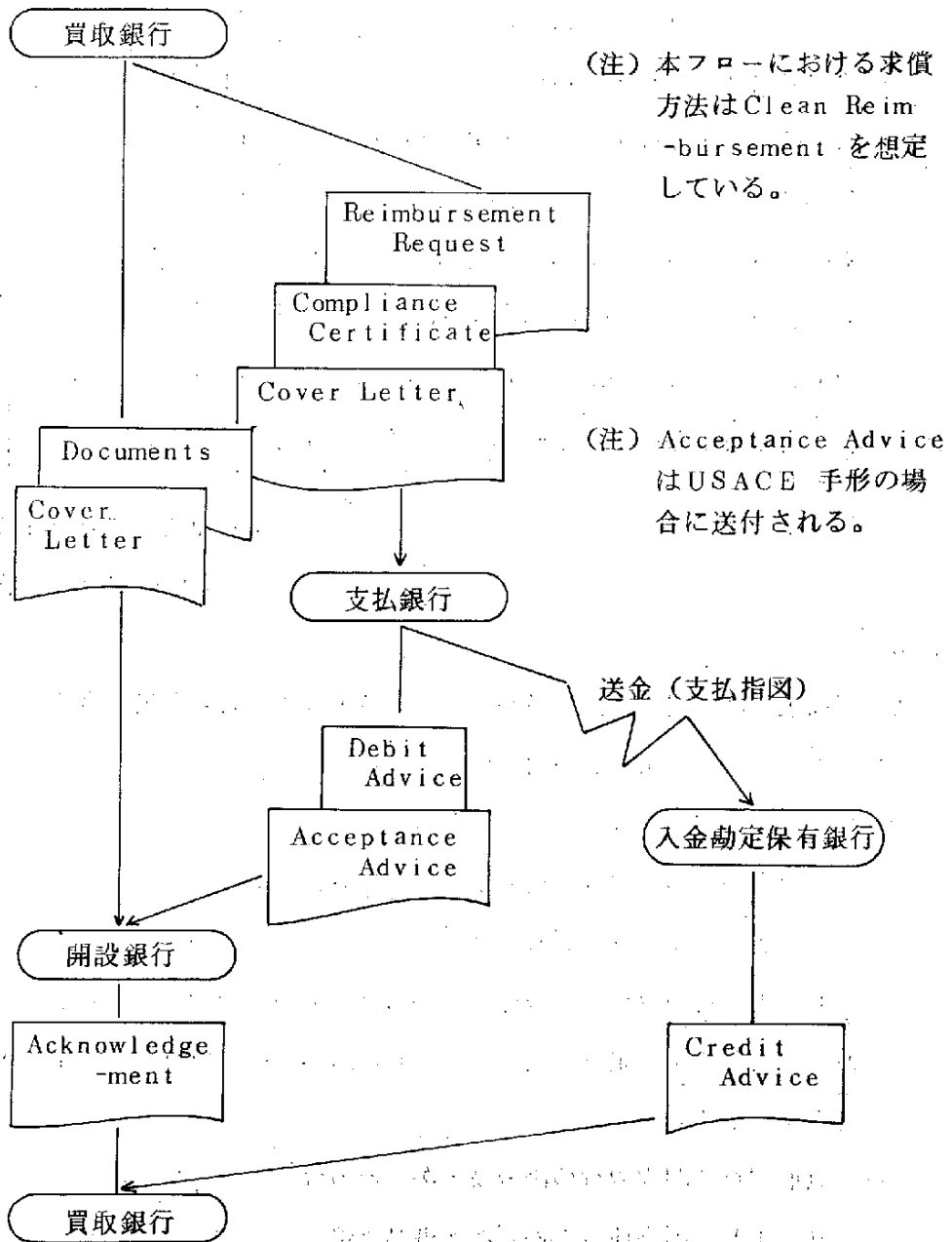


(注) 送金はA/S手形の場合には
一覽後ただちに、USANCE
手形の場合には手形期日に行
なわれる。

(ロ-3.1) 第3銀行(支払銀行)に買取銀行・開設銀行双方の決済勘定がある場合



(ロ-3.2) 第3銀行(支払銀行)に買取銀行の決済勘定がなく、送金により決済する場合。



帳 票 名	通 数		L/C	B/C	前 受
	IN	OUT			
送り状 (Cover Letter)		2	○		
船積書類 (Documents)		Full Set	○		
求償手形 (Reimbursement Draft)		1	△		
Compliance Certificate		1	△		
船積書類受領書 (Acknowledgement)	2		○		
引受通知書 (Acceptance Advice)	1		△		
勘定借記通知書 (Debit Advice)		1	△		
勘定貸記通知書 (Credit Advice)	1		△		

(注) 通数は買取銀行に IN,

OUT される通数です。

説明

① 買取銀行は、買取手続が終わると、手形・書類に必要な裏書きをして信用状の指図に従い発送し、代金の取立に入いる。

② 代金の取立方法には、次の種類がある。

(イ) 買取銀行に開設銀行の決済勘定がある場合

一覽払いの場合は、買取銀行は直ちに決済勘定から手形代金を引き落とし、書類を開設銀行に送付する。期限付手形の場合には、買取銀行は直ちに書類を開設銀行に送付し、手形の満期日に決済勘定から手形代金を引き落とす。

(ロ) 買取銀行に開設銀行の決済勘定がない場合

(ロー 1) 国内他行への買取・再割依頼

信用状が、国内の他行に手形の買取の依頼を限定 (Restricted L/C) していたり、提示を指図していたりする場合、あるいは他の

理由で直送できない場合には、買取銀行は他行に手形・書類を持ち込み、買取または再割を依頼し代金を受けとる。

上記（ロ－１）以外の場合には、買取銀行は手形・書類を外国に向け信用状の指図する方法で送るが、この場合送付状に代金の振込先や期限付手形の場合の割引の要否などを明示する。代金の受取方には、前記フローで示したようにいろいろな方法がある。

（ロ－２） 開設銀行が手形の支払銀行の場合

（ロ－２.１） 開設銀行に買取銀行の決済勘定がある場合。

手形・書類の全部を開設銀行に送付し、開設銀行にある自行名義勘定に入金してもらう。

（ロ－２.２） 買取銀行と開設銀行の間に決済勘定がなく、送金により決済する場合。

上記同様手形・書類の全部を開設銀行に送付し、送付状記載の銀行（入金勘定保有銀行）にある自行名義勘定に送金してもらう。

（ロ－３） 開設銀行と手形の支払銀行が異なり、第３銀行が手形の支払銀行となる場合。

この場合、手形・書類の送り方には次のような方法がある。

- i) 手形・書類の全部を支払銀行に送る。
- ii) 手形・書類を開設銀行と支払銀行に分けて送る。

この場合を分送というが、分送については求償方法という観点からさらに次の２種類ある。

ii－１） Documentary Reimbursement

開設銀行に一組の書類を送り、手形と残りの書類を支払銀行に送る方法。

ii－２） Clean Reimbursement

開設銀行に全部の書類を送り、手形だけを支払銀行に送る方法

(ロー 3.1) 支払銀行買取銀行の決済勘定がある場合

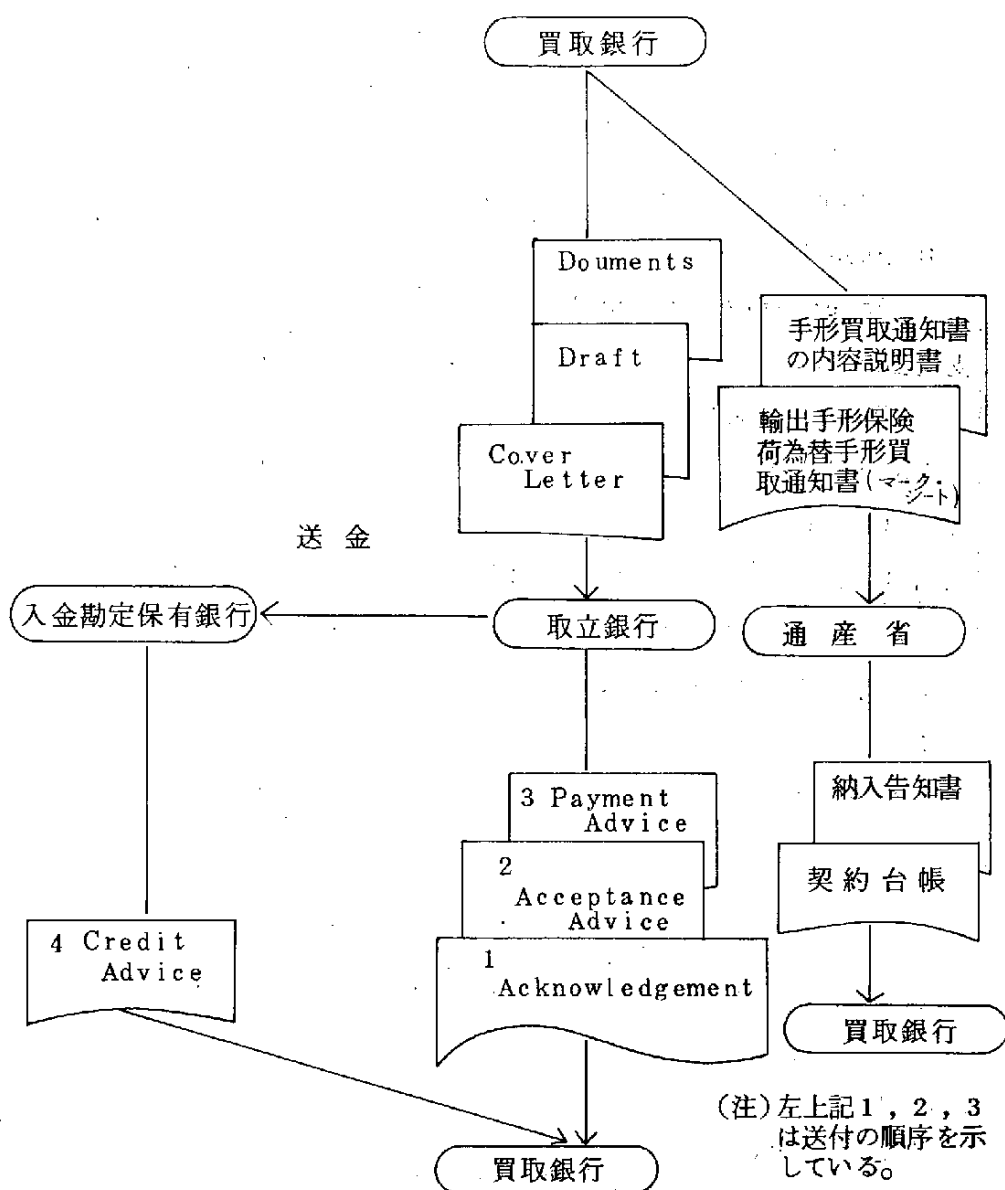
前記フロー(ロー 3.1)参照のこと

(ロー 3.2) 支払銀行に買取銀行の決済勘定がなく、送金により決済する場合

前記フロー(ロー 3.2)参照のこと

12. 為替買取後の処理 (D/P, D/A)

代金取立及び輸出手形保険の付保



帳 票 名	通 数		L / C	B / C	前 受
	IN	OUT			
送付状 (Cover Letter)		2		○	
荷為替手形 (Draft , Bill of Exchange)		2		○	
船積書類 (Documents)		Full set		○	
船積書類受領書 (Acknowledgement)	2			○	
引受通知書 (Acceptance Advice)	1			△	
支支払通知書 (Payment Advice)	1			○	
勘定貸記通知書 (Credit Advice)	1			○	
輸出手形保険荷為替手形買取通知書 (マーク・シート)		1		△	
手形買取通知書の内容説明書		1		△	
契約台帳	1			△	
納入告知書	1			△	

(注) 通数は買取銀行に IN , OUT される
通数です。

説 明

1 . 代金取立

- ① 銀行は、買取手続きが終わると、手形・書類に必要な裏書きをして、取立銀行あてに発送し代金の取立をする。
- ② 取立銀行の選定は、依頼人の指図があればそれに従うが、指図がなければ、輸入地の支店または適当なコルレス銀行とする。
- ③ D/A手形の場合、Buyerの引受があれば、取立銀行からAcceptance Advice（引受通知書）を送付してくる。
- ④ Buyerが手形代金を支払うと、取立銀行はPayment Advice（支払通知書）を送付し、同時に買取銀行指定の仕向銀行（入金勘定保有銀行）に手形代金を振込むなり送金するなりして取立業務を完了する。
- ⑤ 入金勘定保有銀行は、入金があれば、ただちに買取銀行にCredit Adviceの到着をもって輸出決済の完了とする。

2. 輸出手形保険の付保

① 輸出手形保険の関係者

保 險 者 = 政府・通産省
被 保 險 者 = 外国為替公認・銀行
保険契約者 = 外国為替公認・銀行

② 保険価額と保険金額

保険価額 = 手形金額
保険金額 = 手形金額の80%

手形が外貨建の場合は、買取時における銀行の買取相場により換算された円貨相当額となる。

③ 追加補償制度

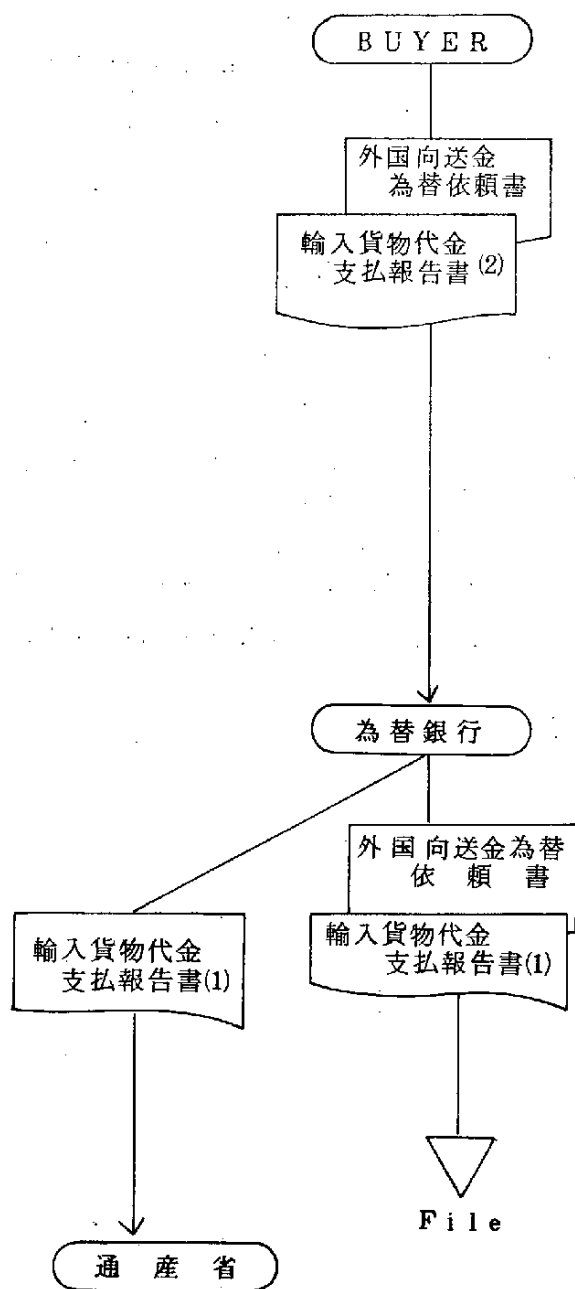
政府輸出手形保険で填補されない20%については、手形金額の15%を限度として、下記の地方公共団体による追加補償の制度がある。

東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市

岐阜県，多治見市，

- ④ 保険契約は，会計年度またはその半期ごとに，政府と外国為替公認銀行とのあいだで締結されたいわゆる包括予定保険契約です。
- ⑤ したがって，銀行が荷為替手形を Shipper から買い取ったことを，「輸出手形保険荷為替手形買取通知書（マーク・シート）および「手形買取通知書の内容説明書」により通知すれば，買取日にさかのぼって保険契約が成立する。ただし，買取通知書を買取日から起算して5日以内に発送しなければ保険契約は成立しない。
- ⑥ また，次の要件を満たしていることも契約成立の条件である。
 - (i) 手形金額が送り状金額の範囲内で取り組まれていること。
 - (ii) 手形名宛人（Buyer）が，海外商社名簿においてAかEに格付けされていること。ただし，F格付Buyerについては，「輸出手形保険関係成立承認申請書（F格付パイヤー用）」を提出し，通産大臣の承認を得れば付保可能である。
 - (iii) 一定要件を備えた保険証券その他の書類が添付されていること。
- ⑦ 「輸出手形保険荷為替手形買取通知書」「手形買取通知書の内容説明書」を受けた通産省は，所定の審査をした後，EDP処理して契約台帳及び納入告知書を作成し，買取銀行に送付する。
- ⑧ 契約台帳は，輸出手形保険契約毎に契約内容をプリントした台帳であり，買取銀行はこの契約台帳により保険内容の正否をチェックする。
- ⑨ 納入告知書は，保険料請求書のことであり，告知書に記された保険料を納入すれば，保険手続は完了する。

13 少 額 輸 入



(注)本フローは、前払送金を想定しています。

帳 票 名	通 数		L / C	B / C	前 払
	I N	O U T			
輸入貨物代金支払報告書	2	1	○	○	○
外国向送金為替依頼書	1				○

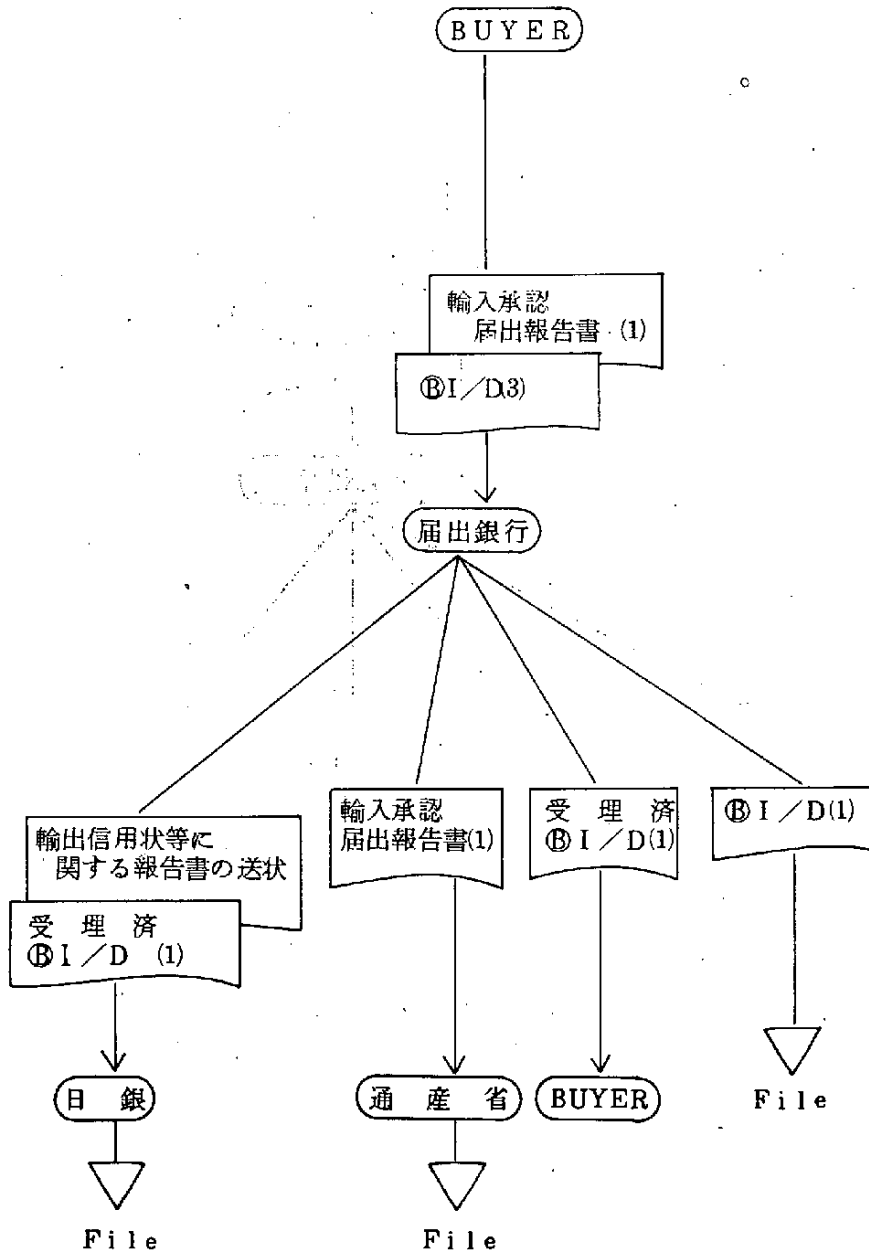
(注) 通数は外国為替銀行に I N ,
O U T される通数です。

説 明

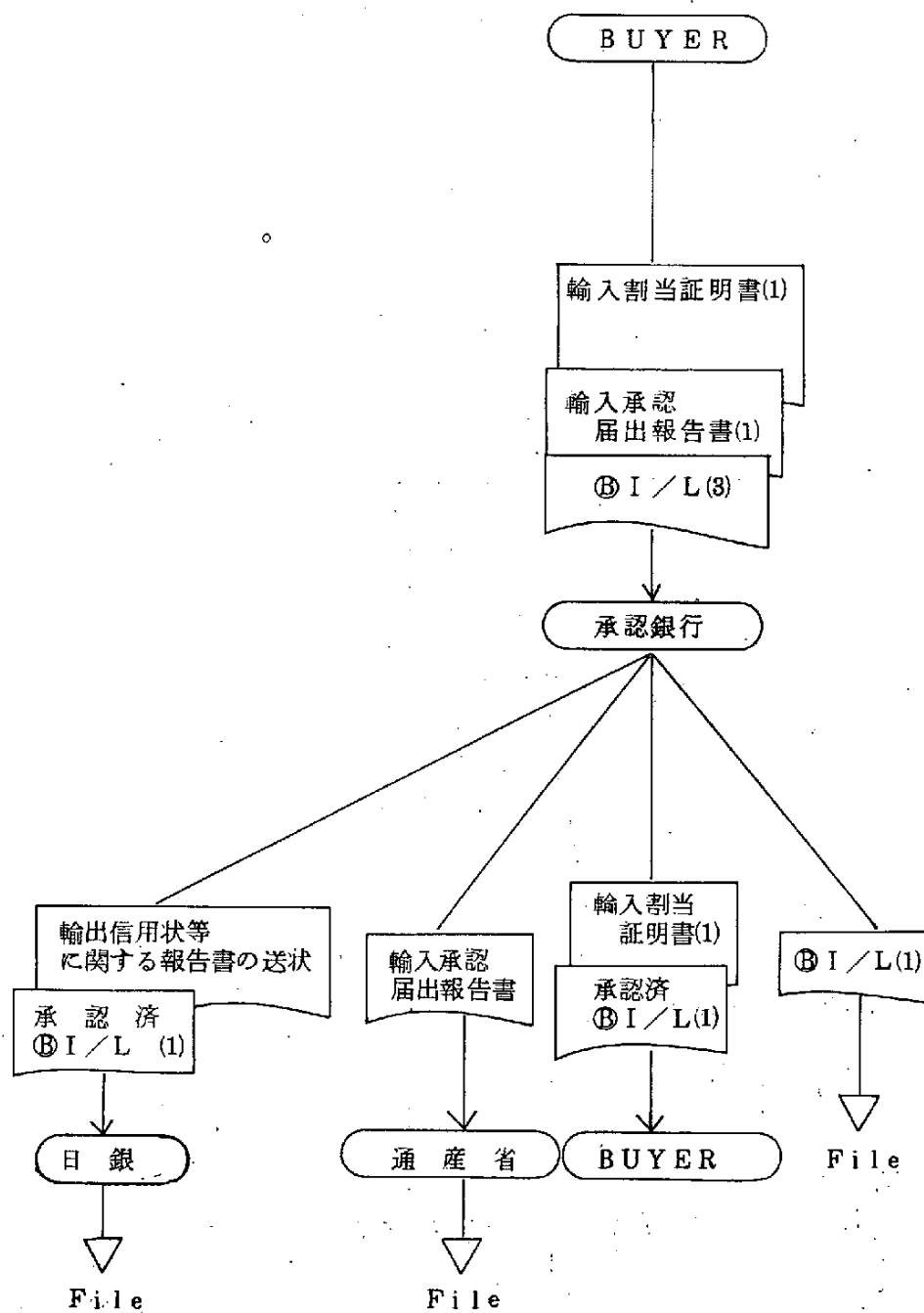
- ① I Q 品目および通産大臣の事前許可を要する場合を除き、総価額 30 万 8,000 円 (1,000 米ドル相当額) 以下の貨物 (「少額貨物」) を輸入する場合は、輸入承認、輸出届出の手續を要することなく自由に輸入することができる。
この場合輸入者は、貨物代金の支払時に「輸入貨物代金支払報告書」を外国為替銀行に提出する。
- ② 具体的には、前払送金なら送金時、信用状にもとづく輸入なら一覧払いか期限付きかにかかわらず対銀行決済時、信用状なし荷為替手形なら手形代金の対銀行支払時である。

1.4 輸入承認・届出

(1) 輸入届出



(2) 輸入承認



	通 数		L / C	B / C	前 払
	I N	O U T			
輸入届出書（輸入届出証） （㊤ Import Declarafion）	3	2	○	○	
輸入承認申請書（輸入承認証） （㊤ Import Licence）	3	2	○	○	
輸入承認・届出報告書（マーク・シート）	1	1	○	○	
輸入割当証明書	1	1	△	△	
輸出信用状等に関する報告書の送り状		1	○	○	

（注）通数は届出銀行又は承認銀行に I N,

O U T される通数です。

説明

① 輸入貿易管理のおもな方法は、通産大臣による輸入割当と事前許可ならびに外国為替銀行による輸入の承認とそれに対する輸入の届出である。

② 輸入届出制度に該当する輸入貿易は、

品 目……………自由化品目

決済方法……………標準決済

の双方を満たすもの。

③ 上記以外のものは、輸入承認制度に該当する輸入貿易となり、具体的には

品目……………輸入割当品目

事前要許可品目

決済方法……………標準外決済

のいずれかに該当する輸入貿易。

④ 輸入割当品目を輸入する場合には、銀行承認を受ける前に、通産大臣による輸入割当を受けておく必要がある。

⑤ 事前許可品目を輸入する場合には、銀行承認を受ける前に、通産大臣の事前許可を受けておく必要がある。

⑥ 輸入届出書・輸入承認申請書は、貨物の通関前に為替銀行に提出しなければならない。なお、輸入承認の場合には次の書類が必要である。

(イ) 輸入割当証明書（I Q 品目の場合）

(ロ) 通産大臣の事前許可証（事前許可品目の場合）

この事前許可は、輸入承認証上になされる。

⑦ 輸入届出証・輸入承認申請書の提出を受けた為替銀行は、それぞれの要件に適合している場合には、これを受理して、輸入届出証・輸入承認証を交付する。

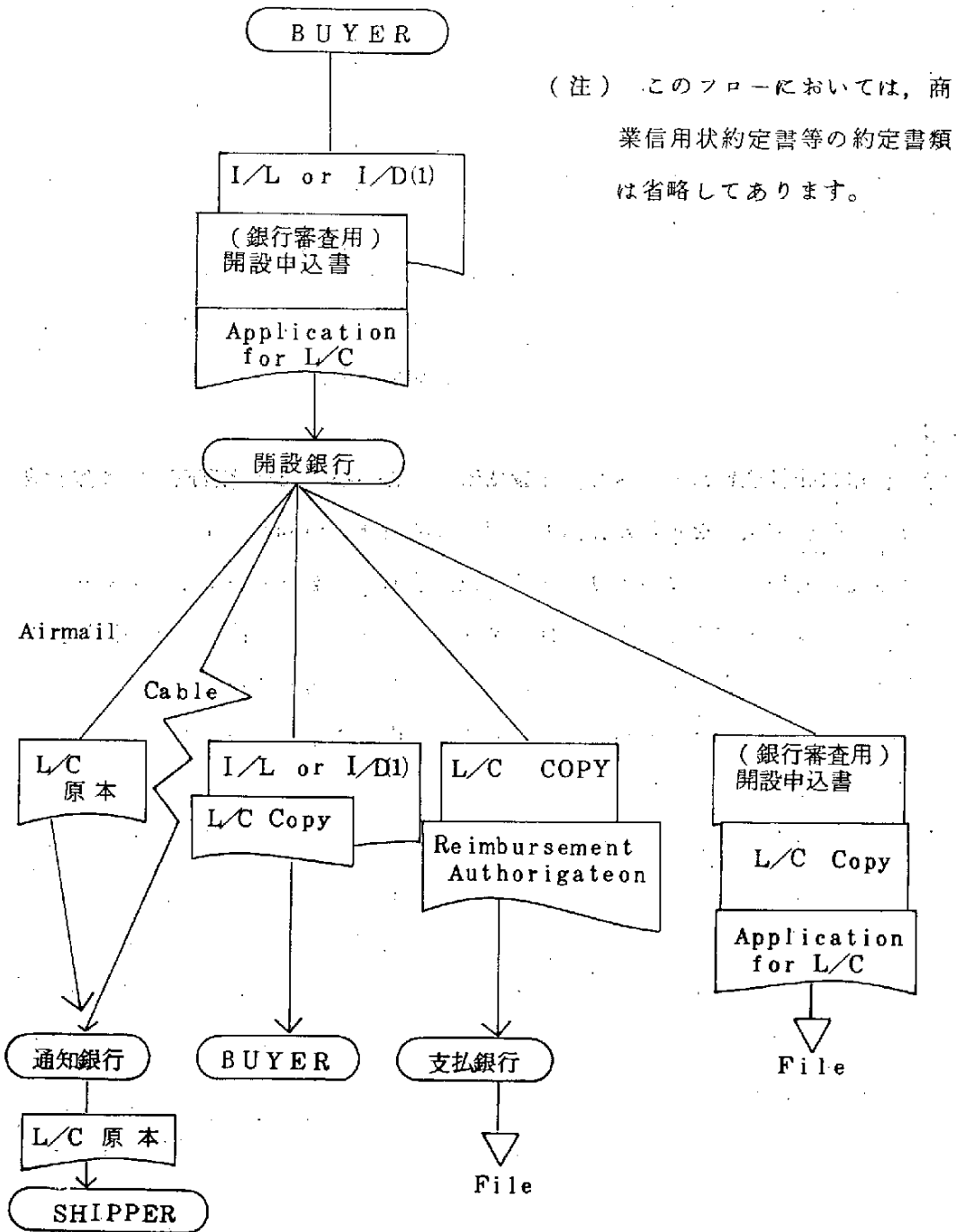
⑧ 届出受理・輸入承認は、代金決済のための支払い許可も含めて行なわれる。

⑨ 輸入承認証の有効期限は、承認日から6ヶ月であるが、輸入届出証の有効期限はない。ただし、輸入届出受理後10ヶ月を越えても使用済とならない場合には、BUYERは届出銀行に使用中の旨の理由書を提出しなければならない。

⑩ 届出銀行または承認銀行は、当該承認又は届出受理日の翌営業中に、当該輸入届出証または輸入承認証の写しに「輸出信用状等に関する報告書の送り状を添えて、日本銀行に送付しなければならない。

⑪ 同時に、輸入承認・届出報告書（マークシート）に、当該届出ないしは承認の内容を記入し、通産局に送付する。

15 輸入信用状の開設



帳 票 名	通 数		L / C	B / C	前 払
	I N	O U T			
Application for Letter of Credit (銀行審査用)信用状開設申込書	Full Set		○		
輸入承認証 (㊤ Import Licence)	Full Set 1	1	○		
輸入届出証 (㊤ Import Declaration)	1	1	○		
輸入信用状 (Letter of Credit)		1 (原本)	○		

(注) 通数は開設銀行にIN, OUTされる通数です。

説明

- ① 信用状開設依頼にあたって、開設依頼人(Accountee=BUYER)は銀行審査用の開設依頼書を銀行に提出し、銀行は開設諸否の審査をする。

審査の結果場合によっては100%の担保差し入れを求めることもあるが、他方信用力のある取引先によっては、クレジット・ラインを設け、その限度内ならあまり厳格な審査をせずに開設に応じる方法もとられている。

- ② 上記開設依頼書は、同時に輸入決済資金の借入申込書も兼ねており、輸入金融の中込みにもなっている。

- ③ 銀行の審査が終わり、開設が決定されると、ただちに信用状の作成手続に入っているが、信用状はBUYERから提出されたApplication Letter of Creditに記載の条件どおりに作成されるのが原則である。ただし銀行にまかされている事項は、銀行独自の判断で決定される(後記④参照。)信用状のデータ・アイテムについては帳票分析のApplication for Letter of Credit, Letter of Creditを参照のこと。

- ④ 開設銀行(Opening Bank)が独自の判断で決定できる事項で特に重要なもの

のは、通知銀行 (Advising Bank) , 支払銀行 (Paying Accepting Bank) 補償支払銀行 (Reimbursing Bank) の選定である。

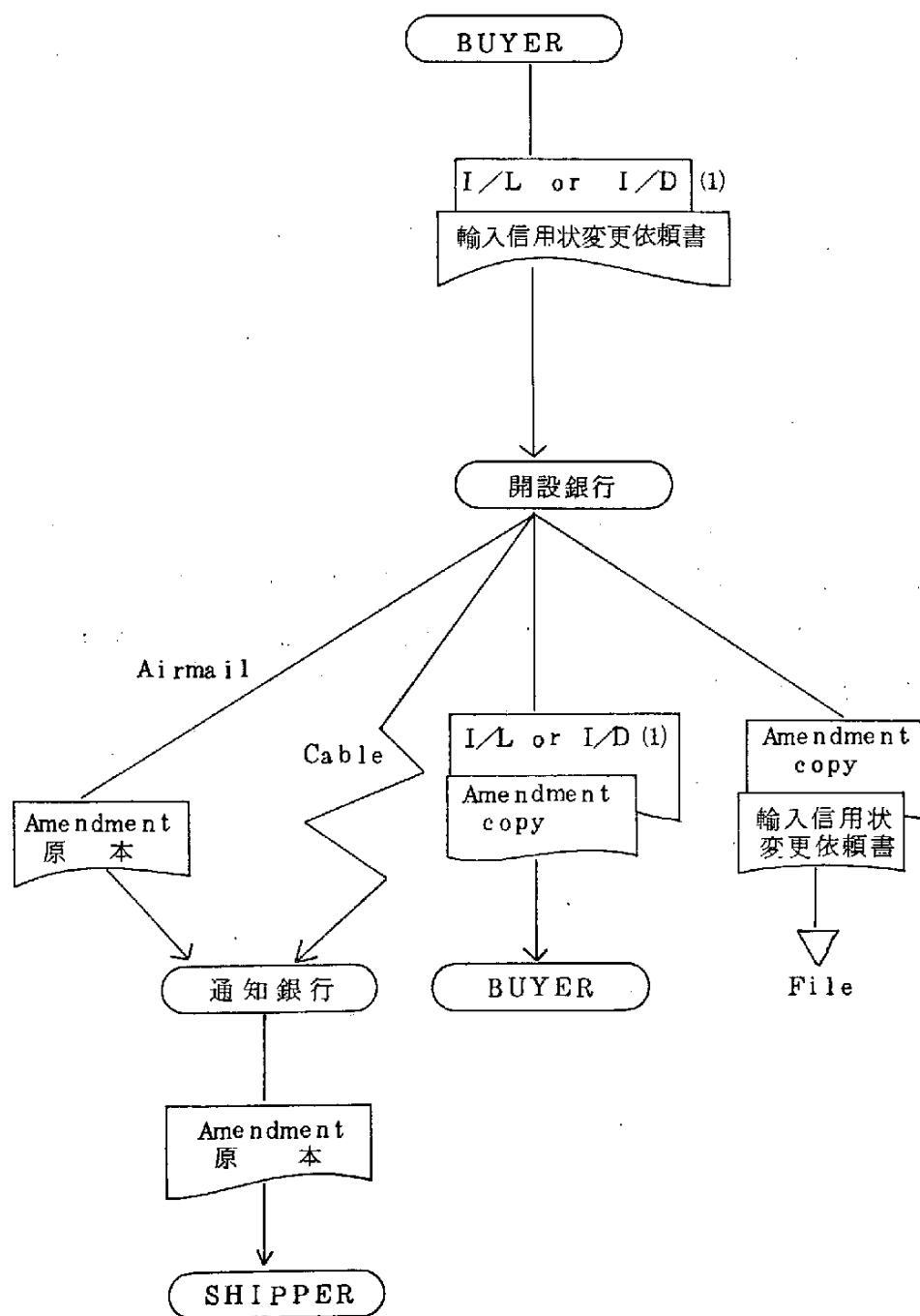
通知銀行については、特に開設依頼書に指定のある場合を除き、受益者となる SHIPPER の所在地に近いこと、電信開設の場合は電信のとりきめがあること、承認依頼の場合はその取決があること等を条件を考え決定する。

支払銀行のほうは、手形の表示通貨の種類、決済勘定の有無、期限付手形の場合は引受に関する取極の有無などの条件を考えて決定する。

補償支払銀行は、支払銀行に決済勘定がないときに必要であるが、決済通貨の勘定をおいてある銀行を選ぶことになる。

- ⑤ 以上の手続が完了し、信用状が作成されると、信用状番号、発行日などを記入の上、署名がなされ、通知の手続に入る。通知方法は、郵便による通知と、電信による通知があり、詳しくは「輸出信用状の接受」を参照のこと。同時に支払銀行、補償支払銀行に Reimbursement Authorization 及び L / C の Copy が送付され、求償方法、書類送付方法の指図がなされる。
- ⑥ また、BUYER には L / C Copy 及び裏書済 I / L or I / D が返却され、信用状の開設は完了する。

16 輸入信用状の変更



			L / C	B / C	前 払
	I N	OUT			
輸入信用状変更依頼書 (Application for Alteration of Letter of Credit)	Full	1	○		
輸入承認証(原本)	1	1	○		
輸入受理証(原本)	1	1	○		
輸入信用状変更通知書 Advice of Amendment of Letter of Credit)		1 (原本)	○		

(注) 通数は開設銀行に I N O U T される通数である。

説明

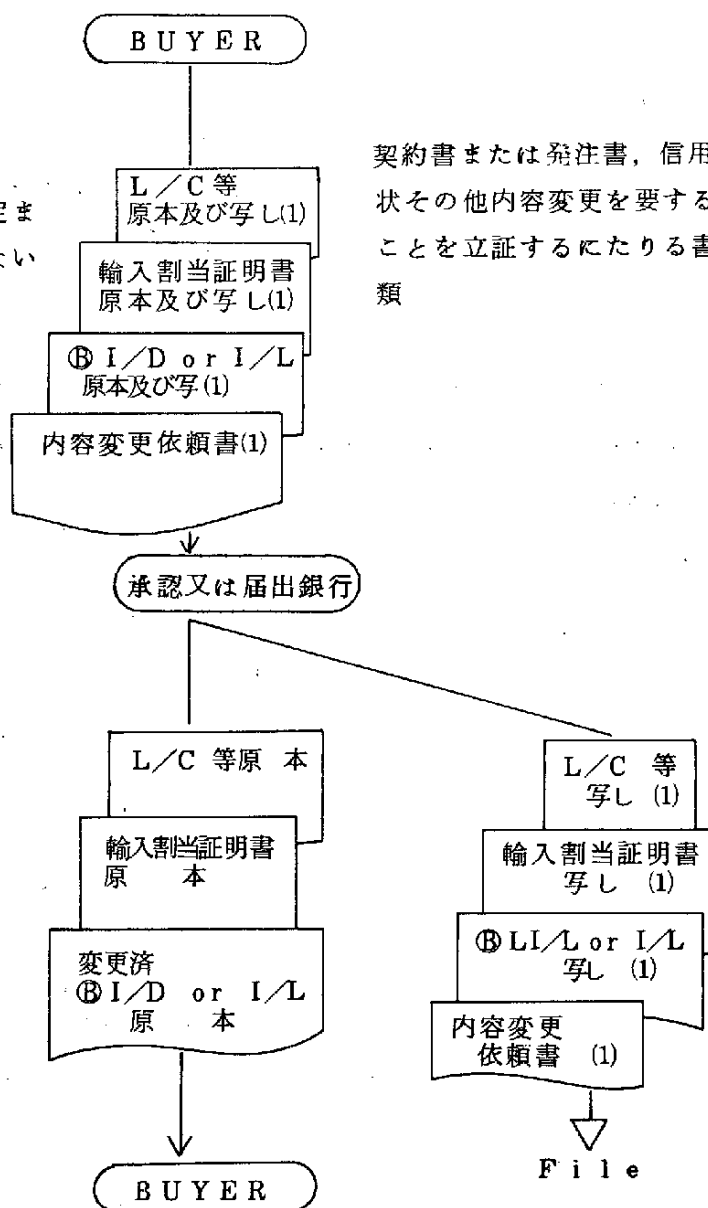
- ① 信用状の条件変更については、銀行は与信条件の変更と技術的な観点から審査・点検し、その結果、商品の売先の承諾書や追加担保の提供を要求することがある。
- ② 銀行は、条件変更を承諾すると、通知銀行あてに通知するが、受益者に不利と思われる条件変更の場合には、受益者の同意取付とその通知方法を指図する。
- ③ 条件変更につき注意すべき事項は次の通りである。
 - ① 有効期限の延最は、原則として原有効期限内に行なう。
 - ② 1つの信用状に対し、長期間にわたり金額増額、有効期限の延長を繰り返すことはなるべくさける。
 - ③ 積出期限と有効期限の両方を延長する場合、同一期間の延長でも、それぞれを明示して延長する。
 - ④ 変更の内容によっては、I / D・I / Lの内容変更等の手続が必要となることがある。その手続については、輸入承認証・輸入届出証の変更を参照のこと。

17 輸入届出証・輸入承認証の内容

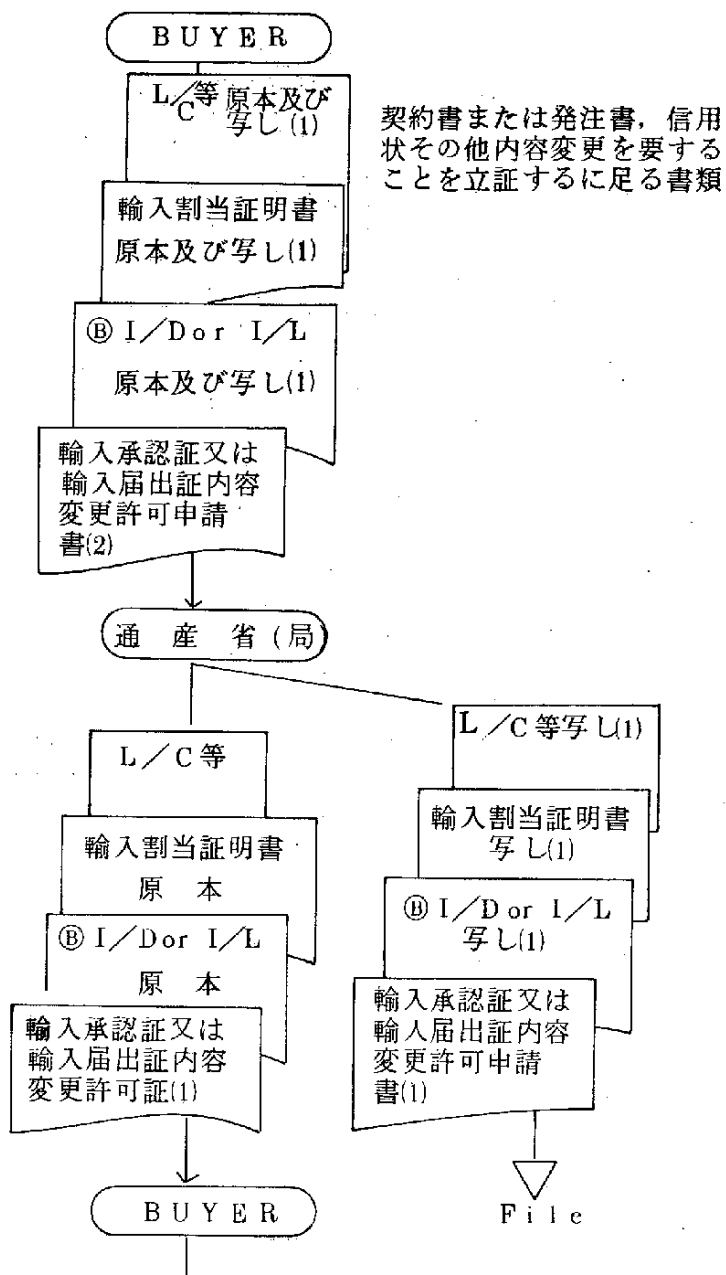
(1) 外国為替銀行限りで変更可能な場合

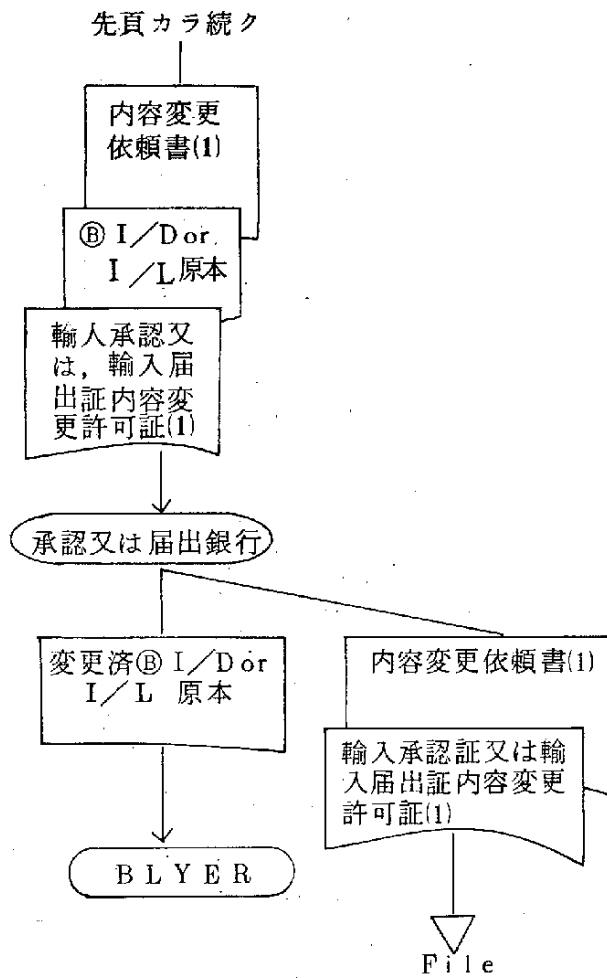
(注) 内容変更依頼書
については特に定ま
ったフォームはない

契約書または発注書、信用
状その他内容変更を要する
ことを立証するにたりる書
類



(2) 通産大臣の許可を必要とする場合





帳 票 名	通 数		L C	B C	前 払
	IN	OUT			
輸入承認証又は輸入届出証 { 銀行限り 要通産大臣の許可	2(原本 写) 1(原本)	1(原本) 1(原本)	○	○	
輸入割当証明書 { 銀行限り 要通産大臣の許可	2(原本 写)	1(原本)	△	△	
内容変更を要することを立証するに足る書類 (信用状等)					
{ 銀行限り 要通産大臣の許可	2(原本 写)	1(原本)	○	○	
輸入承認証又は輸入届出証の内容変更依頼書	1		○	○	
輸入承認証又は輸入届出証内容変更許可証 (要通産大臣の許可)	1	1	○	○	

(注) 通数は承認銀行又は届出銀行に

IN, OUTされる通数です。

説 明

(1) 内容変更は通関又は決済等の必要のために認めているものであり、すでに全部完了している輸入承認証又は輸入届出証については、実質的に使用済となっているので許可しないことになっている。同様に輸入承認証の有効期限が満了しているものについても、許可の対象外である。

(2) 外国為替銀行限りで内容変更可能な場合。

④ 条 件

① 輸入割当品目以外の場合

(イ) 「関税率表の番号簿等」の記載が、記載要領の規定に適合していない場合において、これを適合させるためにする加除訂正。

(ロ) 「関税率表の番号等」が当該輸入承認証または輸入届出証に記載された「商品名」に合致していない場合における当該「関税率表の番号

等」の訂正であって、輸入制度の別（輸入割当制度、輸入届出制度）に相違をきたすことがないもの。

(イ) 輸入承認証または輸入届出証の「商品名」に関するミスタイプの正誤または一定の文言の加除訂正であって、当該訂正によって輸入承認証または輸入届出証に記載された「関税率表の番号等」に変更をきたさないもの。

(ロ) 「型及び銘柄」，「数量及び単価」，「価格条件及び単価」の各欄の変更。

(ハ) 「外国為替金額」欄の総計額に変更をきたすことなく、決済通貨の種類を変更したため、その一部又は全額を他の決済通貨に表示を変更する場合。

② 輸入割当品目の場合

承認銀行が当該輸入割当証明書に記載された「関税率表の番号等」または「商品名」を誤って輸入承認証に記載し、または記載することを要しない事項を記載した場合における当該事項の訂正または加除。

⑤ 手 続

① 輸入届出証または輸入承認証の変更は、原則として当該承認又は届出の受理をした為替銀行の店舗で行なう。

② 申請を受け付けた承認銀行又は届出銀行は、申請事項を審査して、変更を認める場合は、変更箇所に銀行印を押印するとともに変更年月日を明記して、輸入届出証を申請者に返還する。

(2) 通産大臣の許可を必要とする場合

① 条 件

① 輸入割当品目以外の場合

前記(イ)～(ハ)以外の変更

② 輸入割当品目の場合

前記為替銀行限りで変更可能なもの以外で、変更を認められないもの

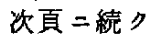
以外の変更。(詳細は省略)

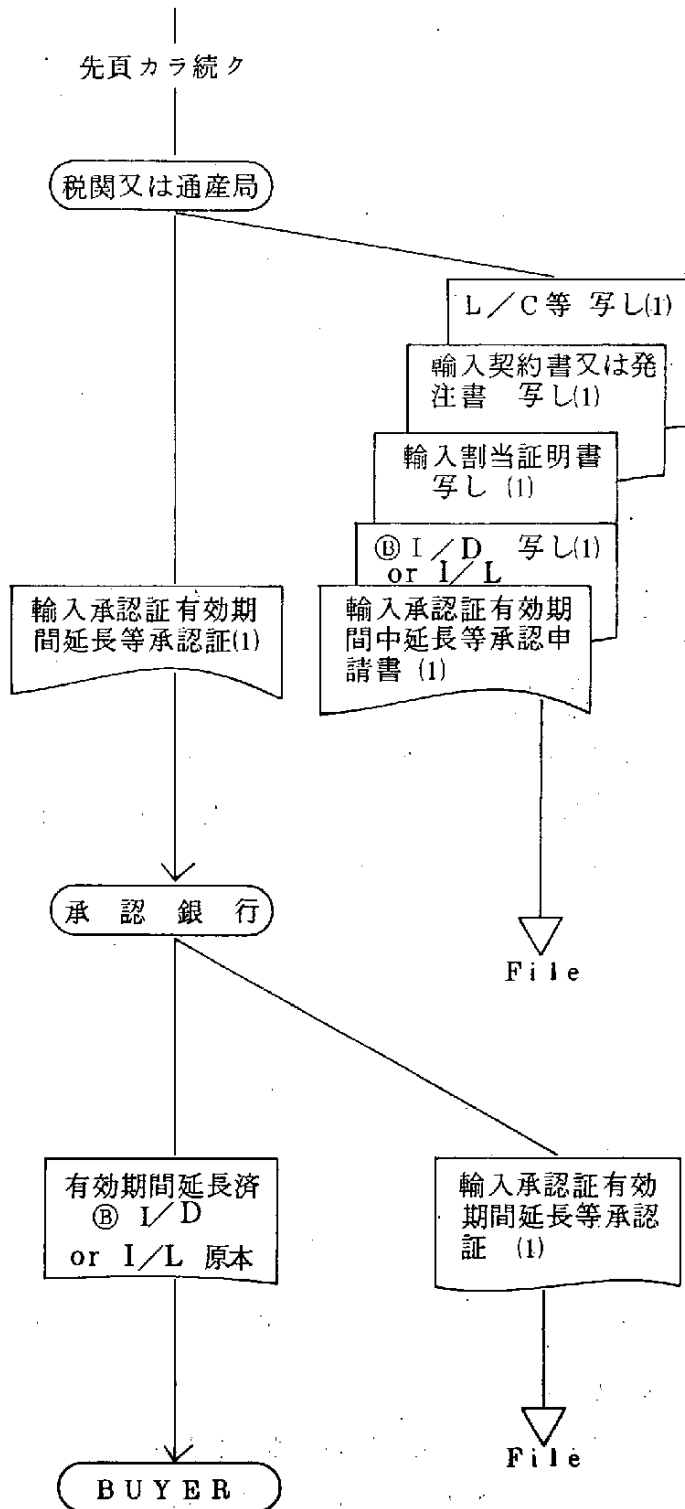
② 手 続

- ① 承認又は届出銀行による変更を受ける前に、通産局又は通産本省の許可を得る以外は(1)と同様。
- ② 通産局又は通産本省に提出を要する書類は前記フローの通りである。
- ③ 書類の提出を受けた通産局又は通産本省は、その内容を検討するとともに関係各課と協議のうえ、許可して差し支えないものと認められるものについては、「輸入承認証又は輸入届出証内容変更許可申請書」の空欄に「許可年月日」、「許可番号」、「通産大臣代理輸入課長の印」及び「本申請は許可する」旨捺印して申請者に交付する。
- ④ 上記許可証を受けたBUYERは、承認又は届出銀行に輸入承認証又は輸入届出証の原本及び変更許可証を提出し変更依頼をする。
- ⑤ 承認銀行は、当該変更の内容を確認したうえ、当該輸入承認証の右上側部の「内容変更(有効期間延長を含む)に係る通商産業大臣の承認の内容、月日及び番号」欄に所要の事項をそれぞれ記入し、輸入承認証の当該変更事項について訂正または追記等を行い、訂正印を押し、申請書に返還することになっている。

また届出銀行は、当該輸入届出年月日の下欄余白に「通商産業大臣の許可年月日及び番号」を記入し、輸入届出証の当該変更事項について訂正又は追記等を行い、訂正印を押印し、申請者に返還する。

18. 輸入承認証の有効期間の延長





帳 票 名	通 数		L /C	B /C	前 払
	I N	OUT			
輸入承認証有効期間延長等承認申請書	2	2	○	○	
(輸入承認証有効期間延長等承認証)	1		○	○	
輸入承認証	2(原本 写し)	2(原本 写し)	○	○	
輸入割当証明書	2(〃)	2(〃)	○	○	
輸入契約書又は発注書	2(〃)	2(〃)	○	○	
延長を必要とすることを立証する書類	2(〃)	2(〃)	○	○	

(注) 通数は承認銀行に I N, O U T
される通数です。

説 明

- ① 輸入承認証の有効期限の延長につき必要とされる申請書類の提出先は、当該承認銀行（同一店舗）に限られている。
- ② 申請書類の提出期限は、輸入承認証の有効期間内である。
- ③ 申請書類の提出を受けた承認銀行は、輸入承認証有効期間延長等承認申請書及び添付書類の内容を確認のうえ、当該申請書の「銀行の記載欄」に必要な記載を行い、下記の区分に従い通産局又は税関に申請書類を提出する。この際、当該輸入承認証の有効期間内に、下記の提出先に到着するように送付しなければならない。当該輸入承認証の有効期間経過後は、いかなる理由があっても申請は受理されない。

(イ) 税 関

1 月以内の延長申請であって、税関での延長の期間が通算 2 月以内である場合。

(ロ) 通 産 局

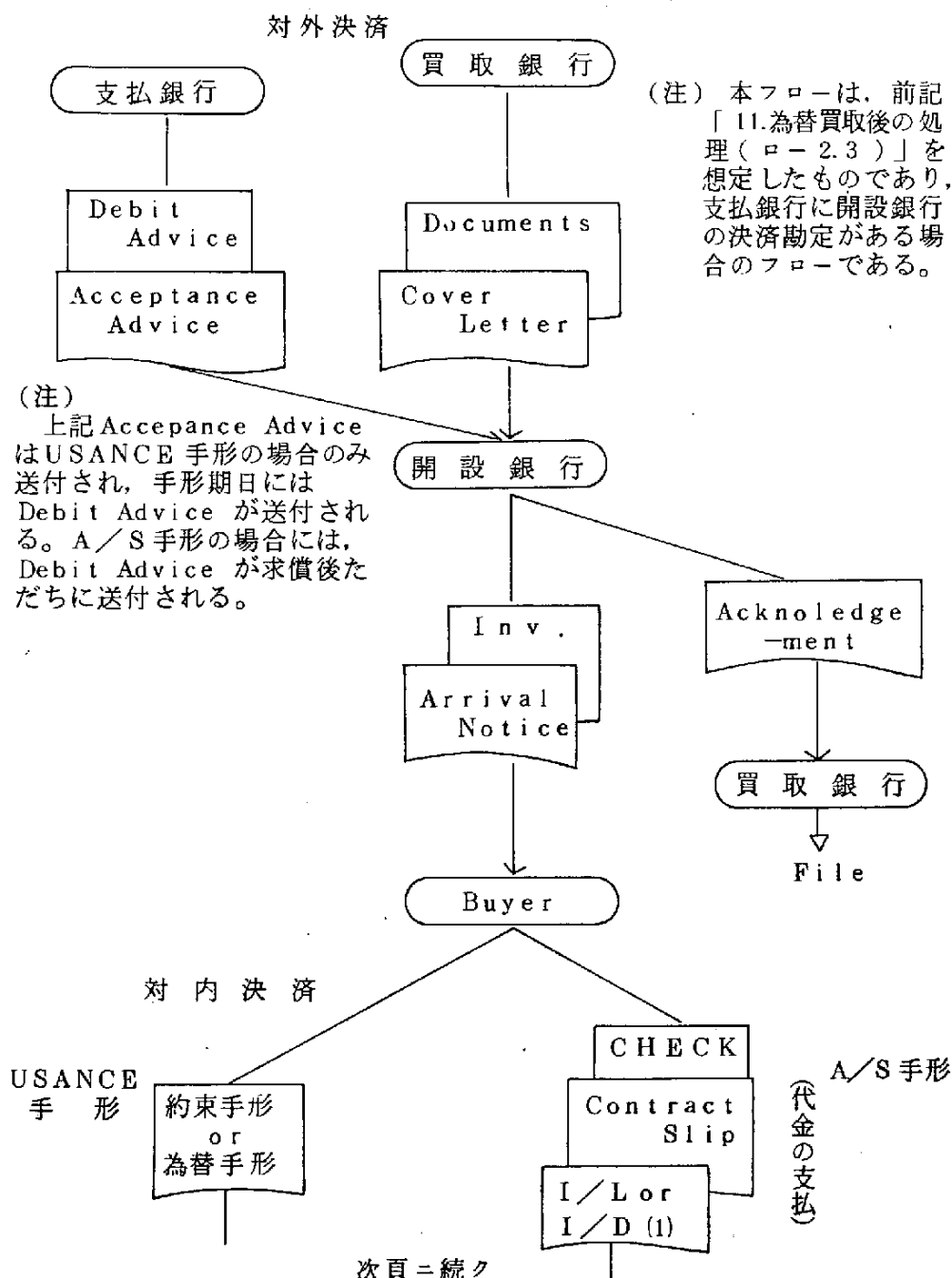
上記(イ)以外の有効期間の延長申請の場合。

- ④ 申請書類の提出を受けた税関又は通産局は、次のような審査を行い、その結果問題がなければ申請を承認する。承認したときは、当該申請書 1 通の

「通産省又は税関の記載」欄に承認番号，承認年月，延長等承認された有効期間満了日等が記載され，かつ通産大臣又は税関長の官印が押印されたのち承認銀行に返却される。

- ⑤ 輸入承認証有効期間延長等承認証を受けた承認銀行は，申請者からすでに提出を受けている輸入承認証の「延長後有効期間満了日」及び「内容変更（有効期間を含む）に係る通産大臣の承認内容，年月日及び番号」の欄に必要な記載を行い，銀行確認印を押印したのち，当該申請者に交付する。
- ⑥ なお，有効期間延長等承認証の交付を受けた承認銀行は，当該延長等承認証を3年間保管しなければならない。

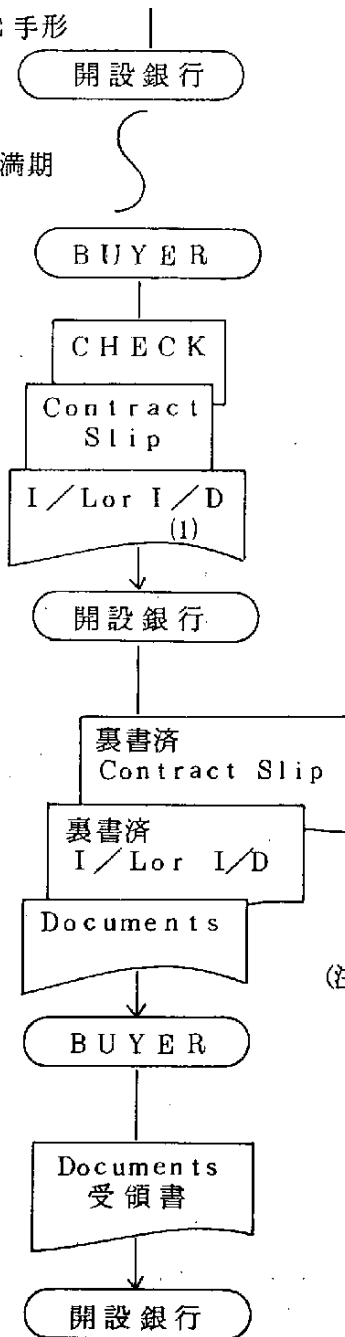
19. 輸入為替の決済 (WITH^L/_C)



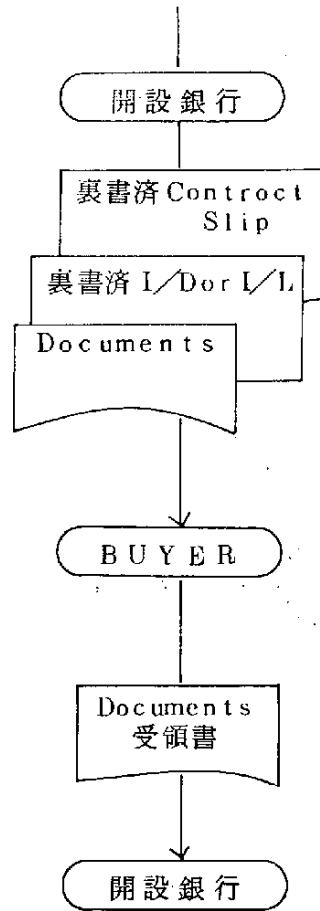
USANCE 手形

手形の満期

(代金の支払)



A/S 手形



(注) このフローにおいては、作図上の都合から対外決済完了後に対内決済が実行される様になっているが、実際は A/S の場合……対外決済のあとメー
ル期間経過後に対内決済が行なわれる。
USANCE の場合……対内決済と対外
決済は原則として同時に行なわ
れる。

帳 票 名	通 数		L C	B C	前 払
	I N	OUT			
送 付 書 (Cover Letter)	2		○		
船積書類 (Documents)	FUII	FUII	○		
引受通知書 (Acceptance Advice)	1		○		
支払通知書 (Payment Advice)	1		△		
勘定借記通知書 (Debit Advice)	1		○		
Documents 受領書 (Acknowledgement)		2	○		
船積書類到着通知書 (Arrival Notice of Shipping Documents)		2	○		
輸入承認証 (⑩ Import Licence)	1	1	○		
輸入届出証 (⑩ Import Declaration)	1	1	○		
為替予約票 (Contract Slip)	1	1	△		
船積書類受領書	1		○		

(注) 通数は開設銀行に IN, OUTされる
通数です。

説 明

(1) 対外決済

- ① 信用状の手形の支払人が開設銀行になっている場合には、買取銀行から手形と書類が開設銀行に送られてくるが、海外の支店かコルレス銀行が支払人となる場合が多く、普通手形は開設銀行に送られてこない。
- ② 海外支店またはコルレス銀行である支払・補償支払銀行にある開設銀行の勘定を決済勘定として使う場合は、まず支払銀行から、A/S手形（一覧払手形）については支払通知（Payment Advice）、USANCE手形（期限付手形）については引受通知（Acceptance Advice）が送られてくる。
- ③ そして、決済勘定を保有している支払銀行か補償支払銀行からは、A/S手形の場合は支払後ただちに、USANCE手形の場合は満期日に、勘定を

引き落としした事を知らせる勘定借記通知 (Debit Advice) が送られてくるが、これをもって対外決済は完了する。

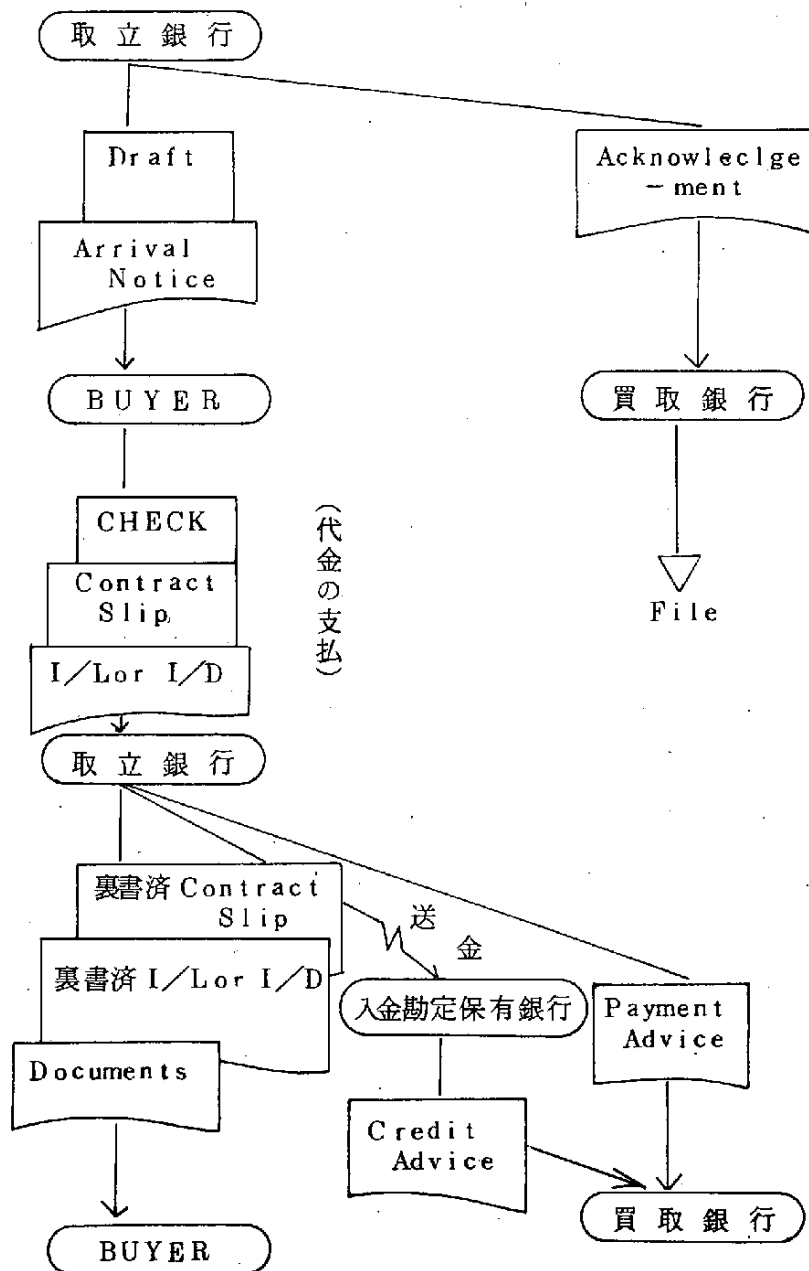
- ④ 開設銀行が手形の支払銀行となるのは、通常、円貨手形振出条件の場合である。この場合、買取銀行の指定する勘定に支払代金あるいは割引代金を振り込むことになるが、開設銀行にある勘定に入金することもあれば、送金振り込みとなることもある。

(2) 対内決済

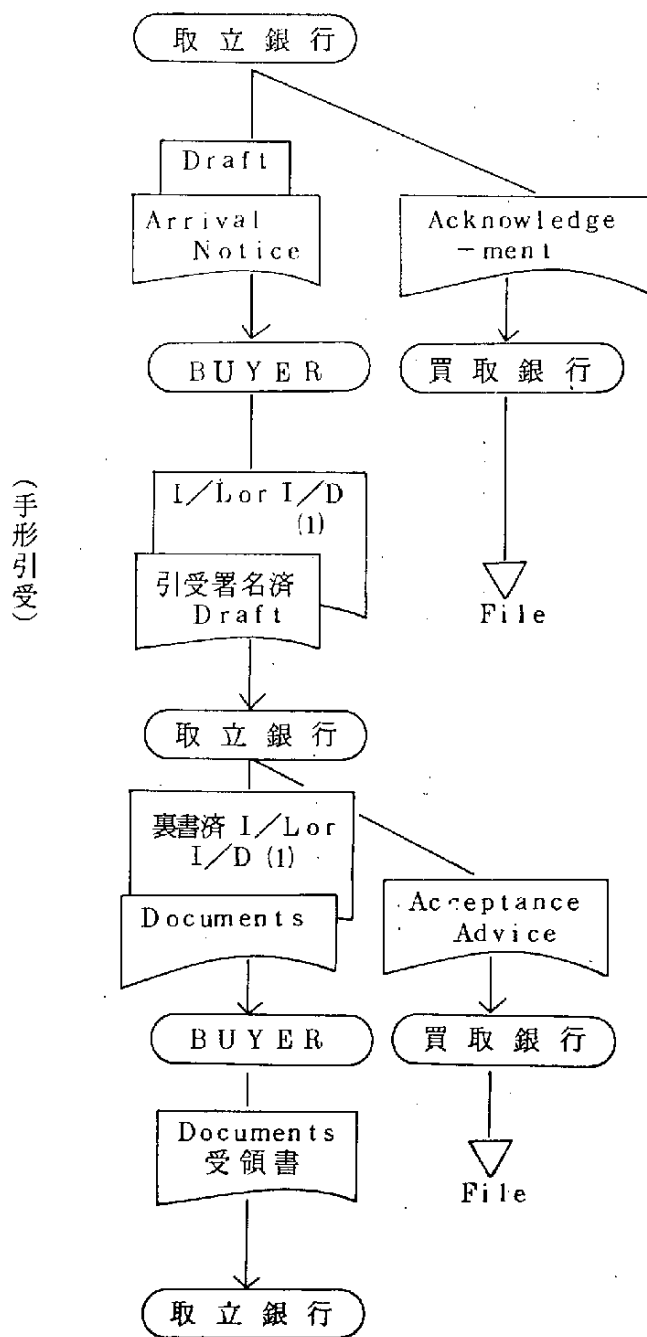
- ① 開設銀行は、書類を接受すると、信用状統一規則を基準として、支払銀行・買取銀行が指図どおりの取り扱いをしていること、および書類が信用状条件に一致していることをすみやかに点検する。
- ② 銀行は、書類の点検が終わると、依頼人たる BUYER に Arrival Notice of Shipping Documents を、買取銀行には Acknowledgement を送付する。
- ③ 開設依頼人たる BUYER は、A/S 手形の場合は Arrival Notice により通知を受けた後ただちに代金を支払い決済をする。また USANCE 手形の場合には、Arrival Notice により通知を受けた後ただちに約束手形ないしは為替手形を差し入れておき、その手形の満期日にそれぞれ代金を払い決済をする。
- ④ その際、為替予約があれば Contract Slip をまた決済証明を受ける為に輸入承認証または輸入届出証も併せて提出する。
- ⑤ 代金の支払を受けた開設銀行は、ただちに船積書類、裏書済 Contract Slip, 裏書済 I/L or I/D を BUYER に渡し、BUYER は船積書類受領書を提出することにより対内決済は完了する。

20. 輸入為替の決済 (D/P, D/A)

Documents against Payment の場合

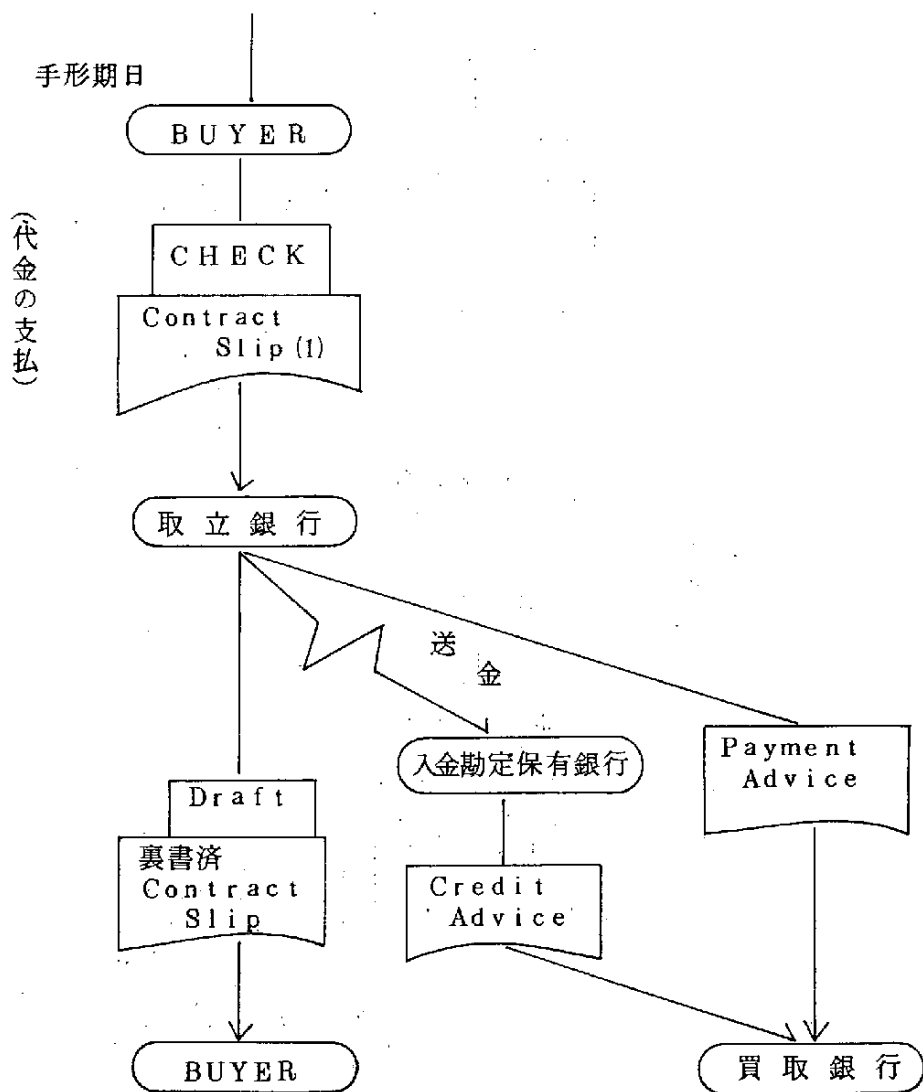


Document against Acceptance の場合



次頁 = 続ク

先頁ヨリ続ク



帳 票 名	通 数		L C	B C	前 払
	I N	OUT			
船積書類到着通知書 (Arrival Notice of Shipping Documents)		2		○	
船積書類受領書 (Acknowledgement)		2		○	
為替予約票 (Contract Slip)	1	1		△	
輸入承認証 (⑤ Import Licence)	1	1		△	
輸入届出証 (⑥ Import Declaration)	1	1		○	
Documents 受領書	1			○	
引受通知書 (Acceptance Advice)		1		△	
支払通知書 (Payment Advice)		1		○	

(注) 通数は取立銀行に IN, OUT
される通数である。

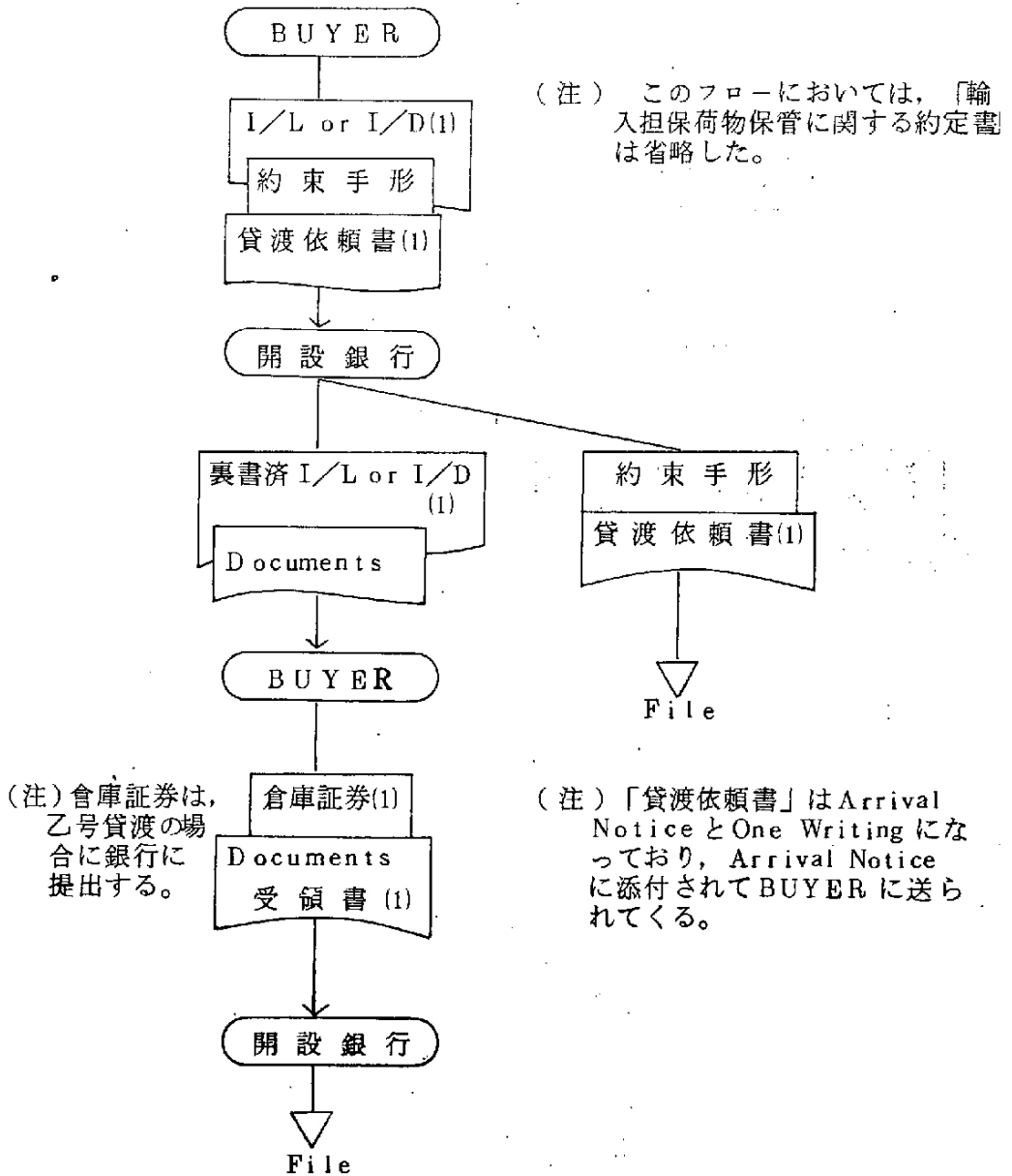
説 明

- ① 銀行は、送付状とそれに添付された手形、書類を接受した場合、普通特の問題がなければ、取立業務を引受ける。
- ② 手形取立統一規則第1条に、取立銀行には手形、書類の点検義務はないことを定めているが、送付状は詳しく、手形、書類についてもある程度の点検は行なっている。
- ③ 銀行は、点検が終わると、Arrival Notice をつくり、これに手形を添えてBUYERに渡し、接受通知及び一覧払手形の支払請求、期限付手形の引受通知及び一覧払手形の支払請求、期限付手形の引受請求を行なう。
- ④ BUYER は、Arrival Notice を受け取ると、商業送り状等とArrival Notice と契約書を比較し、契約条件に合っているかどうかを点検し、支払、引受を行なうかどうかを決める。
- ⑤ 契約条件に合っていれば、一覧払の場合には、ただちに銀行に代金を支払い、Documents を引取る。

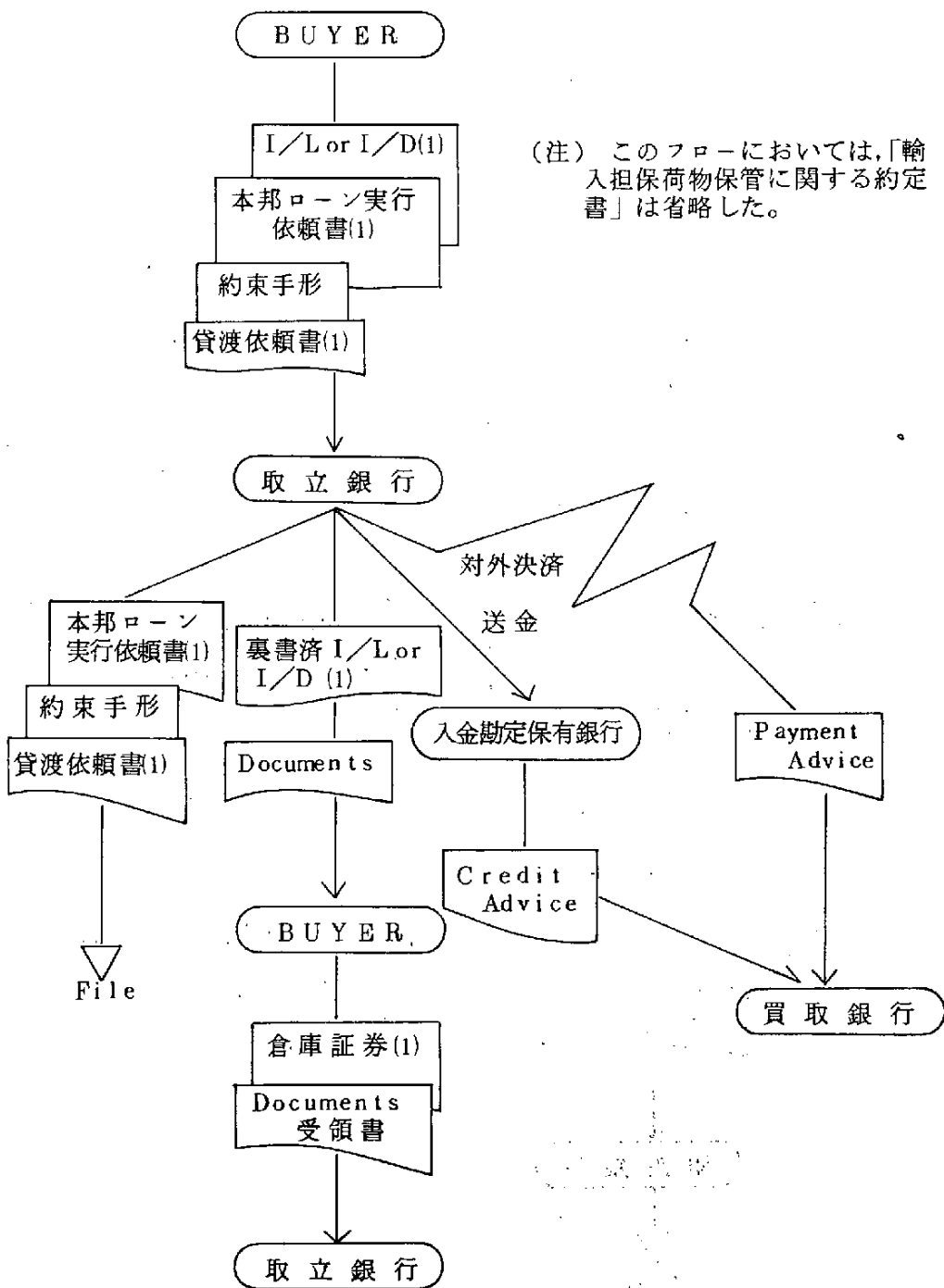
- ⑥ 期限付手形の場合には、手形に引受の署名を行なって銀行に返却し、満期日に銀行に代金を支払う。なお、D/A条件手形であれば、手形差し入れに対しBUYERはDocumentsを引取る。
- ⑦ 支払・引受に際し、BUYERは輸入承認書または輸入届出書を銀行に提出し、決済欄の裏書きを依頼する。
- ⑧ 代金支払いに際し、適用為替相場は、為替予約がない場合は、支払日の銀行の電信売相場が適用される。
- ⑨ 取立銀行は、手形の引受があれば引受通知を、手形代金の支払があれば支払通知を買取銀行に送付し、代金を買取銀行指定の仕向銀行に振込むことにより、取立業務を完了する。

21. 輸入荷物の貸渡

(f) L/C 付輸入の場合の貸渡



(ロ) B/C (D/P), 本邦ローン実行による貸渡



帳 票 名	通 数		L /C	B /C	前 払
	IN	OUT			
貸 渡 依 頼 書	1		○	○	
輸 入 承 認 証 (⑩ Import Licence)	1	1	○	○	
輸 入 届 出 証 (⑩ Import Declaration)	1	1	○	○	
本 邦 ロ ー ン 実 行 依 頼 書	1			○	
倉 庫 証 券	1		△	△	

説 明

① 銀行に Documents が到着しているにもかかわらず、Buyerの資金繰等の都合から決済できない場合に対処して、銀行が貨物に対し有している担保権を喪失することなく、かつ Buyerがその本来の業務として貨物の処分を行なって、その売却代金によって輸入手形の支払に充当できることを目的とした制度が、輸入荷物貸渡し制度である。ただ、B/C (D/P) 輸入の場合、取立銀行は単に買取銀行の有する債権の取立代行業務を行なっているにすぎないので、貸渡を実行する前提として、本邦ローンによる対外決済を行ない債権の移転を計っておくことが必要である。

② 貸渡には次の2種類ある。

① 甲号方式：この方式は、銀行が輸入者に銀行の代理人として、荷物の引取から売却まで行なうもので、貸渡本来の方式といえる。

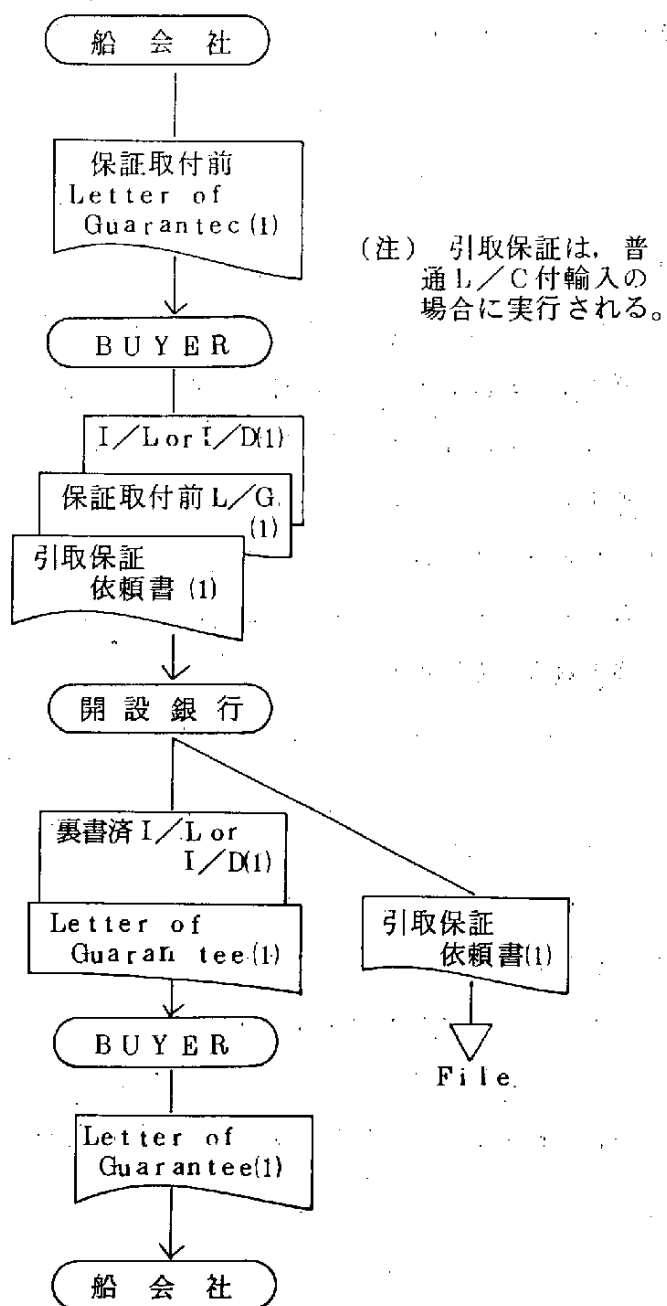
② 乙号方式：この方式は、銀行が輸入者に銀行の代理人として、荷物の引取から倉入れまでやってもらうが、倉入の倉庫は銀行指定のものとし、倉庫証券は銀行名義として銀行に提出する。

この場合、荷物を売却するときは、銀行に「荷渡指図書 (Delivery Order)」の発行を依頼する。

③ Buyerは、貸渡依頼に際して、貸渡依頼書、約束手形、輸入承認証又は輸入届出証を銀行に提出する。B/C 輸入の場合には、さらに本邦ローン実行依頼書を提出する。

- ④ 銀行は、特に問題がなければ貸渡しを受諾し、船積書類及び裏書済®I/L or ®I/DをBuyerに引渡す。B/C輸入の場合には、同時に本邦ローンを実行し、対外決済を完了する。
- ⑤ Buyerは、B/Lを船会社に提出することにより貨物を引取り、売却ないし倉入をはかる。
- ⑥ 乙号貸渡の場合は、倉庫証券を銀行に差し入れる。
- ⑦ 貨物を売却した場合は、Buyerは包括約定書の定めにしたがい、売却代金を荷物に代わる担保として銀行に差し入れる。

22. 輸入荷物の引取保証



帳 票 名	通 数		L /C	B /C	前 払
	IN	OUT			
保 証 状 (Letter of Guarantee)	1	1	○		
輸入荷為替付帯荷物引取保証依頼書	1		○		
輸 入 承 認 証 (㊥ Import Licence)	1	1	○		
輸 入 届 出 証 (㊥ Import Declaration)	1	1	○		

(注) 通数は開設銀行に IN, OUT される通数です。

説 明

- ① 輸入荷物引取保証制度とは、貨物が港に到着しているにもかかわらず、船積書類（特に B/L）が未着のため、BUYER に生じる経済的損失を回避することを目的として、BUYER の依頼にもとづき B/L の代わりに銀行の保証状（Letter of Guarantee）によって貨物を引取らせる制度である。
- ② L/G により BUYER と銀行は、船社に対して、(イ) BUYER 以外の第 3 者から B/L の呈示があった場合に生じる損害補償、及び(ロ) B/L 提出の義務を負うことになる。
- ③ BUYER は引取保証に先だち、銀行に銀行保証取付前 L/G 及び引取保証依頼書、輸入承認証又は輸入届出証を提出する。ここで引取保証依頼書が貸渡依頼書を兼ねている場合もある。
- ④ 書類の提出を受けた銀行は、所定の審査をした後、問題がなければ保証状に署名し、BUYER に返却する。
- ⑤ BUYER はそれぞれ船社に提出し、荷物を引き取る。
- ⑥ 後日、書類が到着し、BUYER がそれを銀行から受け取ると、B/L を船会社に提出し、保証状を回収のうえ銀行に返却する。

帳 票 分 析

行政関係帳票

- 輸出貨物代金前受証明書
- 外貨交換済証明書
- (銀行認証用)輸出申告書
- 輸出内容訂正(変更)願
- 輸入割当証
- 輸入承認書
- 輸入届出書
- 輸入承認証又は輸入届出証内容変更許可申請書
- 貿易外受取等報告書
- 輸出信用状接受報告書
- 輸出信用状内容変更報告書
- 輸出申告書内容訂正(変更)および取消報告書
- 輸入貨物代金支払報告書

信用状関係帳票

- (取消不能)信用状開設依頼書
- (取消不能)商業信用状
- 信用状変更依頼書
- 信用状変更通知書
- 輸出信用状譲渡依頼書

NEGOTIATION 関係帳票

- 商業送り状
- 船荷証券

- 海上保險証券
- 包裝明細書
- 重量・容積証明書
- 原產地証明書
- 税関送り状
- 航空運送状
- 荷為替手形 (WITH L/C)
- 荷為替手形 (WITHOUT L/C)
- 荷為替手形買取依頼書 (WITH L/C)
- 荷為替手形買取依頼書 (WITHOUT L/C)

求償関係帳票

- 送付状 (WITH L/C)
- 送付状 (WITH L/C 再割用)
- 送付状 (WITHOUT L/C)
- 船積書類到着通知書 (WITH L/C)
- 船積書類到着通知書 (WITHOUT L/C)

送金関係

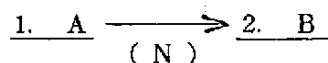
- 外国向電信送金為替依頼書
- 外国向 送金小切手
郵便送金為替 依頼書

その他

- 為替予約票
- 輸入荷為替付帶荷物引取保証依頼書 (兼貸渡依頼書)
- 倉庫証券
- 貨物引渡指図書

帳票分析の見方

流通系路



- 当該帳票がAからBに流れることを示す。
- A, Bは業務主体である。
- (N)は当該帳票の流通通数です。

項目分析

- 項目名 当該帳票のデータ・アイテム名
- 内 容 項名目の説明
- 記入時点 当該項目を記入する業務主体を、流通系路の業務主体番号により示す。
- 記入符号 A 英字及び「.」(プリオド), 「,」(カンマ)
N 数字及び「.」(プリオド), 「,」(カンマ)
Z 英数字以外の特殊記号。たとえば, 「/」, 「\$」等
邦 漢字及びカナ
印 印
- 原帳票 当該項目が転記された原帳票を示す。
- 内容の種類数 ... 当該項目に記入される可能性のあるデータ・アイテムの種類数を示す。

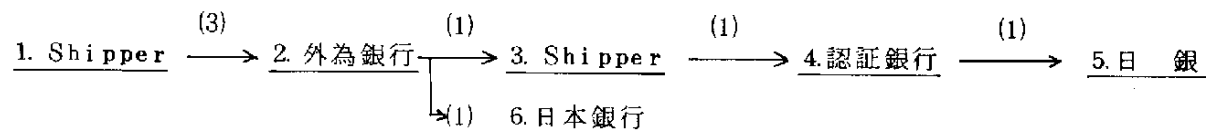
「原帳票」欄の英字説明

C/N	Contract Note	契約書
L/C	Letter of Credit	商業信用状
Amend	advice of Amendment of letter of credit	商業信用状変更通知書
⑤ E/D	⑤ Export Declaration	(銀行認証用)輸出申告書

© E/D	© Export Declaration	(税関申告用)輸出申告書
E/L	Export Licence	輸出承認証
	Draft	荷為替手形
Inv	Commercial Invoice	商業送り状
B/L	Bill of Lading	船荷証券
S/I	Shipping Instruction	積取指図書
B/O	Booking Order	船腹予約票
I/P	Insurance Policy	海上保険証券
I/A	Insurance Application	海上保険申込書
P/L	Packing List	包装明細書
P/O	Packing Order	包装指図書
M/W	Measurement & for Weight List	重量容積証明書
C/O	Certificate of Origin	原産地証明書
C. Inv	Customs Invoice	税関送り状
C. Inv	Consular Invoice	領事送り状
Insp. Cert	Inspection Certificate	検査証明書
	Cover Letter	送付状
	Nego. Application	Application for Negotiation of Documentary Bills 荷為替手形買取依頼書
	Contract Slip	為替予約書
⑧ I/D	⑧ Import Declaration	輸入届出書
⑧ I/L	⑧ Import Licence	輸入承認書
© I/D	© Import Declaration	(税関申告用)輸入申告書

帳票名；輸出貨物代金前受証明書

流
通
系
路

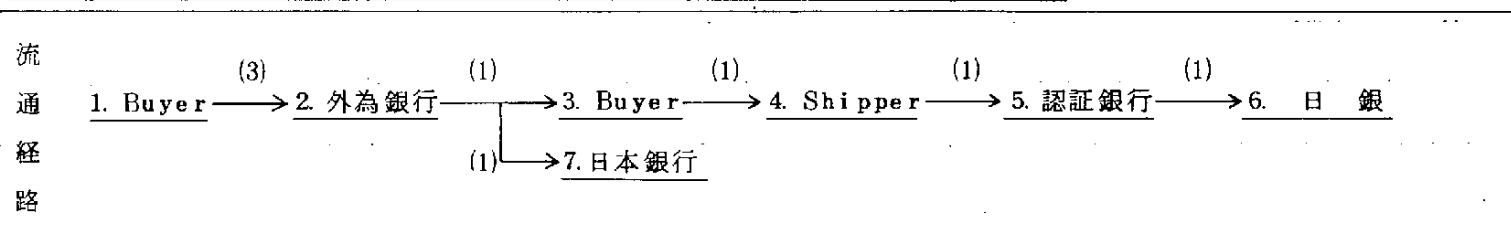


項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 表	記入符号	内容の 種類数	備 考
証明番号		2		AN		店舗ごとの一連第号（歴年更新）
有効期限		2		AN		発行年月日から1ケ年
（ 1. 輸出貨物代金の前受の内容 ）						
イ輸出貨物代金として前受した 通貨の種類		2		AZ		
ロ前受した輸出貨物代金の額		2		ANZ		
ハ輸出貨物代金の前受の方法		2		A	2	送金，自由円
ニ輸出貨物代金を前払した者の名		2		A		
ホ買取，預入，払出または提示の年月日		2		AN		
ヘ貿易外受取報告書番号		2	貿易外受 取等報告書	ANZ		
（ 2. 輸出の明細 ）						
イ買主名および住所		1	Q/N	ANZ		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
ロ輸出者および住所		1	C/N	ANZ		
ハ仕向地		1	"	A		
商品名		1	"	A		
金 額		1	"	ANZ		
船積予定日		1	"	AN		
備 考		1	"	ANZ		
証明依頼者署名または記名押印		2		A		
証明銀行名		2		A・印		
責任者署名または記名押印		2		AN		
証明年月日						
以下裏面（認証欄）		4		A		
商品名		4	GE/D	ANZ		
認証金額		4	"	ANZ		
未認証残額		4	"	ANZ		
認証番号		4	"	AN		

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
認証年月日		4	〃	AN		
認証銀行名		4		A		
責任者署名または記名押印		4		A印		

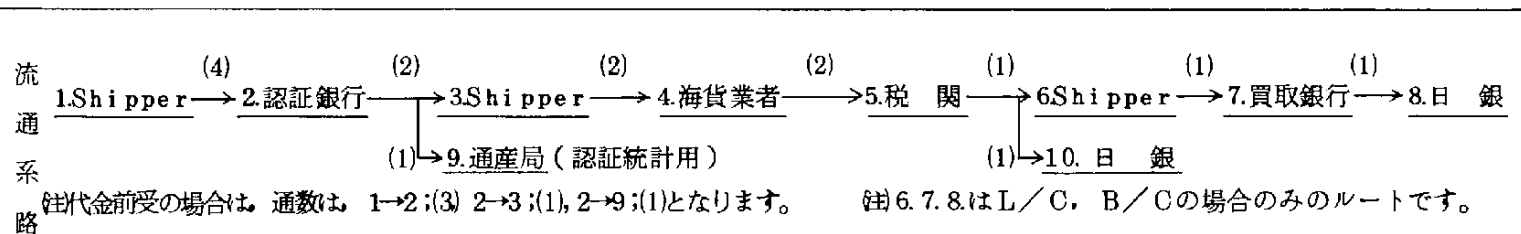
帳票名；外貨交換済証明書；Foreign Currency Conversion Certificate



項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
証明番号		2		ANZ		店舗ごとの一連番号（歴年更新）
貿易外受取報告書番号		2	貿易外受取 等報告書	ANZ		
（証明事項）						
外貨の種類及び買入額 外貨		2		ANZ		
” 円貨		2		N		
証明額 外貨		2		ANZ		
” 円貨		2		N		
外貨買入日		2		AN		
日 的 支払目的		2		A		
” 支払地		2		A		
証明依頼人		1		A		

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
証明年月日		2		AN		
証明銀行名		2		A		
責任者署名又は記名押印		2		A印		
有効期限		2		AN		証明年月日より3ヶ月間
*以下裏面						
支払受領の目的		1		A		
支払受領年月日		1		AN		
支払受領金額		1		AN		
(支払受領者)						
住 所		1		AN		
氏名又は商号		1		A		
印		1		印		

帳票名；（銀行認証用）輸出申告書；Export Declaration



項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
輸出者記名押印又は署名		1	/	邦		
輸出者住所		1	/	邦		
輸出者電話番号		1	/	N		
（承認又は許可関係）						
種 類		1	E/L	X印	5	①標準外決済 ②委託販売 ③委託加工 ④長期延払 ⑤その他
承認又は許可番号		1	"	ANZ		
(1) （商品明細）						
商品名		1	C/N, Inv	A		
統計品目番号		1	/	N		CITCコードの上3桁
数 量		1	Inv	N		
数量合計		1	Inv	N		

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
(2) (建 値 及 び 総 価 額)						
建 値		1	Inv	A		FOB YOKOHAMA 等
価 額		1	C/N	N		
総 価 額		1	Inv	N		
U S \$ 換 算 額		1		N		アメリカ合衆国通貨以外で決済 する場合のみ記入
(3) 仕 向 地		1	C/NInv	A		
買 主 名		1	"	A		買主と荷受人が異なる場合、荷 受人名も併記する
買 主 住 所		1	"	AN		
(4) (外 国 為 替)						
種 類		1	C/N, Inv	X印	6	①L/C(取消不能), ②L/C(取消可 能) ③D/P ④A5送金・小切手 ⑥その他
手形期限		1	C/N, L/C	X印, N, 邦	4	①一覽払, ②一覽後…日払, ③船積 後…日払, ④その他
(5) 信用状内容						
未使用残高		1	L/C	ANZ		
接受年月日		1	"	AN		
有効期限		1	"	AN		
参考事項		1	輸出貨物代 金前受証明 書等	ANZ		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
銀行認証年月日		2		AN		
銀行認証番号		2		ANZ		店舗ごとの一連番号(歴年更新)
(認証銀行記名押印又は署名)						
認証銀行店名		2		A		
責任者記名押印		2		A		普通支店長代理名
(統計用コード欄)						
①	統計品目番号	8		N		
②	建値価額	8		ANZ		
③	仕向地	8		A		
④	外国為替	8		N		L/C, D/P, D/A等
⑤	信用状内容	8		AN		
(⑥ , ⑦)	(外国為替の証明)					
(信用状によるもの)						
買取日		7		AN		
受領通貨金額		7		ANZ		
(その他)						

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
買取日		7		AN		
受領通貨金額		7		ANZ		
⑧		7		AN		
備 考		2		AN		前受の場合は、貿易外受取等報告 書番号を記入する。
(決済銀行記名押印又は署名)						
決済銀行店名		7		A		
責任者記名押印		7		A		
税関輸出許可月日		5		AN		
税関輸出許可番号		5		ANZ		

流通系路 本系路図は、認証済輸出申告書の訂正変更につき、通産省の許可を要する場合の系路図です。

(2) (1) (1)
 1. Shipper → 2. 通産局 → 3. Shipper → 4. 認証銀行

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
原承認番号		1	E/L	ANZ		※本書類は下記の訂正変更につき必要ですがここでは⑤の訂正変更を想定しています。
銀行承認番号		1	DE/D	ANZ		
申請者記名		1	"	A		①輸出承認書
申請者署名又は押印		1	"	Aor 印		②委託加工貿易契約許可書
申請者住所		1	"	AN		③委託販売貿易契約許可書
電話番号		1	"	N		④輸出取引承認書
原承認又は認証の内容		1	"	ANZ		⑤認証済輸出申告書
訂正（変更）の内容		1	C/N Amend 等	ANZ		
理 由		1		ANZ		
承認又は不承認		2		X印	2	①承認する。②承認しない。
（大蔵大臣の同意）						

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
日 付		2		AN		
資 格		2		邦		
記名押印		2		邦		
(通産大臣又は税関長の記名押印)						
日 付		2		AN		
資 格		2		邦	1	通産大臣
記名押印		2		邦		

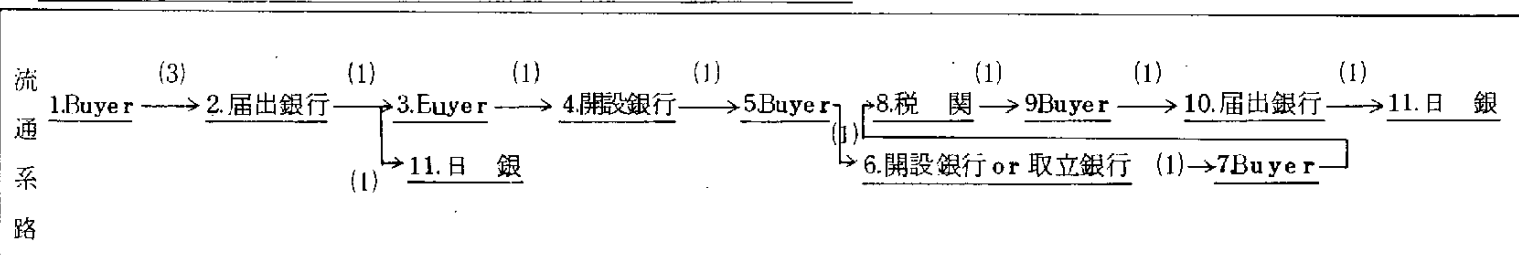
帳票名；輸入割当申請書（輸入割当証明書） (1)

流通 系 路	1. Buyer $\xrightarrow{(3)}$ 2. 通産局 $\xrightarrow{(1)}$ 3. Buyer $\xrightarrow{(1)}$ 4. 承認銀行 (1) $\searrow$ 5. 通産省						
	項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
	申請者名	輸入者名	1		邦		
	住 所		1		邦		
	電話番号		1		N		
記名押印または署名		1		邦			
資 格		1		邦			
申請月日		1		邦			
1. 予定輸入契約の概要							
1. 契約締結の時期		1		AN		予定の月	
2. 貨物船積の時期		1		AN		予定の月	
3. 貨物入着の時期		1		AN		予定の月	
4. 価格条件		1		A	3	FOB, C&F, CIF	

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
単 価		1		ANZ		
5.総 額		1		ANZ		
6.その他		1				
申請の明細						
1.関税率表の番号等		1		N		
分数符号		1				
2.商品名		1		A		
3.型および銘柄		1		ANZ		機械類のように、型および銘柄を記載しなければ、正確な商品を指定することが困難な場合に記載 国 名
4.原産地		1		A		
5.船積地域		1		A		
6.数量および単位		1		ANZ		数量割当品目については数量単位， 金額割当品目については金額を表示
Ⅲ 割当て						
割当数量および単依（割当額）		2		ANZ		
証明書番号		2		ANZ		
割当月日		2		AN		
期間満了日		2		AN		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
(担保)						
比 率						輸入担保制度が廃止されたことに伴ない 現在、本欄の記入は行なわれていない。
種 類						
通産大臣の条件の附与または特別 の有効期間の設定						
数量の変更限度		2		N		
拘束事項を定める項		2		N		Ⅱの申請の明細の番号を記入
特別条件		2		邦		
通産大臣の記名押印						
資 格		2		邦		
記名押印		2		邦		
*以下裏面						
輸入の承認を受けた日		4	㊦I/L	AN		
輸入承認に係る数量(金額)		4	㊦I/L	ANZ		
未承認数量(金額)		4	㊦I/L	ANZ		
銀行名および押印		4		A邦		

帳票名；輸入届出書（輸入届出証）； Import Declaration

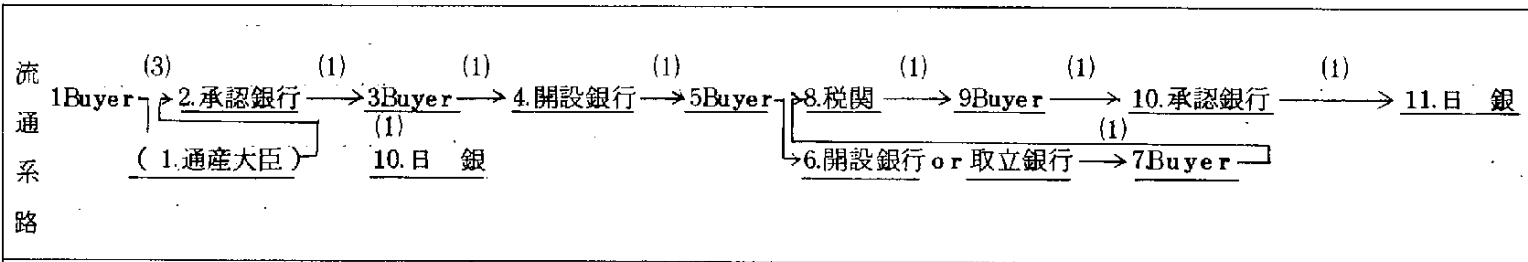


項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
輸入者記名押印又は署名		1		邦		
輸入者住所		1		邦		
電話番号		1		邦		
届出年月日		1		邦		
(I 輸入の内容)						
関税率表の番号		1		N		
分類符号		1		AN		
商品名		1	C/N	A		
型および銘柄		1	"	ANZ		
数量および単位		1	"	NZ		
原産地		1	"	A		国名

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
船積地域および船積港		1	C/N	A		
外国為替金額		1	"	ANZ		
総 計		1		ANZ		
(決済方法)						
種 類		1	C/N	○印	4	1.信用状, 2取立手形 3.送金 為替, 4.その他
決済条件等		1	C/N	○印	4	1.前払, 2一覽払, 3.通関後×× 日払, 4.その他
届出受理月日		2		AN		
届出受理番号		2		ANZ		店舗ごとの一連番号(歴年更新)
外国為替銀行記名押印		2		A印		普通支店長代理名
* 以下裏面						
(I 信用状開設に関する銀行証明)						
信用状金額		4	L/C	ANZ		
信用状開設月日		4	"	ANZ		
(2.外国為替決済に関する銀行証明)						
決済金額		6	Draft	AN		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
決済方法		6	Draft	AN		A/S,ot 60 days after sight等
信用状等の番号		6	L/C	ANZ		
決済月日		6	Draft	AN		引受の場合は引受年月日
決済銀行記名押印		6		A印		普通支店長代理名
(3.通 関)						
税関申告番号		8	ⒸI/D	ANZ		
税関申告月日		8	ⒸI/D	AN		
商品名		8	Inv.	A		
送状数量		8	"	AN		
送状金額		8	"	ANZ		
通関数量		8	ⒸI/D	AN		
通関金額		8	"	ANZ		
許可又は承認月日		8		AN		
税関押印		8		印		

帳票名；輸入承認申請書（輸入承認証）； Import Licence (1)



項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
申請者名		1		邦		
住 所		1		邦		
電話番号		1		N		
記名押印又は署名		1		邦		
資 格		1		邦		
申請年月日		1		邦		
(I 輸入の内容)						
関税率表の番号等		1		N		
分類符号		1		AN		
商品名		1	C/N	A		
型および銘柄		1	C/N	ANZ		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
数量および単位		1	C/N	NZ		
原産地		1	C/N	A		
船積地域および船積港		1	C/N	A		
外国為替金額		1	C/N	ANZ		米ドル以外の通貨建ての場合は米 ドル換算額をカッコを附して附記する
総 計		1	C/N	ANZ		米ドル建てで記載
備 考		1		ANZ		
(Ⅱ 決済方法)						
種 類		1	C/N	○印	4	1.信用状, 2 取立手形 3.送金 為替 4.その他
決済条件等		1	C/N	○印	4	1.前払 2.一覧払 3.通関後×× 日 4.その他
輸入割当証明書の日付		1	輸入割当 証 明 書	AN		輸入割当品目を輸入する場合のみ
輸入割当証明書の番号		1	"	ANZ		
輸入割当証明書の特別条件		1	"	邦		
(通産商業大臣の許可もしくは承認又は条件の付与)						
申請受理月日		1		AN		通産大臣の事前許可又は承認 が要する輸入の場合
許可等の日付および番号		1		AN		
許可等の内容		1		邦		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
資 格		1		邦		
記名押印		1		邦印		
承認番号		2		ANZ		
承認年月日		2		AN		
有効期間満了日		2		AN		通産大臣の承認を受けた場合 を除いて承認年月日より6ヶ月後
延長後有効期間満了日		2		AN		
内容変更に係る通商産業大臣の承認の内容年月日および番号		2	内容変更 申請書	ANZ		内容変更をした場合
承認外国為替公認銀行		2		A		
資 格		2				
記名押印		2		邦印		
* 以下裏面						
(1.外国為替決済に関する銀行証明)						
決済金額		6	Draft	ANZ		
信用状金額		4	L/C	ANZ		
信用状開設月日		4	L/C	AN		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
決済方法		4	L/C	A		
信用状等の番号		4	L/C	ANZ		
決済月日		6		AN		D/Aの場合は引受年月日
銀行名および押印		6		A印		
(2. 通 関)						
税関申告番号		8	ⓈI/D	ANZ		
税関申告月日		8	ⓈI/D	AN		
商品名		8	Inv.	A		
送状数量		8	Inv.	AN		
送状金額		8	Inv.	AN		
通関数量		8	ⓈI/D	AN		
通関金額		8	ⓈI/D	ANZ		
許可または承認月日		8		AN		
税関押印		8		印		

帳票名；輸入承認証又は輸入届出証内容変更許可申請書

通産大臣の許可を要する内容変更につき必要							
流 通 系 路	(2) (1) (1) 1. Buyer → 2. 通産局 → 3. Buyer → 4. 承認届出銀行						
	項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
	申請先名	通産大臣承認 届出銀行名	1	⊕I/L ⊕I/D	邦		
	申請年月日		1	/	N		
申請者名		1	/	邦			
電話番号		1	/	N			
記 名		1	/	邦			
押 印		1	/	邦			
承認番号又は届出番号		1	⊕I/L or ⊕I/D	ANZ			
承認月日又は届出月日		1	"	邦			
商品名		1	"	邦			
外国為替金額総計（米ドル、 価格条件併記）		1	"	ANZ			

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
数 量		1	"	AN		
変更の箇所		1	BI/L BI/D Amend,	邦		
変更の理由		1		邦		
許可年月日		2		邦		
許可番号		2		ANZ		
「通産大臣代理輸入課長」印		2		印		
「本申請は許可する」		2		印		

流通
系
路

A, 輸出貨物代金前受証発行の場合 1. Shipper $\xrightarrow{(2)}$ 2. 仕向銀行 $\xrightarrow{(1)}$ 3. 日本銀行

B, 外貨交換済証明書発行の場合 1. BUYER $\xrightarrow{(2)}$ 2. 交換銀行 $\xrightarrow{(1)}$ 3. 日本銀行

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
取引日	対外支払手段 買取日	1		AN		
(受取入)						
氏名又は商号		1		A		Aの場合はShipper, Bの場合はBuyer
住所又は所在地		1		AN		
(1.送金人)						
氏名又は商号		1	C/N	A		Aの場合のみ記入, Buyer の氏名又は称号
所在国名		1	C/N	A		"
2.金 額		1	送金為替票 外貨交換済 証明書	ANZ		決済通貨名により記入すること
(3.許可等関係)						
日 付		1	E/L	AN		Aの場合のみ 標準外決 済の許可等
番 号		1	"	ANZ		"

流通
系
路

(1)
1. 接受銀行 → 2. 日本銀行

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
認証番号			ⓄE/D	ANZ		
報告日付		1		AN		
信用状番号		1	L/O	ANZ		
信用状の種類		1	"	A		Irrevocable, Revocable等
発行銀行		1	"	A		
受益者		1	"	A		
金 額		1	"	ANZ		
有効期限		1	"	AN		
商 品 (1)商品名		1	"	A		
(2)数 量		1	"	ANZ		
(3)船積日		1	"	A		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
(4)仕向地		1	"	A		
(5)分割船積		1	"	A		
備 考		1	"	ANZ		特殊な支払条項その他を記入
銀行整理番号		1		ANZ		
外国為替公認銀行名		1		A		
署 名		1		A		

流通
系
路

(1)
1. 接受銀行 → 2. 日本銀行

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
報告番号		1				
接受年月日		1				
信用状番号		1	L/C			
決済通貨		1	"			
商品名		1	"			
輸出先国		1	"			
増減額 増額		1	信用状変更通知書			
" 減額		1	"			
増減後の信用状金額		1	"			取消の場合には0を記入
変更後の有効期間		1	"			回転信用状に係る変更の場合に限り記入
回転期間の変更内容		1	"			

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
発行銀行名		1	信用状変更通知書			
受益者名		1	"			
備 考		1	"			
外国為替公認銀行名		1				
署 名		1				

帳票名；輸出申告書内容訂正（変更）および取消報告書

流 通 系 路	(1) <u>1. 認証銀行</u> → <u>2. 通産局</u>						
	項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
	報告月日		1	/	AN		
	認証銀行名		1	/	A		
	1. 認証番号		1	ⓄE/D	ANZ		
	2. 認証月日		1	"	AN		
	3. 輸出者名		1	"	A		
	4. 商品名		1	"	AN		
	5. 訂正（変更）箇所			/			
	（原認証の内容）		1	ⓄE/D	ANZ		
（訂正（変更）の内容）		1	"	ANZ			

帳票名；輸入貨物代金支払報告書

流
通
系
路

(1) 1. Buyer → 2. 外為銀行 (決済時) → 3. 日 銀

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
氏名または商号		1		邦		註本報告書は、I Q品目および 通産大臣の事前許可を要する場 合を除き、総価額30万8000円 (1,000米ドル相当額)以下の 有償輸入の場合に提出する。
住所または所在地		1		邦		
担当者名		1		邦		
担当者印		1		印		
1. 支払の金額		1	C/N Draft	ANZ		決済通貨建で記載
米ドル換算額		1		N		
2. 支払年月日		1		AN		
3. 商品名		1	C/N	A		
4. 原産地		1	C/N	A		国名
5. 船積地域		1	C/N	A		
6. 輸入通関年月日		1	©I/D	AN		

[illegible]

帳票名；（取消不能）信用状開設依頼書；Application for letter of credit

流
通
系
路

1.開設依頼人 ———→ 2.開設銀行

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
依頼年月日		1		AN		
開設方法	airmail/cable	1		×印	1×3 1	電信については etter/ ordinary/urgent の区別有
確認・無確認の別		1		×印	2	
Advise through	指定通知銀行名 及び住所	1	C/N	AN		
Beneficiary	受益者名 及び住所	1	"	AN		
Accountee	依頼人名及び住 所	1	"	AN		
手形振出期限		1	"	AN		
手形期限		1	"	AN		
手形金額	商業送状金額に 対する比率	1	"	N		At sight 30 days after sight 等
商業送状の通数		1		A		普通2通
輸入承認証 or 輸入届出受理証番号		1	ⓐI/L ⓐI/D	ANZ		

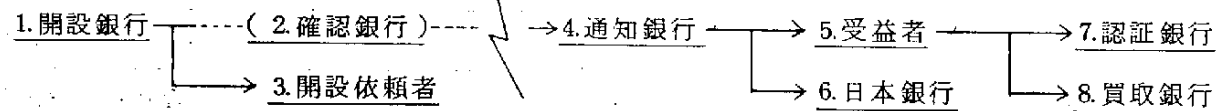
項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
保険書類形態の別	保険証券 or 保険証明書	1	/	×印	2	Marine Insurance Policy or Certificate
付保額	商業送状金額に対する比率	1	/	N		普通 110%
(貨物海上保険)協会積荷約款の種類		1	/	×印	3	F.P.A/W.A./All Risks
付保者の別		1	/	×印	2	Shipper / buyer
(船積貨物の場合)						
荷送先		1	/	×印	2	普通 to order of 開設銀行 / shipper
運賃支払方法		1	C/N	×印	2	collect / prepaid
notify		1	"	AN		普通輸入者
(航空貨物の場合)						
荷送先		1	/	A		普通開設銀行
運賃支払方法		1	C/N	×印	2	collect / prepaid
船積地		1	"	A		
仕向地		1	"	A		
価格建の種類		1	"	×印	3	C.I.F./C.&F./T.O.B
積送商品名と数量		1	"	ANZ		

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
(附属船積書類の通数)						
Inspection Certificate	検査証明書	1		A		普通 2 通
Certificate of Weight	重量容積証明書	1		A		"
Certificate of Analysis	分析証明書	1		A		"
Certificate of Origin	原産地証明書	1		A		"
packing List	包装明細書	1		A		"
船積期限		1		AN		
Partial shipments	分割船積の可否	1		×印	2	allowed / prohibited
Transshipment	積換の可否	1		×印	2	allowed / prohibited
Special instructions	その他特別の 指図	1		AN		
Acceptance and discount charges	引受手数料及び 割引料の負担者	1	C/N	×印	2	accountee / beneficiary
Advising commission and payment commission	通知料及び手形 支払手数料の負 担者	1	"	×印	2	accountee / beneficiary
Import Licence No.	輸入承認証番号	1	ⒺI/L	AN		
Approval date	承認年月日	1	"	AN		
Expiry	有効期限	1	"	AN		

[illegible]

帳票名；（取消不能）商業信用状；Irrevocable Letter of Credit

流
通
系
路



項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
信用状発行銀行名		1		A		
信用状発行地		1		AN		
信用状発行年月日		1		AN		
信用状 №		1		ANZ		
信用状金額		1	L/C Applica tion	ANZ		
開設依頼者名		1		A		
受益者名		1		A		
受益者住所		1		AN		
通知銀行名		1	(L/C Applica tion)	A		開設依頼者が通知銀行を指定した 場合のみ L/C Application
接受年月日		4		AN		
手形振出期限		1	L/C Applica tion	AN		

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
手形名宛人		1	"	A		
手形金額	商業送状金額に 対する比率	1	"	N		普通 100%
手形期限		1	"	AN		
手形買取銀行の指定		1		A		指定した場合はrestricted L/C
商業送り状の通数		1	L/C Application	A		
輸入承認証・輸入届出証の番号		1	"	ANZ		
船荷証券上の荷送先		1	"	A		
運賃支払方法		1	"	A	2	Collect or Prepaid
着荷通知先		1	"	A		
保険証明書の可否		1	"	×印	2	Marine Insurance Policy or Certificate
付保額	商業送り状金額 に対する比率	1	"	N		普通 110%
付保者		1	"	A	2	Buyer or shipper
協会積荷約款の種類		1	"	A	3	F.P.A or W.A. or All Risks
保険金支払地		1	"	A		
商品名		1	"	A		
数 量		1	"	AN		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
価格建の種類		1	L/C Applic ation	A	3	C.I.F.orC&F or F.O.B
船積地		1	"	A		
仕向地		1	"	A		
分割船積の可否		1	"	A	2	allowed or prohibited
積換の可否		1	"	A	2	allowed or prohibited
船積期限		1	"	AN		
附属船積書類の通数		1	"	A		
その他特別の指図		1	"	AN		外為銀行関係諸手数料の負担 者等

帳票名；信用状変更依頼書；Application for alteration of letter of credit

流 通 系 路	1.開設依頼者 → 2.開設銀行						
	項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
	依頼年月日		1		AN		*信用状の変更については Buyer, Shipper Opening Bank 3者の承認 が必要である。 また、信用状の変更は、信用 状の有効期間内か、Negotiation 前でないと認められない。
	Beneficiary	受益者名及び住所	1		AN		
	Accountee	依頼者名及び住所	1		AN		
	Amount	信用状金額	1		AN		
	Date of issue	信用状発行年月日	1		AN		
	Letter of Credit No.	信用状 №	1		AN		
	Expiry date of letter of Credit	信用状有効期限	1		AN		
	Date of application of Credit		1		AN		
通知方法	airmail/ cable	1		×印	1×3 1	電信については letter / ordinary / urgent の3種あり	
Alterations	変更内容	1		AN			
Accountee 署名		1		A			

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Import Licence No.	輸入承認番号	1	I/L	AN		
Date	輸入承認年月日	1	"	AN		
Expiry	輸入承認証有効 期限	1	"	AN		
Amount	外国為替総額	1	"	ANZ		

帳票名；商業信用状変更通知書；Advice of Amendment of Letter of Credit

流
通
系
路

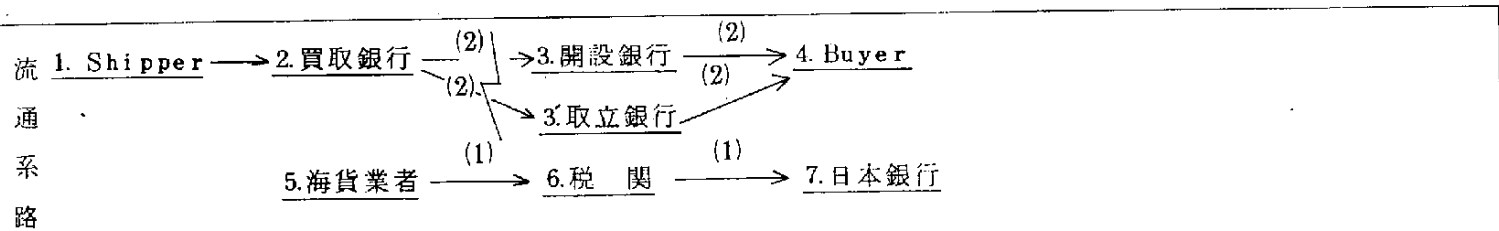
1.開設銀行——→2.接受銀行——→3.受益者

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
信用状発行銀行名		1		A		
上記所在地		1		AN		
Advising bank		1		A		
Advised through		1		A		
Beneficiary	受益者氏名及 び住所	1	L/C 変更依頼書	AN		
Accountee	依頼者氏名及 び住所	1	"	AN		
Date of Amendment	変更通知書発 行年月日	1		AN		原信用状の有効期間内
Amendment №	変更通知書№	1		AN		
Date of issue	信用状発行年月日	1	L/C 変更依頼書	AN		
Letter of credit №	信用状№	1	"	AN		
変更内容		1	変更依頼書	ANZ		

流通
系
路

1. 受益者 → 2. 通知銀行

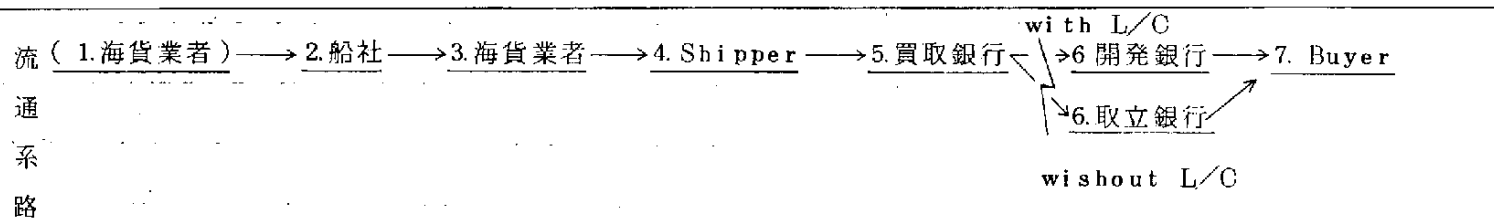
項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
依頼年月日		1		AN		* 信用状の譲渡は譲渡可能信用状 (Transferable Credit) についてのみ認められる。具体的には、信用状上に Transferable との文言が明示されていることが必要である。
Transfer №	譲渡番号	2		AN		
Irrevocable and Transferable Credit №	商業信用状 №	1	L/C	AN		
Issued by	信用状開設銀行名	1	"	AN		
For	原受益者名	1	"	ANZ		
dated	信用状発行年月日	1	"	AN		
Transferee; Name	被譲渡人名	1		A		
" Address	" 住所	1		AN		
" Telephone №		1		NZ		
Term; Amount in figures and letters		1		ANZ		アラビア数字及び英字で記入
" Latest shipping date		1	B/O	AN		



項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Invoice №	商業送り状№	1		ANZ		
Invoice 作成地		1		AN		
Invoice 発行年月日		1		AN		
Sold to	名宛人名	1	C/N L/C	A		L/C付輸出の場合には、必ず Accouttee名
Address	名宛人住所	1	"	AN		
Country	名宛人所在国名	1	"	A		
Sailing on or about	出帆日又は予定日	1	B/O	AN		
From	船積港	1	C/N L/C	A		
To	仕向地	1	"	A		
Per	船 名	1	B/O	A		B/O.....Booking order
Via	経由地	1	C/N L/C	A		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Shipping Marks & Nos,	荷印荷番号	1	C/N P/O	ANZ		P/O・Packing order
Description of Goods	商品名	1	C/N L/C	AN		
Quantity	数 量	1	"	AN		
Unit price	単 価	1	"	NZ		
Amount	価 格	1	C/N	NZ		
梱包総数		1	P/L	AN		
総価格		1		NZ		
Import Licence №	輸入承認番号	1	L/C	ANZ		
Contract №	契約書番号	1	C/N	ANZ		
L/C №	商業信用状番号	1	L/C	ANZ		
Issuing Bank	L/C開設銀行	1	"	A		L/C決済の場合のみ
輸出者署名		1		A 邦		

帳票名：船荷証券：Bill of LANDING (在来船)



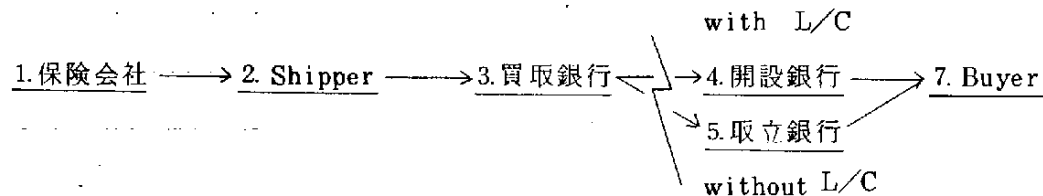
項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
B/L №		2			AN	
SHIPPER	荷送人名及び 住所	1	L/C S/I		AN	
CONSIGNEE	荷受人名及び 住所	1	"		AN	
Notify Party	着荷通知先	1	"		AN	
Local vessel	内航船	1	S/I		A	
Local vessel の船積港		1	"		A	
OCEAN Vessel	船 名	1	B/O S/I		A	
Voy. №	航海 №	2			AN	
Port of Loading	船積港	1	L/C S/I		A	
Port of discharge	荷卸港	1	"		A	
transhipment	積換地	1	"		A	

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Final destination	最終目的地	1		A		
Marks and Numbers	荷印荷番号	1	C/N Inv	ANZ		
No. of Pkgs. or units	パッケージ個数	1	P/L Inv S/I	N		
Kind of packages	パッケージの種類	1	"	A		
description of goods	商品名	1	C/NL/C Inv	A		
Gross weight	総重量	1	M/W	AN		
Measurement	オ 数	1	"	AN		
Total number of packages or units	パッケージの総個数	1	P/L Inv S/I	AN		
Freight and charges	貨物量及び諸掛	1		AN		
Revenue ton	運賃徴収屯	1	Triff	N		
Rate	運賃率	1	"	ANZ		
Per	建 屯	1	"	AN		
Prepaid	前払金額	1		ANZ		
Collect	後払金額	1		ANZ		
Exchange rate	為替レート	1		ANZ		
Prepaid at						

[illegible]

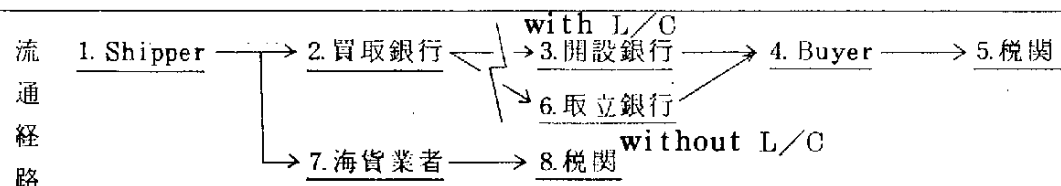
帳票名； 海上保険証券； Marin Insurance Policy

流
通
経
路



項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
Policy No.	保険証券 No.	1		AN		
Amount insured	保険金額	1	L/C, Inv. i/A	AN		* 保険証券の Detail は B/L と一致。
Name(s) of assured(s), etc	付保者名	1	L/C, i/C	A		
Ship or vessel called the	船名	1	B/L, i/A	A		
Sailing on or about	出帆予定日	1	"	AN		
at and from	船積港	1	"	A		
arrved at	荷揚港	1	"	A		
Goods and Merchandises	商品名	1	C/N, i/A	A		
Quantity	商品数量	1	Inv. i/A	AN		
Mark(s) and Number(s) as per Invoice No.	商業送り状 No.	1	"	AN		
I/P 発行地		1		A		

帳票名； 包装明細書； Packing List



項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
Invoice No.	商業送り状No.	1	Inv.	ANZ		
Invoice 発行年月日		1	Inv.	AN		
Commodity	商品名	1	C/N	AN		
Consignee	荷受人	1	C/N, L/C	A		
Shipped per	船名	1	B/O	A		
from	船積港	1	C/N, L/C	A		
To	荷揚港	1	C/N, L/C	A		
via	経由地	1	C/N, L/C	A		
Sailing on or about	出帆予定日	1	B/O	AN		
Marks & Nos.	荷印荷番号	1	C/N	ANZ		
Contents per Case	梱包単位の内容	1		A		

[illegible]

帳票名：重量・容積証明書；Certificate &/or List of Measurement &/or Weight

流通経路

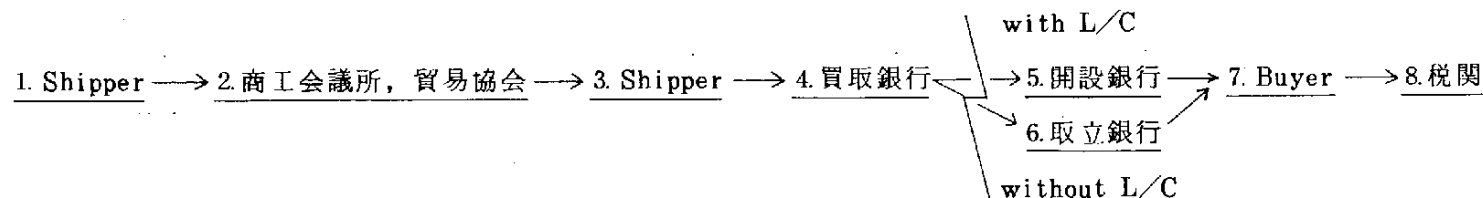
1. 検定協会 → 2. 海貨業者 → 3. Shipper → 4. 買取銀行 → 5. 開設銀行 → 6. Buyer
 5' 取立銀行

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
No.	M/W No.	1		ANZ		
M/W 発行地		1		A		
M/W 発行日		1		AN		
海貨業者名		1		A		
Shipper		1	P/L	A		
Vessel	船名	1	"	A		
Port of Shipment and Discharge	船積港及び荷揚港	1	"	A		
出帆日		1	"	AN		
Discription	商品明細	1	"	ANZ		
Mark & Number	荷印荷番号	1	"	ANZ		
Number of Packages	包装個数	1	"	N		

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
たて Ft.	フィート	1		N		
たて In.	インチ	1		N		
よこ Ft.		1		N		
よこ In.		1		N		
たかさ Ft.		1		N		
たかさ In.		1		N		
Cft. Per P'kg Ft.	1 個才量 フィート	1		N		
" In.	" インチ	1		N		
Total Cft Ft.	合計才量 フィート	1		N		
" In.	" インチ	1		N		
Weight Per Package	単位重量	1		N		
Total Weight	"	1		N		
検定協会署名		1		A		

帳票名； 原産地証明書； Certificate of Origin

流
通
経
路

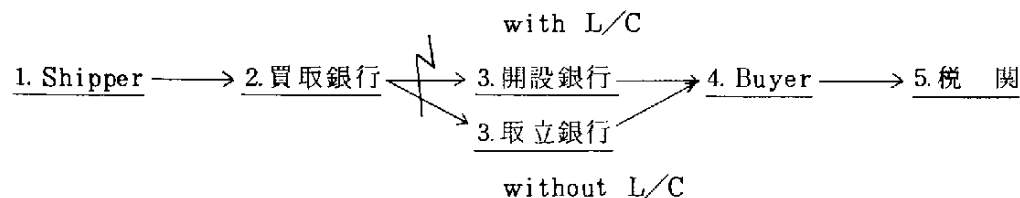


項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
Invoice No.	商業送り状 No.	1	Inv.	AN		
Invoice 作成地		1	Inv.	A		
Invoice 作成年月日		1	Inv.	AN		
Contract No.	契約書 No.	1	C/N	AN		
Contract Date	契約年月日	1	C/N	AN		
L/C No.	商業信用状 No.	1	L/C	AN		
Issuing Bank	開設銀行名及び所在地	1	L/C	AN		
Consinged to	荷送先	1	C/N, L/C	A		
Shipped per	船名	1	B/O	A		
Sailing on or about	出帆予定日	1	B/O	AN		
From	船積港	1	C/N, L/C	A		

[illegible]

帳票名；税関送り状；Special Customs Invoice (1)

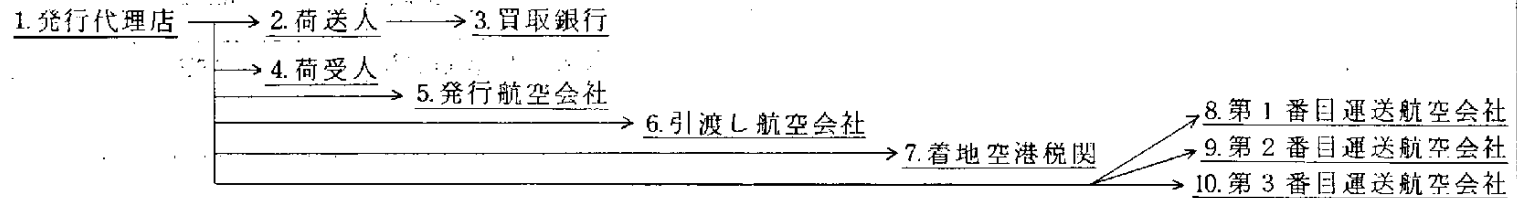
流
通
経
路



項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
(Section I)						注 ここに記載のデータ・エレ
1) 当該商品の輸入方法	売買取引によるのか、それ以外か	1	C/N	X印	2	メントは、アメリカ合衆国フ
2) Place and date obtained by importer	当該商品の引渡場所、日時	1	C/N, L/C	AN		ォームの税関送り状に従ってい
3) Name of exporting carrier	船 名	1	B/L	A		ます。
4) Date of shipment	出帆日	1	B/L	AN		
(Section II) ... 売買取引による場合に記入						
1) Name and address of seller	輸出者氏名及び所在地	1	C/C/N	A		
2) Name and address of purchaser	輸入者氏名及び住所	1	C/N	AN		
3) Date order accepted	受注年月日	1	C/N	AN		
(Section III) ... 売買取引以外による場合記入						
1) Name and address of person	当該商品の発送者氏名	1		A		

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
from whom goods were obtained	及び所在地					
2) Name and address of consignee	受取人氏名及び住所	1		AN		
3) Name and address of person for whose account goods are shipped	運賃負担者氏名及び住所	1		AN		
(Section IV)						
1) Marks and Numbers on shipping package	荷印荷番号	1	C/N	ANZ		
2) Manufacture's or Sellers	ブランド	1		ANZ		
Numbers or Symbols						
3) Quantity and Full Discription of Goods	商品名及び数量	1	C/N	AN		
4) Invoice Unit Price Value	単 価	1	C/N	ANZ		
5) 商業送り状金額及びその内容		1	Inv.	ANZ		普通別紙にする
6) 国内通貨表示単価		1		ANZ		
7) F O B 単価		1		ANZ		U S \$ 表示
8) Country	原産地国名	1	C/N	A		
9) 決済為替レート		1	"	ANZ		但し、決済為替レートが契約書等
10)						で取極められている場合のみ記入

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
(Section V)						
設問 1		1		X印	2	Yes, or No
設問 2		1		"	2	Yes, or No
決済通貨名		1		AZ		
設問 4 A - 1		1		X印	2	Yes, or No
A - 2		1		"	2	Yes, or No
B - 1		1		"	2	Yes, or No
B - 2		1		"	2	Yes, or No
設問 5 1		1		"	2	Yes, or No
2		1		"	2	Yes, or No
3		1		"	2	Yes, or No
4		1		"	2	Yes, or No
設問 6 1		1		"	2	Yes, or No
2		1		"	2	Yes, or No
設問 7 Rate	当該商品国内税率	1		AN		
kind	税の種類	1		A		

流
通
経
路

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入 符 号	内容の 種類数	備 考
(Air Waybill Number)	航空運送状No.					
Airline Prefix		1		N	10 ³	航空会社毎にコンスタントNo.
Serial Number	発地空港名	1		N		連続番号
Airport of Departure		1		A		
Execution Date		1		NZ		
TC		1		NZ		
Chgs Code		1				
Currency Code	支払通貨コード	1				
Airport of Departure	発地空港名	1				
Requested Routing	運送経路	1		A		
Airport of Destination	目的地空港名	1				

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
Flight / Day	フライト No. / 日	1		AN		
Flight / Day	フライト No. / 日	1		AN		
(1) (Routing and Destination)						
To	発行航空運送着地名	1		A		
By First Carrier	発行航空会社名	1		A		
To	第 1 番目運送着地名	1		A		
By	第 1 番目運送会社名	1		A		
To	第 2 番目運送着地名	1		A		
By	第 2 番目運送会社名	1		A		
To	第 3 番目運送着地名	1		A		
By	第 3 番目運送会社名.	1		A		
(2) Consignee's Account Number	荷受人 A/C No.	1		ANZ		
Consignee's Name	荷受人	1	L/C, C/N	A		
Consignee's Address	荷受人住所	1		ANZ		
(3) Shipper's Account Number	荷送人 A/C No.	1		ANZ		
Shipper's Name	荷送人名	1		A		
Shipper's Address	荷送人住所	1		AN		
(4) Issuing Carrier's Agent, Account No.	発行代理店 A/C No.	1		ANZ		

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
Issuing Carrier's Agent, Name.	発行代理店名	1		A		
Issuing Carrier's Agent, City.	発行代理店所在地	1		AN		
Agent's IATA Code	発行代理店 IATA コード	1		ANZ		
(5) Currency	支払通貨名	1		AN		
Declared Value for Carriage	運送申告価格	1		ANZ		
Declared Value for Customs	税関申告価格	1		ANZ		
Amount of Insurance	保険金額	1		N		
Weight / Valuation Charge		1		X印	2	Prepaid / Collect
All other Charges at origin	発地空港におけるその他諸掛	1		X印	2	Prepaid / Collect
Account Information		1		ANZ		
(6) No. of Packages	運送貨物個数	1		N		
Actual Gross Weight	正味総重量	1		N		
Kg / lb	重量単位	1		A	2	K/L
Rate Class	適用料率区分	1		A	9	M/R/N/S/Q &/or C &/or U&/or E&/or X
Commodity Item No.		1		N		
Chargeable Weight	課料重量	1		N		
Rate / Charge	適用料率	1		N		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入 符 号	内容の 種類数	備 考
Total	運 賃	1		N		
Nature and Quantity of Good	商品名及び数量	1		AN		
(7) Prepaid Weight Charge	前払い運賃	1		N		
Prepaid Valuation Charge		1		N		
(Total Other Prepaid Charges)						
Due Carrier		1		N		
Due Agent		1		N		
Total Prepaid	前払い料金合計	1		N		
Other Charges	その他諸掛	1		ANZ		
(8) Collect Weight Charge	後払い運賃	1		N		
Collect Valuation Charge		1		N		
(Total Other Collect Charges)						
Due Carrier		1		N		
Due Agent		1		N		
COD Amount	COD金額	1		N		
(Collect Charges in Destination Currency)						
COD Amount	COD金額	1		N		

帳票名； 荷為替手形 (with L/C) ; Bill of Exchange

流
通
経
路

1. Beneficiary ⁽²⁾ → 2. 買取銀行 → (2' 支払銀行) → 3. 開設銀行 → 4. Accountee

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
No.	手形 No.	1		ANZ		
For	手形金額	1	Inv.	ANZ		アラビア数字表示
手形振出地		1		A		
手形振出日		1		AN		
手形期日		1	L/C	AN		
支払を受ける者の名	普通買取銀行名	1	(L/C)	A		
手形金額		1	Inv.	A		Plain words 表示
Accountee	開設依頼者名	1	L/C	A		
信用状開設銀行名		1	L/C	A		
L/C No.	信用状 No.	1	L/C	ANZ		
L/C 発行年月日		1	L/C	AN		
支払人又は引受人名		1	L/C	A		一覧払の場合 - 支払人 期限付の場合 - 引受人
振出人署名		1		A		

帳票名：荷為替手形 (without L/C) ; Bill of Exchange

流通
経路

1. Beneficiary → 2. 買取銀行 → 3. 取立銀行 → 4. Accountee

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
No.	手形 No.	1		ANZ		
For	手形金額	1	Inv.	ANZ		アラビア数字表示
手形振出地		1		A		
手形振出日		1		AN		
D/P, D/A の表示	船積書類の引渡条件	1	C/N	A		
手形期日		1	"	AN		
支払を受ける者の名	普通取立銀行名	2		A		
手形金額		1	Inv.	A		Plain words 表示
支払人名	輸入者名	1	C/N, Inv.	A		
振出人署名		1		A		

帳票名； 荷為替手形買取依頼書 (with L/C) ; Application for Negotistion of Documentary Bills (1)

流通経路

1.輸出者 → 2.買取銀行

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
買取銀行名		1		A		
依頼者署名		1		A		
Applicant	依頼者名及び住所	1		AN		
(Details of Draft(s))	手形明細					
No.	手形 No.	1	Draft	AN		
Tenor or Maturity	手形期日	1	"	AN		
(Due on)	(手形満期確定期日)	1	"	AN		
Drawer	手形振出人名	1	"	A		Applicant と異なる場合のみ記入
(Letter of Credit)						
No.	信用状 No.	1	L/C	ANZ		
Expiry	有効期限	1	L/C	AN		
Issued By	開設銀行	1	L/C	A		
Accountee	開設依頼者名及び住所	1	L/C	AN		

項 目 名	内 容	記入 時点	原 帳 票	記入 符号	内容の 種類数	備 考
(Details of Shipment)						
Marchandise	商品名	1	Inv.	A		
From	船積港	1	B/L	A		
To	荷揚港	1	"	A		
B/L Date	B/L 発行日	1	"	AN		
(Documents Attached)	(通数)					
Draft	荷為替手形の通数	1	Draft	N		
Inv.	商業送状の通数	1	Inv.	N		
C. Inv.	税関／領事送状の通数	1	C. Inv.	N		
B/L	船荷証券の通数	1	B/L	N		
Ins. Pol.	保険証券の通数	1	I/P	N		
Pkg. List.	包装明細書の通数	1	P/L	N		
Insp. Cert.	検査証明書の通数	1	Insp. Cert	N		
W/M Cert.	重量・容積証明書の通数	1	W/M	N		
Cert. Orig.	原産地証明書の通数	1	C/O	N		
その他船積書類名		1		A		Air Waybill 等
上記書類の通数		1		A		

帳票名：荷為替手形買取依頼書 (Without L/C) : Application for Negotiation of Documentary Bills(1)

流通 系 路	I Shipper → 2. 買取銀行						
	項 目	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
	買取銀行名		1		A		
	依頼者署名		1		A		
	Applicant	依頼者氏名及び住所	1		A N		
	(Details of Draft(s))						
	NO	手形 №	1	draft	ANZ		
	Date	手形発行日	1	"	AN		
	Amount	手形金額	1	"	ANZ		
	Tenor or Maturity	手形期日	1	"	AN		
(due on)	(手形満期確定期日)	1	"	AN			
Drawees Name		1	"	A			
Drawees Address		1	"	AN			
Drawer	振出人名	1	"	A			
(Details of Shipment)							
Merchandise	商品名	1	Ihv .	A			

項 目 名	内 容	記入 時点	原 張 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
From	船 積 地	1	B/L	A		
To	荷揚地	1	B/L	A		
B/L Date	B/L 発 行 日	1	"	AN		
E/D №	輸出申告書 №	1	E/D	ANZ		
(exch cont)						
№	替為予約 №	1	Contract Slip	ANZ		
Amount	予約金額	1	"	ANZ		
Rate	為替レート	1		N		
(Documents Attached)	(通数)					
Draft	荷為替手形の通数	1	draft	N		
Inv	商業送り状の通数	1	Inv	N		
C. Inv	税関/領事送状の通数	1	C Inv	N		
B/L	船荷証券の通数	1	B/L	N		
Ins. Pol.	保険証券の通数	1	I/P	N		
Pks. List.	包装明細書の通数	1	P/L	N		
Insn Cert.	検査証明書の通数	1	Insp. Cert	N		
W/M Cert	重量・容積証明書の通数	1	W/M	N		
Cert. Orig	原産地証明書の通数	1	C/O	N		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
その他の船積書類名		1		A		
上記書類の通類		1		N		
(Follow The Instruction Marked x) 指図						
指図 1	D/P D/A の 別	1		×印		Deliver Documents Against Payment / Acceptance
指図 2	支払 引受拒絶の場合の通知方法	1		×印		If unpaid &/or unaccepted Advise by Cable/Airmail
指図 3 が必要か否か		1		××印		
指図 3 が必要な場合	手形満期の通知方法	1		×印		When accepted inform of maturity by Cable/Airmail
指図 4 が必要か否か	支払 引受拒絶書が必要	1		×印		Protest for Non-Payment &/or Non-Acceptance
指図 が必要	支払 引受拒絶書が不要	1		×印		Do not Prtest for Non-Payment &/or Non Acceptare
指図 6 が必要か否か	貨物到着まで支払 引受の留保可能	1		×印		Acceptarce &/or Payment maybe wit withheld pending aietivalofgacc
指図 7 が必要か否か	名宛人が外国諸掛を負担するか否か	1		×印		Commission & Charges outside Japan To be Collected from drawee
指図 8 が必要か否か	手形利子の指図が必要か否か	1		×印		Interest At % P. A. From the date of presentation till
指図 8 が必要な場合	手形年利率	1		N		the date of payment is to be collec collected frm drawee
指図 9 が必要か否か	遅延利子の指図が必要か否か	1		×印		Overdue interest % P. A. is to be co collected from drawee
指図 9 が必要な場合	遅延利子年利率	1		N		
疑問がある場合の問合せ先		1		AN		
Collect through		1				

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
輸出手形保険付保が必要		1		×印		
輸出手形保険付保が不必要		1		×印		
(Export Contract)						
Date of Contract	契約締結日	1	C / N	A N		
Contract Amount	契約金額	1	"	A N Z		
Trade Terms	価格建条件	1	"	×印	3	☐ CiF ☐ C&F ☐ FoB
Insurance Company	保険会社名	1	I / P	A		C&F or FoB の場合のみ記入
Open Policy No	包括予定保険証券 №	1		A N Z		"
Miti Buyer s Code No	海外商社コード	1	海外商社名簿			
Inv No	商業送り状 №	1	I n y	A N Z		
B/L No	船荷証券 №	1	B / L	A N Z		
Ins Pol No	保険証券 №	1	I / P	A N Z		

帳票名：送付状 (With L/C) : Cover Letter 直送用

流通
系
路

1. 買取銀行 (2) → 2. 開設銀行

項 目 名	内 容	記入 時 点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Mail to	通知先	1	L / C	A		
当該送付状 Ref №		1		AN		
送付年月日		1		AN		
送金々額		1		ANZ		
1. Particulars of Draft						
Drawer or Last Endorse	振出人 or 最終裏書人名	1	draft	A		
Draft Date	振出年月日	1	"	AN		
Draft №	手形№	1	"	AN		
Drawee	手形名宛人	1	"	A		
Tenor	手形期日	1	"	AN		
Draft Amount	手形金額	1	"	ANZ		
Drawn under L/C issued by L/C開設銀行名		1	L / C	A		
L/C №		1	"	ANZ		
2. Particulandise						
Merchandise	商品名	1	B / L	A		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Carrying Vessel	船 名	1	B/L	A		
Destination	荷揚港	1	"	A		
B/L Date	B/L 発行日	1	"	AN		
3. Documents Attached	(送付書類通数)					
Draft	手形の通数	1		N		
Com Inv	商業送状の通数	1		N		
Cons / Cust Inv	領事/税関送り状の通数	1		N		
Ocean B/L	海上船荷証券の通数	1		N		
N. N. B/L	B/L のコピー	1		N		
Air Waybill	航空送り状の通数	1		N		
Ins. Pol. / Cert. / Decla	保険証券証明証の通数	1		N		
PKG. List.	包装明細書の通数	1		N		
Insp Cert	検査証明書の通数	1		N		
W & M Cert	重量・容積証明書の通数	1		N		
Cert. of Origin	原産地証明書の通数	1		N		
4. Instructions in case of Non Acceptance and / or Non Payment						
Notify us by cable giving reasons		1		×印		引受・支払拒絶理由の通知方法 Cable
Store and insure the goods		1		×印		貨物の庫入、付保の必要性
Hold the draft Protested Pending our further instructions		1		×印		
5. Special insructions and / or Remarks		1		AN		その他特別の指図

帳票名：送付状 (with L / C) : Cover Lette 再割用 - 370 -

項目名	内 容	記入 時 点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Mail to	送付先	1		A		
当該送付状 Ref №		1		AN		
送付年月日		1		AN		
1. Particulars of Shipper Draft						
Drawer or Last Endorser	手形振出名 or 最終裏書者名	1	draft	A		
Draft Date	手形振出日	1	"	AN		
Drawee	手形名宛人名	1	"	A		
Tenor	手形期日	1	"	AN		
Draft Amount	手形金額	1	"	ANZ		
Drawn under L/C issued by	L/C 開設銀行名	1	L / C	A		
L / C №		1	"	ANZ		
2. Particulars of Shipment						
Merchandise	商品名	1	B / L	A		
Carrying Vessel	船 名	1	"	A		
Destination	荷揚港	1	"	A		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
B / L Date	B / L 発行年月日	1	B / L	AN		
3. Particulars of Reimbursement Draft on Above Drawee Bank						
Draft Date	リインバースメント手形振出日 出日	1		AN		
Draft No	リインバースメント 手形 No	1		ANZ		
Tenor	リインバースメント 手形期日	1		AN		
Drawer	リインバースメント 手形振出者	1		A		
Drawee	リインバースメント 手形名宛人名	1		A		
Amount	リインバースメント 手形金額	1		ANZ		
4. Particulars of Documents						
Shippers Draft	荷為替手形約数	1		N		
Com. Inv	商業送状の通数	1		N		
Cons. / Cust. Inv.	領事 / 税関送り状の通数	1		N		
Ocean B / L	船荷証券の通数	1		N		
N. N. B / L	B / L のコピー	1		N		Non Negotiable B / L
Air Waybill	航空送り状の通数	1		N		
Ins. Pol. / Cert / Decla	保険証券 / 証明書の通数	1		N		
PKG L ist	包装明細書の通数	1		N		
Insp. Cert.	検査証明書の通数	1		N		
W&M Cert	重量・容積証明書の通数	1		N		

[illegible]

帳票名：送付状 (Without L / C) : Cover Letter

項目名	内容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備	備
Mail To	送達先	1		AN			
当該送付状 Ref ㊞		1		AN			
送付年月日		1		AN			
取立・再割引の別		1		N	2	1. Collection 2. Rediscount	
送 金 先		1		AN			
1. Particulars of Draft	(手形明細)						
Drawer	手形振出人	1	draft	A			
Draft Date	手形振出日	1	〃	AN			
Draft ㊞	手形 ㊞	1	〃	ANZ			
Drawee	手形名宛人	1	〃	A			
Tenor	手形期日	1	〃	AN			
Draft Amount	手形金額	1	〃	ANZ			
2. Particulars of Shipment	(船積詳細)						
Merchandise	商品名	1	B/L	A			
Carrying Vessel	船 名	1	〃	A			

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Destination	仕向港	1	B/L	A		
B/L Date	B / L 発行日	1	"	AN		
3. Documents	(送付書類通数)					
Draft	為替手形の通数	1	Nego A Application	N		
Com. Inv.	商業送り状の通数	1	"	N		
Cons. / Cust. Inv	領事/税関送り状	1	"	N		
Ocean B / L	船荷証券の通数	1	"	N		
Air Waybill	航空送り状の通数	1	"	N		
Ins. Pol. / Cert. / Decla.	保険証券/証明書	1	"	N		
Pkg List	包装明細書の通数	1	"	N		
Insp. Cert	検査証明書の通数	1	"	N		
W & M Cert.	重量・容積証明書の通数	1	"	N		
Cert. of Origin	原産地証明書の通数	1	"	N		
4. Instructions (As Indicated By X)						
Deliver Docs Against Payment		1	Draft	×印	引渡条件 D / P	
Deliver Docs Against Acceptance		1	"	"	引渡条件 D / A	
Notify Us of Acceptance by Cable	引受通知方法	1		"	引受通知 Cable	
Notify Us of Acceptance by Airmail	"	1		"	引受通知 Airmail	
Notify Us of Payment by Cable	決済通知方法	1		"	決済通知 Cable	

項 目 名	内 容	記入 時 点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Notify Us of Payment Airmail	決済通知方法	1		X印		決済通知 Airmail
Remit the Proceeds by Cable	電信為替による送金か	1		"		
Remit the Proceeds by Airmail	郵便為替による送金か	1		"		
Collect Interest At % P. A. B / C ユーザンス利息利率 1			C/N	N		
From	支 払 者	1	"	A		
To	受 取 者	1	"	A		
Collect Interest At % P. A. For Delay In Payment			"	N		遅延利息率
Charges To be Collected From Drawee		1	"	X印		
Charges To be Deducted From The Proceeds Notifying us of All Particulars		1	"	X印		
Present Draft on Arrival of Goods		1				
(In Case of Non-Acceptance &/or Non-Payment)						
Notify us by Cable with Reasons and Present status of goods		1		X印		引受・支払拒絶の通知 Cable
Notify us by Airmail with reasons and Present status of goods		1		X印		引受・支払拒絶の通知 Airmail
Hold Draft Protesting until our further instructions		1		X印		
Hold Draft without Protesing until our fwther intructions		1		X印		
5. Special Instructions And/or Remarks (その他特別の指図)						
In case of need refer to		1		AN		
Present through		1		A		
Remarks		1		AN		

帳票名：船積書類到着通知書 (with L/C): Arrival Notice of Shipping Documents

流通
系
路

1. 開設銀行 → 2. 開設依頼者

項 目 名	内 容	記入 時 点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
開設銀行店名		1		A		
Arrival Date	船積書類到着年月日	1		AN		
Messrs	通知先名	1	L/C Inv	A		開設依頼者
Draft Amount	手形金額	1	draft	AN		
Drawer	手形振出人名	1	"	A		
Reimburing Bank	決済銀行名	1	Cover letter	A		
Accepting Bank	引受銀行名	1	"	A		
Negotiating Bank	買取銀行名	1	"	A		
L/C 発行日		1	L/C	AN		
L/C №		1	"	ANZ		
L/C Opening Amount	L/C 開設額	1	"	ANZ		
L/C Balance	L/C 残 高	1	"	ANZ		
L/C Expiry	L/C 有効期間	1	"	AN		
ユーザンス期間		1	"	AN		
確認の有無		1	"	X印		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Date of Entry	手形買取年月日	1	Cover letter	AN		
Acc / DeBit Date	引受・引落とし年月日	1	"	AN		
Due date	手形満期年月日	1		AN		
Merchandise	商品名	1	Inv	A		
Quantity	商品数量	1	"	AN		
Term	建値条件	1	"	A		
Carrying Vessel	船 名	1	B/L	A		
Port of Shipment	積出港	1	"	A		
Destination	荷揚港	1	"	A		
B / L Date	B / L 発行年月日	1	"	AN		
B / L No		1	"	ANZ		
B / L Issuer	B / L 発行者	1	"	ANZ		
Country of Origin	仕入地域	1	C/O	A		
(付属書類の通数 Ist set& Znd Set)		1				
Comm. Inv	商業送り状の通数	1	Cover Letter	N		
Ocean B / L	海上船荷証券の通数	1	"	N		
Air Waybill	航空送り状の通数	1	"	N		
Ins Pol / Cert	保険証券／証明書の通数	1	"	N		
P / L	包装明細書の通数	1	"	N		

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Orig Cert	原産地証明書の通数	1	Cover Letter	N		
W & M Cert	重量・容積証明書の通数	1		N		
Insp Cert	検査証明書の通数	1		N		
Analy Cert	分析証明書の通数	1		N		
I / L or I / D 帳	輸入承認証 or 届出受理証 帳	1		ANZ		
承認 or 受理日		1				
適用相場の別	為替レートにつき現物・先物の別	1		X印	2	☐ Spot ☐ Cont
(Cont の場合)						
Cont 帳	為替予約 帳	1		ANZ		
Rate	予約為替レート	1		N		
(決済金額計算)						
(1)手形金額 (外貨額)		1	draft	N		
換算レート		1	Contract Slip	N		先物予約がある場合のみ Contract Slip
手形金額 (円貨額)		1		N		
(2) (ユーザンス手数料又はサーチャージ)						
利息起算日		1	Acceptance Advice	N		
満期日		1	draft	N		
日 数		1		N		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
料率 % P・A		1	Cover letter	N		
ユーザンス手数料又はサーチャージ外貨額		1	"	N		
換算レート		1		N		
ユーザンス手数料又はサーチャージ円貨額		1		N		
(3) (メール期間金利)						
利息起算日		1		N		
満期日		1		N		
日 数		1		N		
料率 % P・A		1		N		
メール期間金利外貨額		1		N		
換算レート		1		N		
メール期間金利円貨額		1		N		
(4) (メール期間後金利)						
利息起算日		1		N		
満期日		1		N		
日 数		1		N		
料率 % P・A		1		N		
メール期間後金利外貨額		1		N		
換算レート		1		N		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
メール期間後金利円貨額		1		N		
(5)郵便・電信料 外貨額		1		N		
換算レート		1		N		
郵便・電信料 円貨額		1		N		
(6)最低手数料 外貨額		1		N		
換算レート		1		N		
最低手数料 円貨額		1		N		
(7)小計 ((2)～(6)の計)						
小計外貨額		1		N		
小計円貨額		1		N		
(8)合計 ((1)～(7))						
合計外貨額		1		N		
合計円貨額		1		N		
Remarks	備 考	1		ANZ		
開設銀行責任者署名		1		A		

帳票名：船積書類到着通知書 (Without L/C) : Advice

流通
系
路

1. 取立銀行 → 2. BUYER

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
取立銀行店名		1		A		*船積書類到着通知書 ONE -
Arrival Date	到着年月日	1		AN		WRITING で下図の様になって
Messrs	通知先名	1	Inv	A		います。
Draft Amount	手形金額	1	Draft	AN		
Drawer	手形振出人	1	"	A		
Draft Date	手形振出日	1	"	AN		
Draft Tenor	手形期限	1	"	AN		
Acceptance Date	手形引受年月日	1		AN		
Due date	手形満期年月日	1		AN		
Reimbursing Bank	決済銀行名	1		A		
Their Date				AN		
Their Ref 号				AN		
Remitting Bank	仕向銀行名及び所在地	1	Cover letter	AN		
船積書類の引渡条件		1	Draft	X印	4	D/P D/A D/TR Clean
Merchandise	商品名	1	Inv	A		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Quantity	数量	1	Inv	N		
Terms	建 値	1	Inv	A	3	F. O. B. C&F. CiF
Carrying Vessel	船 名	1	B/L	A		
Port of Shipment	積 出 港	1	"	A		
Destination	荷 揚 港	1	"	A		
B/L Date	B/L 発行日	1	"	AN		
B/L №		1	"	ANZ		
B/L Issuer	B/L 発行者	1	"	A		
Country of Origin	仕入地域	1	C/O	A		
(付属書類の通知 - 1st Set & 2nd Set)						
Draft	荷為替手形の通数	1	Cover Letter	N		
Com Inv	商業送り状の通数	1	"	N		
Ocean B/L	海上船荷証券の通数	1	"	N		
Air Waybill	航空送り状の通数	1	"	N		
Ins Pol / Cert	保険証券/証明書の通数	1	"	N		
PKG. List	包装明細書の通数	1	"	N		
Insp. Cert	検査証明書の通数	1	"	N		
W & M Cert	重量・容積証明書の通数	1	"	N		
Origin Cert	原産地証明書の通数	1	"	N		
I / L or I / D №	輸入承認証・届出受理証 №	1	Inv	ANZ		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
承認 or 受理日						
送金の別	郵便為替 or 電信為替	1	Cover Letter	X印	2	Remittance by mail /dy cable
(支払金額の計算)						
(1)手形金額 (外貨額)		1	draft	N		
換算相場		1	Contract Slip	N		先物予約のある場合のみ Contract Slip
円 貨 額		1		N		
(2) (B/Cユーザンス利息)						
利息起算日		1		N		利息 Buyer 負担の場合のみ
満期日		1	draft	N		〃
日 数		1		N		〃
料率 % P. A.		1		N		〃
外貨額		1	draft	N		
換算相場		1		N		
円貨額				N		
(3) (決済銀行利息)						
利息起算日		1	Cover Letter	N		
満期日		1	〃	N		
日 数		1	〃	N		
料率 % P. A		1	〃	N		
利息外貨額		1	〃	N		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
換算相場		1		N		
利息円貨額		1		N		
(4) (決済銀行 諸掛料)						
外貨額		1	Cover Letter	N		
換算相場		1		N		
円貨額		1		N		
(5) (決済銀行 郵便料)						
外貨額		1	Cover Letter	N		
		1		N		
円貨額		1		N		
(6) 計 ((1)+(2)+(3)+(4)+(5))						
外貨額		1		N		
円貨額		1		N		
(7) 取立銀行 電信・郵便料		1		N		
(8) " 諸掛料		1		N		
(9) " 支店諸掛料		1		N		
(10) SuB ToTAL ((7)+(8)+(9))		1		N		
(11) 決済円貨額合計 ((6)+(10))		1		N		

帳票名：外国向電信送金為替依頼書：Application for Telegraphic Transfer

流通
系路

1. Buyer —————> 2. 外為銀行

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
電信方法の種類		1		X印	3	Letter Teregram Ordinary Coble Ugent Coble 通知払 請求払
支払方法		1	C/N	X印	2	
送金仕向先銀行		2		AN		
決済銀行		2		A		
Payee's Name	受取人名	1.	C/N	A		
Payee's Address	受取人住所	1	C/N	AN		
Account to be Credited With	受取人取引銀行	1		AN		
Amount	送金外貨額	1	Inv	AN		
送金外貨の種類別		1		X印	3	Spot 外貨預金 予約
(上記予約の場合) 予約票 ㊤		1	Contract Slip	ANZ		
Rate	為替レート	1	"	N		
Cable Message if any	電文中に挿入すべき文言	1		AN		
Licence ㊤	許可書番号	1	i/L, i/D	ANZ		
Date	日 付	1	" "	AN		
Amount to be used	使用金額	1	" "	ANZ		

帳票名：外国向送金小切手・郵便送金為替依頼書：Application for Demand Draft / Mail Transfer

流通系路						
1. Buyer → 2. 外為替銀行						
項 目 名	内 容	記入 時 点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
支払方法		1	C/N	X印	3	送金小切手 通知払 請求払
送金仕向先銀行		2		AN		
決済銀行		2		AN		
Payee's Name	受取人名	1	C/N	A		
Payee's Address	受取人住所	1	C/N	AN		
Account to be Credited With	受取人取引銀行	1	C/N	A		
Amount	送金外貨額	1	I n v	ANZ		
送金外貨の種別		1		X印	3	Spot 外貨預金 予約
(上記予約の場合) 予約票 %		1	Contract Slip	ANZ		
Rate	為替レート	1	Contract Slip	N		Spot 及び予約の場合
Message if any	銀行振込の場合挿入すべき文言	1		AN		
Licence %	許可書番号	1	I/L I/D	ANZ		
Date	日 付	1	I/L I/D	AN		
Amount to be used	使用金額	1	I/L I/D	ANZ		
Pupose of Remittance	送金目的	1	C/N	AN		

帳票名：為替予約票：Contract Slip

流通
系略

1. Shipper — (2) —→ 2. 買取銀行 —————→ 3. Shipper (売予約)

1. Buyer — (2) —→ 2. 開設銀行 —————→ 3. Buyer (買予約)

項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考
No (Exchange Contract No)	為替予約 №	2		ANZ		
Date	為替予約年月日	1		AN		
Sold to	買い主名	1		A		送金輸入の場合は顧客名, 被仕向送金・輸出の場合は銀行名
Bought from	売り主名	1		A		上 記 の 逆
on	建 地	1		A		US \$ の場合 NewYork, Stg の場合 London
Amount	予約金額	1	C/N Inv	ANZ		
Tenor	相場の種類	1		A		通常 電信売・買相場 T. T
Rate	建 値	1		NZ		
Delivery	渡し日	1		AN		通常 6ヶ月以内
(Remarks)						
1. L/C No or Contract No		1	L/C, C/N	ANZ		D/P D/Aの場合は Contract №
Date	上記発行 or 締結年月日	1	L/C, C/N	AN		
2. L/C Issuing Bank	L/C 発行銀行名	1	L/C	A		
3. L/C Expires on	L/C 有効期限	1	"	AN		
4. Importer	輸入者名	1	L/C, C/N	A		

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
5. Exporter	輸出者名	1	L/C, C/N	A		
6. Commodity	商品名	1	L/C, C/N	A		
7. Licence No	輸入承認証 号	1	I/L	ANZ		
Seller	売り主名	1		A		
Seller 署名		1		A		
Buyer	買い主名	1		A		
Buyer 署名		2		A		

帳票名：輸入荷為替付帶荷物引取保証依頼書（兼貸渡依頼書）

流通系路							
1 Buyer _____ → 2. 開設（取立）銀行							
項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考	
L/G No		2		ANZ			
保証先		1		邦			
船 名		1	NNB	A			
船荷証券 №		1	"	ANZ			
船荷証券発行日		1	"	AN			
船荷証券発行者		1	"	A			
積出地		1	"	A			
陸揚地		1	"	A			
到着日		1	"	AN			
（商品明細）							
商品名		1	NNB NN I Lv	A			
数 量		1	"	ANZ			
単 価		1	"	ANZ			
価 格		1	"	ANZ			
建 値		1	"	A			

[illegible]

帳票名：倉庫証券 : Warehouse Receipt

流通
系
略

1. 海貨業者 → 2. Buyer → 3. 開設銀行（取立銀行）

項 目 名	内 容	記入 時 点	原 帳 票	記入符号	内容の 種類数	備 考
Forwarding Agent	海貨業者名	1		AN		
Messrs	輸出者名	1	Inv S/i	A		
貨物受取年月日		1		AN		
貨物受取地		1		A		
Marks and Numbers	荷印荷番号	1	Inv P/L	ANZ		
Number of Package	梱包個数	1	P/L	AN		
Description of Goods	才 量	1	Inv P/L	ANZ		
Measurement	重 量	1	M/W	AN		
Weight		1	M/W	AN		
荷送先		1	Inv S/I	A		
船積期限		1	S/I	AN		
荷揚港		1		A		
信用状開設銀行		1	S/I	A		
発行年月日		1	Inv	AN		
Warehouse Receipt №		1		ANZ		
発行者署名		1		A		

- 3 9 4 -

流通系路

1. 開設銀行名 → 2. Buyer → 3. 運送航空会社

[illegible]

帳票名：輸入荷物引取保証状：Letter of Guarantee

流通系路	1. Buyer $\xrightarrow{(1)}$ 2. 開設銀行 $\xrightarrow{(1)}$ 3. Buyer $\xrightarrow{(1)}$ 4. 船会社 $\xrightarrow{(1)}$ 5. 開設銀行						
項 目 名	内 容	記入 時点	原帳票	記入符号	内容の 種類数	備 考	
S. S / M. V.							
Marks	荷 印	1	NNB/L	ANZ			
Nos	荷番号	1	"	AN			
Packages		1	"	ANZ			
Cntents	商品名	1	"	A			
Shippers		1	"	A			
Vessel	船 名	1	"	A			
Date of Shipment	出港日	1	"	AN			
Port of Shipment	船積港	1	"	A			
Destination	荷揚港	1	"	A			
Buyer 署名		1		A			
保証銀行名及び署名		2		A			
Date	銀行保証年月日	2		AN			

——禁無断転載——

昭和50年3月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発センター

東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館内

TEL (434) 8211 (代表)

印刷所 株式会社 イフ・アドバタイジング

東京都千代田区千代田1番地

半蔵門浅井ビル501

TEL (262) 2984 (代表)

